

令和2年度

法務省事後評価実施結果報告書

令和3年8月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画(令和2年3月31日決定。令和2年10月29日改定)に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、令和3年7月15日に開催した第64回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和2年度事後評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	5
(2)	法曹養成制度の充実	10
(3)	法教育の推進	25
(4)	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	31
(5)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究)	38
(6)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査)	55
(7)	国と地方公共団体が連携した取組の実施	71
(8)	検察権行使を支える事務の適正な運営	122
(9)	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	199
(10)	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った 団体の規制に関する調査等	204
(11)	登記事務の適正円滑な処理	218
(12)	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	225
(13)	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害 による被害の救済及び予防	233
(14)	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	289

(別添)

「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施**（国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに，その成果に基づく取組の展開を図る。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 13 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

令和2年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省2-(1))				
施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 (- 1 - (1))					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分		30年度	元年度	2年度	3年度
	予算の状況	当初予算(a)	133,314	139,667	131,074	130,906
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	133,314	139,667	131,074	
執行額(千円)		101,179	115,366	98,991		
政策評価実施時期	令和7年8月 (令和3年8月は中間報告)		担当部局名	大臣官房秘書課政策立案 ・情報管理室, 民事局総務課, 刑事局総務課		
評価方式	総合評価方式					

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が多数存在している。

一方、刑事基本法制については、近年の社会情勢の複雑化・多様化に伴い、様々な違法行為や不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会秩序の維持を図っていくためには、そのような社会情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済

型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組む、平成22年度、平成27年度及び令和2年度に評価を行った。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。令和2年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

令和2年度に実施した政策（具体的内容）

令和2年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備を行っており、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や各種手続の迅速化・合理化・効率化が実現されようとしている。しかし、例えば、公益信託制度について、信託財産及び受託者の範囲を拡大し、主務官庁制を廃止するなどの見直しを図ることなど、民事基本法制を社会経済情勢に応じたものとするために今後も対応を必要とする諸課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、令和3年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

近時、刑が確定した者や保釈中の被告人等による逃亡事案が相次いで発生している実情等に鑑み、これらの事案に適切に対応することができるようにするための刑事基本法制の整備は、喫緊の課題であるところ、令和3年度以降も、引き続き、法制審議会・刑事法（逃亡防止関係）部会において調査審議が行われる予定であり、法務大臣に対して答申がなされた場合には、速やかに、所要の法整備に向けた立案作業を進めていくこととしている。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和3年7月15日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号1のとおり

〔反映内容〕

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

法務省設置法(平成11年法律第93号)第3条,第4条第1項第1号,第4条第1項第2号^{*1}

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】

刑事基本法制の整備に係る職員旅費について,外国旅行の計画の見直しにより,経費の縮減を図った。

*1 「法務省設置法(平成11年法律第93号)」

(任務)

第3条 法務省は,基本法制の維持及び整備,法秩序の維持,国民の権利擁護,国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第4条 法務省は,前条第一項の任務を達成するため,次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
<p>【民事関係】</p> <p>土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等の見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕</p> <p>・民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の見直し</p>	<p>国会提出中</p> <p>民法・不動産登記法の見直しについては、平成31年2月に法制審議会に諮問され、同年3月から令和3年2月まで民法・不動産登記法部会において調査審議が行われた。同年2月、法制審議会において、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」を立案し、第204回国会に提出したところである。</p>
<p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託二関スル法律の全般的な見直しを行う。</p>	<p>〔公益信託二関スル法律等〕</p> <p>・公益信託二関スル法律の見直し</p>	<p>国会提出検討中</p> <p>公益信託制度については、旧公益法人から公益社団法人・公益財団法人への移行期間が平成25年11月に満了したことを受け、法制審議会信託法部会において、平成28年6月から平成30年12月まで、その見直しに向けた調査審議が行われ、平成31年2月には、法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱」が取りまとめられて、法務大臣に答申された。この答申を踏まえ、関係府省とも調整した上、関係法案の立案作業を進め、国会へ提出することを検討している。</p>
<p>児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しを行う。</p>	<p>〔民法〕</p> <p>・親子法制（懲戒権・嫡出推定規定）の見直し</p>	<p>法制審審議中</p> <p>親子法制の見直しについては、令和元年6月に法制審議会に諮問され、同年7月から民法（親子法制）部会において調査審議が行われている。</p>
<p>我が国の民事裁判手続においては、ITが十分に活用されているとはいいい難い。そこで、近年にお</p>	<p>〔民事訴訟法〕</p> <p>・民事訴訟法の見直し</p>	<p>法制審審議中</p> <p>民事訴訟法の見直しについては、令和2年2月に法制審議会</p>

<p>けるITの進展等への対応を図る等の観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日などの民事裁判手続のIT化を実現するため、民事訴訟制度の見直しを行う。</p>		<p>に諮問され、同年6月から民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が行われている。</p>
<p>我が国の仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであるが、同モデル法が平成18年に一部改正されているところ、その一部改正に対応する規律が整備されていない。現代社会において、国際的な紛争の解決手段として国際仲裁の有用性が増してきており、我が国の国際仲裁を活性化させる観点から、最新の国際水準に見合った法制度を整えるため、仲裁法等の見直しを行う。</p>	<p>〔仲裁法等〕 ・仲裁法等の見直し</p>	<p>法制審審議中 仲裁法等の見直しについては、令和2年9月に法制審議会に諮問され、同年10月から仲裁法制部会において調査審議が行われている。</p>
<p>父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しを行う。</p>	<p>〔民法〕 ・家族法制（離婚及びこれに関連する制度に関する規定等）の見直し</p>	<p>法制審審議中 家族法制の見直しについては、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年3月から家族法制部会において調査審議が行われている。</p>
<p>動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う。</p>	<p>〔民法等〕 ・担保法制の見直し</p>	<p>法制審審議中 担保法制の見直しについては、令和3年2月に法制審議会に諮問され、同年4月から担保法制部会において調査審議が行われている。</p>

【刑事関係】

<p>近時、刑が確定した者又は保釈中若しくは保釈を取り消された被告人等が逃亡する事案が発生している実情等に鑑み、これらの者の逃亡を防止し、身柄の収容を確実にかつ迅速に行えるようにするための方策等に関係する刑事法の整備について、必要な検討を行う。</p>	<p>〔刑事訴訟法等〕 ・刑事訴訟法等の見直し</p>	<p>法制審審議中 保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備については、令和2年2月に法制審議会に諮問がなされ、同年6月から刑事法（逃亡防止関係）部会において調査審議が行われている。</p>
--	---------------------------------	--

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け： - 2 - (2))					
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	<p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙1）に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち，主に法務省が担当する以下の事項につき，「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「連携法等一部改正法」という。）（別紙2）の成立を踏まえ，関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動領域の拡大に向けた，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 ・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 ・司法試験の在り方の検討 ・法曹養成制度改革に関し，関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	9,492	10,905	8,849	8,704
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	7,080	/
		合計(a+b+c)	9,492	10,905	1,769	
執行額(千円)	8,288	9,543	0			
施策に係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日） 法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙3） 法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）</p>					

測定指標	令和2年度目標	達成
1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の中で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会¹取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士をベトナム社会主義共和国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行っている。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 国の機関における弁護士の在職者数	382	399	400	377	-
2 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数（日本弁護士連合会調べ）	106	136	172	189	197
3 企業内弁護士数（日本組織内弁護士協会調べ）	1,707	1,931	2,161	2,418	2,629

令和2年度における「国の機関における弁護士の在職者数」調査については、未実施

測定指標	令和2年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会²（以下「連絡協議会」という。）を開催している。

令和2年度に開催した連絡協議会においては、法曹人口に関する各種データ、令和2年司法試験及び司法試験予備試験の結果、令和元年度法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

参考指標	実績値				

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数(件)	10,166	10,270	10,537	11,833	12,073
2 法科大学院志願者数(人)(文部科学省調べ)	8,278	8,160	8,058	9,064	8,161

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1及び2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1については、おおむね目標を達成することができ、2については、目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定(平成27年6月)においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ(平成27年5月)を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、多様な国際業務についての理解を深め、中長期的な視野でキャリアプランを構築することなどを目的として、日本弁護士連合会や外務省とともに、弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象に「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を開催(文部科学省、法科大学院協会及び国際法学会が後援)し、国際舞台における法曹有資格者の専門性活用の在り方に関する有益な情報を法曹志望者や法曹関係者に広く共有した。</p> <p>また、海外における我が国の法曹有資格者に対する期待やニーズが高まっている中、法運用の実態に関する情報が我が国において必ずしも十分ではない国を対象として、法運用の実態等について調査を行ってきたところ、令和2年度は、その情報が乏しいベトナム社会主義共和国に、新たに委託弁護士を派遣し、現地の法運用の実態等の調査を新規に行っている。</p> <p>なお、上記のベトナム社会主義国における調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査開始時期が大幅に遅れたことから、委託弁護士と締結した契約を見直し、調査結果の報告時期を令和3年度末に変更した。</p> <p>外部要因により一部の取組に遅れが生じているものの、こうした適切な方法により、有益な情報が広く共有されたといえることから、おおむね目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、令和2年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ(裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等)などについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計7回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っている。</p>	

以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたといえ、目標を達成することができたと評価できる。

(取組の有効性、効率性等)

【測定指標 1 及び 2 関係】

測定指標 1 及び 2 については、「法曹養成制度改革の推進について」及び「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施するという目標に対し、法曹人口、司法試験及び司法修習における各課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標 1 との関係では、多様な国際業務についての理解を深め、中長期的な視野でキャリアプランを構築することなどを目的として、日本弁護士連合会や外務省とともに、弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象に「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を開催（文部科学省、法科大学院協会及び国際法学会が後援）し、国際舞台における法曹有資格者の専門性活用の在り方に関する有益な情報を法曹志望者や法曹関係者に広く共有するなど、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえ、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

【測定指標 1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、令和 3 年度以降も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

【測定指標 2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、令和 3 年度以降も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項につき、連携法等一部改正法の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら必要な取組を実施する。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和 3 年 7 月 15 日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号 2 及び 3 のとおり 〔反映内容〕 なし</p>
------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕） ・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕）
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き，所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------	----------	--------

-
- *1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html〕）
- *2 法曹養成制度改革連絡協議会（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html〕）
- *3 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省ホームページ〔http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html〕）

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成 27 年 6 月 30 日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実に図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正 【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来への運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(3))

施策名	法教育の推進 (政策体系上の位置付け： - 2 - (4))					
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。					
達成すべき目標	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	22,051	28,879	31,207	28,854
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	22,051	28,879	31,207	
執行額(千円)	13,142	22,183	25,310			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第2-2 司法教育の充実^{*1} <p>消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定,平成30年3月20日変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(4) 法教育^{*2} <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3-(6) 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定^{*3} <p>第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発^{*4} <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第6-2-(2) -イ 法教育の充実^{*5} <p>経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2章-5-(7) - 治安・司法^{*6} <p>消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5章-4-(1) 消費者教育の推進^{*7} 					

測定指標	令和2年度目標値	達成
1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数	対前年度増	達成

	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	53,850	21,714	27,245	36,366	53,850	78,836

測定指標	令和2年度目標	達成
2 協議会等の活動状況	<p>法教育推進協議会⁸及び部会⁹（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査¹⁰の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会を設置し、令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、高校生が自ら手に取り学ぶことができる法教育リーフレットを作成し、全国の高校、教育委員会等に約220万部配布した。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
協議会等の開催実績（回）	8	10	11	18	8

測定指標	令和2年度目標	達成
3 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	<p>法教育活動（教材作成，授業実施等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。</p>	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業，Web会議方式による法教育授業について，法務省関係機関において実施するとともに，学校現場等に法教育情報を提供することによって，法教育の積極的な実践を後押しするため，法教育に関するリーフレット等を全国の学校，教育委員会等に配布した。

また，令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として，高校生向け法教育リーフレットを作成し，全国の高校，教育委員会等に配布した。

その他、法教育の担い手である教員が法教育授業の実践方法を習得できるよう、法務省職員が現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス、法教育教材の紹介等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図るとともに、法の日週間記念行事における法教育関連イベントの実施や消費者教育シンポジウムなどへの参加、令和3年3月に実施された京都 kongress のサイドイベントにおける法教育普及のための取組に関する紹介、法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
法教育授業実施回数(回)	3,167	3,553	3,948	4,056	1,243
教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果(法教育授業を実践してみたいと思った割合(%))	-	-	-	92	-

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>法教育の推進のためには、国民への周知・広報活動を実施しつつ、これらと並行して、法教育に対する国民の関心度の測定、すなわち、実施している周知・広報活動が効果的かどうかの評価を行うことが重要であるところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度46パーセント増と前年度を大きく上回っており(これは高校生向け法教育リーフレットを新たに作成して全国の高校、教育委員会等に配布したことや法教育のページを分かりやすく編集し、必要な情報にアクセスしやすい環境を整備したことなどが影響していると考えられる。)、前年度と比較しても国民の法教育への関心がより高まっていることがうかがわれる。これらのことから、周知・広報に係る施策が効果的に実施されたといえ、目標を達成することができたと評価した。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況を踏まえた上で、法教育をさらに推進するために必要な施策や今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、今後の具体的な取組の方向性について検討した。</p> <p>令和2年度は、前年度をもって法教育教材作成部会が終了したため、開催回数は減少したものの、協議会における検討を経て、令和4年4月に迫った成年年齢引下げに向け、契約や私法の基本的な考え方をわかりやすくまとめた高校生向け法教育リーフレットを作成して全国の高校、教育委員会等に</p>

約220万部配布したことから、同協議会の活動を通じ、法教育の推進を図ることができたといえ、目標を達成することができたと評価した。

【測定指標3】

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践への協力・支援として、法務省職員を教職員向け研修等に講師として派遣（又はWeb会議方式による講義を含む。）するとともに、学校現場や地域の集まりなどの求めに応じて法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて行う法教育授業も積極的に実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参考指標である法教育授業の実施回数が相当程度減少しているが、上記のとおり高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高校、教育委員会等に約220万部配布したこと、令和3年3月に実施された京都 kongress のサイドイベントにおいて世界に向けて法教育普及のための取組を紹介するなど、法教育の意義について幅広く周知するなどの取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標1, 2, 3 関係】

「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、法教育に触れる機会の充実という点で、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を効率的に拡大させる上で必要かつ有効である。

また、法務省関係機関において、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、国民の法教育への関心度を測定しつつ、学校現場にとどまらず、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1, 2, 3】

現在の目標を維持しつつ、引き続き測定指標1～3により、法教育に対する理解促進、法教育に触れる機会の充実等に積極的に取り組む。新型コロナウイルス感染症対策のため、対面形式以外の取組を強化する。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和3年7月15日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要
〔意見〕

「次期目標等への反映の方向性」において、新型コロナウイルス感染症に関する記

	<p>載をした方が良いのではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、次期目標等への反映の方向性欄に、対面形式以外の取組を強化する旨を追記した。</p>
--	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html) を参照</p> <p>「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html) 「モデル授業例」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_jugyou.html) 「教員向け法教育セミナー」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/seminar.html) 「成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット」 法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html)</p>
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房司法法制部司法法制課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	-----------------------	-----------------	---------------

*1 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)

- 第2-2 司法教育の充実

学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。

*2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)

- 3-(4) 法教育

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

- 3-(6) - 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)

- 第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。

*5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

- 第6-2-(2) - -イ 法教育の充実

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

第2章-5-(7) - 治安・司法

(前略)法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(いわゆる骨太の方針)には、新型コロナウイルス感染症対策関係の記載内容に絞り込まれることとなったため、法教育関係の記載がないものの、令和2年度の骨太の方針に記載のない政策は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に記載されている項目を着実に実施することとされた。

*7 「消費者基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)

第5章-4-(1) 消費者教育の推進

法教育、金融経済教育及び情報教育等の消費者教育と密接に関連する分野の取組について、関係府省庁等が密接に連携して推進する。

*8 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*9 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

令和4年4月から施行される民法改正法による成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、高校生が自ら手に取り、学ぶことができる法教育リーフレットの作成など、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、法的なものの考え方を身に付け、私法における権利・責任の主体として行動することができる能力を育む法教育推進のための施策を検討するため、「成年年齢引下げに向けた法教育施策推進検討部会」が設置された(令和2年6月11日)。

*10 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ(平成28年6月)、成年年齢の引下げ(令和4年4月)、新学習指導要領への移行(令和2年度から順次実施)等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

令和 2 年度事後評価実施結果報告書

（法務省 2 - (4)）

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： - 2 - (5))					
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。					
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱い数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2 年度	3 年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	-	289,722	164,000	142,310
		補正予算(b)	-	0	0	-
		繰越し等(c)	-	0	0	/
		合計(a+b+c)	-	289,722	164,000	
執行額(千円)	-	288,954	163,160			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2020 ^{*1} (令和2年7月17日閣議決定) 成長戦略フォローアップ ^{*2} (令和2年7月17日閣議決定)					

測定指標	令和 2 年度目標	達成
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね 達成

施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という。)

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという喫緊の課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、

施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁活性化基盤整備調査事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して各種セミナー・シンポジウム等を開催し、広報・意識啓発の活動を進めているほか、弁護士等に対する研修やオンライン研修教材の開発に取り組むなど人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設について、最先端のICT設備の整備を進め、コロナ禍においても、審問手続のみならず、周知啓発又は人材育成のためのセミナー・シンポジウムを柔軟かつ円滑に実施している。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 日本における国際仲裁取扱件数(件)	-	-	-	11	33 ^{*3}
2 セミナー・シンポジウム参加者(国際仲裁のユーザーたる企業等)に対するアンケート調査結果(理解や関心が高まった者の割合)(%)	-	-	-	75.0	94.3 ^{*4}
3 人材育成研修の受講者(仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等)に対するアンケート調査結果(積極的な評価をした者の割合)(%)	-	-	-	97.6	100.0 ^{*5}

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり ----- (判断根拠) 我が国における国際仲裁取扱件数は、令和2年度は33件であり、令和元年度の取扱件数と比較して相当数増加した。また、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、その参加者から、高い評価を得ることができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、その参加者から相当に高い評価を受けており、人材育成の観点でも進展があったといえる。さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設が活用されていることも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 参考指標1の令和2年度の我が国における国際仲裁取扱件数は33件となり、令和元年度と比較して相当数増加した。令和元年度の測定値は、日本を代表する国際仲裁機関である日本商事仲裁協会(J	

ＣＡＡ）における新規申立て件数であり、令和２年度の測定値は、日本国際紛争解決センター・東京施設（ＪＩＤＲＣ東京）とＪＣＡＡにおける国際仲裁事件の取扱い件数の総和（ＪＩＤＲＣ東京の取扱い件数25件、ＪＩＤＲＣを利用しないＪＣＡＡの取扱い件数8件）であり単純に比較はできないものの、相当の成果をあげたといえる。

参考指標２の広報・意識啓発の状況について見ると、セミナー・シンポジウムの参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等約580名）に対してアンケート調査を実施したところ、国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が、94.3パーセントという高い評価を得ることができ、国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を十分に理解してもらうことができた。なお、国際仲裁の現状を紹介する広報小冊子を令和元年度に引き続き配布する他、施設の設備や利用料金等を掲載した利用者向けのパンフレットを作成・頒布、ＪＩＤＲＣのウェブサイト随時更新するなどの取組も実施した。

参考指標３の人材育成の状況について見ると、人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等延べ約330名）に対してアンケート調査を実施したところ、研修の内容に積極的な評価をした者の割合が、100パーセントという相当高い評価を得ることができ、研修の方法、内容等は効果的であったものと認められることから、その研修を通じて受講者は十分な知見を得ることができたと言える。また、研修の実施方法についても、集合研修のみならず、オンライン教材を開発し、これをホームページ上に公開するなどの工夫を進めており、人材育成についても、進展があったと言える。

また、令和２年３月に東京・虎ノ門に開業した最新のＩＣＴ設備を備えた仲裁審問の専用施設を活用し、仲裁審問、セミナー・シンポジウムや研修の実施を行っている。

参考指標２及び参考指標３について検討した結果、広報・意識啓発及び人材育成の取組には相当程度進展があったと言える。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設において、コロナ禍に対応できるＩＣＴ設備を増強し、海外とのオンライン形式の審問やセミナー等を行うことができるようになった上、その施設が活用されていることも併せ鑑みると、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標１】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには、国内外における広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に、官民が連携して、総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては、仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあることについて、国際仲裁のユーザーである企業等に対するセミナー・シンポジウム等を通じて積極的に広報することで、日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効であり、また、広く経済界等に対する意識啓発として、国際仲裁を利用すること、日本を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を理解してもらうことが有効である。

また、国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても、国内外の仲裁機関を含む関係機関と協力し、弁護士等に対する研修を積極的に実施することは、我が国の仲裁人・仲裁代理人となりうる者が、海外の著名な仲裁機関等のノウハウ等を含む専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を、審問手続とともにセミナー・シンポジウム、研修等に積極的に活用していくことで、セミナー・シンポジウム、研修等の実施に係る費用を削減することができることに加え、同施設を国内外に広報することにもつながることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。なお、同施設は、国際仲裁の専用施設であり、24時間365日対応可能であるとともに、諸外国の国際仲裁審問施設に比べて安価に利用料金が設定されており、その利用料金の中には、同時通訳ブース、レシーバー、iPadなどのＩＣＴ機器の利用も含まれており、我が国の国際仲裁の活性化に大きく寄与するものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

<p>【施策】 我が国における国際仲裁が活性化するように、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。</p> <p>【測定指標 1】 国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であることは変わらない。 令和3年度以降は、特に海外向けの広報活動を進めていくほか、日本の裁判例を英語で紹介して日本が仲裁フレンドリーな国であることを海外にアピールするとともに、大学と連携して学生に仲裁に関心を持ってもらうなど、広報・意識啓発、人材育成等を積極的に進める。</p>
--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号4のとおり 〔反映内容〕 なし</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html</p> <p>内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html</p>
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	大臣官房国際課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------	----------	--------

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

海外経済の活力の取込み

「司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する。」

*2 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

) 海外の成長市場の取り込み

日本企業の国際展開支援

ウ) 中堅・中小企業の海外展開支援

「国際仲裁の活性化に向け、改正外弁法の対外発信に努めつつ、仲裁専用施設の積極的な利活用を図るとともに、仲裁関連法制度の見直しの検討を加速させる。」

*3 J C A A 又は J I D R C 東京における取扱い件数の総和 (重複は除く。) 。 なお , J I D R C 東京は令和 2 年 3 月末に開業したため , 令和元年度の取扱い件数は , J C A A における新規申立て件数を記載している。

*4 別紙 1 : セミナー・シンポジウムのアンケート調査結果

*5 別紙 2 : 人材育成研修のアンケート調査結果

【参考指標 2】

セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合）

国際仲裁のユーザーたる企業等に対して実施したセミナー・シンポジウムのうち、国際仲裁に対する理解や関心に係るアンケートを行ったものは、以下のとおりである。

(1)香港国際仲裁センター（HKIAC）と連携して開催したセミナー（9月9日）

参加者数 約 70 名

・「本プログラム受講により、あなたの仲裁に対する興味、関心は増加しましたか？」

肯定する答えが 79.2%（回答数 24 のうち 19）

・「本プログラム受講により、あなたの仲裁に関する知識は増加しましたか？」

肯定する答えが 95.8%（回答数 24 のうち 23）

(2)JCAA・京都国際調停センター（JIMC）と連携して開催したセミナー（9月15日・10月2日）

参加者数 約 200 名

・「セミナーの内容はいかがでしたか？」

肯定する答えが 95.7%（回答数 69 のうち、とても参考になった 32、参考になった 34）

(3)日本知的財産仲裁センター（JIPAC）と連携して開催したセミナー（9月23日）

参加者数 約 70 名

・「本シンポジウムについてお聞かせください。」

肯定する答えが 91.7%（回答数 12 のうち、とても役に立った 6、少し役に立った 5）

(4)経団連・日本商工会議所と連携して開催したセミナー（9月24日）

参加者数 約 40 名

・「本セミナーを受講して、国際仲裁に関する理解や関心は高まりましたか？」

肯定する答えが 100.0%（回答数 12 のうち、とても高まった 10、少し高まった 2）

(5)JCAA・世界知的所有権機関（WIPO）と連携して開催したセミナー（2月10日）

参加者数 約 200 名

・「セミナーの内容はいかがでしたか？」

肯定する答えが 96.1%（回答数 103 のうち、とても参考になった 32、参考になった 67）

(1)～(5)を総合すると、理解や関心が高まった者の割合は、94.3%（回答数 244 のうち 230）になる。

【参考指標 3】

人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合）

仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対して実施した人材育成研修は、以下のとおりである。

(1)JIPAC と連携して開催した知的財産仲裁に関する研修（9月24日）

参加者数 約 30 名

JIPAC の方針でアンケート調査を実施していない。

(2)スポーツ仲裁裁判所（CAS）等と連携して開催したスポーツ仲裁に関する研修（12月～3月）

参加者数 各回約 60 名（延べ約 300 名）

・「本研修を受け、スポーツ仲裁に関する理解・関心が高まりましたか。」

肯定する答えが 100.0%（回答数 13 のうち、とても高まった 10、やや高まった 3）

・「本研修を受け、アンチ・ドーピング仲裁に関する理解・関心が高まりましたか。」

肯定する答えが 100.0%（回答数 13 のうち、とても高まった 9、やや高まった 4）

すなわち、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する人材育成研修につき積極的な評価をした者は、100.0%（回答数 26 のうち 26）になる。

令和2年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省2-(5))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (- 3 - (1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,869	3,304	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	2,869	3,304	-	
執行額(千円)	2,869	3,304	-			
政策評価実施時期	令和3年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成27年版犯罪白書によると、覚醒剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるものの、毎年1万人を超える状況が続いており、入所受刑者全体に占める割合も依然として高い水準にある。また、近年では、若年層を中心にいわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員が増加しており、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めている。さらに、薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、平成27年版犯罪白書によると、出所受刑者の5年以内累積再入率¹⁾は、覚醒剤取締法違反で最も高く、出所者の約半数の者が出所年を含む5年以内に刑事施設に再入所している現状にある。

こうした中、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(平成25年法律第50号)が施行され、今後、薬物事犯者の様々な特性を踏まえた処遇の一層の充実が必要な状況にある。「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)²⁾においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が求められており、特に、女性受刑者に特有の問題性に着目した効果的な指導・支援方策という観点からの要請もなされている。

以上のような状況の下、薬物犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見ると、「薬物犯罪の現状と対策」と題して特集を組んだ平成7年版犯罪白書では、薬物乱用問題の国際的動向、我が国における薬物犯罪の動向、薬物事犯者の特質、諸外国における薬物犯罪とその取締の現状を幅広く紹介しているが、その後、約20年が経過している。また、「再犯防止施策の充実」と題して特集を組んだ平成21年版犯罪白書では、覚醒剤事犯受刑者を対象とした調査を実施し、その再犯の実態と再犯要因等を取り上げているが、窃盗事犯者との同時調査であったこともあり、薬物事犯者の特性に関する調査項目は限られており、薬物依存者への処遇の在り方を検討するために有用な精神医学や心理学等の観点からは十分に調査されていない。

以上を踏まえて、本研究では、薬物事犯者に対する有効な方策を講じる上での資料を提供するため、主として次の二つの観点から研究を行うこととする。第一に、我が国の薬物犯罪に係る動向を見るとともに、近時の薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取

組の進展を概観し、我が国における今後の施策を検討するための基礎資料を提供する。第二に、薬物事犯者の諸特性について、刑事政策的な観点に加えて、精神医学・心理学等の観点も含めて多角的に把握し、対象者の特性等に応じた指導及び支援に資する基礎資料の提供を目指すこととする。

(2) 目的・目標

本研究の目的は「我が国の薬物犯罪に係る動向を見ること及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、もって、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成29年度から平成30年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 我が国における薬物犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階での統計資料に基づき、薬物犯罪の発生状況や薬物事犯者の処遇状況等について分析する。統計資料が入手できる範囲において可能な限り幅広い規制薬物に関する動向調査を行うほか、薬物の自己使用者等に対する刑の一部の執行猶予制度の運用状況についても概観する。

(イ) 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査

諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等について最新の知見を幅広く収集し、整理して提示する。

(ウ) 薬物事犯者に係る実態調査

刑事施設に在所している薬物事犯受刑者を対象とし、質問紙調査を実施し、危険ドラッグを含む使用薬物の範囲、薬物依存の程度（処方薬依存を含む）、薬物の影響下における違法行為の有無、抑うつ・食行動異常等の併存する精神症状、自傷行為を含む故意に自己を損する行為、断薬と再使用の契機、児童期の被虐待体験等について調査し、性差等の観点から分析を行う。

(エ) 実地調査

再犯防止総合対策に係る国の機関をはじめ、民間の医療機関等において実施されている各種取組に関する実地調査（海外での調査を含む。）を行う。

ウ 共同研究者

精神医学等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、薬物犯罪及び薬物事犯者の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究の対象者である薬物事犯者については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されているなど法務省の施策と密接に関連しており、実施の必要性が極めて高い。また、精神医療の領域においては、薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研

究である。さらに、刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められ、こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

(2) 効率性

本研究の実態調査では、主たる罪名が覚醒剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるよう調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用し、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みである。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、公開されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

(3) 有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」³、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」^{3*}及び「世界一安全な日本」創造戦略⁴に沿ったものである。また、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和3年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、「再犯防止に向けた総合対策」や「世界一安全な日本」創造戦

略」に加えて、研究期間中に策定された「再犯防止推進計画」⁵及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」⁶を踏まえ、公的統計、実地調査等に基づいて、薬物犯罪に係る動向や、薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観するとともに、国立精神・神経医療研究センターにおいて薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行っている学識経験者を共同研究者として、薬物事犯者に係る実態調査を行い、薬物事犯者の特性等を多角的に検討するなどして、以下の知見を得た。

ア 我が国における薬物犯罪の動向

薬物犯罪の検挙人員の中で最も高い割合を占める覚醒剤取締法違反の検挙人員は、平成28年以降減少し続け、令和元年には、前年から13.0パーセントも減少し、昭和50年以来44年ぶりに1万人を下回った。大麻取締法違反の検挙人員は、平成21年をピークに、翌年から減少に転じたものの、平成26年からは毎年増加し続け、令和元年には昭和46年以降初めて4,000人を超えた。その一方で、危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は、平成24年から平成27年にかけて増加し、翌年から減少し続けている。近年の大麻取締法違反の検挙人員の著しい増加には、少年を含む若年層の検挙人員の増加が大きく影響している。

近年我が国における覚醒剤の押収量が増加し、令和元年には平成元年以降最多を記録した。また、令和元年には、覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数が急増した。

覚醒剤取締法違反の起訴率は、平成14年に90パーセントを下回った後緩やかな低下傾向が見られるものの、それでも75パーセント以上の比較的高い水準にある。最近20年間の動きを見ると、起訴猶予率については、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反が、覚醒剤取締法違反と比較して一貫して高く、全部執行猶予率については、同法違反が、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反と比較して一貫して低い。令和元年において、一部執行猶予付判決を受けた人員の割合は、覚醒剤取締法違反では有期刑（懲役）の者の20パーセント弱であったが、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反では、5パーセントに満たない。

最近20年間の動きを見ると、覚醒剤取締法違反による入所受刑者は、減少傾向にある。同法違反による入所受刑者については、男性では、入所度数が3度以上の者の割合が一貫して高く、女性では、初入者の占める割合が高い。覚醒剤取締法違反による保護観察開始人員については、近年、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者では減少している。その一方、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は、着実に増加している。

薬物非行の検挙人員について見ると、かつて多かった毒物及び劇物取締法及び覚醒剤取締法の各違反は近年減少している。その一方、大麻取締法違反は平成26年以降増加し続けている。

覚醒剤取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者率は、近年上昇傾向にあり、令和元年は66.9パーセントという高い水準にある。また、同年に同法違反で起訴された者の有前科者率は75.4パーセントと高い水準にある。一方で、大麻取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者率は、平成27年以降おおむね横ばいで推移し、令和元年でも24.4パーセントであるが、最近20年間で最も低かった平成16年（10.0パーセント）よりも上昇している。

最近20年間の動きを見ると、覚醒剤取締法違反の入所受刑者の再入者率は、男女共に上昇傾向にある。また、再入者のうち40～64歳の占める割合が上昇傾向にある。同法違反の出所受刑者の5年以内再入率は、窃盗と共に、他の罪名の出所受刑者と比較すると高い。平成27年の同法違反の出所受刑者の5年以内再入率を見ると、満期釈放者及び仮釈放者のいずれも出所受刑者全体と比べて高く、入所度数別では、入所度数が多い者ほど再入率が高い。

イ 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査及び実地調査

諸外国における薬物乱用の状況として、世界における薬物使用経験者及び薬物使用

障害者の人員や人口に占める比率，薬物の押収量，我が国及び諸外国における薬物の生涯経験率・過去1年経験率の違い等を概観した。諸外国における薬物事犯者処遇としては，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及び世界保健機関（WHO）が，基本的に有罪判決や刑罰ではなく治療等の代替手段によること（医療モデル）を提唱している。米国においては，国立薬物乱用研究所（NIDA）等が，薬物乱用防止に関する大規模かつ継続的な調査研究を行っているほか，社会内における薬物依存症の治療として，ドラッグコート，治療共同体における処遇等が行われている。

また，我が国における薬物事犯者に対する処遇として，検察庁と地方公共団体との連携による社会復帰支援，刑事施設における薬物依存離脱指導，少年院における薬物非行防止指導，地方更生保護委員会における生活環境の調整への関わり，保護観察所等における薬物再乱用防止プログラム等，様々な取組について調査を行ったほか，依存症専門の医療機関，精神保健福祉センター等の相談機関，回復支援施設等の取組についても紹介した。

ウ 薬物事犯者に係る実態調査

平成29年7月から8月（ただし女性については11月まで延長），全国の刑事施設に新たに入所した受刑者（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名に覚醒剤取締法違反を含み，覚醒剤の自己使用経験がある者）に対し，質問紙調査を実施し，刑事施設において把握しているその他受刑歴等についての情報と併せて，調査対象者全体，男女別，薬物依存の重症度（以下「依存重症度」という。）別，初入者・再入者別の分析を行った。

覚醒剤事犯者には，20歳未満から薬物の乱用を開始し，薬物犯罪を繰り返している者が少なくない。覚醒剤以外では大麻や有機溶剤の経験率が高く，その他の多くの薬物の経験率についても，一般住民を対象とした調査結果との単純比較において顕著に高かった。直近1年間の1月当たりの覚醒剤使用日数は，5日以下の者が約6割を占める一方，16日以上のも約2割を占めていた。依存重症度では，集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者が5割近くを占めており，覚醒剤事犯者が抱える薬物乱用の問題は相当に深刻であることが示唆された。加えて，アルコールの問題やギャンブル依存が疑われる者がそれぞれ全体の4割前後を占めた。

覚醒剤の使用に関し，男女共に，薬物仲間との接触，否定的な感情等が引き金になることが多かった。特に，女性では，自分の体型が気になるときなどに覚醒剤を使用しなくなった者の割合が男性よりも顕著に高く，否定的な感情等を表す多くの項目で，覚醒剤を使用しなくなった者の割合が男性よりも高かった。男女共に，使用によって本人なりのメリットを得られるとする一方で，身柄の拘束，身近な人間との関係悪化や周囲からの信頼の喪失等をデメリットと感じている者が多かった。特に，女性では，心身の調子の悪化をデメリットと感じている者の割合が男性よりも高かった。また，女性は，小児期逆境体験について，全ての項目で男性よりも経験率が高く，男性と比較し，食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ，DV被害の経験率も高かった。

依存重症度別に見ると，覚醒剤の使用欲求が誘発される刺激（引き金）の範囲には依存重症度による違いがあることが示唆された。また，断薬経験率を依存重症度別に見ると，「相当程度」，「重度」の者が有意に低かった。

再入者は，初入者よりも，違法薬物の入手のための犯罪の経験がある者の割合，違法薬物の影響下での犯罪の経験がある者の割合，違法薬物の乱用下での運転・無免許運転の経験がある者の割合が顕著に高かった。なお，依存重症度について，「相当程度」以上の者の割合は，再入者が5割近くを占める一方，初入者も4割近くを占めていた。

薬物乱用に関する医療・保健機関や民間支援団体（以下「関係機関」という。）について，初入者は，その存在を知らなかった者の割合が，保健機関については5割を

超え、自助グループについては約4割であるなど、再入者より高かった。他方、再入者は、いずれの関係機関についても、その存在を知っていながら支援を受けたことがない者の割合が6～8割に及んでいた。支援を受けたことがない理由として、いずれの関係機関についても、初入者・再入者共に、自力でやめられると思ったこと、支援を受けられる場所や連絡先を知らなかったこと、支援内容がよく分からなかったことを挙げた者の割合が高かったが、再入者については、これに加え、支援を受けてもやめられないと思ったことを挙げた者の割合が高かった。

エ 提言・考察

各種調査・分析の結果を踏まえ、薬物犯罪の取締りを通じた薬物供給量の減少の必要性、薬物の害悪や薬物乱用の弊害、相談・支援窓口に関する情報提供の必要性、女性や少年といった薬物事犯者の特性に応じた対応や、多機関連携の強化を通じた処遇の一層の充実の必要性、刑事処分の早い段階での対応の必要性等を中心に考察を行い、我が国の薬物乱用状況が諸外国とは異なる傾向があることも念頭に、我が国における薬物犯罪対策や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について論じた。

オ 成果物

本研究の成果は、令和2年3月に法務総合研究所研究部報告（以下「研究部報告」という。）⁶²「薬物事犯者に関する研究」、令和2年11月に令和2年版犯罪白書（特集 薬物犯罪）として公刊され、法務省関係部局や大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本研究を共同して行った国立精神・神経医療研究センターと共に、本研究の成果を平易にまとめた小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成し、全国の検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、警察、裁判所、専門医療機関、精神保健福祉センター、回復支援施設等に配布・送付したほか、国立精神・神経医療研究センターのホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。さらに、本研究の成果について、法務総合研究所の研究官等が、原著論文の発表や、日本犯罪心理学会、日本アルコール・アディクション医学会及び国際アルコール医学生物学会における発表を行っている。なお、公刊された令和2年版犯罪白書中の本研究の結果の一部が既に、厚生労働省における「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の資料や青少年向け薬物乱用防止読本に引用されているが、今後も、本研究の結果は、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に利用されていく見込みである。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

（必要性の評価項目）

薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことは繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」において、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されたことに加え、刑の一部の執行猶予制度が施行され、薬物事犯者に対する処遇の一層の充実が検討されるなどしており、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連し、実施する必要性が極めて高かった。

また、精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

このように、必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高いものであったと認められる。

（効率性の評価項目）

実態調査では、主たる罪名が覚醒剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象と

し、女性受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保した。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握可能なよう調査項目を設定した。かかる対象者及び調査項目の設定により、性別、依存重症度別、初入者・再入者の別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能となり、そうした特性と薬物乱用状況等を詳細に検討できたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。

また、研究の実施体制・手法に関し、事前評価では、具体的な調査方法や調査項目等について検討の余地がある旨の指摘をされたが、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加え、国立精神・神経医療研究センターにおいて薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行っている学識経験者を共同研究者として、その知見を積極的に活用したことにより、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を幅広く設定するなどし、多様な観点から分析を加えることができた。このほかにも、公的統計等の信頼性の高いデータを用いて、妥当な分析手法により研究を行っており、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。

さらに、本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行っている。それ以外の手法では、同水準の研究の実施は困難であり、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。

このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高いものであったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」及び令和2年版犯罪白書(特集 薬物犯罪)として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。また、共同研究を行った国立精神・神経医療研究センターと共に、本研究の成果を平易にまとめた小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成し、全国の法務省所管の官署や司法機関、専門医療機関等に配布・送付したほか、国立精神・神経医療研究センターのホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。

また、本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「世界一安全な日本」創造戦略、「再犯防止推進計画」及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に沿ったものである上、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、既に、厚生労働省における「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の資料や青少年向け薬物乱用防止読本に引用されているが、今後も、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高いものであったと認められる。

(3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれも認められ、評点の合計は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和3年7月15日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号5のとおり

〔反映内容〕

諸外国における薬物事犯者処遇に対する施策の調査に関し、米国のドラッグコートに係る調査からは、対象者の再犯リスクや支援ニーズを的確に査定・把握し、個々の対象者に合わせて医療、職業、教育、福祉等の多角的なサービスを継続的に提供することによって再犯防止効果が上がるという示唆を、治療共同体に係る調査からは、刑事司法機関と連携しながら、対象者のニーズに合わせ、薬物依存症の治療プログラムのほか、医療、福祉、教育等の多角的なサービスを提供することが重要であるという示唆を得た。また、これらの機関の職員へのインタビュー調査では、薬物事犯者が刑事司法制度の枠組みから地域社会に移行するときに、治療を中断したり、支援から離脱したりすることが増加し、再犯につながるが多いため、その間をいかに円滑に移行させるかが課題であるという示唆を得た。

米国の調査からは、薬物事犯者処遇について基本的かつ重要なことは日米でおおむね共通しているということが確認されたことから、我が国で進められている施策、すなわち、施設内・地域内における処遇・支援の充実、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行、刑事司法機関と医療・福祉・保健機関、民間支援団体等の連携の強化等の施策を推進していくことの妥当性が裏付けられたものと思料する。その上で、ドラッグコート等の処遇を我が国の処遇に取り入れることについては、我が国と諸外国とでは、裁判制度、薬物の乱用状況、刑事施設の収容状況等が大きくことなることなどをも踏まえ、慎重に検討される必要があるものと思料する。

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)

第3 再犯防止のための重点施策

1 - (3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

1 - (4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

戦略の内容

3 - (1) - 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

3 - (3) - 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

今後取り組んでいく施策

第3 - 2 (2) - -工 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の過程で使用したデータや文献等

評価の過程で使用した公的統計

評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」
平成7年版犯罪白書「薬物犯罪の現状と対策」
昭和57年版犯罪白書「薬物犯罪の動向と対策」
研究部報告34「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究 - オーストラリア, カナダ, 連合王国, アメリカ合衆国 - 」
研究部報告27「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 5年以内累積再入率

出所年を含む5年以内に受刑のため刑事施設に再入所した者の率をいう。

*2 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)

第3-1-(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

第3-1-(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

*3 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

- 3 - (1) - 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設等における薬物依存の問題を抱える者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び

効果検証の結果を踏まえた、実施体制の見直しを行う。また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護観察所が、個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で、専門的な処遇プログラムによる指導、薬物依存症の治療を受けるための調整、帰住先や就労先の確保に向けた支援、薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

- 3 - (3) - 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため、懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた準備及び施行後における適正な運用を行う。

*5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

- 第3 - 2 (2) - - 工 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。

*6 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物を乱用した者の再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応を行うことが重要であり、また、その際には本人の状態及び状況に応じた対応が必要である。

薬物乱用者が社会復帰し、薬物の再乱用を防止するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要がある。

そのためには、薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。

また、薬物依存の治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係省庁間での連携を密にすることは当然であるが、民間団体との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細やかな支援が重要であることを理解し、効果検証等を通じて、より一層効果的な再乱用防止対策を推進する必要がある。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【薬物事犯者に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことは繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」において、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されたことに加え、刑の一部の執行猶予制度が施行され、薬物事犯者に対する処遇の一層の充実が検討されるなどしており、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連し、実施する必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	実態調査では、主たる罪名が覚醒剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女性受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保した。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握可能なよう調査項目を設定した。かかる対象者及び調査項目の設定により、性別、薬物依存の重症度別、初入者・再入者の別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能となり、そうした特性と薬物乱用状況等を詳細に検討できたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加え、国立精神・神経医療研究センターにおいて薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行っている学識経験者を共同研究者として、その知見を積極的に活用したことにより、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を幅広く設定するなどし、多様な観点から分析を加えることができた。このほかにも、公的統計等の信頼性の高いデータを用いて、妥当な分析手法により研究を行っており、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は、公開されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行っている。それ以外の手法では、同水準の研究の実施は困難であり、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」及び令和2年版犯罪白書（特集 薬物犯罪）として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。また、共同研究を行った国立精神・神経医療研究センターと共に、本研究の成果を平易にまとめた小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成し、全国の法務省所管の官署や司法機関、専門医療機関等に配布・送付したほか、国立精神・神経医療研究センターのホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。
	7 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」，「「世界一安全な日本」創造戦略」，「再犯防止推進計画」及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に沿ったものである上，諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や，薬物事犯者の特性について，刑事政策的な観点のほか，精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため，既に，厚生労働省における「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の資料や青少年向け薬物乱用防止読本に引用されているが，今後も，法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 70点 / 70点

令和2年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省2-(6))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	26,740	-	-
		補正予算(b)	-	0	-	-
		繰越し等(c)	-	0	-	
		合計(a+b+c)	-	26,740	-	
執行額(千円)		-	26,298	-		
政策評価実施時期	令和3年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

効果的な刑事政策を考える場合、その前提として、犯罪情勢を正確に把握することが不可欠である。そのための方法としては、警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法(受理統計)と、受理統計によっては把握できない「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートによって調査する方法(暗数調査)がある。

認知件数と暗数は、犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって、効果的な被害者施策、特定の犯罪類型の被害実態把握に基づく効果的な犯罪予防対策などを考えることができる。

従前、法務総合研究所では、国連が1989年以降、世界規模で定期的を実施していた暗数調査である国際犯罪被害実態調査(International Crime Victimization Survey, ICVS)の第4回(2000年)に参加する形で、第1回調査(2000年(平成12年))を実施し、その結果を犯罪白書(平成12年版)¹及び法務総合研究所研究部報告(以下「研究部報告」という。)(10,18)²で公表し、その後も、4年に1回のサイクルで第2回調査(2004年(平成16年))、第3回調査(2008年(平成20年))、第4回調査(2012年(平成24年))を実施して、従前同様、犯罪白書(平成16年版、20年版、24年版)³及び研究部報告(29,41,49)⁴で公表してきた。また、第5回ICVS(2004年)に参加した30の国・地域間の国際比較については、先進国14か国を中心とした詳細な分析を研究部報告(39)⁵で公表した。

暗数調査は、定期的を実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。なお、暗数調査は、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べるもので、一般国民から無作為抽出した調査対象者に対する調査結果に基づき、犯罪被害率を統計的に推定する。暗数調査は、サンプル調査の結果から全体を推計するため、統計的なサンプル誤差をできるだけ小さくする必要性から、サンプル数はある程度多いことが望ましいとされている。

参考として、暗数調査の先進国である米国では、ICVSが開始される以前の1972年

に全国犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey, NCVS)が開始され、以後毎年実施されている(2014年調査では、サンプル数約90,000世帯、約160,000人)。また、英国では1982年に、英国犯罪被害実態調査(British Crime Survey, BCS)が開始され、おおむね隔年実施であったが、2001年以降は毎年実施され、その後、名称はイングランド及びウェールズ犯罪被害実態調査(Crime Survey for England and Wales, CSEW)に変更され、サンプル数も約50,000世帯と当初(11,000人)よりも大幅に増えている。

これらの国々では、全国規模で、地域別に多くのサンプルを抽出する調査を行っている。下記(2)の目標に加えて、犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること(地域別、罪種別、犯行の手口別、被害者の属性別の犯罪被害情報の提供)なども、目的の一つに掲げられている。

(2) 目的・目標

本研究の目的は、国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態(暗数)調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を省内、警察等の関係省庁及び大学等の研究機関に提供することであり、具体的には、下記の事項を予定している。

警察に届けられなかった犯罪の種類及び件数等を推定すること(受理統計と実態との違いを把握する)。

犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること。

犯罪動向に関する経年比較データ(定点観測データ)を収集すること。

治安等に関する国民の意識を明らかにすること。

犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成30年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者を層化二段無作為抽出法⁶⁾(第3回調査同様に男女同数で合計6,000人を抽出する予定)により抽出する。

(イ) 調査項目

第4回調査で用いた国際標準の調査項目(「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの)を使用する。また、我が国に特有の必要性のある事項については、上記国際標準の調査項目とは別に、調査事項とする。

ウ 調査方法

調査に係る費用の予算措置が適切になされることを前提に、上記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を行う。なお、調査の実施及び基礎集計データベースの作成は、民間業者に委託して行う。

エ 分析方法

犯罪被害実態については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害(乗り物関係の被害、不法目的侵入等)及び個人犯罪被害(強盗、性的事件等)の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成29年4月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準(別紙1)第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の「第3次犯罪被害者等基本計画」⁷（平成28年4月1日から平成32年度末）においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」（施策番号212）が盛り込まれている。以上から、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものである。さらに、本研究は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる5回目の研究であり、これまでの研究との経年比較及び国際的な比較という点で、他の研究機関では代替する研究の実施は困難である。暗数調査は、定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

（2）効率性

調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約400か所の地点から全国の16歳以上の男女6,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みである。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切である。また、刑事司法分野の実務家である法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施し、得られた調査結果を、統計学的に妥当な手法を用いて、法務総合研究所の研究官が分析するものであり、研究の実施体制・手法は適切である。さらに、全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施する。集計されたデータの分析は、研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。なお、これまでの4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなく従来の訪問調査方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において、「分からない」との回答が25パーセントを超えたり、無回答が62.5パーセントを記録するなどの回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究では、従来から実施してきた訪問調査方式を採用した。犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用する研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

（3）有効性

犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等の犯罪被害実態（暗数）調査の結果は、研究部報告や犯罪白書を通じて定期的に公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者に立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において利用されるなど、今後も多様な場面において、大いに利用されることが見込まれている。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

（4）総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であることから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和3年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

（1）本研究の成果について

効果的な治安対策の前提として必要な犯罪の発生状況を正確に把握するためには警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要があるところ、本研究では、警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、治安等に関する国民の意識を明らかにすること、犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することを目的に調査・研究を進め、以下の知見を得た。

ア 犯罪被害の実態

全犯罪被害（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待を除く。）に該当する犯罪被害）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全回答者の23.8パーセントであり、平成30年1年間では7.0パーセントであった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第1回（平成12年）から第4回（平成24年）までのいずれの調査と比べても低かった。

イ 被害の有無に影響を与える要因

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析[※]を行った。全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、世帯人数、性別、年齢層が有意であり、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、女性は男性に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高いなどの結果が得られた。

ウ 犯罪に対する不安等

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第4回調査（平成24年）に比べ、第5回調査（平成31年）では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる人の比率が低下した。

エ 我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を経年比較したところ、「良い」とする人の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする人の比率が一貫して低下する傾向が見られた。

オ 被害率と認知件数の比較

8つの被害態様について、過去の調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図からは、それぞれ極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れた。

カ 犯罪被害状況

（ア）世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（盗難及び自動車損壊）と住居への不法侵入（未遂を含む。）に大別される。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、自転車盗の被害率が最も高く、次いで自動車損壊であった。

被害の状況を見ると、乗り物関係の被害では、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗において被害に遭ったと答えた人の比率は、住居形態が「アパート等」の場合は

高く、「一戸建て」において低いなどの特徴が見られた。不法侵入（未遂を含む。）の被害の有無については、都市規模、世帯人数、住居形態及び防犯設備の有無による違いは見られなかった。

被害の申告状況につき、被害に遭ったと回答した人に占める捜査機関に被害を届け出たと回答した人の比率が高かったのは、自動車盗、バイク盗、自転車盗、車上盗であった。

（イ）個人犯罪被害

個人犯罪被害の中では、個人に対する窃盗の被害率が最も高かった。

被害の状況を見ると、強盗等では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人未満の市町村」において同比率が低かった。個人に対する窃盗では、「59歳以下」、「働いている」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。暴行・脅迫では、「40～59歳」の人が被害に遭った比率が高く、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。ストーカー行為では、「政令指定都市等」、「女性」、「39歳以下」、「未婚」、「アパート等」の人が被害に遭った比率が高く、「人口10万人以上の市」、「男性」、「60歳以上」、「既婚」、「一戸建て」の人につき同比率が低かった。DVでは、「女性」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。児童虐待では、「女性」、「39歳以下」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。性的な被害では、「女性」、「39歳以下」、「未婚」・「同棲」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「既婚」の人につき同比率が低かった。なお、ストーカー、DV及び児童虐待に係る被害については、第5回調査から、調査対象に加えたものである。

被害に遭った場所で、ほとんどの被害において回答数が多かったのは、「自宅・自宅敷地内」、「自宅付近」、「自宅のある市町村内」であったが、性的な被害においては、「職場・アルバイト先」が最も多かった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても、捜査機関に被害を届け出た人より、届出をしなかったと答えた人の数の方が多かった。また、いずれの被害においても、各属性別による被害申告の有無に有意な関連性は見られなかった。

（ウ）各種詐欺・個人情報の悪用の被害

各種詐欺・個人情報の悪用の被害においては、過去5年間で見ると、クレジットカード情報詐欺の被害率が最も高く、次いで消費者詐欺、個人情報の悪用であった。

被害の状況を見ると、クレジットカード情報詐欺では、「40～59歳」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」において同比率が低かった。振り込み詐欺では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人以上の市」において同比率が低かった。振り込み詐欺未遂では、「60歳以上」、「無職・定年」において被害に遭った人の比率が高く、「39歳以下」、「働いている」・「学生」において同比率が低かった。インターネットオークション詐欺では、「39歳以下」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」・「無職・定年」において同比率が低かった。個人情報の悪用、消費者詐欺では、被害の有無に関し各属性別に有意な関連性は見られなかった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても届出をした人より届出をしなかった人の方が多く、特に振り込み詐欺以外の被害においてその傾向が顕著だった。いずれの被害においても、申告の有無について各属性別による有意な関連性は見られなかった。

キ 犯罪被害の申告及び不申告の理由

（ア）犯罪被害申告の理由

乗り物関係の被害では、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であった。住居への不法侵入（未遂を含む。）では、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」であった。

強盗等及び個人に対する窃盗では、主な申告理由は、「盗まれたもの（取られたもの）を取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、暴行・脅迫では、「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、各種詐欺等被害では「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、ストーカー被害では「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、DVでは「助けを求めるため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」、性的事件では「再発を防ぐため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」であった。

(イ) 犯罪被害不申告の理由

ほとんどの被害において、主な不申告理由は、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」であった。ただし、クレジットカード情報詐欺においては、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」が最も多く、また、DVでは「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「どうしたらよいのかわからなかった（被害を届け出る方法がわからなかった）」が、児童虐待では「どうしたらよいのかわからなかった」、「相談しても何もしてくれないと思った」、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が多かった。

ク 治安に関する認識・量刑に関する意見

居住地域における犯罪被害に対する不安については、個人犯罪被害に対する不安のうち夜間の一人歩きに対する不安と、世帯犯罪被害に対する不安のうち不法侵入の被害に遭う不安を取り上げ調査してきた。夜間の一人歩きについて、ロジスティック回帰分析によると、世帯人数4人以上の人は1人の人と比べて、女性は男性と比べて、59歳以下の方は60歳以上の人と比べて、既婚・同棲・別居・その他の人は未婚の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。不法侵入の被害に遭うことについては、同分析によると、一戸建ての方はアパート等の人と比べて、59歳以下の方は60歳以上の人と比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生と比べて、既婚・同棲の方は未婚の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。

ケ 成果物

本研究の成果は研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 - 」としてまとめたほか令和元年版犯罪白書に掲載し、法務省関係部局や刑事政策等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。さらに、総務省がインターネット上に展開する「政府統計の窓口（e-Stat）」のホームページにも掲載し、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用できるようにしている。

また、日本犯罪心理学会第58回大会において、本研究の成果を法務総合研究所の研究官等が発表している。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果を参照して経年比較を

行ったことは、実態に即した刑事政策に関する施策を検討するための重要な基礎資料を提供するという点で意義があった。

また、「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日から令和2年度末まで)でも「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」(施策番号212)が盛り込まれていた。以上から、本研究は、法務省の施策に密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものであった。

加えて、本研究は、他の研究機関で現に実施されておらず、他では得られないものである。特に、国際犯罪被害実態調査(ICVS)を参考に犯罪被害を世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺被害に三分して調査するなど、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握するとともに、過去4回の調査の実績を基に経年比較も行える唯一のものであり、他の機関では代替する研究の実施は困難であった。

このように、必要性を評価する2項目は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高いものであったと認められる。

(効率性の評価項目)

調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、全国の16歳以上の男女6,000人を抽出することによって、適切に代表性を確保した上で十分な標本を得ることができた。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。

本研究の実施に当たっては、刑事司法分野の実務家である法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査会社が調査を実施し、得られた調査結果については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害(乗り物関係被害、住居への不法侵入)及び個人犯罪被害(強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、ストーカー行為、DV、児童虐待の被害及び性的な被害)について、被害様態別、都市規模別、男女別、就労状況別の視点から法務総合研究所の研究官等が統計学的に妥当な研究方法を用いて分析を行った。また、本研究は、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入することとしたところ、犯罪被害者団体等にも事前に相談を行い、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地から自計方式とし、調査対象者に提出方法(調査員が回収、郵送又はインターネットによるオンライン回答)を選択して提出してもらう方法としたほか、犯罪被害に関する各種相談・連絡先を案内することなども行った。このようなことから、本研究の研究の実施体制・手法は非常に適切であった。

さらに、全国にまたがる対象者からの聴き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施した。また、集計されたデータの分析は、研究官等が各自に貸与されている法務省の備品等を用いて行い、特別な支出を要しない手法を採用した。なお、従前の第1回から第4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなくそれまでの面接方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究は、第3回まで実施してきた訪問調査を実施したが、それにより、第4回のように分析や経年比較に困難を来すような事態は生じなかった。

以上から、犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用した研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。

このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高いものであったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、研究部報告61「第5回犯罪被害実態(暗数)調査-安全・安心な社会づくりのための基礎調査-」(令和2年3月)としてまとめられており、併せて、研究成果の概要は令和元年版犯罪白書にも掲載されている。前記研究部報告61及び令和元

年版犯罪白書（研究成果の概要掲載部分）は、文章構成が適当であり、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用等を心がけた上、被害態様別被害率等の項目については、過去5回の調査に関する経年比較も行うなど、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても分かりやすい記述となっている。

また、前記研究部報告61を法務省ホームページに掲載したほか、総務省がインターネット上に展開する「政府統計の窓口（e-Stat）」のホームページにも掲載し、既に、法務省の「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」における資料として活用されているように、今後、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されることが見込まれる。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高いものであったと認められる。

（3）総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれも認められ、評点の合計は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

令和3年7月15日

（2）実施方法

会議

（3）意見及び反映内容の概要

ア 本研究の成果について

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号6のとおり

〔反映内容〕

暗数調査は、犯罪動向に関する経年比較データの収集を主な目的とすることから、基本的には、調査内容を毎回共通させる必要があるが、御指摘のように、近年の犯罪状況を踏まえて犯罪の発生状況を調査する必要性もあることから、第5回調査では、ストーカー行為、DV及び児童虐待に係る被害状況を調査対象に加えたものである（本報告書5（1）カ（イ）に、その旨の記載を追加）。一方で、調査対象が余りに多くなると、対象者の負担が過大となることが危惧されるため、調査対象を必要最小限に絞る必要があることなどから、SNSを通じた若年層をねらった性被害等については、第5回調査の対象には加えていない。なお、特殊詐欺については、第3回（平成20年）から調査対象に加えている。

御指摘の点も踏まえ、今後暗数調査を実施する際には、その時々問題となっている犯罪動向に係る被害を適切に把握するため、調査対象をどのように設定するのかという点についても引き続き検討してまいりたい。

イ 有効性の評価項目について

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号7のとおり

〔反映内容〕

我が国と諸外国とでは、調査規模や調査対象地域の設定等について差異があることなどから、諸外国が調査目的に掲げているような情報提供を我が国の暗数調査でも行うことができるかという点については問題がないとはいえないが、今回の調査結果を

一般市民にも分かりやすく役立つものとして提供することが望ましいという点は御指摘のとおりであると思料する。第5回暗数調査の結果については、記者に対して説明を行ったことなどもあり新聞記事にも取り上げられた上、その成果物（犯罪白書及び研究部報告）を法務省ホームページで参照できるようにしているが、今後も、一般市民も対象に含めながら、研究結果の効果的な発信に努めてまいりたい。

7. 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）
施策番号212法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】
予算要求を行っていないため、該当事項なし。

-
- *1 平成12年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/41/nfm/mokuji.html>）
 - *2 研究部報告10（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00045.html）
研究部報告18（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00037.html）
 - *3 平成16年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/48/nfm/mokuji.html>）
平成20年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/55/nfm/mokuji.html>）
平成24年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html>）
 - *4 研究部報告29（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00022.html）
研究部報告41（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00011.html）
研究部報告49（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html）
 - *5 研究部報告39（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_houkoku39.html）
 - *6 層化二段無作為抽出法
行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定のサンプル抽出を行うもの。
 - *7 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」
- 第4 - 2 - （3）法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査
法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。
 - *8 ロジスティック回帰分析
独立変数（研究計画で効果を知るために操作する変数であり、説明変数とも呼ばれる。）にも、従属変数（独立変数の影響を受けた結果として表れる変数であり、目的変数とも呼ばれる。）にも質的データ（アンケート調査などで、複数の選択肢（「はい」、「いいえ」等）の中から回答を選ばせたような場合のデータのことであり、大きさや長さのように量的価値や順序性を持たないデータ）を用いることができる多変量解析の一つである。ロジスティック回帰分析は、例えば、ある少年が将来犯罪を行うかどうかを予測するなど、予測のための理論的モデルを構築するためによく用いられ、従属変数を予測・説明するために最も効果的な独立変数及びその組合せを見付け出すことができる。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【第5回犯罪被害実態（暗数）調査】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果を参照して経年比較を行ったことは、実態に即した刑事政策に関する施策を検討するための重要な基礎資料を提供するという点で意義があった。また、犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者実態調査に関する必要性について言及しており、「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日から令和2年度末まで）でも「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」（施策番号212）が盛り込まれていた。以上から、本研究は、法務省の施策に密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものであった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、他の研究機関で現に実施されておらず、他では得られないものである。特に、国際犯罪被害実態調査（ICVS）を参考に犯罪被害を世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺被害に三分して調査するなど、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握するとともに、過去4回の調査の実績を基に経年比較も行える唯一のものであり、他の機関では代替する研究の実施は困難であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、全国の16歳以上の男女6,000人（男女各3,000人）を抽出することによって、適切に代表性を確保した上で十分な標本を得ることができた。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究の実施に当たっては、刑事司法分野の実務家である法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査会社が調査を実施し、得られた調査結果については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害（乗り物関係被害（盗難及び自動車損壊）、住居への不法侵入（未遂も含む。））及び個人犯罪被害（強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、ストーカー行為、DV、児童虐待の被害及び性的被害）について、被害様態別、都市規模別、男女別、就労状況別の視点から法務総合研究所の研究官等が統計学的に妥当な研究方法を用いて分析を行ったものである。 また、本研究は、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入することとしたところ、犯罪被害者団体等にも事前に相談を行い、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地から自計方式とし、調査対象者に提出方法（調査員が回収、郵送又はインターネットによるオンライン回答）を選択して提出してもらった方法としたほか、犯罪被害に関する各種相談・連絡先を案内することなども行った。 以上から、本研究の研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	全国にまたがる対象者からの聴き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続きを経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施した。また、集計されたデータの分析は、研究官等が各自に貸与されている法務省の備品等を用いて行い、特別な支出を要しない手法を採用した。 なお、従前の第1回から第4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなくそれまでの面接方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において「分からない」との回答が25%を超えたり、無回答が62.5%を記録するなど回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究は、第3回まで実施してきた訪問調査を実施したが、それにより、第4回のように分析や経年比較に困難を来すような事態は生じなかった。 以上から、犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用した研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の成果物は、研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 -」（令和2年3月）としてまとめられており、併せて、研究成果の概要は令和元年版犯罪白書にも掲載されている。前記研究部報告61及び令和元年版犯罪白書（研究成果の概要掲載部分）は、文章構成が適当であり、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用等を心がけた上、被害様態別被害率等の項目については、過去5回の調査に関する経年比較も行うなど、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても分かりやすい記述となっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究成果物である研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 -」を法務省ホームページに掲載したほか、総務省がインターネット上に展開する「政府統計の窓口（e-Stat）」のホームページにも掲載し、既に、法務省の「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」における資料として活用されているように、今後、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されることが見込まれる。

評点合計： 70点 / 70点

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(7))

施策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施 (政策体系上の位置付け： - 4 - (1))					
施策の概要	国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図る。					
達成すべき目標	地域再犯防止推進モデル事業 ¹⁾ (以下「モデル事業」という。)を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画 ²⁾ の策定の推進を図ることにより、犯罪をした者等を地域で支援するための体制を構築する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	140,500	281,287	166,840	35,922
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	140,500	281,287	166,840	
執行額(千円)	120,695	265,900	161,175			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第5条 ³⁾ 再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) ⁴⁾ 再犯防止推進計画加速化プラン(令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定) ⁵⁾					

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数	23					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	14	31	42

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 モデル事業を実施している都道府県の数	27					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	22	27	27

測定指標	令和2年度目標値					達成
3 モデル事業を実施している都道府県との協議の回数	28					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	23	28	55

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2及び3は, 達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 全ての実績値が目標値を達成したことから, 本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>地方再犯防止推進計画を策定している都道府県数は, 令和元年度時点で31団体と, この時点で目標値を達成しており, 令和2年度では42団体と, 毎年, 増加を続けていることから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>モデル事業の委託決定を受けた都道府県数は, 平成30年度では22団体, 令和元年度では5団体である。委託決定を受けたこれら27の全ての団体において, 令和2年度末まで事業が継続して実施されていることから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成30年度から令和2年度にかけて, 毎年, モデル事業の委託決定を受けた都道府県等に対し, 事業の実施状況や今後の計画に関するヒアリング等を実施したほか, 令和2年度においては, 事業の終了年度でもあることから, 成果報告に関するヒアリングも実施した。</p> <p>また, 平成30年度から, 毎年, 都道府県を対象とした再犯防止に関する会議を実施しており, 同会議の場も通じて, 地方公共団体における再犯防止の取組の在り方について協議等を行っている。</p> <p>これらの協議について, 令和2年度においては55回と, 目標の約2倍の回数の協議を実施することができたことから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>【測定指標1・2・3関係】</p> <p>達成手段の「地域再犯防止推進モデル事業」により, 27の都道府県を含む計36の地方公共団体において, 国と地方公共団体の連携による地域の実情に応じた再犯防止の取組が実施され, その結果, 高齢者や障害のある者への支援や薬物依存症者への支援など, 具体的な取組を創出することができた。</p> <p>再犯防止施策は, 多くの地方公共団体にとって, 平成28年12月の再犯防止推進法の施行によって新たに取り組むこととされたものであり, 同法施行以前は, 地方公共団体としてどのような取組を進めていくのかについてのノウハウ等が乏しい状況にあった。</p>

本事業を通じて、地方公共団体における再犯防止施策に係る具体的な取組が創出されたことにより、これを踏まえた地方再犯防止推進計画の検討及び策定が促進されたことが認められる。

以上のことから、本事業は、犯罪をした者等を地域で支援するための体制の構築に寄与したものと見える。

また、当初予算の範囲内で目標を達成できており、地方公共団体と適切に調整しながら執行額を抑えつつ、上記のような成果を創出するなど、適切に事業を実施できたと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

モデル事業で成果のあった取組を広く全国の地方公共団体に紹介するなどの取組を通じて、引き続き地方公共団体による再犯防止に関する取組の一層の促進を図る。

また、モデル事業を通じて地方公共団体における具体的な再犯防止の取組が創出されたことに加え、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン¹⁶」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）において、再犯防止が重点分野の1つとして掲げられ、国又は地方公共団体において成果連動型民間委託契約方式¹⁷（以下「PFS」という。）の普及促進を強力に推し進めることとされたことを踏まえ、国又は地方公共団体における再犯防止の取組がより効果的に実施されるよう再犯防止分野におけるPFS（PFSの一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド¹⁸（以下「SIB」という。）を含む。）の普及を推進し、再犯防止対策の更なる充実を図る。

なお、法務省においては、令和3年度からSIBを活用した再犯防止事業を新たに実施することとしており、当該事業の実施状況も踏まえながら、地方公共団体等における再犯防止分野のPFS/SIBの活用を促進することとしている。

【測定指標1】

モデル事業の成果を踏まえるなどし、都道府県のみならず、政令指定都市や県庁所在地などの主要な都市を始めとした市区町村単位で再犯防止の取組を普及させるべく、「地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数」でなく、「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」を測定指標とする。

【測定指標2・3】

測定指標2及び3については、モデル事業の実施に関する測定指標であり、令和2年度をもって本事業は終了したところ、今後は、法務省として、本事業を通じて得られた成果を他の地方公共団体にも共有し、地方再犯防止推進計画の策定の更なる促進及び同計画に基づく地方での再犯防止施策の促進等に取り組む必要があるため、「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」を指標として設定する。

また、再犯防止分野におけるPFS/SIBの普及を推進するため、PFS/SIB事業実施のための手引きを作成する等を含めた「再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の進捗状況」を新たな測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

令和3年7月15日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号1のとおり

	〔反映内容〕 なし
--	--------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	評価の過程で使用した資料等 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において、地方再犯防止推進計画の策定状況に関する調査を実施するとともに地域再犯防止推進モデル事業の実施状況（別添）を取りまとめた。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 地域再犯防止推進モデル事業

国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、地域の実態調査と支援策の策定、モデル事業の実施、事業の効果検証といった一連の取組を実施するもの（平成30年度～令和2年度）。

*2 地方再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、地方公共団体が再犯の防止等に関する施策の推進に関して定めるよう努めることとされている計画である。

*3 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2・3・4 （略）

*4 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、法務大臣が案を作成し、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、重点課題の一つとして「地方公共団体との連携強化等のための取組」を位置付け、第7-1-(2)イで「地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援」を、第7-1-(2)で「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」に関する施策をそれぞれ盛り込んでいる。

*5 「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき課題に対応した各種取組を加速させるもの。

このプランでは、「地方公共団体との連携強化の推進」を課題の一つとして掲げ、「令和3年末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことを成果目標とした上で、これを達成するための具体的な取組を盛り込んでいる。

*6 「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

医療・健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野として、今後、PFSの普及促進を進めていくに当たっての方針等が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、再犯防止分野において、分野別のPFS事業実施のための手引きの作成、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の蓄積、事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討などを行っていくこととされている。

*7 成果連動型民間委託契約方式（P F S）

委託業務の結果に関する成果目標の達成度合いに応じて支払額が変動する契約方式をいう。

*8 ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）

P F Sの一類型であり、民間事業者が、事業に必要な資金を資金提供者から調達し、事業の成果指標の改善状況と連動して、行政等から受けた対価に応じて償還等を行うもの。

北海道再犯防止対策事業の概要について

○平成30年度

主な取組

- ・平成30年度北海道型再犯防止対策検討調査業務を実施し、北海道の再犯防止対策の実態を次のとおり把握。(再委託先：一般社団法人北海道総合研究調査会)
 - ①犯罪をした人等の支援等に係る実態調査
 - ②道民の再犯防止に対する意識調査
 - ③道内外の先進事例の調査
- ・北海道再犯防止推進会議を組織し、本会議を2回、地域会議を4カ所で各1回開催。

主な成果

- ・再犯防止施策推進のための課題を把握
 - <課題>
 - ・犯罪をした人等が必要な住民サービスを受受できるよう、市町村の再犯防止に関する取組等の促進
 - ・支援関係機関（警察、検察、矯正施設、保護観察所、民間支援者など）が連携を強化し、犯罪をした人等が抱える様々な課題などを共有
 - ・犯罪をした人等が地域社会で孤立しないよう、道民の更生支援に対する理解の促進
 - ・北海道再犯防止推進会議本会議を2回、地域会議を4カ所で各1回開催。

○令和元年度

主な取組

- ・北海道における再犯防止対策促進事業（再委託先：株式会社ピーアールセンター）
 - ①各種メディアを活用した啓発活動
 - ②セミナーや意見交換会等の支援者の知識習得機会の提供と支援者間の連携の醸成

主な成果

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・テレビ放送 | 推定 81,000 世帯視聴 |
| ・ラジオ放映 | 推定 192,000 人聴取 |
| ・リーフレット | 40,000 部 |
| ・セミナー及び意見交換会参加者数 | 計 8 回開催、534 人参加 |

○令和2年度

主な取組

- ・モデル事業の成果を元に、「北海道再犯防止推進計画」の策定に向けた検討
- ・刑事施設出所者が支援窓口等に相談しやすくするための緊急相談カードを作成・配付
- ・北海道再犯防止推進会議本会議を2回、地域会議を4カ所で各1回、専門部会（計画策定のため設置）を3回開催。

主な成果

- ・北海道再犯防止推進計画（R3～R7）の策定
- ・カード配付者数 352 人

旭川市地域再犯防止推進モデル事業概要

■事業名称 物質使用障害者の立ち直りと回復を地域で支援する事業

■実施体制 取組の大部分を一般社団法人道北地方物質使用障害研究会に再委託

■事業スキーム

○目的

地域における物質使用障害の支援策として、関係機関・団体等とのネットワークの構築，物質使用障害の当事者支援，物質使用障害者の回復支援に関わる人材育成や普及啓発等の業務の実施し，地域の再犯防止に資する。

○期間及びスケジュール

平成30年 9月～平成30年10月 地域の実態調査，事業実施計画の策定
 平成30年11月～令和 2年12月 各取組の実施
 令和 3年 1月～令和 3年 3月 効果検証

○取組内容

- ・ 薬物依存者への直接的支援として依存症回復支援セミナーを月2回の頻度で開催（再委託）
- ・ 薬物依存について幅広く啓発するため毎年度フォーラムを開催（再委託）
- ・ 道北地方の物質使用障害者支援についての理解促進，支援に携わる人材の育成のため物質使用障害学習会を開催（再委託）
- ・ 物質使用障害者を支援する者の技能向上のため派遣研修等を実施（再委託）
- ・ 地域の関係機関等が情報共有・情報交換できるネットワークの構築

■事業の成果

- ・ 当事者支援や普及啓発，人材育成を目的に開催する会議等について，改善すべき点，改善する手法を客観的に検討することができた。
- ・ 支援者の技能向上のため研修会を開催したほか，専門のインストラクターを講師とする派遣研修に延べ5人を参加させ，人材の育成を図った。
- ・ 物質使用障害に関する地域資源である一般社団法人道北地方物質使用障害研究会（通称ポラ研）について，関係機関・団体からの認知度が向上した。
- ・ 地域の関係機関・団体が情報交換できる機会が増えた。地域の矯正施設と市の連携もスムーズになり，モデル事業終了後も矯正施設を活用した地方創生策について意見交換を継続していく予定である。

岩手県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：地域再犯防止推進モデル事業

再委託先：社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団（岩手県地域生活定着支援センター）※

※ 1(1)、1(2)を再委託

1 事業内容

(1) 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

満期釈放となる見込みの者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、矯正施設に入所している段階から、出所後の福祉サービス利用等の調整など、円滑な社会復帰のために必要な支援の調整を行う。

(2) 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、福祉サービス等につなぐための支援を行う。

(3) 再犯防止推進に向けたネットワークの構築（協議会の設置）

司法・医療・福祉・行政等の各分野の関係者による、国と地域の関係機関・団体等が連携した支援体制の構築を目指す。

2 実施結果

(1) 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

保護観察所等からの依頼に基づき、満期釈放予定者（特別調整の対象とならなかった者）のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、岩手県地域生活定着支援センターが矯正施設入所中から出所後の福祉サービス利用に向けて調整を開始し、円滑に地域社会へ移行できるよう、福祉サービス等につなげるための利用調整を実施した。

・モデル事業による支援件数

11件（令和元年度：6件、令和2年度：5件）

(2) 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

弁護士、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予となった者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、更生支援計画の作成や、福祉サービス等につなげるための窓口への同行、申請書類の作成支援などの利用調整を実施するとともに、支援開始以降は随時支援対象者の状況を把握し、状況の変化に応じた福祉サービスにつなげるフォローアップ支援を実施した。

・モデル事業による支援件数

28件（令和元年度：22件、令和2年度：6件）

3 成果及び課題

司法と福祉の制度の狭間で、支援対象となりづらかった者をモデル事業の対象としたことにより、支援ニーズの把握や、支援事例の積み上げることによる、関係機関との連携体制の構築が図られた。

一方で、触法者であることが福祉的支援への壁とならないよう、障がい特性やリスクマネジメント等について理解が必要であることから、今後、研修会等の機会を捉えて関係者への理解を促進していくことや、支援対象者に対する基本情報の取得方法等について検討が必要と考える。

地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：盛岡市地域再犯防止推進モデル事業

・取組内容①：広報・啓発

■ 内容

再犯防止の推進に関する取組に対する理解を得ることを目的に、市民向けのフォーラムを開催し、再犯防止に造詣の深い方の基調講演を主体として、様々な支援機関の取組を紹介することとする。

また、福祉事業所に対し、犯罪をした人の新たな居場所又は、就労先として開拓するため、刑事司法機関や更生保護関係団体、地域生活定着支援センターや居場所づくりを先進的に実施されている方を講師として、社会福祉法人・社会福祉事業所向けの研修会を開催し、犯罪をした人の受入先の確保を図る。

■ 事業スキーム

平成30年度のフォーラムは、とにかく多くの人に再犯防止事業を知ってもらうことを目的に、タレントによる講演を実施した。また、令和元年度は、より地域における支え手となる住民への意識醸成を目的とし、取材経験豊富なジャーナリストによる講演を実施した。

福祉業界へ就職を希望する者と人材不足の福祉施設とのマッチング及び福祉施設として求められる地域貢献活動の一環として犯罪をした者等が活動できる新たな居場所の創出を目指し、全3回の研修会を実施した。講師として、保護観察官、保護司、刑務官等の専門職を招へいし、制度や実情を聞くことで犯罪をした者等への偏見をなくすことを目指した。

・取組内容②：支援体制構築

■ 内容

刑事司法機関等の依頼に基づき、犯罪をした人のうち、福祉的支援が必要と思われる人を、市地域福祉課がコーディネーターとなり、適切な支援に繋げる。また、就労場所以外の居場所づくり・関係づくりが本人の更生支援に資すると考えられる対象者について、更生保護関係団体、福祉施設等の民間団体の協力を得ながら、〇〇などの居場所を斡旋し、自立した生活を行える能力を身に着けさせる。

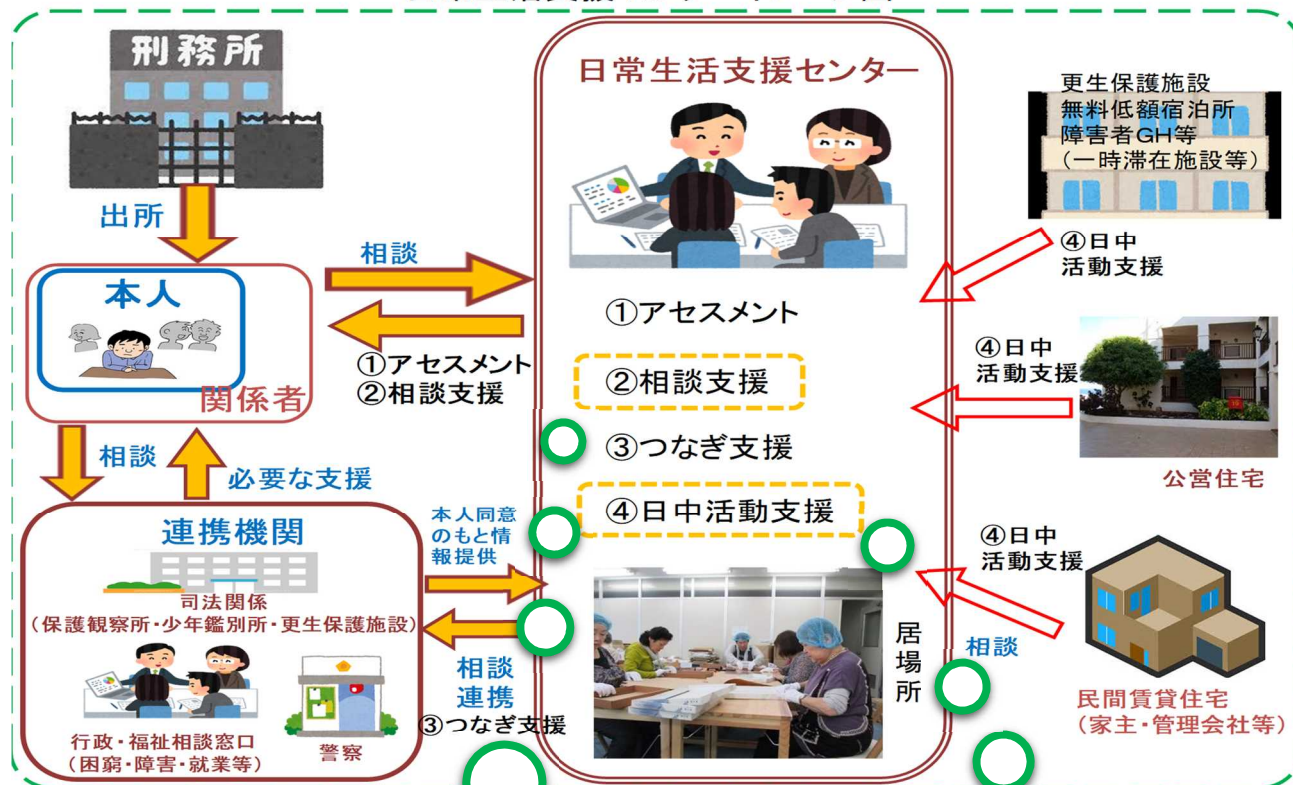
■ 事業スキーム

保護観察所からの依頼に基づき、市地域福祉課が本人のニーズを確認しながら、市及び福祉施設等との連携により福祉サービスを提供する。支援を通じて、対象者の情報共有及び県定着支援センターとの業務分担等支援スキームを確立させる。

地域再犯防止推進モデル事業

『日常生活支援センター』において住居確保等に関する相談支援と日中の活動の場を提供し再犯防止を推進するもの（再委託先：特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）

日常生活支援センターイメージ図



相談支援

住居確保等に関する相談窓口を設け関係機関（保護観察所・少年鑑別所等）や行政と連携し必要な支援を行うもの

■対象者

矯正施設出所者等のうち住居確保等に課題をもつ者・その関係者

■開所時間

平日（月・火・木）9:30～15:00

日中活動の場の提供

軽作業等の日中活動の場の提供を通じて新たな人間関係の構築を支援し社会参加を促すもの

■対象者

就労等の日中活動に結びついていない者（矯正施設出所者に限らない。）

■作業内容

袋詰め・チラシ折り・清掃・調理など

■開所時間

平日（月・火・木）9:30～15:00

■タイムスケジュール

- 9:30 開所・作業準備・バイタルチェック
- 10:00 午前の作業開始
- 11:00 休憩
- 11:15 作業再開
- 12:00 お昼休憩
- 13:00 体操・午後の作業開始
- 14:00 休憩
- 14:15 作業再開
- 14:45 片付け・掃除ふりかえりシートの記入・クオカード支給
- 15:00 終了

<成果指標>

成果指標	単位	区分	R1	R2
①住宅確保件数	件	目標	18	21
		実績	13	27
②日中活動に2回以上継続して参加した人数	人	目標	10	20
		実績	16	25

事業目的

刑務所出所者等の中には、更生意欲があった場合でも、様々な課題から地域社会になじめず、孤立し再犯に及んでしまう者がいることから、心の居場所も含めた居場所の確保を進めるとともに、県民が更生意欲のある刑務所出所者等を受け入れる意識の醸成を図り、再犯防止を推進する。

事業内容

1．孤立防止事業

(1) 見守り支援【再委託：受託者 更生保護支援ボランティアふれあいサークル】

矯正施設出所者のうち、身寄りがいない高齢または障害者に対して、各対象者に月1回程度の見守り支援を実施した。

(2) ボランティアの資質向上及び活動の裾野拡大【再委託：受託者 同上】

ボランティアなどの関係団体や一般県民が、罪を犯した人の精神的な支えや孤立防止の意義や、罪を犯した人たちに必要とされている支援について考える再犯防止推進セミナーを開催し、再犯防止に繋がる取組の更なる浸透と推進を図った。

2．住居確保事業

(1) 入居を拒まない住宅の登録促進

保護観察対象者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を増やすため、「住宅セーフティーネット制度」の登録制度等について周知し、登録促進を図った。

(2) 住居相談対応

横手市居住支援協議会、秋田地方検察庁、秋田保護観察所等が連携し、矯正施設出所者等と住居の個別マッチングを図った。

3．再犯防止対策の広報啓発事業

(1) 再犯防止啓発ハンドブック等の作成【再委託：受託者 (株)ディーノ】

「秋田県再犯防止推進計画」の紹介や、罪を犯した人の立ち直り支援の必要性や意義等について周知するためのハンドブック及びポスターを制作・配布した。

(2) モデル事業報告会【再委託：受託者 更生保護支援ボランティアふれあいサークル】

県と本事業の再委託先である更生保護支援ボランティアふれあいサークルが、再犯防止推進に向け実施した取組について関係団体や県民に対して報告し、取組への理解と協力の促進を図った。

(3) 駅前街頭活動【再委託：受託者 同上】

再犯防止関連グッズ等(ウェットティッシュ、サークルの活動紹介チラシ、セミナーチラシ)を配布し、1(2)のセミナーへの参加と再犯防止への理解と協力の促進を図った。

※上記の他、秋田県再犯防止推進協議会を開催し、関係機関との連携体制強化を図った。

活動指標

分類	活動指標の名称	単位	区分	R1年度	R2年度	特記事項
1(1)	見守り支援対象者数	人	目標	3	8	
			実績	3	4	1月末時点
2(2)	住居確保相談件数	件	目標	1	3	
			実績	1	1	1月末時点
3(2)	モデル事業報告会参加者数	人	目標	—	100	
			実績	—	147	1月末時点

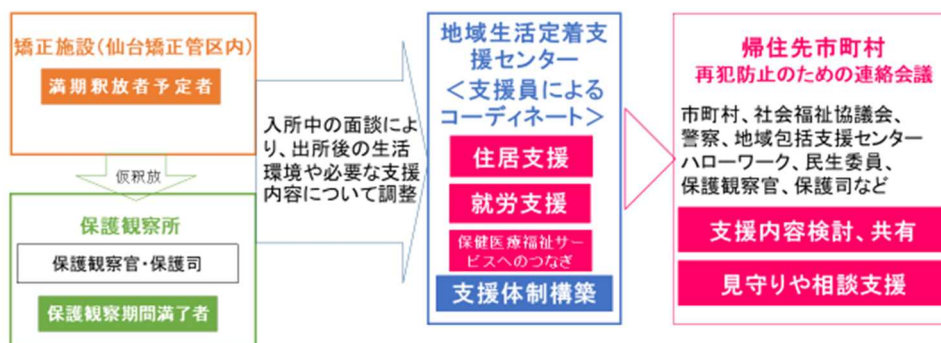
地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 満期出所者等社会復帰支援事業（R1. 10. 1～R2. 9. 30）及び再犯防止推進セミナー（R1. 12. 2）
再委託先：（福）山形県社会福祉事業団（山形県地域生活定着支援センター）

・満期出所者等社会復帰支援

内容：援助員を1名配置し、関係機関等と連携を図り、特別調整とならない満期出所者等に刑務所入所中から就労、住居確保、福祉サービス等のコーディネート及びフォローアップ支援8名に対しコーディネート、県内帰住7名の支援体制構築
帰住先5市に「再犯防止のための連絡会議」（多機関連携による包括的な支援体制）設置

■事業スキーム



■得られた成果等

満期出所予定者について、入所中から面談を行うことにより、身元引受人や保護司と連携し、必要な住居確保や見守り、医療、生活保護等各種制度等に結び付いた。

県内の帰住市（5市）において、行政、警察、福祉関係者による「再犯防止のための連絡会議」の設置により、地域における見守りや相談支援などきめ細やかな対応を通して、孤立防止、適切な支援につなげる体制ができた。

- ・再犯防止推進セミナー（令和元年12月2日開催）

内容：性犯罪者の再犯防止や入口支援等について理解を深めるセミナー開催

講師：千葉大学特任講師東本愛香氏、山形地方検察庁船山副検事

参加者：保護司、社会福祉施設従事者、医療機関、行政機関等101名参加

■得られた成果等

再犯防止推進セミナーをきっかけとして再犯防止の具体の支援方法や取組みに関心が高まった。

- 2 薬物依存者社会復帰支援事業（R1. 10. 1～R2. 9. 30）

再委託先：（特非）鶴岡ダルク

内容：専門家によるTCプログラム（認知行動療法）3回及び家族会プログラム4回実施

対象者：鶴岡ダルク入所者20名

■得られた成果等

新型コロナウイルス感染拡大の影響で一部中止したが、1名の就労、自立につながった。

- 3 再犯防止普及啓発（R2. 6～9）

再委託先：山形県更生保護事業者協会

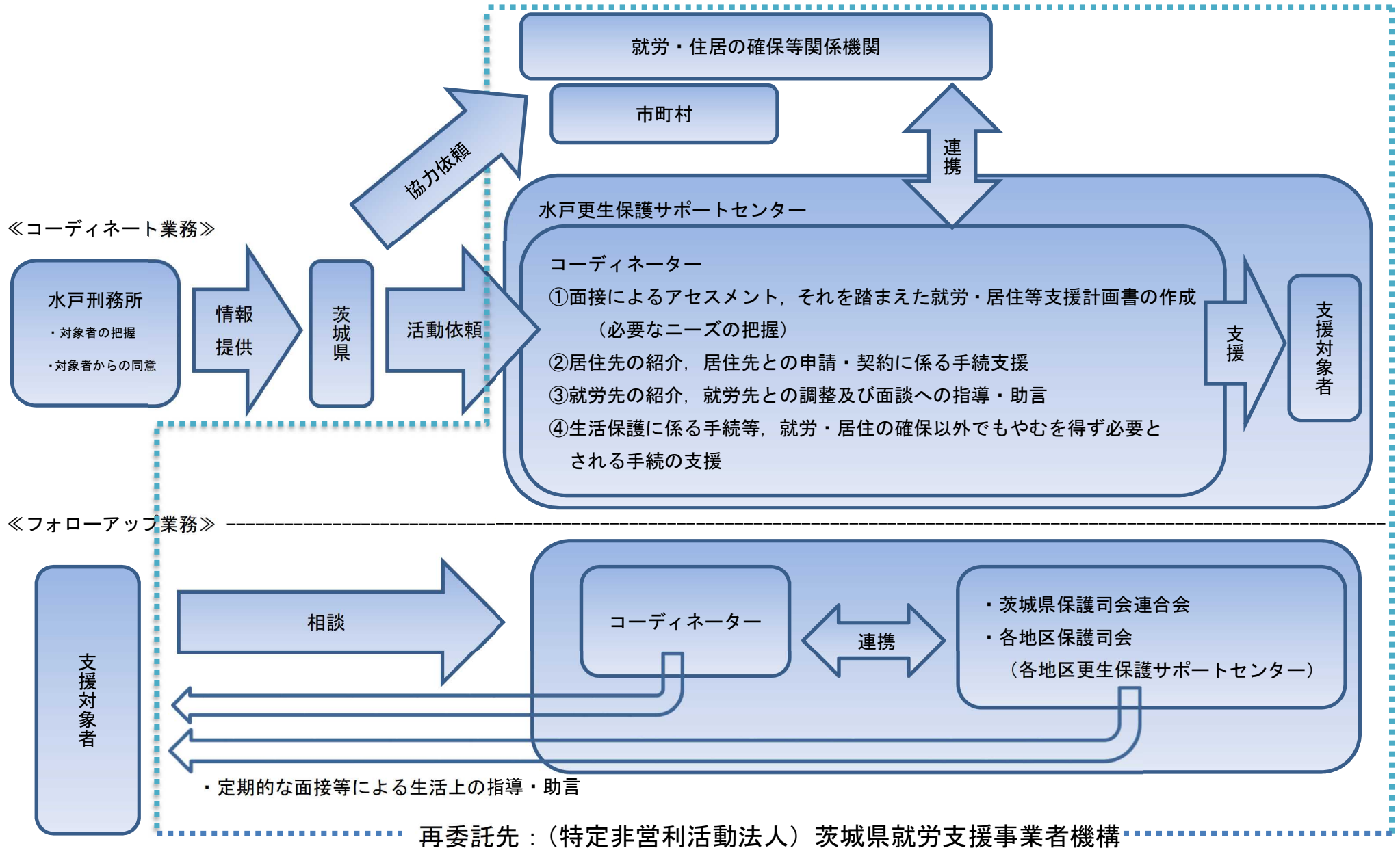
内容：7月の社会を明るくする運動期間中の啓発にあわせ、支援者（協力事業主等）の拡大を図るためパンフレットの作成配布

■得られた成果等

パンフレットを活用し、協力雇用主（事業主）の拡大につながった。

<茨城県再犯防止モデル事業>

更生保護サポートセンターを活用した水戸刑務所満期釈放者への就労・居住に係る支援



牛久市地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：①発達上の課題を有する非行のある少年・少女に対する地域における立ち直り支援事業（少年院における学習支援）
再委託先：(株)キズキ

■ 取組内容

発達上の課題を有する非行のある児童・生徒、保護観察を受けている少年・少女並びに性非行及び性に関する問題行動のあった少年・少女に対する地域における立ち直り支援事業を展開。

市内に所在する少年院の在院者について、その特性やニーズを把握し、学習支援の効率的な実施方法や支援体制を整える。

支援の対象者には、専門性の高い学習支援や指導、特性に合った個々の学習支援を行うことにより、基礎学力等の向上とともに学習のつまずきの解消を図って自己肯定感を高めていくなど、地域住民の学習ボランティア指導員との触れ合いを通し、学習面での自信を取り戻し、再非行防止につながるような社会適応力の伸長を図る。

また、市において自主学習を支援する無料塾の指導員（以下「学習指導員」という。）は、少年院での学習支援を学習支援の専門家とともに行うことにより、対象者の状況や特性に関する知見を深めスキルの向上が期待でき、無料塾において応用範囲を広げたより適切な学習指導の手法を会得する。

学習指導員が効果的な学習支援の方法を習得することにより、発達上の課題を抱える少年・少女が犯罪に巻き込まれないよう問題行動や犯罪への未然防止及び再犯防止へと繋いでいく。

■ 得られた成果等

少年院の支援対象の在院者は、専門性の高い学習支援指導者や学習指導員による学習指導を受けることにより学習に対する意欲や自己肯定感が高まり、結果、高等学校卒業認定試験の合格率が上がった。

また、基礎学力が向上し、院内の教科テストの獲得点数が向上した。

〈具体的な成果内容〉

- ・ 学習支援を受けた少年院の在院者のうち、高等学校卒業程度認定試験に合格した（科目合格を含む）人数
令和元年度：対象者9人のうち4人、令和2年度：対象者延べ17人のうち15人
- ・ 学習支援を受けた矯正施設の在院生の院内教科テスト（漢字・算数）の点数が向上（指導前、後の平均点の比較）
令和元年度：27点（向上が見られた） 令和2年度：12点（前年比は下がっているが、個人別では2名が下降、12名が上昇）
- ・ 学習支援に協力した学習指導員の人数（地域の社会資源）
令和元年度：1人、令和2年度：2人
- ・ 学習支援の実施回数
令和元年度：12回、令和2年度：24回

事業名称：②発達上の課題を有する児童・生徒及び非行等のある少年・少女に対する地域における立ち直り学習支援事業（市において自主学習を支援する無料塾における学習支援）
再委託先：（株）キズキ

■ 取組内容

発達上の課題を有する児童・生徒及び非行のある児童・生徒、保護観察を受けている少年・少女並びに性非行及び性に関する問題行動のあった少年・少女に対する地域における立ち直り学習支援事業を展開。

牛久市立小・中・義務教育学校の自主学習を支援する無料塾のなかで発達上の課題等を有する児童・生徒が入塾の場合は、その特性やニーズを把握し、学習支援の効率的な実施方法や支援体制を整える。

前述の対象児童・生徒について専門性の高い学習指導や支援、特性に合った個々の学習支援を行うことにより、学習のつまずきの解消を図るとともに問題行動に至らないよう社会適応力の伸長を図る。

また、学習指導員は、学習支援の専門家や少年院の職員から学習のつまずきや特性に関する研修等を受講し、指導の知見を高めるほか、特性や実態を知りより適切な指導の手法を会得する。

学習指導員は、効果的な学習支援の方法を習得することにより多種多様な少年・少女に対しての対応力を高め、きめ細かな支援に繋いでいく。

■ 得られた成果等

学習指導員は、発達上の課題を有する少年・少女に対する学習支援に協力し、また、専門性の高い学習支援指導者から指導、助言や研修を受講することによって、多様な特性を持った児童・生徒への対応について学習指導のスキルを高めることができた。

《具体的な成果内容》

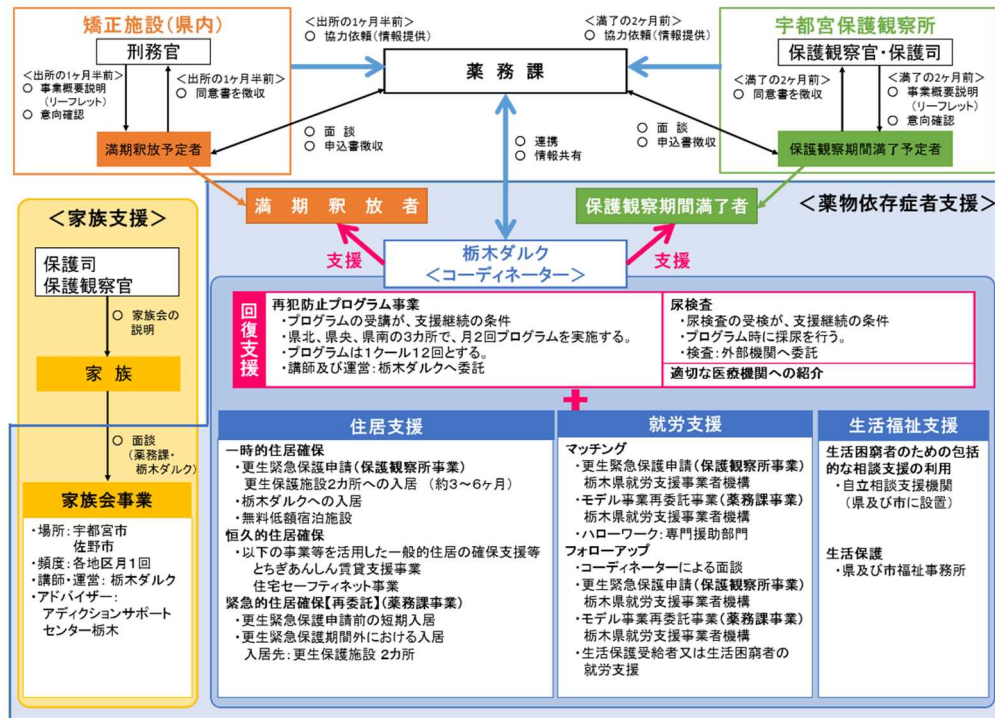
- ・少年院での学習支援に協力し、市において自主学習を支援する無料塾の指導員の人数（地域における社会資源）
令和元年度：1人、令和2年度：2人
- ・発達上の課題を有する児童・生徒の特性に応じた支援の在り方について本事業の再委託先である学習支援の専門家から指導を受けた自主学習を支援する無料塾の学習指導員の人数
令和元年度：延べ29人、令和2年度：延べ44人

地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：とちぎ薬物再犯防止サポート事業（H30～R2年度）

再委託先：NPO 法人栃木 DARC、NPO 法人就労支援事業者機構、更生保護法人尚徳有隣会、更生保護法人栃木明德会

■ 事業スキーム



■ 得られた成果等

1 取組内容①：関係機関との会議及び研修会の開催

・H30年度からR2年度の3年間に栃木県薬物再犯防止推進会議を計4回実施し、薬物依存症対策研修会を計5回実施した。○関係機関との情報共有、連携強化、顔の見える関係が構築できた。

2 取組内容②：薬物再犯者への支援

・コーディネート（面談の実施、相談対応、各種必要な支援窓口の紹介）、薬物再犯防止プログラム及び尿検査の実施、住居、就労、生活福祉支援の体制整備を行った。
○事業への申込者数が計画より大きく下回った。出所後等の地域における教育プログラム受講の大切さが対象者から理解されていない等が要因として考えられた。また、申込者であっても、モチベーションの維持や、参加することの意義を見出せないこと等が課題であることが分かった。

3 取組内容③：家族への支援

・家族会を実施した。
○事業への申込者数が計画より大きく下回った。周知不足、家族自身が依存症を学ぶこと及び再犯者本人、他の家族、支援機関とつながる必要性を認識していない等が要因として考えられた。一方、参加した家族からは内容に満足していることや今後も家族会に参加したい旨の意見が得られた。

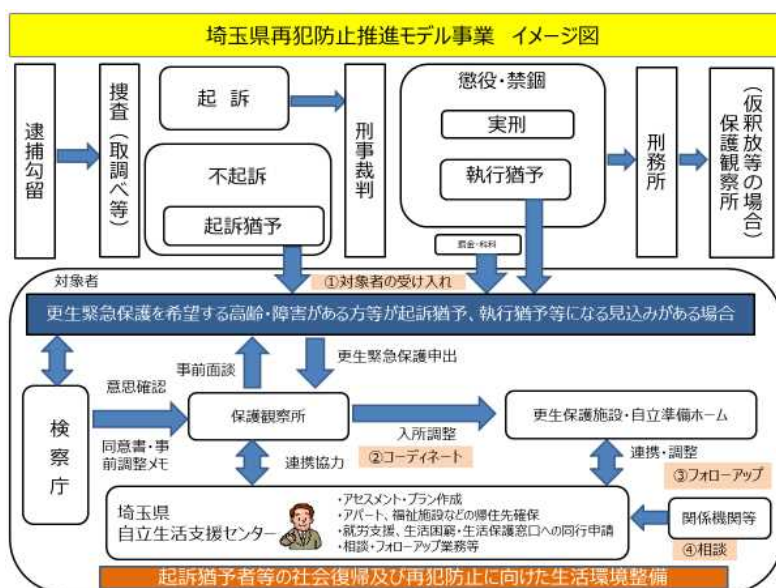
埼玉県地域再犯防止推進モデル事業概要

1 取組内容

高齢・障害のある者等で更生緊急保護が適用となった起訴猶予者、執行猶予者等に対し、刑事司法関係機関と福祉が連携して、対象者の意向・状態に応じた、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を実施し、再犯防止の推進を図る。

2 事業スキーム【実施主体：埼玉県自立生活支援センター（社会福祉法人 親愛会に委託）】

- ①支援対象者の受け入れ
- ②コーディネート業務（福祉サービス等利用支援）
- ③フォローアップ業務（コーディネート事業を受けて連携した事業所との協働支援）
- ④相談支援業務（本人や関係者からの相談への対応）



【具体的な支援内容】

- ・自立準備ホーム・更生保護施設入所同行
- ・生活保護に関する相談・申請
- ・年金照会・請求
- ・住所設定・戸籍復活
- ・国民健康保険加入等

【モデル事業にあたって実施したこと】

関係機関の戸別訪問、刑事司法関係者から実態調査を行い、実施計画書を作成した。また、生活保護の実施責任に関して生活保護の県マニュアルに追加した。

3 得られた成果

成果指標	区分	H30 年度	R 1 年度	R2 年
①検察庁での事前面談を行った者のうち、釈放後更生緊急保護の申出を行った者の数	目標	5 件	20 件	10 件
	実績	1 件	4 件	0 件
②福祉サービスの利用率（介護・障害福祉サービス利用、生活保護含む）	目標	60%	70%	80%
	実績	0%	63.0%	58.1%
③日中活動の場や居場所を確保できた者の割合	目標	70%	80%	90%
	実績	0%	48.1%	61.3%
④支援した者の再犯率	目標	0%	0%	0%
	実績	0%	0%	3.2%

【今後の展望】

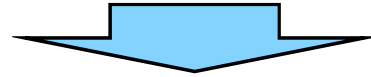
事業終了後も対象者は、安全で安心できる生活の場を確保し、地域社会で孤立することなく生活しており、結果的に再犯防止に至っているため、今後この事業を他自治体でも実施する価値は高いと考えている。対象者に寄り添って「息の長い」支援をすることが肝要であるが、地域での生活を安定させるためには、居場所の確保が不可欠なことから、更生保護施設や自立準備ホームから円滑に帰住先に移行できるスキームの構築が必要である。

千葉県地域再犯防止推進モデル事業（3か年事業）

○平成29年に国が策定した「再犯防止推進計画」を踏まえて実施される、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討する「地域再犯防止推進モデル事業」（法務省新規事業）へ応募

千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでいる。

これら現在の更生保護施策のもとにおいてもそのニーズを把握しきれず、「地域にこぼれ落ちる者」の再犯の防止に資するため、矯正施設出所後の地域生活支援体制の構築が必要（国、県、地域のネットワークによる切れ目のない生活支援の必要性）



犯罪をした者等が矯正施設等の出所後から、安定した地域生活を送ることができるまでの国、県、地域のネットワークによる生活支援のあり方を検討し、得られた成果をもとに国への提案の実施及び計画策定に向けた県方針を決定

平成30年度（H30.7～H31.3）

地域の実態調査、支援策の検討
支援策（事業計画）の提出

【実態調査】（ニーズ把握）

- ・県の支援事例（中核地域生活支援センターの支援事例）の分析
- ・矯正施設入所者等へのアンケート調査

【事業計画の策定】

- ・犯罪をした者等の地域生活を支えるための相談支援体制を検討し、支援スキームを策定 ※犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

令和元年度

支援策の実施

【犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業】
（取組の例）

- ・要支援対象者把握のための仕組みづくり
- ・社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ
- ・社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）
- ・既存支援機関の有効活用（ネットワーク化）
- ・地域における継続的支援体制の構築

令和2年度

支援策の効果検証、事業の総括

【効果検証】

- ・事業の効果を検証し、得られた成果により、「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」について国へ提案

【総括】

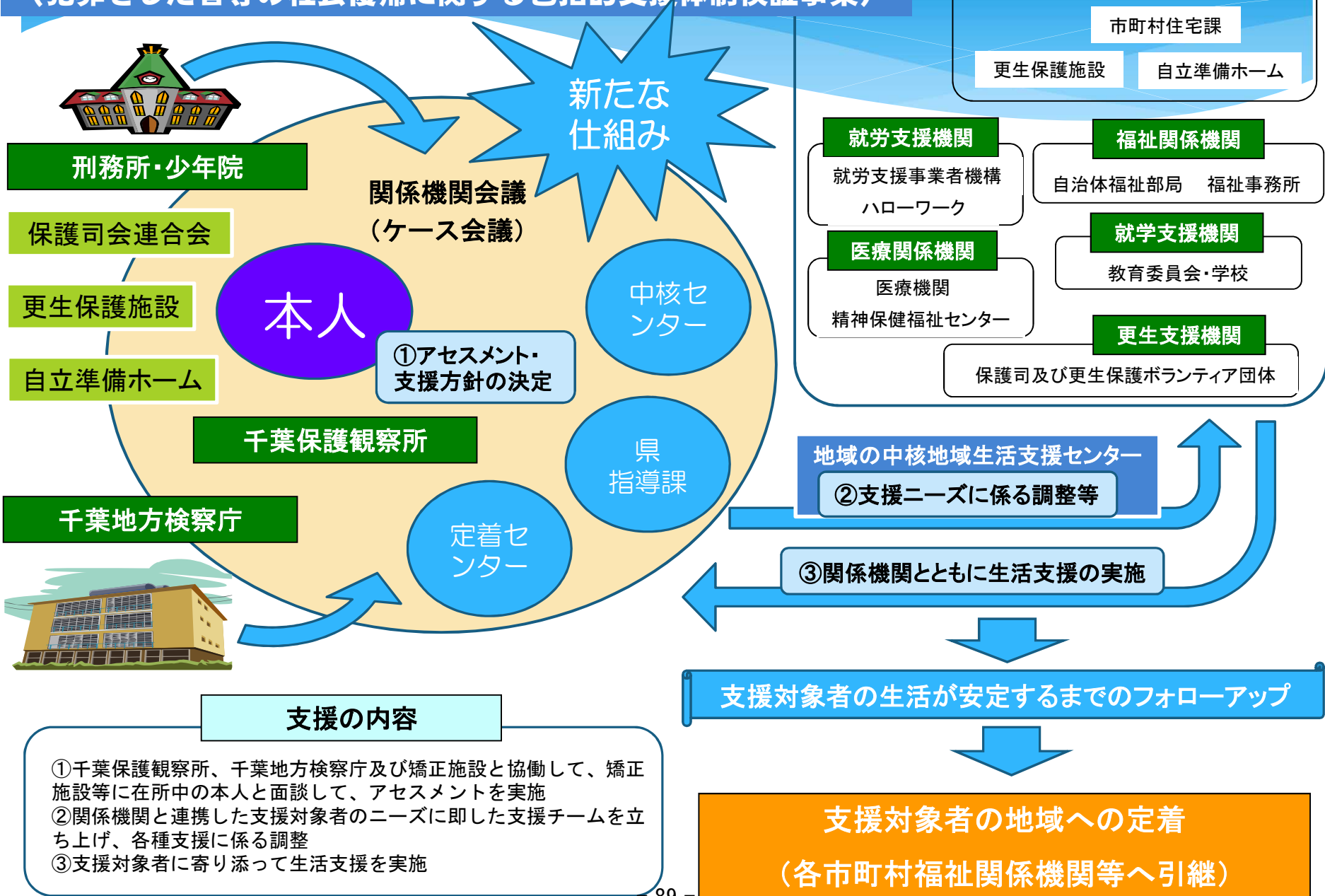
- ・再犯防止のための基本的考え方の整理
- ・再犯防止推進計画の策定を念頭に県の方針を検討

3か年通期の事業推進体制（千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会）

千葉保護観察所、千葉地方検察庁、矯正施設（千葉刑務所、八街少年院）、更生保護施設（千葉県帰性会）、自立準備ホーム、千葉県保護司会連合会、千葉県就労支援事業者機構、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、千葉県宅地建物取引業協会、市町村（千葉市、船橋市、柏市）、学識経験者（大学教授）、千葉県医師会、千葉県弁護士会、県（健康福祉指導課、雇用労働課、住宅課）、千葉県警察本部

千葉県地域再犯防止推進モデル事業

(犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業)



刑務所・少年院

保護司会連合会

更生保護施設

自立準備ホーム



千葉地方検察庁

千葉保護観察所

支援の内容

- ①千葉保護観察所、千葉地方検察庁及び矯正施設と協働して、矯正施設等に在所中の本人と面談して、アセスメントを実施
- ②関係機関と連携した支援対象者のニーズに即した支援チームを立ち上げ、各種支援に係る調整
- ③支援対象者に寄り添って生活支援を実施

支援対象者の生活が安定するまでのフォローアップ

支援対象者の地域への定着
(各市町村福祉関係機関等へ引継)

東京都 地域再犯防止推進モデル事業 概要

○事業名称

犯罪に関する相談事業

	H30年度	R元年度	R2年度
事業名	高齢者万引き相談	高齢者よろず犯罪相談	犯罪お悩みなんでも相談
受付期間 曜日・時間	H30年6月4日～29日 月～金(※)、9時～17時	R元年7月1日～12月27日 月～金(※)、9時～17時	R2年5月19日～10月31日 火～土(※)、9時～17時
対象者	万引きをしてしまう高齢者 本人、その家族等	犯罪をしてしまう高齢者本 人、その家族等	犯罪をしてしまう者本人、 その家族等
備考	—	H30年度事業から対象とな る罪種を拡大	R元年度事業から対象とな る年齢層を拡大

※ 休日・祝日は除く

○再委託先

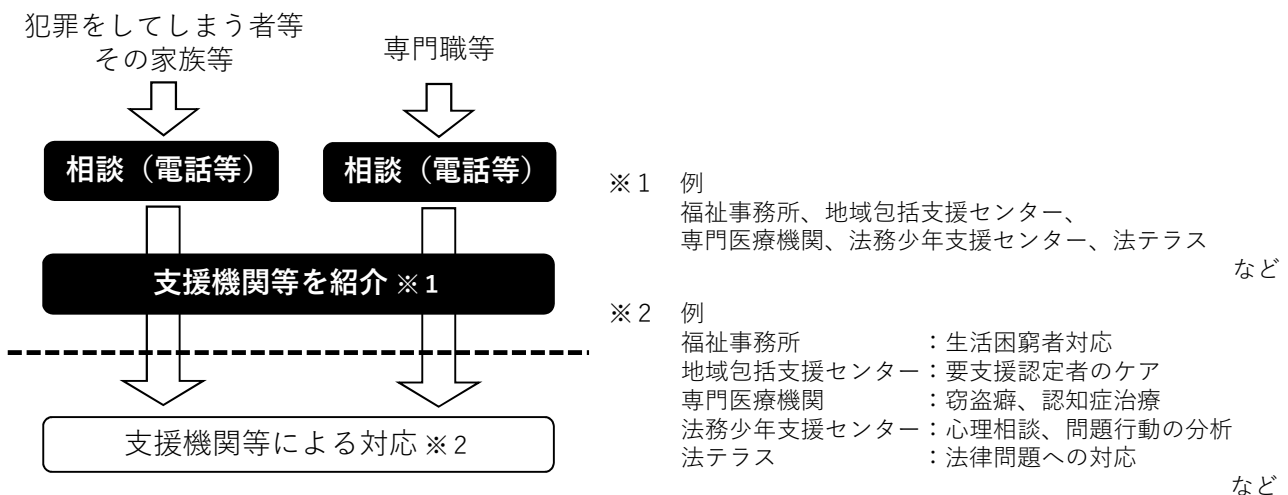
一般社団法人 社会支援ネット・早稲田すばいく

※各年度、一般競争入札により受託者を決定。各年度とも同一法人が落札。

○取組内容

犯罪をしてしまう者等やその家族、支援者等から、犯罪に関する相談を受け付け。相談は、原則として電話で受け付け、必要に応じて来所等による対面での面接を実施。社会福祉士等の福祉専門職が、電話や面接を通じて本人の生活環境等についての的確なアセスメントを行い、支援機関等の紹介、傾聴・助言等を行うことで適切な支援につなぎ、再犯等を防止。

○事業スキーム



○得られた成果等

・各年度における相談件数は以下のとおり。

H30年度	高齢者万引き相談	73件
R元年度	高齢者よろず犯罪相談	113件
R2年度	犯罪お悩みなんでも相談	239件

- ・本相談窓口が、犯罪をしてしまう者等を必要な支援機関等につなぐ取組として一定程度機能することを確認
- ・また、傾聴により、問題や課題が整理される・気持ちが落ち着くなどの効果も認められたことから、支援機関等を教示することだけでなく、傾聴そのものが有効な手法として機能することも確認

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書～事業概要～

事業実施団体名：神奈川県

事業1 更生支援福祉ネットワーク構築事業

- ・再委託先

公益社団法人神奈川県社会福祉士会

- ・取組内容

福祉関係者等を対象とした刑事司法及び福祉の研修を実施し、福祉関係者等の更生支援に関するスキルアップと理解促進を図るとともに、その中でワークショップを含む演習を実施することで、当該地域における連携の基礎を築くことにより、さらなる連携を促進し、ネットワークを構築した。

- ・事業スキーム

施設又は団体等に実態調査を行い、再犯防止を行う上での課題等をヒアリングした。その結果、福祉関係者等の理解促進や連携が必要であると見受けられたことから、県内各地で研修を実施するとともに、情報提供及び関係者の連携ができるようにネットワークを構築した。

- ・成果

研修の実施及びネットワークの構築により、福祉関係者等の理解促進や連携を図ることができ、再犯防止の推進をすることができた。

事業2 高齢者万引き防止プログラム策定等事業

- ・再委託先

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構

- ・取組内容

高齢者の万引き再犯防止を図るため、学識経験者、警察、小売業者、福祉関係者等による「高齢者万引き防止プログラム策定委員会」を開催し、高齢者向けの万引き防止に関する冊子及び動画を作成し、県内の警察署等において効果検証を行うことで、一連のプログラムを完成させた。

- ・事業スキーム

高齢者の万引き再犯防止のため、プログラムに基づき、警察署等で本人に冊子等を配付し、万引きが重大な犯罪であることへの理解や、家族や地域の関係機関等の支援者への関わりを促すとともに、支援者がプログラムを通じて、高齢者の万引きの背景にある孤立感等を理解し、本人への適切な支援や関わりを学ぶ。

- ・成果

プログラムにより、再犯の防止だけでなく、高齢者の万引きの背景について多くの人が理解することにより、高齢者の万引きの未然防止の効果も期待できる。

長野県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：再犯防止推進事業

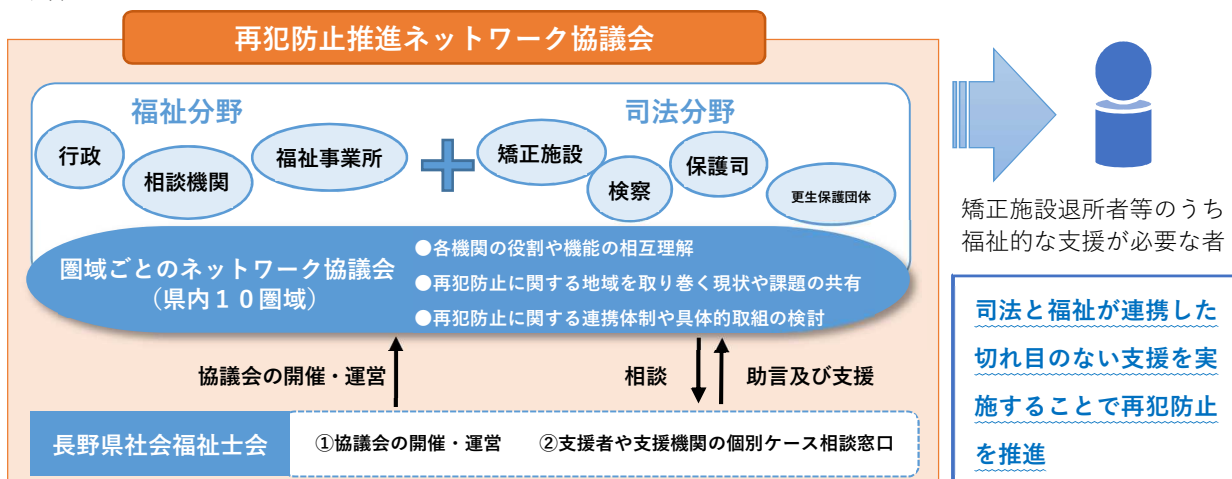
【取組①】長野県再犯防止推進会議（県）

- 内容：再犯防止に関わる関係機関・団体の参画により、長野県再犯防止推進計画を策定するとともに、関係機関等による取組や課題を共有し、再犯防止に向けた取組の推進を図る。
- 成果：令和元年9月に長野県再犯防止推進計画の策定に至るとともに、関係機関等の連携体制を構築した。

【取組②】再犯防止推進ネットワーク構築事業（再委託：公益社団法人長野県社会福祉士会）

- 内容：圏域における協議会を実施することにより、地域における罪を犯した者等に対する関係機関・団体の連携体制の構築を図るとともに、事例検討等の研修を実施し、支援者のスキルアップを図る。
- 成果：福祉と司法関係者が集う協議会を設置することで福祉と司法それぞれの役割等について相互理解ができた。また、圏域ごとの協議会を実施したことで、実際の支援に携わる支援関係者同士のネットワークを構築した。

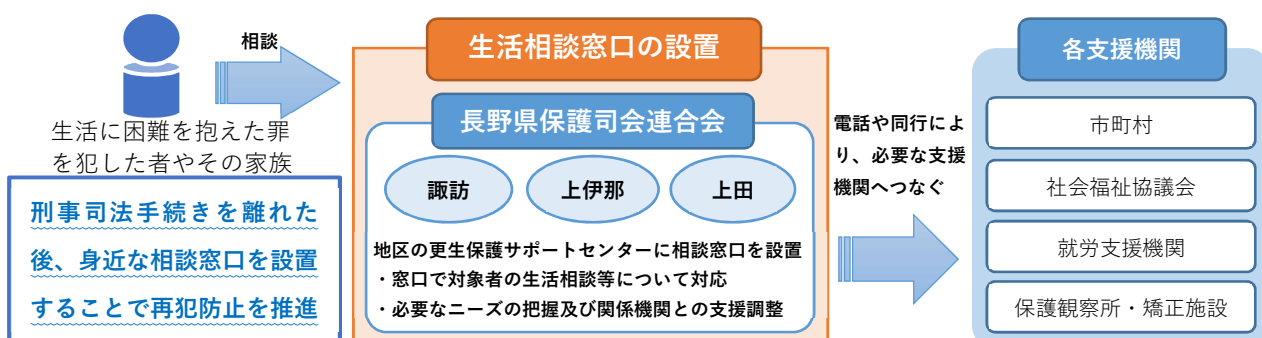
○事業スキーム



【取組③】生活相談窓口開設事業（再委託：長野県保護司会連合会）

- 内容：更生保護サポートセンターに相談窓口を開設し、生活に困難を抱えた罪を犯した者やその家族等に対し、保護司が面接等により生活におけるニーズ等を聞き取り、行政・社会福祉協議会・就労支援機関等と連携して必要な助言や支援を行う。
- 成果：県内3カ所に、刑事司法手続きが離れた後の身近な相談窓口を設置し、過去に犯罪を犯した者やその家族が抱える課題に対し、地域で身近な相談しやすい環境を整備した。

○事業スキーム

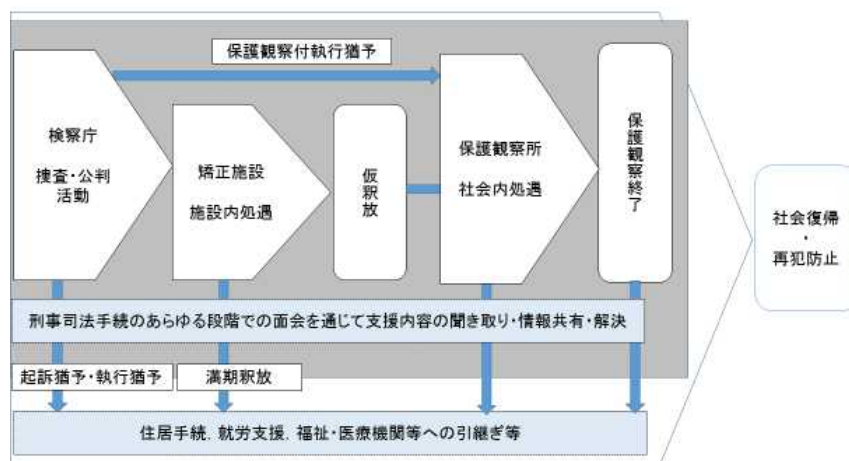


寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の概要

1 モデル事業の概要

弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年、若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する。

（参考）事業イメージ図



2 事業期間 2019年4月から2020年2月まで

3 再委託先 愛知県弁護士会

3 支援実績

活動指標	区分	2019年度
寄り添い弁護士制度による社会復帰支援の対象者	目標	30人
	実績	31人
主な活動実績		
○ 刑事司法の各段階別の活動実績		
・ 検察段階・・・ 対象者 5人 ・ 裁判段階・・・ 対象者 7人		
・ 矯正段階・・・ 対象者 18人 ・ 保護段階・・・ 対象者 1人		
○ 支援活動の申出者別の実績人数		
・ 弁護士からの申出・・・ 19人 ・ 矯正施設からの依頼・・・ 11人		
・ 更生保護施設からの依頼・・・ 1人		
○ 主な支援内容別の活動実績 (重複計上があるため実績人数と一致しない)		
・ 居住・就労関係の支援・・・ 21人 (居住先の確保、就労先の確保 等)		
・ 医療・福祉関係の支援・・・ 26人 (医療機関引継、生活保護申請 等)		
・ 法的な手続の支援・・・ 6人 (債務整理、遺産相続関係 等)		
・ その他の支援・・・ 5人 (被害者遺族との面談調整 等)		

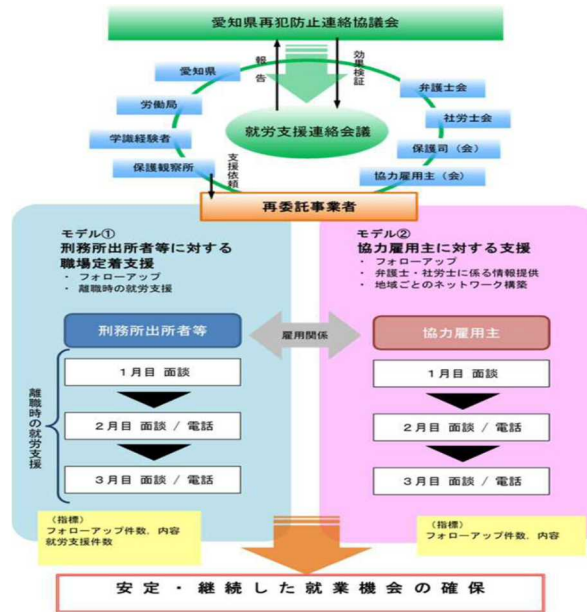
刑務所出所者等職場定着支援モデル事業の概要

1 モデル事業の概要

保護観察及び更生緊急保護の対象者の職場定着に向けた支援を実施することにより、安定的な生活を維持させ、再犯防止に資する。

また、協力雇用主について、支援対象者の雇用に関して生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作ることで、対象者雇用の促進を図る。

(参考) 事業イメージ図



2 事業期間 2019年4月から2020年9月まで

3 再委託先 愛知県就労支援事業者機構

4 支援実績

活動指標	区分	H30	R1	R2
刑務所出所者等への職場定着支援件数	目標	—	230件	88件
	実績	—	415件	249件
協力雇用主へのフォローアップ実施件数	目標	—	230件	88件
	実績	—	338件	226件
ネットワーク研修会の開催回数	目標	—	3回	3回
	実績	—	3回	3回
主な成果について				
<ul style="list-style-type: none"> ・職場定着支援の結果、3か月以内の退職者の割合が59.4% (H27~29平均) から、24.7%へ減少した。(目標: 4割台) ・職場定着の平均期間が5.4か月となった。(目標: 4か月以上) ・支援を受けたことによる不安や不満の軽減等の効果について、刑務所出所者等は98.2%、協力雇用主は100%が効果有りと回答した。 				

【概要】名古屋市再犯防止推進モデル事業について

1 事業名

高齢者・障害者・若者を対象とする伴走型入口支援^(注)事業

(注) 入口支援：刑事施設への入所に至らない司法手続きの「入口」段階で、犯罪をした高齢者・障害者等に対し、必要な福祉的支援等を行うこと

2 事業内容

司法から福祉への橋渡しを行うためのコーディネート機関を設置し、コーディネーターが対象者を適切に福祉窓口等へつなぐとともに、一定期間継続的に支援を行う「伴走型入口支援事業」を実施（NPO 法人くらし応援ネットワークへ業務委託）。本事業終了後、効果検証（学校法人日本福祉大学へ業務委託）及び市民報告会を実施し、本事業で得られた知見を市民に発信し、「市民を被害者にしない・加害者にさせない」取組につなげる。

3 対象者

名古屋地方検察庁に係属した万引き等の犯罪をした者で、比較的少額かつ目的が悪質でない等の理由で起訴猶予処分となった者のうち、名古屋市に住所がある（過去名古屋市に居住した実績がある者で、かつ現に生活実態のある者）以下のいずれかにあてはまる者

- (1) 65歳以上の高齢者のうち、認知症等により福祉的な支援が必要な者
- (2) 障害等により福祉的な支援が必要な者
- (3) 20歳から39歳までの若者のうち、生活困窮等により福祉的支援が必要な者

4 モデル事業の目的

再犯防止の取組を行うことで社会的孤立を生まない地域の取組についての考察を行い、地域における支えあいを促進し、地域の安心・安全に資することを目的として実施する。

本事業を通じ、コーディネート機関の役割を整理するとともに、国・市の関係機関の適切な連携のあり方を検証し、国及び本市の効率的かつ効果的な支援について考察する。

5 支援の流れ

- (1) コーディネート業務：地方検察庁又は保護観察所からの連絡に基づき、本人と面談して速やかに適切な福祉窓口等へつなぐとともに、本人の支援ニーズ等を踏まえた支援プランを作成し、必要に応じてケース会議を開催
- (2) フォローアップ業務：支援開始後6ヶ月間、月1回程度を目安に助言その他必要な支援を行う
- (3) ヒアリング業務：支援開始後・6ヶ月後・1年後に支援のニーズや課題等に係るヒアリング調査を行い、効果検証に向けた情報収集を行う

6 スケジュール（平成30年度～令和2年度）

H30年度		R1年度				R2年度				
10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
事例分析調査		伴走型入口支援事業						効果検証		★市民報告会
		効果検証（中間調査）								

7 実施結果

- (1) 支援対象者数
82名（うち支援を途中で中止した27名を除く55名に対し、6ヶ月の伴走支援を実施）
- (2) 成果目標達成状況
ア 伴走支援により支援終了後の支援者が増加した対象者の割合：70%（目標達成率100%）
イ 市民報告会で事業の内容・目的を理解した参加者の割合：100%（目標達成率125%）

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書 事業概要

滋賀県再犯防止推進事業

～支え手よし・受け手よし・地域よしの再犯防止「三方よし」プロジェクト～

■ 取組内容・事業スキーム

①【刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業】

刑事司法手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法関係機関（警察、検察、保護観察所、刑務所）と福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関が連携して、包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図る。

ア. 入口支援の実施

- ・滋賀県地域生活定着支援センターに入口支援担当相談員を1名配置

イ. 社会的支援の検討にかかる会議等の開催と地域での包括的なフォローアップ

- ・事業検証委員会
- ・事前連携会議
- ・調査支援委員会
- ・調査支援委員会コーディネートチーム会議

ウ. 司法および福祉、医療関係機関への入口支援に関する事業説明や講師派遣

事業実施主体（再委託先）：

滋賀県地域生活定着支援センター（社会福祉法人グロー）

②【事業所等相談アドバイス事業】

犯罪行動歴のある人等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所等の地域の支援者が、本人の特性等について対応に行き詰まった場合、本人の地域生活を継続する観点から支援者に寄り添った専門相談およびアドバイスを行う。

- ・支援者からの電話相談窓口を設置。
- ・研修を受けた社会福祉士会会員による聴き取り調査（インテーク訪問）を実施。
- ・困難な事例については、高度な知識や知見をもって分析および検討を行う専門家による事例検討会を開催。
- ・支援者に面会し、専門家による事例検討会の結果等も踏まえ、必要なアドバイス等を継続的に実施（寄り添いアドバイス）。
- ・協力雇用主、福祉事業所等の地域における支援者の理解や支援の力量を高めるための研修会、アドバイザー資質向上のための研修会の開催。

事業実施主体（再委託先）：公益社団法人滋賀県社会福祉士会

③【再犯防止地域支援員設置事業】

犯罪や非行をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主および医療関係者等の理解と協力を得られるよう支援員を設置し、地域における支援体制を構築する。

ア. 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に向けた取組

イ. 協力雇用主等研修会の開催

ウ. 協力医療機関の開拓

事業実施主体（再委託先）：更生保護法人滋賀県更生保護事業協会

④【再犯防止推進会議の開催】

地域再犯防止推進モデル事業 事業概要

京都府健康福祉部家庭支援課

【事業名】 非行少年等立ち直り支援事業

【事業期間】 平成30年11月27日～令和3年3月31日

【目的及び趣旨】

少年非行の低年齢化に応じた立ち直り支援を行い、支援方法や支援体制を検討し、より効果的な支援体制を確立する。

また、少女の将来への影響が大きい不純異性交遊などの不良行為等について、国の刑事司法機関や地域の民間支援団体等と連携して支援できる仕組みを構築し、性被害や不良行為から非行に走る少女の再犯防止を図る。

【事業内容】

1 立ち直り支援事業（ユース・アシスト事業）

非行問題を抱える小学生（主に高学年）及び中学1、2年生の少年及びその保護者に対して、京都府の支援コーディネーターによる寄り添い型支援を実施し、少年の非行の改善を図った。

2 少女専用居場所づくり（ユース・コミュニティ）

更生保護法人西本願寺白光荘において、刑法犯、特別法犯、ぐ犯及び不良行為少年のうち、立ち直り、自立を目指す少女に対して、少女特有の悩みや思春期の身体的、精神的なきめ細やかなケアを行い、女性スタッフによる少女専用の居場所を新たに設置し、相談事業や自立に向けた生活訓練などの支援を実施した。

【事業計画】

実態調査：平成30年11月～平成31年1月

事業実施：立ち直り支援事業 平成30年11月～令和2年9月

少女専用居場所づくり 平成31年4月～令和2年3月

（再委託先：更生保護法人西本願寺白光荘）

効果検証：令和2年10月～令和3年3月

【事業実績】

活動指標	単位	区分	H30	R01	R02
①立ち直り支援事業 支援者数	人	目標	8	25	12
		実績	9	13	12
②少女の居場所 参加者数	人	目標		延べ200 (実10)	
		実績		延べ66 (実20)	
成果指標	単位	区分	H30	R01	R02
支援を受けた少年のうち、 復学や就労、生活環境等が 改善した割合	%	目標	60	100	100
		実績	45	54	75

京都市地域再犯防止推進モデル事業概要
 (再委託先：一般社団法人京都わかくさねっと)

取組内容①：生活・就労等のモデル支援の実施

(1) 実態調査

女性が入所する矯正施設に対するヒアリング調査，保護司に対するアンケート調査，矯正施設入所者に対するヒアリング調査等を行い，犯罪等をした人の特徴，抱える課題，必要とされる支援等の情報を収集。

(2) 寄り添い支援の実施

矯正施設を出所した若年女性等について，同意を得たうえで支援計画を作成し，相談や関係機関の紹介・随行等によって具体的な生活・就労等の支援につなげていく「寄り添い支援」を実施。



得られた成果等

対象者に寄り添い支援を実施することで困りごとが解消され，立ち直りにつながった事例もあった。一方で，支援が必要にもかかわらず，行政機関等につながらずに孤立してしまう当事者が潜在している課題も明らかになった。

取組内容②：より効果的な支援事業の実施

(1) ハンドブック「つなぐ つながる」の作成・配布

犯罪等をした人が施設出所後に困難や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐ つながる」を作成し，矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介することにより，支援を必要とする人を適切な支援先に『つなぐ』とともに，出所者等が困った場合にいつでも支援機関に『つながる』ことができるようにする取組を実施。

(2) 生きづらさを抱える若年女性の居場所づくりの実施

困りごとを抱えていながらも支援機関との接点がない若年女性とのつながりをつくり，必要な相談・支援機関につなげていくための居場所づくりを実施。

●ハンドブック「つなぐ つながる」を作成し，矯正施設や保護観察の現場で配布・紹介

困りごとや悩み事に対する
38の支援機関を掲載

●居場所づくりにより，支援機関と接点がない若年女性とつながる
(事例)

- ・成人式の振袖着付け
- ・西陣織を使った工芸品（カルトナーージュ）作成
- ・京提灯の作成・展示 など



得られた成果等

ハンドブックにおいて，行政，民間団体合わせて38の支援機関を掲載し，矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介した。また，居場所づくりにより新たに支援が必要な若年女性たちとのつながりができ，立ち直りにつながった事例もあった。

大阪府地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：性犯罪者に対する心理カウンセリングをはじめとした入口支援

・取組内容①：性犯罪者に対する心理カウンセリング支援

【実施主体：青少年・地域安全室治安対策課】

内容：性犯罪（痴漢、盗撮等）を犯したものの、刑務所等の矯正施設に収容されなかった者に対して、大阪府再犯防止カウンセラー（臨床心理士）による心理カウンセリングを実施。

■事業スキーム（別添資料のとおり）

■得られた成果等

- ・14人の支援実施者に対し、82回の支援を実施し、カウンセリングを完了した11人中、10人（91%）からカウンセリングに対する肯定的な評価を得た。
- ・アセスメントシートを用いた再犯リスク等の評価により、一定の効果が確認できた。
- ・外部有識者から、継続して実施していくべきであるとともに、事業効果の評価を適切に行うためには、支援後の再犯情報の取得が重要との指摘を得た。

・取組内容②：犯罪を行った障がい者等に対する就労支援

【実施主体：福祉部障がい福祉室自立支援課】

内容：大阪府に就労支援コーディネーターを配置し、犯罪を行った障がい者等に対して、以下取り組んだ。

- ①大阪地方検察庁等が、福祉サービスによる支援を受ける意向確認を行い、意向がある場合は就労支援コーディネーターが面談を行った。
- ②ニーズ等を把握し、市町村担当者、基幹相談支援等地域のキーパーソンにつないだ。
- ③アセスメントを実施し、地域の支援機関との調整を行い、就労系障がい福祉サービス事業所等とのマッチングや地域で対象者を支えるネットワーク構築を行った。

■事業スキーム（別添資料のとおり）

■得られた成果等

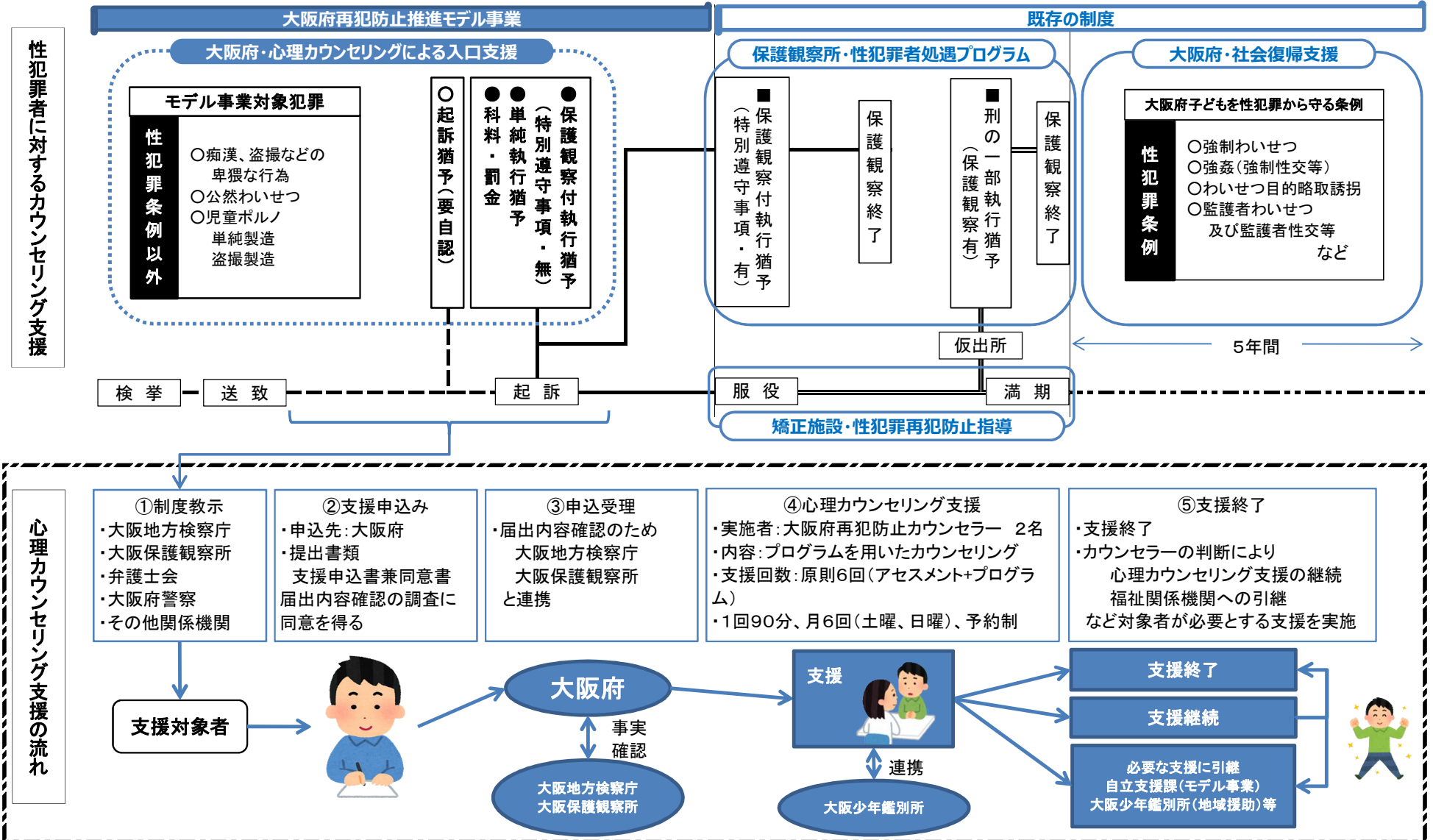
- ・コーディネートを行った14人すべてを支援機関につないだ。うち11人は福祉サービスにつなぎ、3人は福祉サービス以外の利用可能な制度につないだ。
- ・司法と福祉の連携による早期介入が可能となり、コーディネーターが伴走しながら各ステップにおける地域の担い手の自覚を醸成することにより、対象者の居場所や活動機会が確保され、再犯率を非常に低く抑えられた。
- ・各ケースを扱った地域の触法障がい者への理解や自らの取組状況を評価することができ、その理解や評価が支援体制の構築や対象者の生活の質、障がいの自己理解、就労意欲等の向上にも一定の影響を及ぼすことが明らかになった。
- ・効果的な事業展開へ向けての課題と具体的解決策を明らかにすることができた。
- ・9割以上が再犯に至っていないという事実や、生活経過の安定傾向等が示された評価指標の結果を踏まえ、外部有識者から、対象者に対する「勾留段階からの早期介入」「継続的な関わり」「就労（日中活動）へのつなぎ」といったポイントが再犯防止に有効であり、それらを踏まえた本事業は継続すべき取組みと言える、という見解を得た。

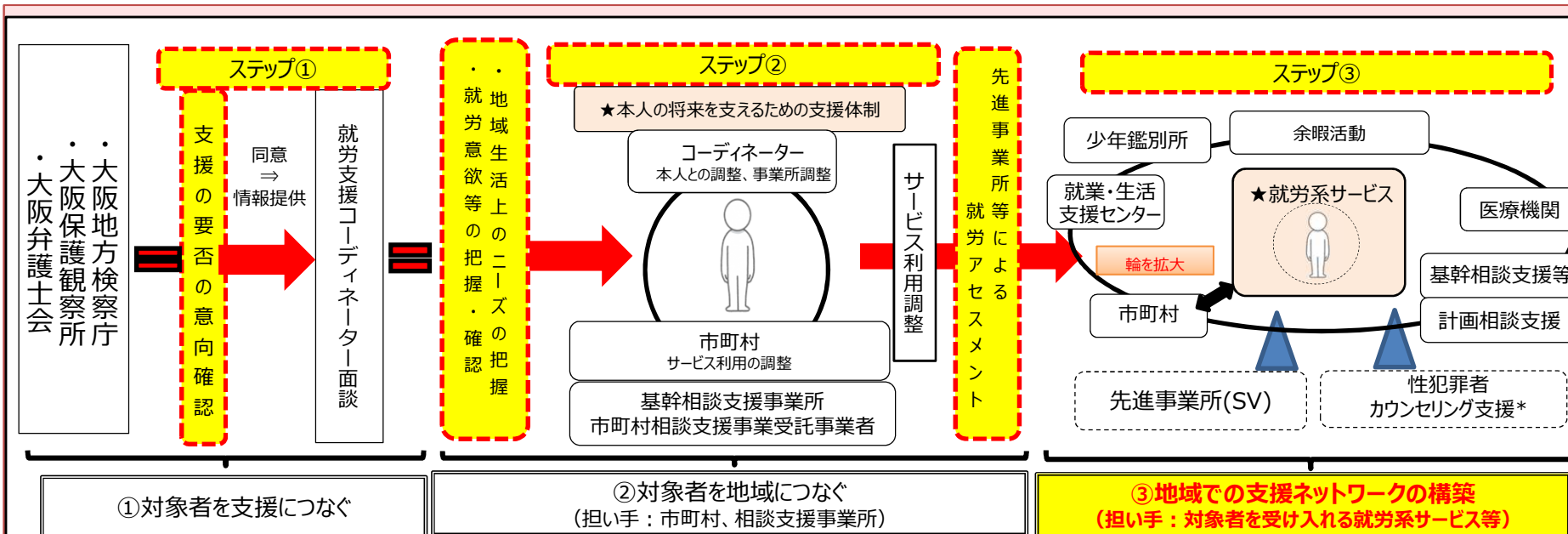
地域再犯防止推進モデル事業（性犯罪者への入口支援・治安対策課） 10月支援終了→効果検証に移行

21大阪府

事業目的

- 大阪府では、府条例に基づき、強制わいせつや強姦などを犯し満期出所した者にカウンセリング等を行い、社会復帰への支援（再犯防止）を実施している。【出口支援】
- 痴漢や盗撮などは、強制わいせつや強姦に比べ軽微な犯罪なため、罰金等の軽い処罰（服役までしない）で終わることが多く、再犯の可能性がある。そこで、法務省のモデル事業を活用して、服役までしない性犯罪者にカウンセリングを行い、再犯防止を図る。【入口支援】





①対象者を支援につなぐ：

犯罪を行った者のうち、入口支援の対象となる障がいがある、もしくはその疑いのある者（以下、対象者）に対し、大阪府検察庁、大阪府保護観察所等で福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかの確認を行う。同意がある場合は本事業の就労支援コーディネーターへ情報提供し、コーディネーターとの面談の機会を設ける。

②対象者を地域につなぐ：

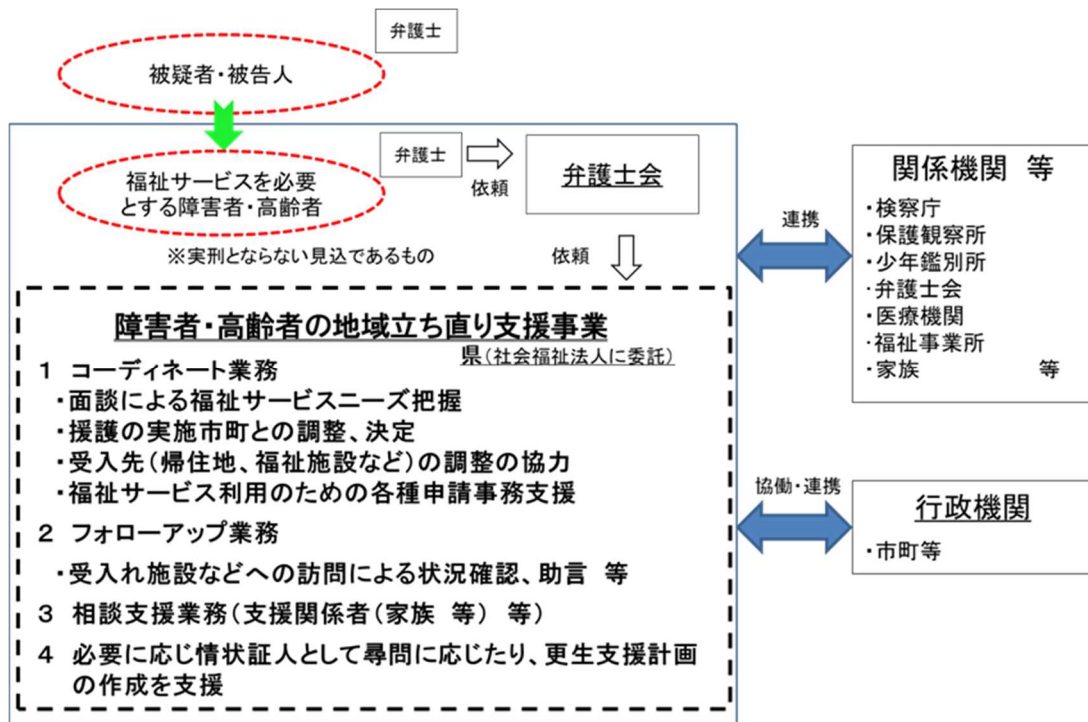
コーディネーターの面談により、地域でどのように暮らしていきたいか、どのようなサービス利用を希望するかなどを把握、居住地である市町村と地域の相談支援事業所につなぐ。

③対象者を地域で受け入れる（支援ネットワークの構築へ）：

実際に犯罪を行った障がい者の支援を先進的に取り組んでいる事業所や、高い就労アセスメント力を有する事業所による就労アセスメントを実施、本人の職業準備性や特性を評価した上で、調整を行い、対象者を地域の就労系障がい福祉サービス事業所等で受け入れるとともに、支援体制を拡大し、地域で対象者を支える支援ネットワークを作る。

地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 事業名称：障害者・高齢者の地域立ち直り支援事業
- 2 再委託先：社会福祉法人みつみ福祉会
- 3 取組内容
 - (1) 釈放後、直ちに必要とする福祉サービス等につなげるため、支援対象者との面談等により福祉サービスのニーズを把握し、帰住地市町との調整
 - (2) 支援対象者の受入先施設等の調整の協力又はフォローアップを実施
 - (3) 社会福祉施設を利用している者に関して、利用先施設に対して必要に応じて助言を実施するとともに、釈放後、支援対象者本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を実施
- 4 事業スキーム



5 得られた成果等

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
コーディネートを実施した支援対象者数	人	目標	10	25	25
		実績	15	29	29

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
相談支援を実施した支援対象者数	人	目標	2	10	20
		実績	16	34	9

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
フォローアップを実施した支援対象者数	人	目標	2	10	15
		実績	31	42	29

地域再犯防止推進モデル事業概要

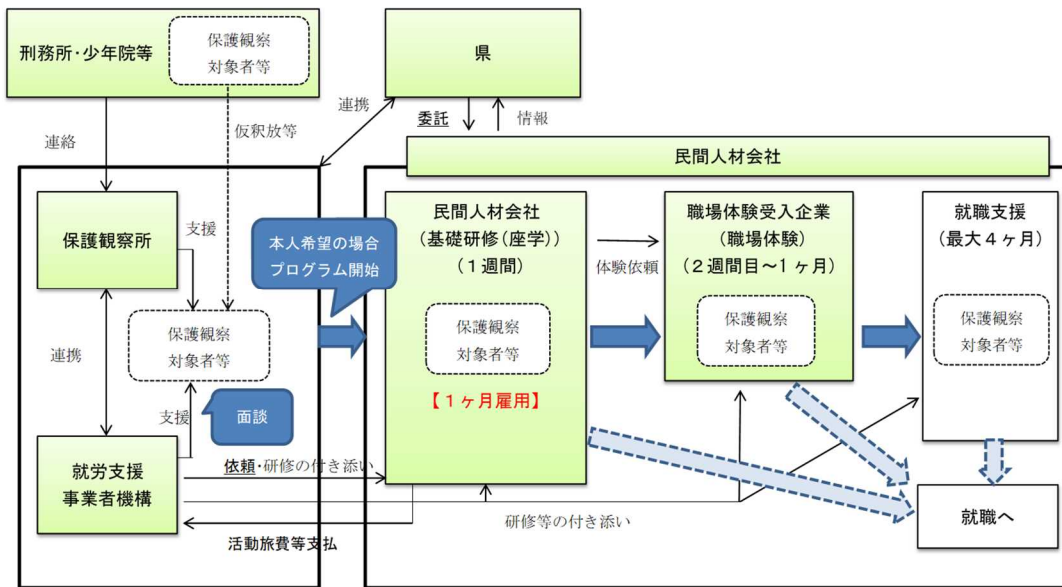
1 事業名称：保護観察対象者等就労支援プログラム事業

2 再委託先：ヒューマンアカデミー株式会社

3 取組内容

民間人材教育会社等に委託し、ビジネス基礎研修（座学）、職場体験、就職支援等を実施

4 事業スキーム



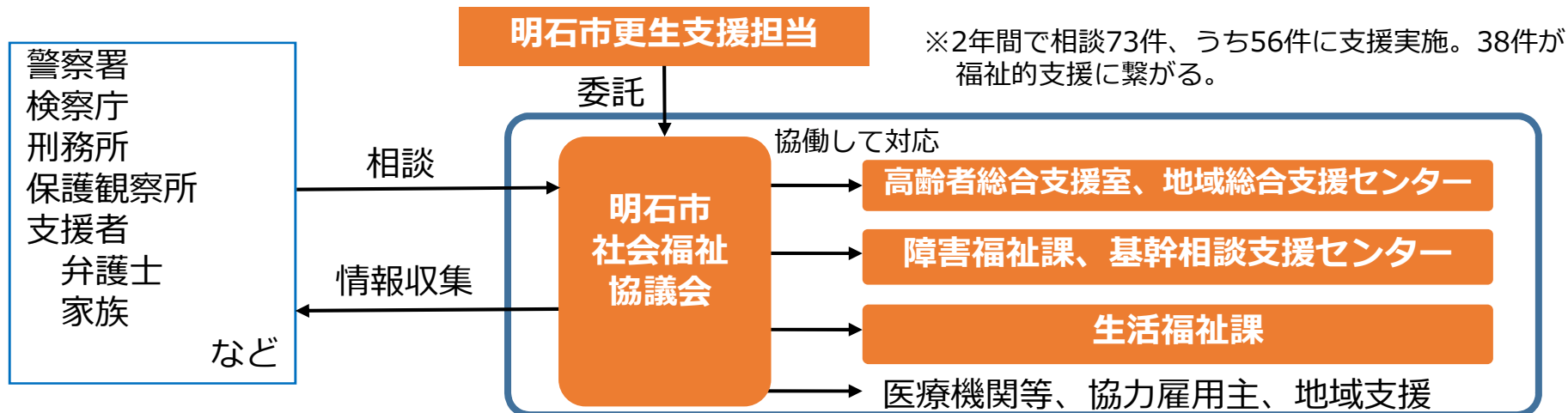
5 得られた成果等

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
研修参加者数	人	目標	3	10	3
		実績	3	5	3

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
就職率（就職者数/研修参加者数）	%	目標	60	60	60
		実績	66.7	80	33.3

更生支援コーディネート事業

関係機関等からの相談に基づき、高齢又は障害がある福祉的支援の必要な人に対して、福祉サービス等に繋げるため、窓口への手続同行や申請書類の作成支援などの利用調整や、地域生活開始後の見守り支援を実施。



更生支援安定化事業

市民の再犯防止・更生支援に対する理解を促進し、支援の輪を広げることにより、更生支援の取組みを安定的・継続的に継続するため、広報・啓発活動等を実施。



全国初の更生支援に関する条例を制定



37の関係機関でネットワーク会議を開催



啓発イベントでは参加者の99.3%が自治体が更生支援に取り組むべきと回答

地域再犯防止推進モデル事業【概要】

奈良県

事業名 「罪を犯した者等」の社会復帰を促進するための就労支援

■ 事業の概要

刑務所出所者等の雇用促進に繋げるため、新たに雇用を考える協力雇用主の不安解消等を目的としたセミナーならびに、一般県民、事業主等を対象とした、刑務所出所者等の雇用に向けた機運醸成を目的としたシンポジウムを開催。また、保護観察対象者等への新たな就労に向けた意欲喚起や知識の習得等の支援を目的とした社会技能訓練実践アドバイザーによる社会技能訓練を実施。さらに、協力雇用主が出所者を雇用する際や、保護観察対象者が職業的自立を図る際に活用できる、相談窓口や支援制度等を掲載したハンドブックを作成。

■ 事業の成果

社会復帰促進就労支援シンポジウム (H30/85名、R1/73名、R2/68名)
 社会復帰就労支援セミナー (H30/28名、R1/18名、R2/20名)
 社会技能訓練実践アドバイザー等による社会技能訓練 (H30～R2:計17回実施/5名参加)
 協力雇用主・保護観察対象者向けハンドブック作成 1回実施(1,000部作成)

成果指標	H30年度	R1年度	R2年度
出所者雇用の理解が進んだ参加者の割合	—	76%	81%
出所者雇用の際の不安が低減した参加者割合	—	90%	94%
協力雇用主数	176人	180人	187人
新規雇用者数	51人	71人	34人

事業名 更生支援に係る制度・仕組みの構築

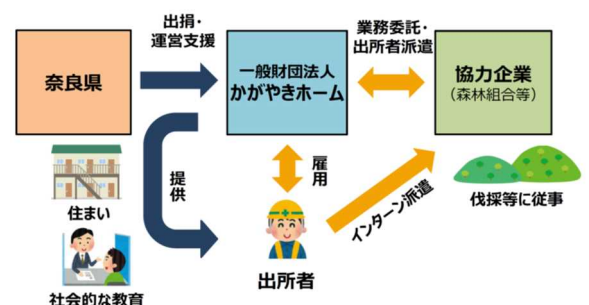
■ 事業の概要

刑務所出所者等の更生支援に関わる関係機関・団体等と課題を共有するとともに、連携・協働の仕組みを構築するため、有識者等で構成する検討会において、意見交換を行った。

誰もが地域の一員として包摂される社会を目指し、国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を県が自ら担うため、条例を制定。この条例に基づき、県が刑務所出所者等を直接雇用する財団を設立し、財団において住まいの確保、職業訓練・社会的な教育等を実施。

■ 事業の成果

- H30.12～ 「奈良県更生支援のあり方検討会」の立ち上げ
 ※R2年度末まで5回開催
- R2.3.25 「奈良県更生支援の推進に関する条例」の成立
 ※R2.4.1施行
- R2.7.1 「一般財団法人かがやきホーム」の設立
- R2.7.6 受刑者の採用面接実施
- R2.8.1 財団において相談員の雇用
- R2.9～ 財団において出所者（2名）の雇用
 ※出所者に住まいの確保、職業訓練、社会的な教育等の実施



※財団の設立及び運営支援については、奈良県単独事業

鳥取県地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 事業名称：鳥取県再犯防止推進事業
 2 再委託先：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
 3 事業の目的

平成30年4月に策定した「鳥取県再犯防止推進計画」においては、鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象者以外の、福祉的な支援が必要な者を福祉サービスにつなげる必要性について定め、地域生活へ円滑に移行する支援を行う機関の設置について検討することとした。

これにより、平成30年6月に「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置し、鳥取地方検察庁、弁護士及び地域での支援機関等の協力を得て、特別調整をされていない高齢・障がいのある犯罪をした者等の支援体制を構築することを事業の目的とする。

4 取組内容

- (1) 鳥取県社会生活自立支援センターの設置及び運営

起訴猶予者や執行猶予者など刑務所出所者以外の、福祉的な支援が必要な罪を犯した者への支援を行うため、鳥取県社会生活自立支援センターを設置し、相談員を配置する。

- (2) 鳥取県再犯防止推進会議の開催

地域社会における再犯防止等に関する実態の把握や情報共有を目的に、刑事司法関係機関、国、県などの公的機関、保健医療、福祉関係機関、各種民間団体など関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。

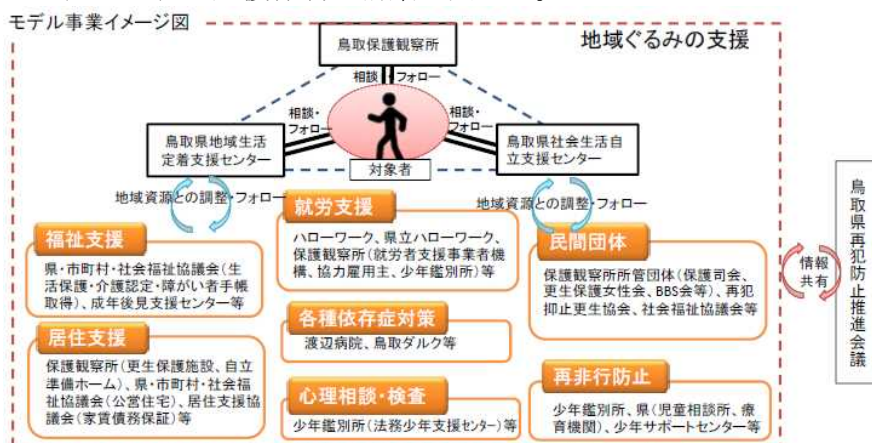
5 取組成果

- 社会生活自立支援センターにおいて、地域生活定着支援センターの対象とならない福祉的な支援が必要な罪を犯した者に対する支援を実施し、延べ83名の支援を行い26名の対象者を福祉的な支援に繋げることができた。

活動指標	単位	H30	R1	R2	計
相談件数	人	34	45	45	124
うち実働件数	人	24	33	26	83
うち福祉的支援に繋がった件数	人	7	9	10	26

※R2実績は事業終了時のもの。以下の表の実績も同じ。

- 社会生活自立支援センターが活動を行う上での支援体制の構築について、福祉的な支援が必要な対象者を発見し、社会生活自立支援センターへとつなげる、検察庁及び弁護士に対して勉強会を行うなど支援における連携体制が構築されてきた。
- また、対象者への支援においては、社会生活自立支援センターのみが関わるのではなく、関係機関が連携した地域ぐるみの支援が不可欠であることから、市町村、市町村社協、福祉関係団体などに対し、研修会を実施するなどの周知を行い支援体制の構築を図った。



- 社会生活自立支援センターで支援を行った者の再犯率については以下のとおり。本県における近年の刑法犯全体における再犯率は概ね30%前後で推移していることから、社会生活自立支援センターの支援により再犯の抑止効果があったものと考えられる。

年度	H30	R1	R2
再犯率	20%	3%	4%
フォローアップ中・終了後に再犯となった人数	5名	1名	1名
(参考) 実働件数	25名	33名	26名

島根県地域再犯防止推進モデル事業概要

【事業名称】：島根県再犯防止推進モデル事業

【取組内容①】：実態把握・関係機関ヒアリングの実施

県内の刑事司法関係機関や更生支援の取組を実施している民間団体等に対し、取組内容や課題等についてヒアリングを実施。（一部施設見学も実施）

【取組内容②】：島根県地域再犯防止市町村等担当者会議の開催

各市町村再犯防止推進担当者及び庁内関係課を対象とし、都道府県再犯防止推進会議内容の情報共有や意見交換、更生支援の実施機関・団体等を講師に呼び、講義や事例報告等を実施。（年1回開催）

【取組内容③】：更生支援コーディネーター養成研修及び派遣事業

司法・福祉・医療等の関係者や更生支援に関心のある者を対象に、更生支援の基本的な知識を習得し、支援対象者の社会復帰に向けた環境調整や更生支援計画の立案等を行うことのできる人材を養成する研修を開催。

また、実際の事例に対し、登録のあった更生支援コーディネーターを派遣する派遣事業を実施。



【取組内容④】：リーフレット「再出発を支える社会へ」の作成

刑事司法手続きの流れ、関係機関・団体等一覧、専門用語の解説についてまとめたリーフレットを作成。市町村、保健医療福祉、就労等の支援機関・団体に約 2500 部配付。

【取組内容⑤】：島根県再犯防止推進計画の策定

島根県再犯防止推進モデル事業推進会議の構成機関を基盤に、島根県再犯防止推進計画策定委員会を設置。令和2年度より策定に向けた取組を実施。

広島県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称	非行少年等立ち直り支援事業																																			
事業目的	国の刑事司法機関、県の就労、福祉、教育を担当する部署、地域の支援団体等が、情報共有やケース検討の場を持ち、それぞれの役割を明確にしつつ、刑事司法手続における支援の対象外となる者のニーズを把握し、適切な支援を行うことによって、再非行・再犯の防止を目指す。																																			
取組内容①：非行少年等に対する実態調査等																																				
事業内容	非行少年等の立ち直り支援をテーマとして、国、県、支援団体からなる連絡会議を立ち上げ、 (1) 非行少年等に対する実態調査 (2) 効果的な支援方法の検討 (3) 実際の事例を基にしたケース検討 を実施した。																																			
活動指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動指標</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">H30年度</th> <th style="width: 10%;">R1年度</th> <th style="width: 10%;">R2年度</th> <th style="width: 30%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①会議開催回数 (連絡会議)</td> <td rowspan="2">回数</td> <td>目標</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②ケース検討会議 開催回数</td> <td rowspan="2">回数</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>10回</td> <td>6回</td> <td rowspan="2">新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>－</td> <td>1回</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table>							活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項	①会議開催回数 (連絡会議)	回数	目標	2回	3回	3回		実績	2回	2回	2回	②ケース検討会議 開催回数	回数	目標	－	10回	6回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催	実績	－	1回	0回
活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項																														
①会議開催回数 (連絡会議)	回数	目標	2回	3回	3回																															
		実績	2回	2回	2回																															
②ケース検討会議 開催回数	回数	目標	－	10回	6回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催																														
		実績	－	1回	0回																															
課題・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察等の刑事司法手続が終了した時点で国の支援を打ち切られる者や起訴猶予等により不処分となり国の支援を受けられない者がいるため、これらの者に対する支援を検討する。 ・刑事司法関係機関から保健医療・福祉サービス提供機関（市町、高齢・福祉施設、医療機関等）へ情報提供するための法規定がないため、円滑な情報提供を行うことができるよう、法務省に法整備を要望する。 																																			
取組内容②：非行少年等に対する就労支援事業																																				
再委託先	特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構																																			
事業内容	保護観察終了時に無職である少年、家庭裁判所において審判不開始・不処分となった少年を対象に、就労につなげるための支援として就労体験等を実施した。																																			
活動指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動指標</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">H30年度</th> <th style="width: 10%;">R1年度</th> <th style="width: 10%;">R2年度</th> <th style="width: 30%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労体験実施者数</td> <td rowspan="2">人数</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>40</td> <td>40</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>－</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項	就労体験実施者数	人数	目標	－	40	40		実績	－	3	0											
活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項																														
就労体験実施者数	人数	目標	－	40	40																															
		実績	－	3	0																															
成果指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">成果指標</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">H30年度</th> <th style="width: 10%;">R1年度</th> <th style="width: 10%;">R2年度</th> <th style="width: 30%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率</td> <td rowspan="2">%</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>15</td> <td>15</td> <td rowspan="2">R2年度は対象者なし</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>－</td> <td>0</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>							成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項	保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率	%	目標	－	15	15	R2年度は対象者なし	実績	－	0	－											
成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項																														
保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率	%	目標	－	15	15	R2年度は対象者なし																														
		実績	－	0	－																															
課題・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・就労体験により就職した3人のうち2人は、半年以内に離職していることから、就労体験だけでは職場定着につながらないため、就職後の効果的なフォローアップのあり方を検討する。 ・保護観察終了時に無職である者の割合は少年より成人が高く、成人に対する就労支援のニーズが高いことが見込まれるため、少年に対する就労支援に加えて、成人の就労支援についても検討を行う。 																																			

山口県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：山口県地域再犯防止推進事業

再委託先：山口県社会福祉協議会

○取組内容①：【検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援】

内容：山口地方検察庁との連携の下、起訴猶予者等のうち高齢又は障害等の理由により福祉的支援が必要な者に対する、帰住先確保や福祉サービスを利用するための行政窓口等へのつなぎ支援の実施。

○取組内容②：【特別調整に準ずる者への支援】

内容：中国地方管内の矯正施設等及び山口保護観察所との連携の下、現行の特別調整の対象者にはならないが福祉的支援が必要な者に対する、帰住先確保等の福祉的支援の実施。

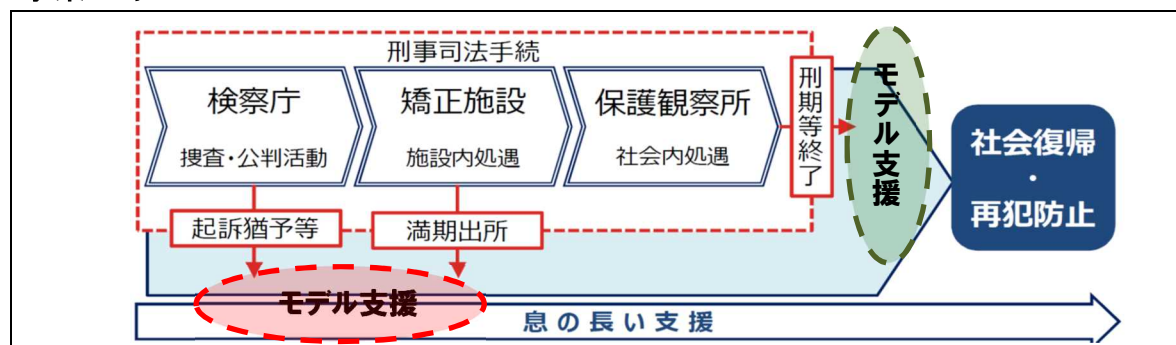
○取組内容③：【保護観察期間が終了した者への支援】

内容：山口保護観察所、更生保護サポートセンターとの連携の下、保護観察期間終了後の再犯を防止するために福祉的支援が必要である者に対する、保護観察期間終了前からの帰住先確保や福祉サービスを利用するための相談窓口等へのつなぎ支援、日常生活上の相談の実施。

○取組内容④：【再犯防止に関する普及啓発と民間協力者の活動支援】

内容：全県的な再犯防止に関する普及啓発や保護司等民間協力者の活動支援を目的とするポータルサイトの作成。

■事業スキーム：



■得られた成果等：

- ・これまでの制度では支援が行き届いていなかった矯正施設出所者等について、関係機関と連携体制を構築し、新たに支援を行った者のうち帰住先確保が必要となったすべての者について帰住先を確保するなど、地域における再犯防止を推進。
- ・再犯防止ポータルサイトにおいて地域の取組等を紹介し、全県的な理解を促進。
- ・県が平成31年3月に地方再犯防止推進計画を策定するとともに、県内19市町中13市町が令和2年度中に計画策定予定。

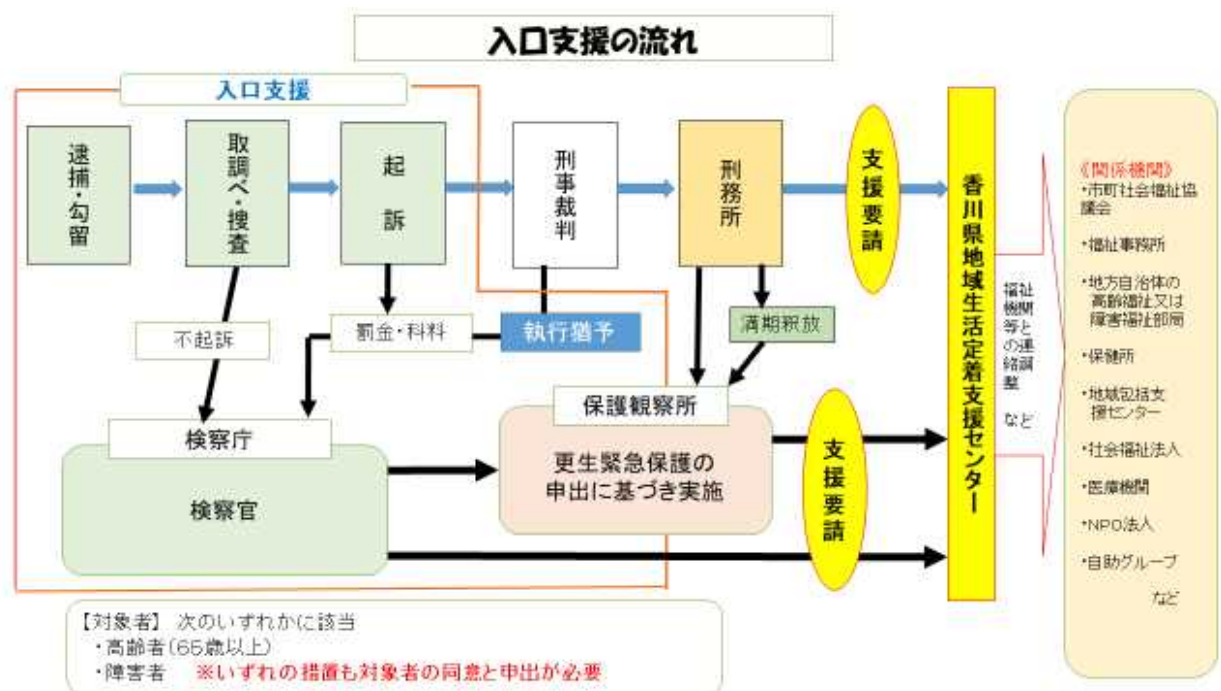
香川県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：香川県地域再犯防止推進モデル事業

再委託先：香川県地域生活定着支援センター

■取組内容①：相談支援業務の委託先が実施する直接支援業務

○事業スキーム



○得られた成果等

- ・モデル事業実施期間中に計 16 名の支援を実施し、大半の支援者は再犯をすることなく、地域移行ができています。

■取組内容②：相談支援業務の委託先が実施する啓発業務

○事業スキーム

- ・モデル事業実施期間中に関係機関を集めた研修会、シンポジウム、入口支援担当者会をそれぞれ行う。

○得られた成果等

- ・関係機関を集め研修会・シンポジウムを開催し、事業啓発や情報の共有を行った。

取組1 息の長い就労支援プログラム事業

1 目的

刑事司法手続き終了間近な者のうち、就労未定で支援を希望する者について、専任コーディネーターが関係機関と連携した就労支援（住居確保等含む）や地域の支援事業へのつなぎ行い、切れ目のない伴走型の支援を行う体制づくりに取り組むとともに、協力雇用主による実雇用の増加を図る。

2 取組内容及び実績

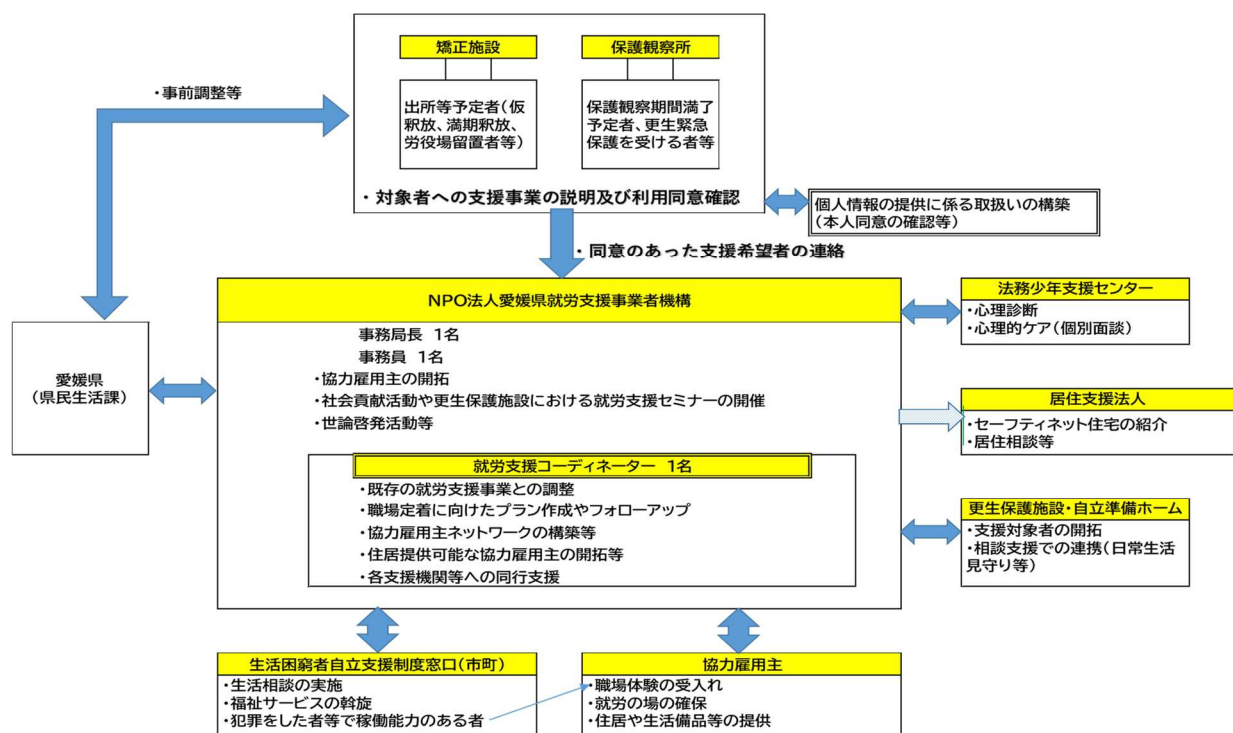
愛媛県就労支援事業者機構に就労支援コーディネーター（犯罪をした者等の支援に知見のある者）を1名配置し、地方公共団体の就労支援事業ほか各種支援機関の活用や雇用主へのフォローアップを図りながら、伴走的な支援に取り組むとともに、協力雇用主の不安解消や継続的な雇用を図るため、事業者対象の研修会や職場体験において雇用者側も体験する機会を提供。

	① 就労支援	② 協力雇用主研修会
対象	県内において、保護観察期間の満了や矯正施設出所が近い者など、刑事司法手続き満了間近のもの等で就労未定の者	県内事業者 (県内刑事司法関係機関、県も参加)
支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○支援希望者と面談し、就労支援プログラムの作成 ○職場体験（希望者。1人3箇所まで、体験奨励金付き）、コーディネート ○地域（自治体等）の福祉的支援や住居確保など個々の課題に応じた同行支援 ○就労後の相談、心理面のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○協力雇用主研修会、意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の講師による講演 ・事例報告 ・継続雇用に係る意見交換 など

【支援実績】（R元年10月23日～R2年12月） 単位：人

	相談受理	職場体験	就労	就労継続	連絡元		
					R元年度	R2年度	
R元年度	12	6	5	2	1	—	—
R2年度	15	5	7	3	2	4	1
合計	27	11	12	5	1	5	1

3 成果（息の長い就労支援プログラム事業による新たな連携）



取組2 社会復帰支援ネットワーク構築事業

1 目的

再犯防止についての地域の理解を深め、受け入れや必要な支援を円滑かつ包括的に行うための社会復帰支援ネットワークを構築する。

2 事業全体の実施時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R 元年度				県推進会議①					県推進会議②		県推進会議③	
						市町担当職員研修会		地域別推進会議①②	地域別推進会議③	地域別推進会議④	地域別推進会議⑤	
R 2年度				県推進会議WG	県推進会議①						県推進会議②	
						性非行立ち直り支援研修会	地域別推進会議①	地域別推進会議②③④	地域別推進会議⑤		ミニフォーラム	

3 個々の実施内容

(1) 愛媛県再犯防止推進会議

モデル事業の実施及び本県の再犯防止推進計画の策定、推進のため、県内刑事司法関係機関、民間団体、有識者、地方公共団体の委員（24名）で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」を設置し、令和元年度に3回、令和2年度に2回（ほか、実務者会議を1回実施）会議を実施した。

(2) 再犯防止市町担当職員研修会

市町における再犯防止に向けた取り組みを促進するため、刑事司法関係機関における取り組みや、市町の取り組みの重要性等について説明を行った。

(3) 地域別再犯防止推進会議

犯罪をした者等の立ち直りを支援するネットワークの構築に向け、再犯防止に関する理解促進と情報・課題の共有を図るとともに、地域における受け入れや支援が円滑にできるよう、市町及び地域で就労支援や福祉サービス等を提供している関係機関・団体等を対象に、刑事司法関係機関等の取組や地域との連携課題等の説明、司法福祉分野で活動する弁護士等による基調講演、事例検討を内容として、県の地方機関単位（5ヶ所）で開催した。

(4) 性非行立ち直り支援研修会

性問題行動を持つ青少年への対応について、専門家による講義や県内専門機関による取組説明等を行い、早期に適切な支援につなげていくことにより青少年の再非行の防止を図ることを目的に開催した。

(5) 地域再犯防止推進ミニフォーラム

再犯防止に関する県の取組みや大学教授による基調講演のほか、篤志面接委員による講話などを通じて、県民の再犯防止に係る理解を促進するため、ミニフォーラムを実施した。

地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称： 起訴猶予者等に係る刑事司法手続き等における支援終了後から地域への定着に至る継続的な支援方策の検討・実践及びマニュアルの作成並びに地域における再犯防止支援ネットワークの構築

再委託先： 特定非営利活動法人抱樸・公益社団法人福岡県社会福祉士会

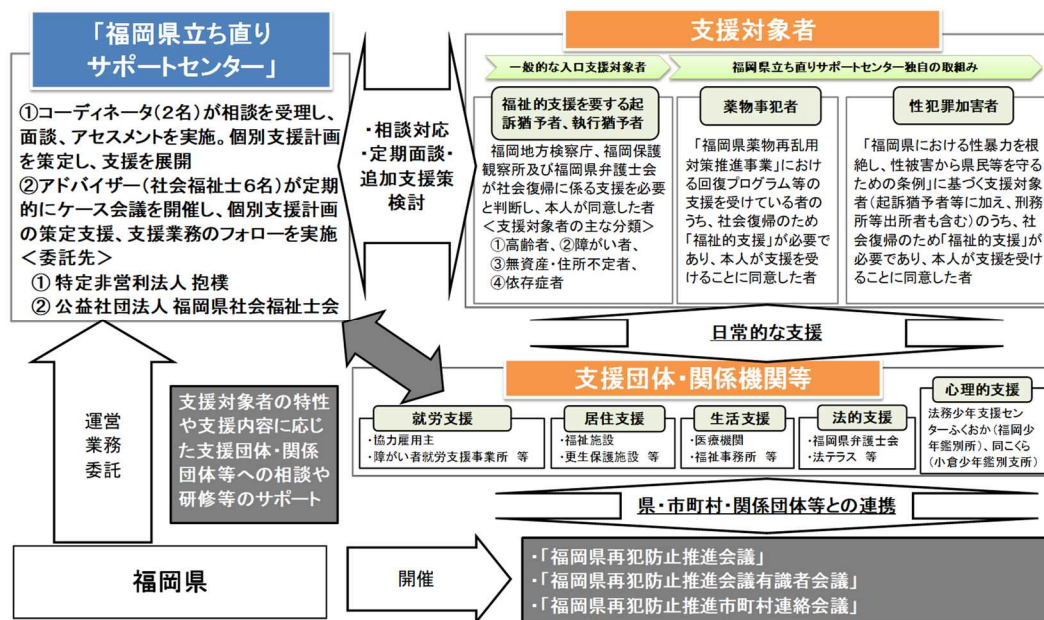
取組内容①： 入口支援のノウハウ蓄積、支援ハンドブック作成

- ・ 「入口支援」を実施するため、「福岡県立ち直りサポートセンター」を設置（令和元年9月10日開設）。起訴猶予者等に対する「切れ目のない」、「息の長い」支援に取り組んだ。（特定非営利活動法人抱樸に委託）
- ・ 支援の成果をハンドブックとして取りまとめ、支援関係者や市町村など、幅広い関係者に共有した。（公益社団法人福岡県社会福祉士会に委託）

取組内容②： 地域における再犯防止支援ネットワークの構築

- ・ 県の関係課、国の刑事司法関係機関、民間団体等で構成する「福岡県再犯防止推進会議」、支援機関代表者等による「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」を設置し、モデル事業の検討や実施状況・課題の把握、対策の検討等を行った。
- ・ 市町村における地域再犯防止推進計画の策定を支援・促進するため、「福岡県再犯防止推進市町村連絡会議」を開催した。

■事業スキーム



■得られた成果等

- ・ 「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援実績 31人（うち、再犯に至った者2人（6.8%））
- ・ 入口支援に係る事例集、参考情報をハンドブックとして取りまとめた

北九州市地域再犯防止推進モデル事業概要

1 事業名称

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業

2 再委託先

公益社団法人 北九州市障害者相談支援事業協会
(北九州市障害者基幹相談支援センター受託者)

3 事業内容

不起訴や執行猶予処分となった知的障害等のある人に、市・司法・福祉が連携した以下の支援を実施し、効果的な再犯防止の取組について検証する。

(1) 取組内容①：継続的な見守り

■内容・事業スキーム

長期的な視点で適切な支援を行うとともに、支援可能な関係性を失わないよう対象者の動向や所在の把握を目的とした、基幹相談支援センターによる継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組を実施した。

(2) 取組内容②：「刑事司法と福祉による協働」

■内容・事業スキーム

支援者の触法障害者に対する理解促進や、支援対象者の社会的な学びを目的とした、北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による取組を実施した。

(3) 取組内容③：「効果的な就労支援」

■内容・事業スキーム

触法障害者の就労支援及び雇用の定着を目的とした更生保護就労支援事業受託者との連携による取組を実施した。

4 成果

(1) 指標

ア 成果指標①：見守り継続者率（目標値として理想値100%を設定）

継続的な見守り支援が実施できているかを確認するため設定。

イ 成果指標②：就労成就率（目標として実績値40%を設定）

就労支援が効果的に行われているかを確認するため設定。

(2) 内容

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①見守り継続者率	%	目標	—	100.0	100.0	支援対象者 延べ34人中33人継続
		実績	—	100.0	97.1	
②就労成就率	%	目標	—	40.0	40.0	就労支援候補者（支援者の見立てがあり、本人に意思がある者）16人。 うち、6人が一般就労継続。3人がA型就労支援事業所利用継続。 ※B型就労支援事業所利用継続2人（B型も含めると成就率68.8%）
		実績	—	46.2	56.3	

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書（概要版）

1 事業実施団体名 長崎県（再委託先：長崎県地域生活定着支援センター）

2 事業名称 長崎“やさしい社会”への再犯防止・立ち直り支援事業

3 事業内容

(1) 実態調査

長崎県地域生活定着支援センターの支援により県内に帰住した出口支援及び入口支援の対象者（293名）について分析。

(2) 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

高齢者や障害のある人の支援のための官民協働の資源や仕組みを活用した連携モデル（支援スキーム）の構築及び更生保護施設等と福祉・医療等の地域資源を有効活用したパッケージ型の支援体制の構築を目指し、関係機関と連携した支援を実施。

(3) 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

薬物依存自体が精神疾患であることを踏まえ、障害福祉サービスや民間支援団体（長崎ダルク）、保健医療機関、司法機関等が協働し、息長く立ち直りを支援していくための官民協働の連携モデル（支援スキーム）等の構築を目指し、関係機関等の理解を深めるため研修会を実施するとともに、連携体制の構築の支援を実施。

(4) 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組

身寄りがいない犯罪をした者等が住居を確保することは容易でないことから、官民協働による連携体制（支援スキーム）の構築を目指すとともに、県居住支援協議会等と連携し居場所の確保に向けた支援を実施。

4 得られた成果

【高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組】

高齢者：地域包括支援センターと連携事例（延15件）、地域ケア会議等の開催（延10件）。連携強化のため県内地域包括支援センターの研修で触法高齢者に関する事例検討を実施。

障害のある者：県相談支援専門員協会を介したプランニングを担当する県内各市町の相談支援を依頼（延8件）。

【薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組】

依存症のある罪を犯した人への支援の必要性を関係機関等に広く理解してもらうため啓発活動に注力し、被疑者段階・被告人段階・判決という刑事司法手続きの流れの中で、地域生活定着支援センターと保健師が合同で面接を実施。こうした伴走的な関わりは、対象者が「自分一人じゃないと思えるから心強い」と述べる等、明らかな効果を確認。

【犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組】

住居確保に向けた居住支援法人との連携（情報提供の依頼）実績は3件。

罪を犯した人の居住支援に必要な要素・課題等を議論する「すまいとくらしの検討委員会」を、令和元年7月に設置し3回開催。貸主側の協力を得て入居を円滑に進めるために、貸主の不安をどう軽減するかを議論し、長崎県内にある資源やサービスを一覧化した「すまいとくらしを支えるQ&A」を作成。活用方法については、今後検討。

熊本県地域再犯防止推進モデル事業概要

—高齢・障がいのある犯罪をした者に対する主に入口支援による再犯防止—

取組 1：犯罪をした高齢、又は障がいのある者等の再犯防止に関する相談支援業務	
事業内容	<p>熊本県地域生活定着支援センター（社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部熊本県済生会）に委託し、検察庁等の依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援が必要な者に対し、本人の同意を得たうえで、住居支援や福祉的支援等のコーディネートや受入施設等に対するフォローアップ支援を実施。</p>
事業スキーム図	
得られた成果	<p>〈支援対象者へのアンケート結果〉</p> <p>相談していなかったら再び犯罪をしていたと思う者の割合 80%</p> <p>⇒本事業は再犯防止に有効！</p> <p>実際、支援対象者から再犯者は一人もでていない（令和2年12月現在）。支援対象者は、医療機関の受診、住宅の確保等を支援してくれる「伴走者」を求めている、その存在が再犯の抑止につながったと考察する。</p>
取組 2：主に福祉施設を対象とした講習会	
事業内容	<p>平成30年度に福祉団体や施設にアンケート調査を行った結果、犯罪や非行をした者の受入れのための知識・経験が不足しているという回答が多かったことから、今後受入れの推進を図っていくために、主に福祉団体や施設等を対象とした再犯防止に係る講習会を実施。</p>
得られた成果	<p>〈講習会受講者へのアンケート結果〉</p> <p>受講後に再犯防止に関する関心・理解が深まったと回答した者の割合 97%</p> <p>⇒本事業は再犯防止に有効！</p> <p>福祉団体及び福祉施設等が再犯防止への関心・理解を深めることで、福祉サービスの充実や受入施設の開拓につながるため、関係者の知識・経験不足を解消するための講習会は再犯防止の推進に不可欠である。</p>

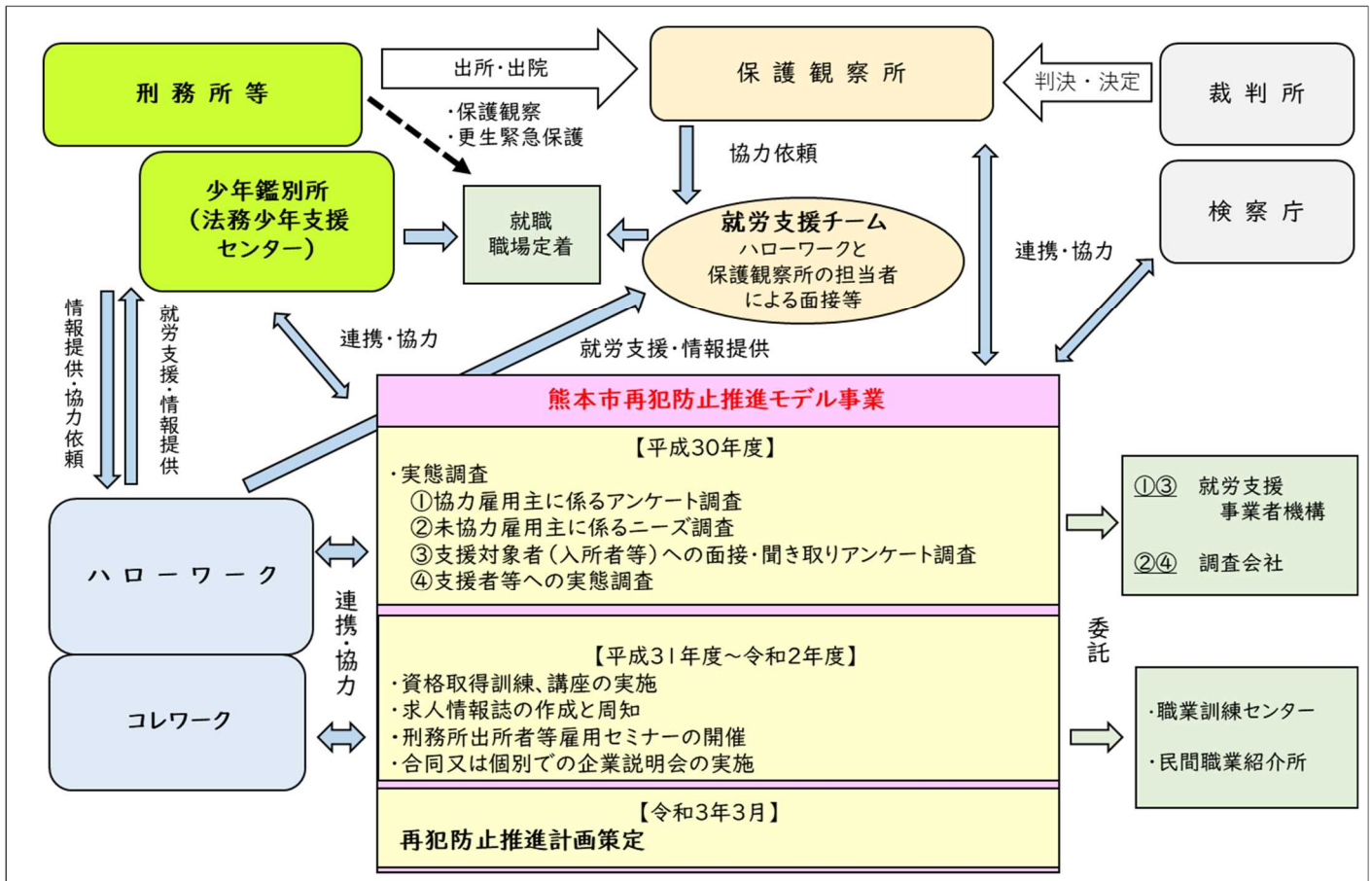
【事業名称】犯罪をした者等及び協力雇用主への就労活動支援

【事業期間】平成 30 年 11 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日

【事業の目的】

犯罪や非行をした人等が円滑に社会の一員として復帰することができるよう、犯罪や非行をした人等向けの求人情報誌の発行や、求人事業所と犯罪や非行をした人等との面談会を行うことで、安定した職業への就職促進、及び地元企業への人材確保の支援を図るもの。

【事業スキーム図】



【モデル事業概要】

実態調査（平成30年度）

①協力雇用主 93 社中 60 社回答 ※H30.11月1日時点、保護観察所に登録の事業主
 ・協力雇用主の約半数が建設業 49.2%、卸小売業 10.8%、医療・福祉 7.5%、サービス業 7.5%
 ・雇用した犯罪や非行をした人の平均的な勤務継続期間は、1年以内 57.7%（半年以内 18.2%）

②未協力雇用主 200 社中 85 社回答 ※HWインターネットサービスに掲載の求人企業を無作為抽出
 ・法務省の協力雇用主募集については、「知らない」64.7%
 ・犯罪や非行をした人を雇用しやすくするためには、「生活指導の強化」42.4%、「社会常識・ビジネスマナーの付与」38.8%、「就労に関係した免許・資格取得や技能の習得支援」35.3%
 ・就労に関係した免許・資格取得や技能習得としては、「介護福祉士、美容師、調理師、情報系等」

③対象者;入所者 121人中98人

※H30.11.1 現在で矯正施設に入所中のうち出所後帰郷を希望する方

- ・出所後に希望する勤務先は、建設業 28.5%、飲食・宿泊業 17.5%、サービス業 8%
- ・今後必要な資格は、自動車免許6人、大型特殊免許5人、介護ヘルパー3人、調理師3人など
- ・就労するうえでの悩みや不安については、「受刑者であったことを知られたくない」34%、「必要となる資格や経験、専門知識を持っていない」24.7% など

③対象者;保護観察中 79人中44人回答 H30.11.1 現在で保護観察中の方

- ・現在の就労者は 65.9%で、業種別では建設業 72.4%、サービス業 12.1%、製造業 6.9%
- ・雇用形態は、アルバイト・パート 24.1%、正社員 20.7%、契約社員・日雇い 13.8%

④支援関係機関へのヒアリング調査 支援機関22機関:刑務所・保護観察所・保護司会など

- ・犯歴を開示しないで就職し、何かのきっかけで知れることに悩んでいる。
- ・社会復帰後の就労に対する社会の理解及び就労先の不足や業種の偏り。
- ・協力雇用主が公開する刑余者対象の専用求人が少ない。 など



就労支援事業(令和元年度~2年度)

(1)「社会復帰応援企業求人情報誌」の発行

令和元年 10月 250部 令和2年 2月 470部

令和2年 9月 430部 令和3年 1月 430部

☞ 3人就職(令和3年2月現在)

(2)社会復帰応援「企業セミナー」の実施

令和元年 11月開催 参加企業 22社・参加者 37人

☞ 協力雇用主制度に興味を持った 90%

※令和3年3月 動画(DVD)作成

(3)社会復帰応援「企業説明会・個別面談会」の実施

令和元年 11月・令和2年 2月開催

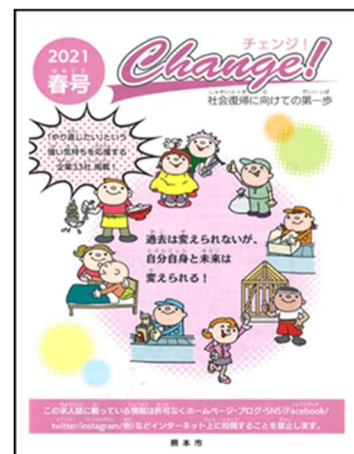
参加企業 18社・参加者 10人

☞ 2人就職(令和2年7月末現在)

(4)「介護職員初任者研修養成講座」の実施

令和2年1月~2月 全23回開催

参加者3人 全員終了(資格取得済み)



社会復帰応援企業求人情報誌「Change」



介護職員初任者研修養成講座



モデル事業から見えた課題

- (1) 関連機関・協力雇用主等と連携して求人情報の提供を進め、より効果的な支援につなげる必要がある。
- (2) 就労や資格取得に向けた講座の開催や情報の提供が必要。
- (3) 協力雇用主制度の周知と事業者の理解を深め、協力雇用主の登録促進と業種を拡充する必要がある。

奄美市再犯防止推進モデル事業概要

取組内容

NPO法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」で関わり、無職、保護観察対象など犯罪へ繋がっていくリスクの高い者で奄美市居住者7名を対象とし、対象者のフォローアップとして、家庭訪問などによる「心のよりどころ」を含めた居場所づくりや、学習支援を含めた修学支援及び就労支援、対象者の保護者などとの面接による帰来先の確保などのフォローアップを実施した。

また、対象者が障がい者の場合は、関係機関及び事業所などと連携を図り、障がい者支援施策を活用しながら、一般企業などへの就労や就労移行支援などの訓練に繋げ、対象者の自立を図った。

事業スキーム

別紙参照

- 1 本事業対象者7名中5名が就労中
- 2 シンポジウムを開催し、市民への周知を図ることが出来た
- 3 関係機関との情報共有体制が確立できた
- 4 本事業対象者以外の事例についても、関係機関と情報共有し、支援に繋がった
- 5 事業対象者が犯罪を繰り返していない。問題が発生した際にも支援出来る体制が機能している
- 6 他自治体へ転居した対象者が奄美市再犯防止推進委員を通して支援に繋がった
- 7 本事業対象者から市相談員へ頻繁に相談が寄せられるようになった
- 8 専門機関からの協力体制が構築できた
- 9 再犯防止推進会議構成団体を増やすことで、多方面からの支援が期待できるようになった

課題

- 1 事業を実施するための対象者及び「ゆずり葉の郷」で関わったフォローアップが必要な青少年の把握に時間がかかった。
- 2 支援の実施に当たり、対象者との関係性の構築や保護者との連絡調整が難航したことにより、同意の取得に至るまでに想定よりも長い時間を要した。
- 3 問題が表面化しにくい事例への支援、障がいを持つ者に対するアセスメントの在り方
- 4 早期発見や予防への取組
- 5 離島特有の問題として、就労や修学の選択肢が少ないことから、本土に出ては戻ってくる者が少なくなく、何度奄美へ戻ってきても受け入れる支援や対象者を支援する者への支援を行う体制づくり
- 6 奄美市だけでなく近隣町村との行政区を超えての連携

奄美市更生支援体制図（令和3年度～）

36奄美市

支援方針の決定・連携した支援の提供・支援の進行の状況の確認等
関係機関が情報を共有し、連携して対応

奄美市（福祉政策課）

養育環境・不登校等に関する相談等
生活状況や実態把握等を行なうための家庭訪問
養育困難な状況や虐待等に関する相談
関係機関との連絡調整
必要な支援の提供
障がい児（者）に対する相談支援



司法

鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所	北大島保護区保護司会	鹿児島地方検察庁名瀬支部
大島拘置支所	更生保護女性会	鹿児島少年鑑別所
鹿児島県弁護士会	人権擁護委員協議会	

福祉

大島児童相談所	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター	奄美市社会福祉協議会
あまみ障害者就業・生活支援センター	民生委員児童委員協議会	鹿児島県社会福祉士会

教育

教育委員会	生活指導連絡協議会	校長会
スクールソーシャルワーカー		

医療

鹿児島県精神保健福祉協会	名瀬公共職業安定所	鹿児島県奄美警察署
--------------	-----------	-----------

就労

警察

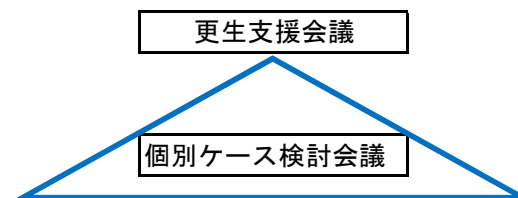
※必要に応じ上記以外の機関とも連携する

役割分担・連携を図りつつ、協働して支援を実施

奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」

事業の流れ

- 1 対象者の選択（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 2 同意書の取得（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 3 聞き取り調査（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 4 ケース会議（実施主体：奄美市）
- ➡ 5 支援の実施（実施主体：更生支援会構成機関）
- ➡ 6 情報共有（更生支援会議）（実施主体：奄美市）



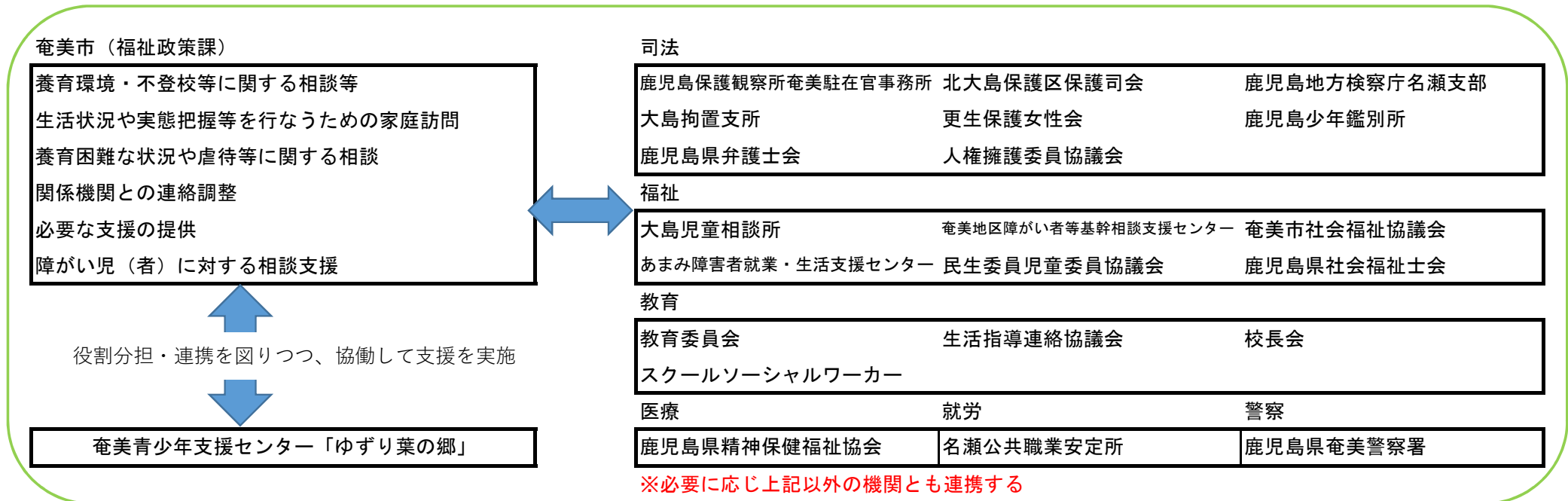
更生支援会議・・・年1回

個別ケース検討会議・・・必要時随時

奄美市再犯防止推進体制図（平成30年度～令和2年度）

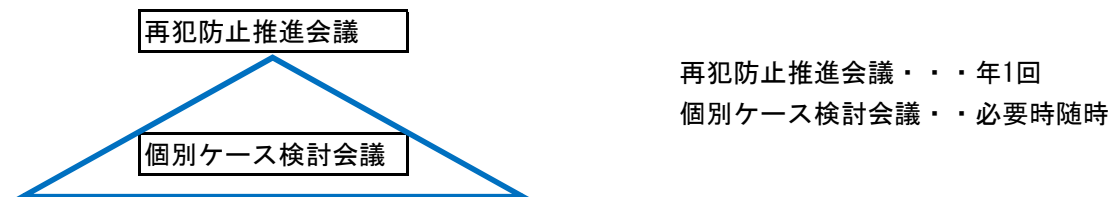
36奄美市

支援方針の決定・連携した支援の提供・支援の進行の状況の確認等
関係機関が情報を共有し、連携して対応



事業の流れ

- 1 対象者の選択（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 2 同意書の取得（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 3 聞き取り調査（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 4 ケース会議（実施主体：奄美市）
- ➡ 5 支援の実施（実施主体：再犯防止推進会構成機関）
- ➡ 6 情報共有（再犯防止推進会議）（実施主体：奄美市）



令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(8))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: - 5 - (2))					
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> サイバー犯罪¹⁾に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,142,750	3,722,787	3,775,189	3,682,133
		補正予算(b)	565,069	426,249	536,310	-
		繰越し等(c)	222,131	175,399	95,691	
		合計(a+b+c)	3,485,688	4,324,435	4,215,808	
執行額(千円)	3,318,837	3,911,059	4,058,642			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号) ²⁾ 第19条 第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ³⁾ V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾ -1-(2)- 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上					

令和3年度予算は、予算の一部が内閣官房及びデジタル庁に計上されているところ、当該予算(1,420,902千円)を含んだ額。

測定指標	令和2年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。	おおむね達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修(中級編)⁵⁾を実施した。</p> <p>同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレン</p>		

ジック機器を使用した実習，警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに，パソコン，スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに，電磁的記録に係る証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ，デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として，デジタルフォレンジック研修（中級編）修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）⁶を実施した。

同研修では，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため，パソコン，スマートフォン等の証拠保全，データ解析等の実習等を実施した。

なお，令和2年度は，新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大の影響を受け，感染リスクを低減する目的から，研修員数を減らした上で実施し，中級編については，令和元年度の約半数，上級編については，令和元年度の約75パーセントの研修員数とした。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 デジタルフォレンジック研修 ⁷ 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	100.0 (60/60)	100.0 (60/60)	-	-	-
2 デジタルフォレンジック研修 ⁸ （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	98.0 (49/50)	100.0 (50/50)	-	-	-
3 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)	100.0 (29/29)
4 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)	100.0 (12/12)

測定指標	令和2年度目標	達成
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90以上	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で，被害者支援担当者（被害者支援員⁹）及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では，法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明，臨床心理士による犯罪被害

者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数 / アンケート回答者数）（％）	93.6 （73/78）	88.5 （69/78）	94.9 （75/79）	96.9 （63/65）	89.2 （58/65）

測定指標	令和2年度目標	達成
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施するとともに、検察広報用DVDを作成した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を行った。

なお、令和2年度は、コロナの感染拡大の影響を受け、参集型の広報活動を自粛せざるを得なかったところ、代替的手段としてオンラインによる配信講義や動画を制作して配信するなどの広報活動を行った。

また、地域の感染状況に応じて、十分な感染防止対策を講じた上で参集型の広報活動を実施するなど、適時適切な方法で積極的に広報活動を実施した。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 広報活動の実施回数（回）	1,121	1,104	1,231	1,105	252

目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり
	（判断根拠） 測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。 測定指標1, 2, 3について、いずれも目標をおおむね達成することができた。したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
施策の分析	

評価結果 (測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

令和2年9月14日から同月18日までの5日間及び同年10月12日から同月16日までの5日間、東京及び大阪の2か所において、地方検察庁の検察事務官合計29名を対象としてデジタルフォレンジック研修(中級編)を実施し、令和2年11月30日から同年12月4日の5日間、東京において、地方検察庁の検察事務官12名を対象としてデジタルフォレンジック研修(上級編)を実施した(別紙1-1参照)。令和2年12月14日から同月18日までの間も同研修を大阪において実施予定(参加予定者14人)であったが、コロナの感染拡大の影響を受け中止した。

デジタルフォレンジック研修(中級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修(上級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施した結果、41名全員(デジタルフォレンジック研修(中級編)29名、デジタルフォレンジック研修(上級編)12名)から回答を得ることができ、デジタルフォレンジック研修(中級編)の全研修員から「概要について理解した」又は「実務に従事できる程度の理解を得た」、デジタルフォレンジック研修(上級編)の全研修員から「更に理解を深められた」又は「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」との回答を得た(別紙1-2参照)。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 2】

令和2年12月2日から同月4日及び7日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者65名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した(別紙2-1参照)。

令和2年度は、コロナの感染リスクを低減する目的から、テレビ会議システムを用いたりリモート方式により実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。

なお、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受けて、性犯罪被害者に対する支援を強化していく必要があるところ、同研修においても、性犯罪被害者の支援や関係機関との連携に知見を有する専門家の講義を取り入れるなど、カリキュラムの見直しを行った。

そのほか、令和元年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、研修員を3班に分けてフリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、65名全員から回答を得た(別紙2-2及び2-3参照)。その結果、研修全般の内容については、58名(89.2パーセント)が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「犯罪被害者等に関する立法の経緯を改めて知ること、制度を理解した上で被害者に対応すること

ができ、被害者に対応する際の心構えが改まると感じた。」、「被害者支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に必要不可欠な知識、技能を習得する良い機会であった。」、「専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について、具体的事例を挙げての講義は貴重で、被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思う。」、「各庁の事例に接することができ、貴重な意見を聞くことができたし、同じ課題もあることも感じられ、今後の支援の在り方について再考することができた。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙 3 - 1 参照）。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。さらに、検察活動の意義や役割等について盛り込んだ検察広報用DVDを作成した。平成23年度から実施されている現行学習指導要領及び令和2年度から順次実施されている新学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、令和2年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を実施するとともに、前記DVDに、一般向け及び小・中学生向けの動画をそれぞれ収録し、幅広い年齢層に対応させ、広報活動の一層の充実化を図った。

これらの広報活動の実施回数は252回であり、活動への参加人数は合計8,938人であった（別紙 3 - 2 参照）。実施回数は昨年度より大幅に減少しているが、これは、コロナの感染拡大による影響を受けたものであり、代替的手段による広報活動の実施等（上記の広報活動の実施回数252回のうち、オンラインによる広報活動は20回である。）、コロナ禍においても適時適切な方法により可能な限り広報活動の実施に努めた結果、昨年度の約23パーセントの実施水準を維持することができた。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、主に学生、生徒を対象とした出前教室及び移動教室は、実施回数139回、参加人数は5,732人であった。さらに、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が46回、参加人数は1,189人と、コロナ禍という事情を考慮すると、一定数の広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標をおおむね達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段 「各種犯罪への対応」において実施しているデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、デジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。とりわけ、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果을上げていていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「事業計画の見直しを行い、経費の削減を図る

べきである。」との指摘を受けたところ，物品の購入計画の変更等を行うことにより，本施策にかかる令和3年度予算概算要求額を前年度比約2,500万円削減し，効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上，犯罪形態も複雑・巧妙化し，かつ，多様化しつつある状況であるため，より効果的な捜査を実現するためにデジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として，アンケート結果を踏まえ，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら，引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は，全国で均質である必要があり，また，被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって，被害者支援担当者を対象とした中央研修については，アンケート結果を踏まえて，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら，引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正，迅速な検察活動を行うためには，検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり，引き続き，国民から寄せられる意見・感想を反映し，コロナによる影響を踏まえ，オンラインでの広報を実施するなどして，広報活動の充実を図るほか，学校教育や市民教育等において，幅広い層の国民に対して，法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど，多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和3年7月15日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号2，3及び4のとおり。

「次期目標等への反映の方向性」の「測定指標3」において，コロナに関する記載をしないのは，政策の中で整合性が取れないのではないかと。政策間の評価の整合性を取った方が良いのではないかと。

〔反映内容〕

研修の目標に応じたカリキュラムの工夫，改善等に取り組んでまいりたい。

また，効果的な広報活動について，コロナの感染拡大状況を見据えた上で，今後とも検討したい（「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標3】にオンラインでの広報の実施に係る記載を追記）。

政策評価を行う過程において

評価の過程で使用したアンケート調査等
デジタルフォレンジック研修，デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編），

て使用した資料その他の情報	デジタルフォレンジック研修（中級編）、デジタルフォレンジック研修（上級編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。
---------------	---

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 検察庁における司法修習の実施について、修習教材の印刷部数の見直し等を行い、経費の縮減を図った。 また、各種犯罪への対応については、光熱水料について、執行実績を踏まえた見直しを行ったほか、物品の購入数量の見直し等を行い、経費の縮減を図った。
----	--

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したものの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V - 第2 - 3 - (1) - オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 - (2) - 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)¹⁰等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修」及び「デジタルフォレンジック研修（スマー

トフォン編)」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、*5「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

*7 「デジタルフォレンジック研修 」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施し、研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修 」と変更し、対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*8 「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施し、平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修（スマートフォン編）」と名称変更し、平成29年度まで実施した。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

【東京】R2DF研修(中級編) 日程表

9月14～18日(東京)

9/14 (月)	時限	10:45～11:00	11:00～13:00	昼 休 み	14:00～15:20	休 憩	15:30～16:50	休 憩	17:00～19:15		
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」		講義「捜査・公判におけるDFの意義」		講義「特捜部におけるDF」		講義「押収時の留意事項」		
	担当	DFセンター			東京地検検事		東京地検特捜部DF班		DFセンター		
	場所	最高検大会議室									
9/15 (火)	A班 (5名)	時限	10:30～19:15								
		内容	コンピュータ解析実習								
		担当	委託業者								
		場所	委託業者が指定する場所								
	B班 (5名)	時限	10:30～13:00	昼 休 み	14:00～16:50	休 憩	17:00～18:00	休 憩	18:15～19:15		
		内容	保全実習 I		保全実習 II		保全実習 III		保全演習		
		担当	DFセンター	DFセンター		DFセンター	DFセンター				
		場所	東京地検1534号室								
	C班 (5名)	時限	10:30～13:00	昼 休 み	14:00～15:00	休 憩	15:10～18:00	休 憩	18:15～19:15		
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I		スマートフォン保全・解析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター		DFセンター				
		場所	東京地検1406号室								
9/16 (水)	A班 (5名)	時限	10:30～13:00	昼 休 み	14:00～15:00	休 憩	15:10～18:00	休 憩	18:15～19:15		
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I		スマートフォン保全・解析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター		DFセンター				
		場所	東京地検1406号室								
	B班 (5名)	時限	10:30～19:15								
		内容	コンピュータ解析実習								
		担当	委託業者								
		場所	委託業者が指定する場所								
	C班 (5名)	時限	10:30～13:00	昼 休 み	14:00～16:50	休 憩	17:00～18:00	休 憩	18:15～19:15		
		内容	保全実習 I		保全実習 II		保全実習 III		保全演習		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター					
		場所	東京地検1534号室								
9/17 (木)	A班 (5名)	時限	10:30～13:00	昼 休 み	14:00～16:50	休 憩	17:00～18:00	休 憩	18:15～19:15		
		内容	保全実習 I		保全実習 II		保全実習 III		保全演習		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター	DFセンター					
		場所	東京地検1534号室								
	B班 (5名)	時限	10:30～13:00	昼 休 み	14:00～15:00	休 憩	15:10～18:00	休 憩	18:15～19:15		
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I		スマートフォン保全・解析実習 II		スマートフォン保全・解析実習 III		スマートフォン解析演習		
		担当	DFセンター	DFセンター	DFセンター		DFセンター				
		場所	東京地検1406号室								
	C班 (5名)	時限	10:30～19:15								
		内容	コンピュータ解析実習								
		担当	委託業者								
		場所	委託業者が指定する場所								
9/18 (金)	時限	10:30～12:00		昼 休 み	13:00～14:30	14:40～16:00					
	内容	講義「警察におけるDF」			講義「検察官から見たDF実務」	質疑応答又は理解度チェック					
	担当	警視庁捜査分析支援センター		東京地検検事	DFセンター						
	場所	最高検大会議室									

【大阪】R2DF研修(中級編) 日程表

10月12~16日(大阪)

10/12 (月)	時限	9:45~10:00	10:00~12:00		13:00~14:20		14:30~15:50		16:00~18:15	
	内容	研修目的・スケジュール説明等	講義「DFのためのコンピュータ基礎」	昼休み	講義「捜査・公判におけるDFの意義」	休憩	講義「検察官から見たDF実務」	休憩	講義「押収時の留意事項」	
	担当	DFセンター			東京地検検事		大阪地検検事		DFセンター	
	場所	大阪:4階教室 0406号室								
10/13 (火)	A班 (5名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	大阪:4階教室 0406号室							
	B班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~15:50		16:00~17:00		17:15~18:15	
		内容	保全実習 I	昼休み	保全実習 II	休憩	保全実習 III	休憩	保全演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室							
	C班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~14:00		14:10~17:00		17:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	昼休み	スマートフォン保全・解析実習 II	休憩	スマートフォン保全・解析実習 III	休憩	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室							
10/14 (水)	A班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~14:00		14:10~17:00		17:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	昼休み	スマートフォン保全・解析実習 II	休憩	スマートフォン保全・解析実習 III	休憩	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室							
	B班 (5名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	大阪:4階教室 0406号室							
	C班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~15:50		16:00~17:00		17:15~18:15	
		内容	保全実習 I	昼休み	保全実習 II	休憩	保全実習 III	休憩	保全演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室							
10/15 (木)	A班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~15:50		16:00~17:00		17:15~18:15	
		内容	保全実習 I	昼休み	保全実習 II	休憩	保全実習 III	休憩	保全演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階ゼミナール室2 0405号室							
	B班 (5名)	時限	9:30~12:00		13:00~14:00		14:10~17:00		17:15~18:15	
		内容	スマートフォン保全・解析実習 I	昼休み	スマートフォン保全・解析実習 II	休憩	スマートフォン保全・解析実習 III	休憩	スマートフォン解析演習	
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		DFセンター	
		場所	大阪:4階DF研修室							
	C班 (5名)	時限	9:30~18:15							
		内容	コンピュータ解析実習							
		担当	委託業者							
		場所	大阪:4階教室 0406号室							
10/16 (金)	時限	9:30~11:00	11:10~12:40		13:40~15:00					
	内容	講義「警察におけるDF」	講義「特捜部におけるDF」	昼休み	質疑応答又は理解度チェック					
	担当	大阪府警サイバー犯罪対策課	大阪地検特捜部DF担当		DFセンター					
	場所	大阪:4階教室 0406号室								

R2DF研修(上級編) 日程表(東京開催)

東京: 令和2年11月30日~12月4日

11/30 (月)	時限	10:40~10:55	11:00~13:00	昼 休 み	14:00~15:00	15:10~16:30	休 憩	16:45~19:15	
	内容	研修目的・ スケジュール説明等	講義「警察における DF」		講義「DF捜査におけ る法律的問題点」	講義「サイバー犯罪 に関する最新の知見 の共有」		押収(上級) I	
	担当	DFセンター	警察庁情報技術解析課	刑事局付	千葉地検検事	DFセンター			
	場所	最高検大会議室							
12/1 (火)	A班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	押収(上級) II			保全(上級) I			保全(上級) II
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1534号室						
	B班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II			スマートフォン保全・解析(上級) III
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1406号室						
12/2 (水)	A班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	スマートフォン保全・解析(上級) I			スマートフォン保全・解析(上級) II			スマートフォン保全・解析(上級) III
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1406号室						
	B班	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15
		内容	押収(上級) II			保全(上級) I			保全(上級) II
		担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター		
		場所	東京地検1534号室						
12/3 (木)	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~16:00		休 憩	16:15~19:15	
	内容	コンピュータ解析(上級) I			コンピュータ解析(上級) II			コンピュータ解析(上級) III	
	担当	DFセンター		DFセンター		DFセンター			
	場所	最高検大会議室							
12/4 (金)	時限	10:30~13:00		昼 休 み	14:00~15:30		休 憩		
	内容	コンピュータ解析(上級) IV			質疑応答 意見交換				
	担当	DFセンター		DFセンター					
	場所	最高検大会議室							

○取組内容①2

デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	令和元年度	令和2年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	60	29
参加人数	60	29

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	13	44.8
②概要について理解した	16	55.1
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①3

デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果

指 標	令和元年度	令和2年度
研修を理解したとする回答の割合	100.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	16	12
参加人数	16	12

※「研修を理解した」とは、下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したものの。

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた	1	8.3
②更に理解を深められた	11	91.7
③あまり理解を深められなかった	0	0.0
④その他の意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については、小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

被害者支援担当者中央研修日程

令和2年12月2日(水)	
時 間	実 施 内 容
13:00	事務連絡
13:10 ~ 13:25	開始式
13:30 ~ 14:30	講義①(犯罪被害者の心情に配慮した支援について) 臨床心理士
14:30 ~ 14:40	休 憩
14:40 ~ 15:10	刑事局説明 刑事局付
15:10 ~ 15:40	最高検察庁説明 検事
15:40 ~ 15:50	休 憩
15:50 ~ 16:50	講 義②(関係機関と連携した被害者支援について) 専門家
16:50 ~ 17:00	事務連絡等

被害者支援担当者中央研修日程

令和2年12月3日(木)	
時 間	実 施 内 容
14:55	事務連絡
15:00 ~ 16:30	フリーディスカッション(20庁程度)
令和2年12月4日(金)	
時 間	実 施 内 容
9:55	事務連絡
10:00 ~ 11:30	フリーディスカッション(20庁程度)

令和2年12月7日(月)	
時 間	実 施 内 容
14:55	事務連絡
15:00 ~ 16:30	フリーディスカッション(20庁程度)

○取組内容②

被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有意義とする回答の割合	95.0%	94.9%	93.6%	88.5%	94.9%	96.9%	89.2%
有意義とする回答数	76	75	73	69	75	63	58
参加人数	80	79	78	78	79	65	65

<アンケート回答内容>

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	58	89.2	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援業務の在り方，関係法令の改正に伴う留意事項等被害者対応時に必要不可欠な知識，技能を習得する良い機会であった。 ・専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について具体的事例を挙げての講義は貴重で，被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思う。 ・各庁の事例に接することができ，貴重な意見を聞くことができたし，同じ課題もあることも感じられ，今後の支援の在り方について再考することができた。
どちらとも言えない	7	10.8	<ul style="list-style-type: none"> ・以前，集合により研修を受けたことがあり，内容は以前とほぼ同じであり，何度も研修を受ける必要はないと思います。 ・外部講師の講義は，内容自体は参考となる事項は多くありましたが，東京に特化したものであり，地方でも同様の支援が可能かという点については疑問が残りました。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については，小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

令和2年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数 65人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1. 研修全体			
実施方法(12月2日)	集合が良い	14	21.5%
	テレビ会議システムで差支えない	51	78.5%
	無回答	0	0.0%
研修時間	長い	1	1.5%
	適当	62	95.4%
	短い	2	3.1%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	58	89.2%
	どちらとも言えない	7	10.8%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	<p>(「有意義」回答)</p> <p>被害者支援に関し、支援員への最新の知識・情報を得る機会であり、それを元に、より一層充実した被害者支援業務を行えることとなる。</p> <p>改めて被害者支援制度等にかかる整理を行うことができた。 また、外部支援機関の講義では、被害者対応については教材として、またその活動内容については支援のつなぎ先の情報として、大変有意義なものであった。</p> <p>犯罪被害者等に関する立法の経緯を改めて知ること、制度を理解した上で被害者に対応することができ、被害者に対応する際の心構えが改まると感じた。</p> <p>各庁の実際の支援状況を具体的に知ることができ有意義である。より多数の発言者がいた方が良いと思う。</p> <p>被害者支援に携わる者として、支援業務の能力向上につながった。</p> <p>本年4月から被害者支援員として勤務しているが、被害者支援業務の在り方、関係法令の改正に伴う留意事項など被害者等対応時に必要不可欠な知識、技能を習得する良い機会であった。</p> <p>被害者支援に関する講義を拝聴する機会が多くな、情報を得る機会が少ないので、有意義であると思料します。</p> <p>実体験に基づく講話を聞くことができ、大変有意義であった。</p> <p>関係法令の再確認や被害者対応に関する配慮などについて基本を学ぶことができた。また、各庁の取組状況などを知ることができ参考となった。</p> <p>全国の被害者支援員の方が、年に1回集まり情報交換をすることに意味があると思う。</p> <p>体系的な被害者支援活動の知識が習得できました。</p>		

専門家による性犯罪をはじめとする犯罪被害者の心理状態等について、具体的事例を挙げての講義は貴重で、被害者支援員をはじめとする関係者において必須の情報共有ができたと思います。

他庁・外部機関における被害者支援の実情及び刑事局・最高検の取組状況等を共有する機会があることは、有意義であり重要であると思料する。

現在は弁護士である検察OBの方と連携して、被害者等が法律相談を希望した場合には、その希望を取り次ぐというシステムは、他庁でも参考になる。検察OBの方に拘らず、地元の弁護士会と打ち合わせていけば同様のシステムは構築できるように思われる。

けいせいマガジン等により、有益な情報は定期的に発信していただいておりますが、日頃から被害者支援に携わっている方の生の声を聴くことや、他庁における取組や苦労の実情を広く知る機会は多くないので、年1回程度、この内容で開催することは有益であると思料します。

規程等を再確認すること、他庁の体制や取組を知ること、心理学的・精神医学的知見に触れることは、被害者支援に有益であるため。

検察庁単独では犯罪被害者の支援は限界があることを再認識し、将来にわたって警察・児相・民間団体等の更なる連携強化の必要性を痛感した。

各庁の事例に接することができ、貴重な意見を聞くことができたし、同じ課題もあることも感じられ、今後の支援の在り方について再考することができた。

各庁の実情やご苦労が分かって良かったです。組織体制や人員の関係で全国統一的な支援方法の実施は困難と思われませんが、懸案事項によっては、その大小はあっても全国的な問題となっているものもあり、特に同規模庁における様々な支援内容(方法)は参考になりました。

(「どちらとも言えない」回答)

日常業務のほとんどは、比較的軽微な傷害事件、交通事故の被害者等の対応であるのでそれらの業務に直接プラスとなるとは言えない。

初心者向けの内容を含む必要があると思われるが、より実務に添った内容が望まれた。

以前、集合により研修を受けたことがあり、内容は以前とほぼ同じであり、何度も研修を受ける必要はないと思います。

外部講師の講義は、内容自体は参考となる事項は多くありましたが、東京に特化したものであり、地方でも同様の支援が可能かという点については疑問が残りました。

今後の被害者支援活動に活用できること

目に見える形というよりも、よりきめ細かで被害者に配慮した支援業務が行えると思料する。

被害者支援には正解・不正解はなく、また被害者により対応も異なることから、皆、手探り状態で行っているのが現状であり、その仲間との情報共有は心強いものである。このような機会は必要であり、また他庁での事例を庁内に持ち帰り、共有し、今後の支援業務にいかしていきたい。

フリーディスカッションにおいて、他地検の被害者対応、執務の工夫等についての説明を聞くことができたことは有意義でした。私は3班でしたが、特に、過去の相談歴に関するデータ作成、被害者に代わり公判傍聴をして通知すること、被害者に対する説明用ツールの作成など参考となりました。

捜査機関における、被害者が二次被害を起さないための配慮の重要性。

講義内容は、捜査公判部門に多く関連しており、同部門との連携に活用できるのではと考える。

他の機関との連携について、当庁ももっと積極的に連携を強化するなどして活動する必要性を感じました。

犯罪被害者の心情を深く知ることにより、更に配慮するなど今後の被害者支援活動に活用したい。

フリーディスカッションにおいて、関係機関との連携に関し、被害者の要望を弁護士会に取り次ぐという支援を始めているとの説明が数庁からあるなど、検察庁としての支援の可能性について参考になることが数多くあった。

臨床心理士の講義は、具体的で分かりやすかった。今後、被害者対応時の心構え、かけていい言葉、NGな言葉など参考になると思います。被害者支援に関する各種制度・施策が一覧になっているので、今後、根拠等が必要なときに参考にさせていただきます。

担当者として大切なのは「被害者らの心情に配慮すること」だと改めて認識させられました。普段から相手との会話では十分気を付けて話しているつもりですが、何気ない一言が相手を傷つけてしまう、そんな言葉遣いの難しさを痛感しました。今後一層、気を引き締め、被害者らの気持ちに十分配慮した対応をしなければいけないと感じました。

被害者の方と接するに当たって、二次被害を避けるための対応の仕方。

相談者との対応については一律的な対応ではなく、それぞれの心理状態・相談内容に応じ臨機応変に接するはもとより、相手の相談内容をよく聞くように努めるようにしたい。

犯罪被害者に関する法律等については、関係法令が多い上、最初に制定された平成12年からかなりの年数が経過しているため、今一度、内容を整理した上で更なる理解を深め、支援に活用していきたいと思います。

主な感想

犯罪被害者等の権利拡大のための法令改正、運用上の留意事項等について説明を受け、また、被害者等対応の在り方などに関する具体的事例紹介などにより、被害者等支援の重要性について認識を新たにしました。

他地検の事例紹介を受けて、今までの対応について、修正、または、検討すべき点があることが分かり、有意義な研修でした。

部制庁又は同規模庁の実情や犯罪被害者の心情など勉強になった。

本研修に参加することで、制度の確認や事務の見直しをする機会にもなりますし、また新たな気付きもありますので有用だと思います。

犯罪被害者等の時の経過と共に変化してゆく心情等について理解することの重要性を再認識させられた。被害者支援員として被害者等との初対応時、初めに被害に遭われた日時を確認しておりますが、被害後の時の経過を踏まえた被害者等の心情等に寄り添った支援(捜査)が必要であると痛感した。

全体の日程がつまっていた上、一つ一つの講義も枠一杯で行われたため実質的に質疑応答の時間がほとんどなく、質疑を控えた研修員もいたのではないかと。もう少し余裕のある日程を設定し、質疑が出にくい場合には講師又は進行役から研修員を指名することも検討していただければもっと有意義な研修になると思う。

困難な対応事例やヒヤリハットの事例がないように感じます。
そうした事例を想定した建設的なディスカッションがあってもいいと思われま

他庁における被害者対応や他機関との連携等について意見交換ができ、有意義な研修でした。



Public Prosecutors Office

検察庁

真実を見つめ
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かう



検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動を進めていくことにあります。

犯罪は、これに巻き込まれた人々を不幸にするばかりではなく、社会全体に対して、不安を巻き起こすものでありますから、検察は、国民の安全安心な生活を守るために、その使命を十分に果たしていかなければなりません。また、このような検察の活動を通して、社会正義が実現され、市民生活や経済取引の基盤となる法秩序が守られることになると考えています。

検察は、常に厳正公平・不偏不党の立場にたって、これら検察の重要な使命が果たされるように、これまでも努めてまいりましたが、これからもより一層努力していかなければならないと思います。

他方で、我々を取り巻く社会は、急速に変化しています。科学技術の進歩により、生活の利便性が向上する一方で、人と人とのつながりが希薄になっているとの指摘がなされています。ボーダレス化も急速に進展し、経済取引が瞬時に国境を越えることは珍しくありません。国境をまたいだ人の移動もきわめて頻繁になっています。

このような社会の変化は、刑事事件にも大きな影響を与えています。発生する事件が多様化していくとともに、捜査・公判の手法も変わってきており、今後も変化していくものと予測されます。

検察は、これらの大きな社会の変化に的確に対応しつつ、安全安心な生活を求める国民の期待に応えなければなりません。また、犯罪被害者の心情に十分配慮していかなければなりませんし、加害者に対しては、その再犯防止や社会復帰の促進に貢献できるような検討も必要です。

検察は、職員一丸となって、これらの大きな課題に対して、熱意をもって取り組んでまいります。

検事総長 稲田 伸夫

Contents

目次

検察庁の組織	1
地方検察庁の機構	2
検察庁の職員	3
全国の検察庁で処理した事件（平成 29 年）	3
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	4
検察庁における再犯防止等に関する取組	9
検察庁における犯罪被害者支援	10
検察庁におけるデジタルフォレンジック	11
国際捜査	12
捜査・公判部門	13
検務部門	15
他機関での勤務	18
検察庁におけるワークライフバランス	20
検察の理念	21
Q&A コーナー	23
検察庁所在地一覧	24

検察庁の組織

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応しておかれています。

最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所あり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



地方検察庁 50庁(支部203庁)

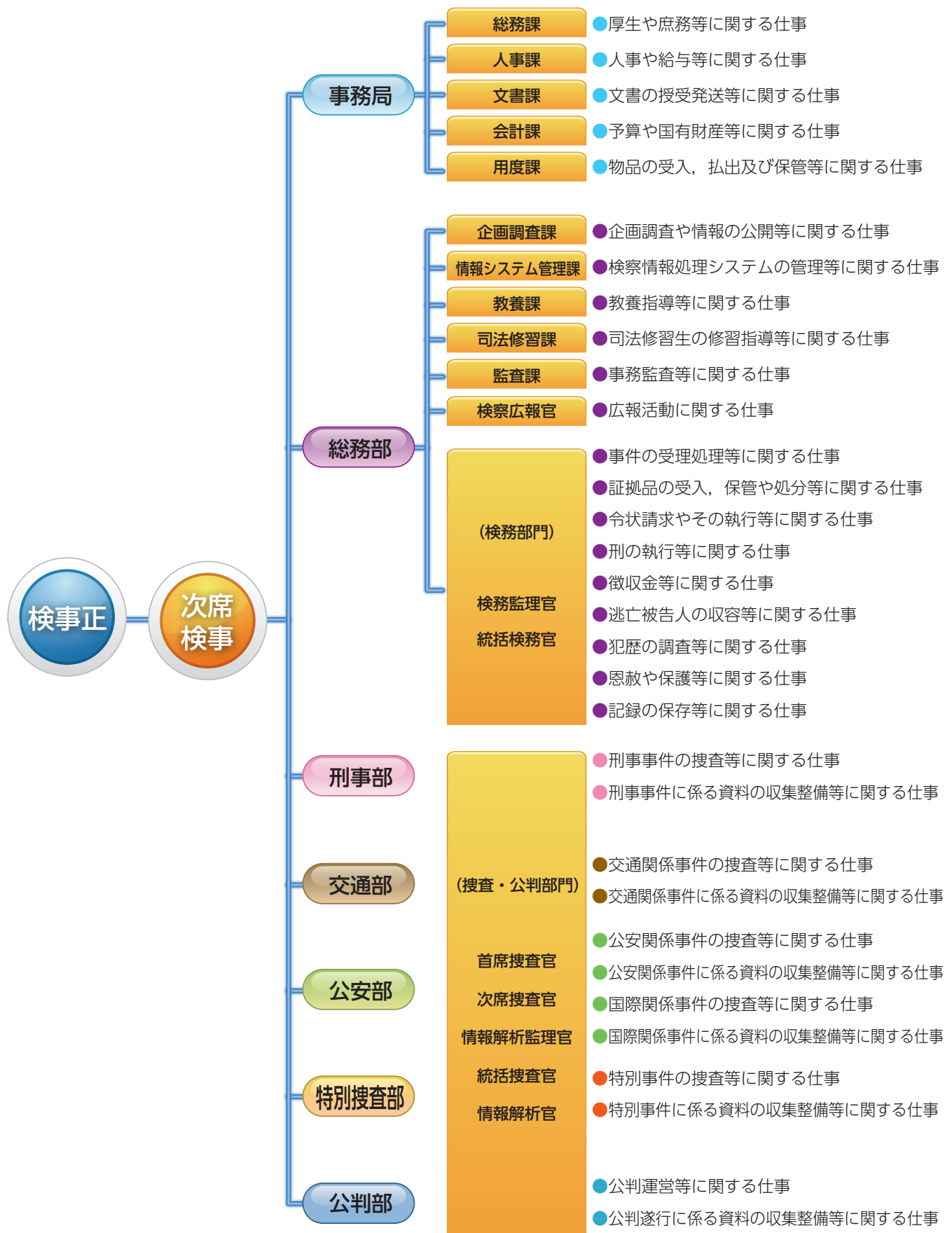
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所があり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

地方検察庁の機構

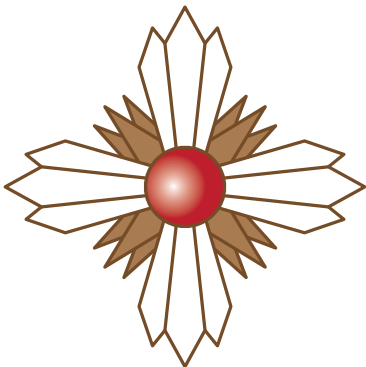
※東京地方検察庁の例



(注) 上記は、東京地方検察庁の機構を示しています。
 検察庁の規模等に応じて構成されている部、課・室の名称及び数は変わりますが、仕事の内容は同じです。

検察庁の職員

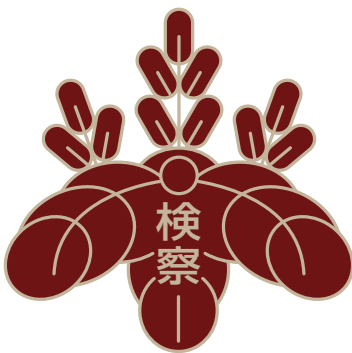
一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場をつくっています。



(検察官記章)

検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



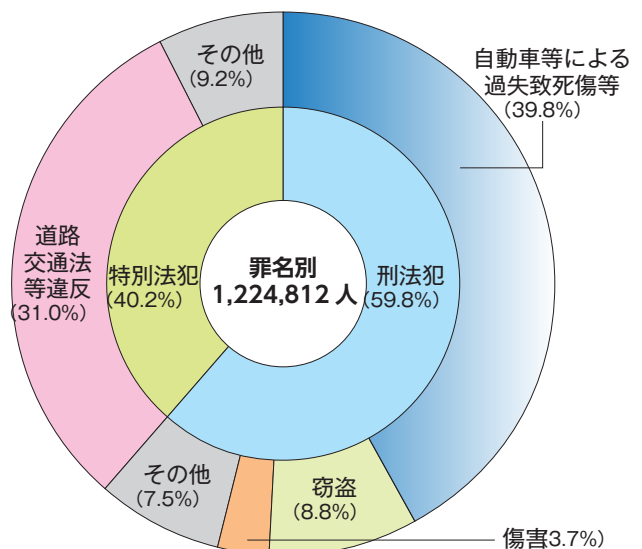
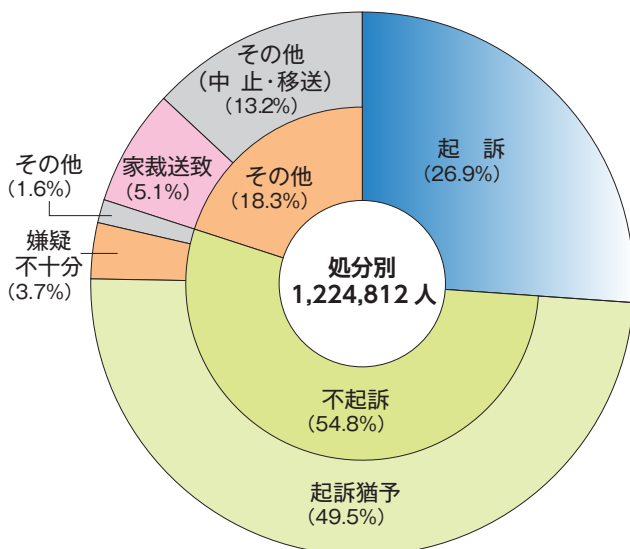
(検察事務官記章)

検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

全国の検察庁で処理した事件

(平成 29 年)

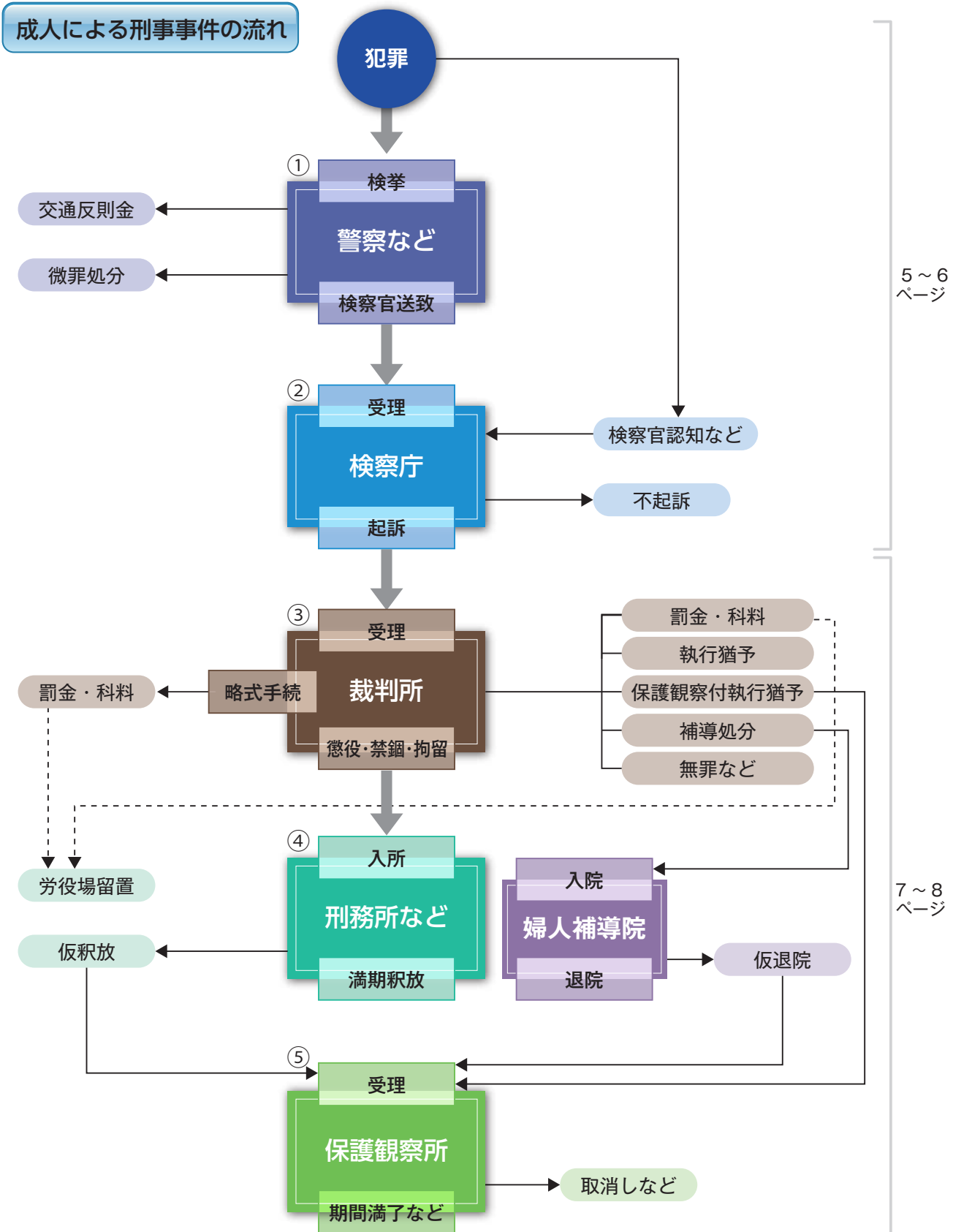


刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

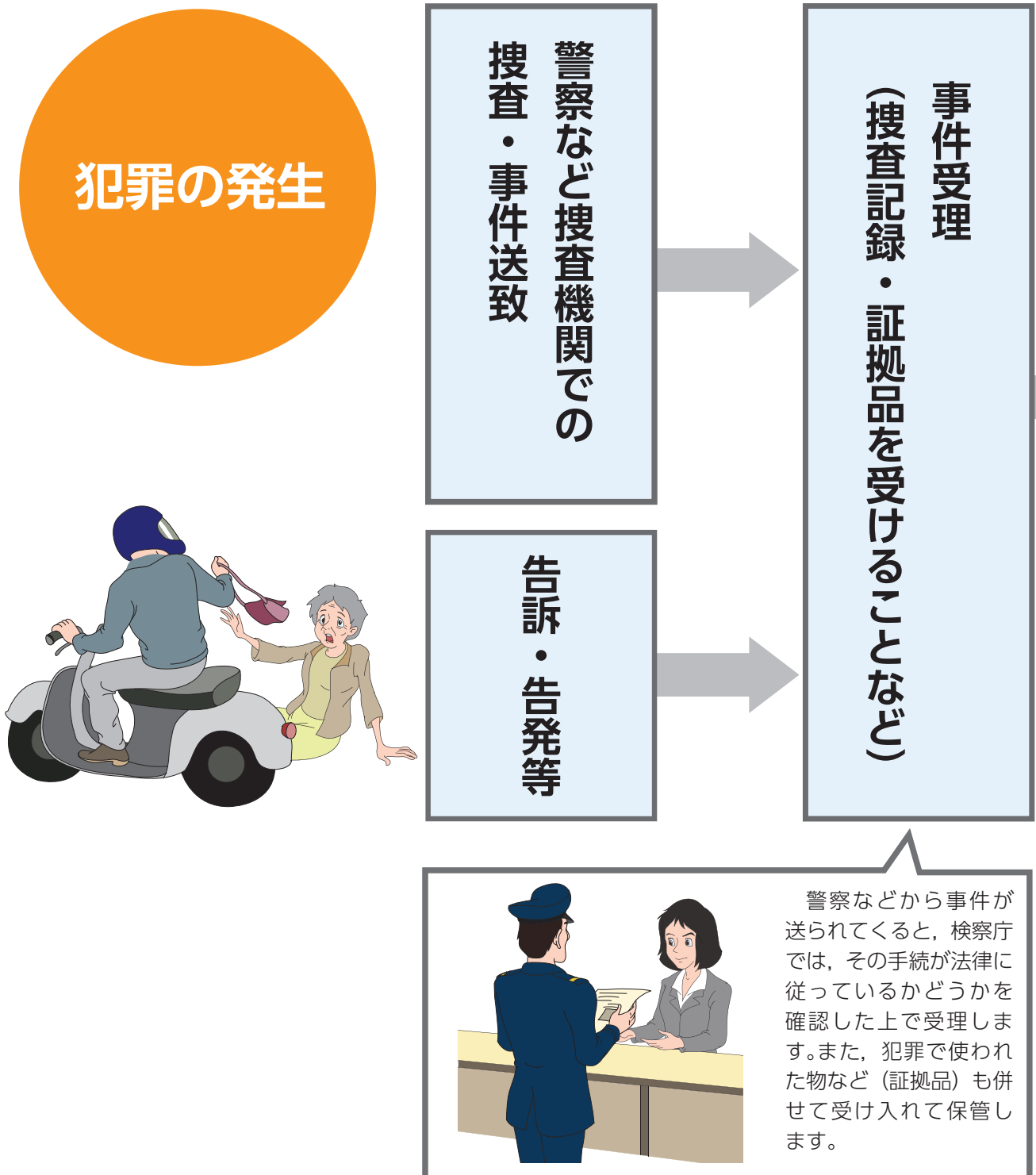


捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

刑事事件(犯罪)が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者(犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者)を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる(送致・送付)ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。



捜査の流れ－警察の役割と検察の役割の違い－

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者(罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者)を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕のときから48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

被疑者の取調べや捜索・差押え等

起訴

不起訴



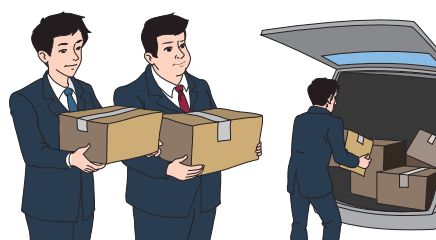
検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

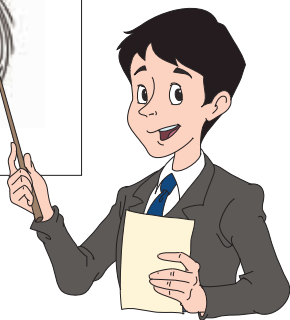
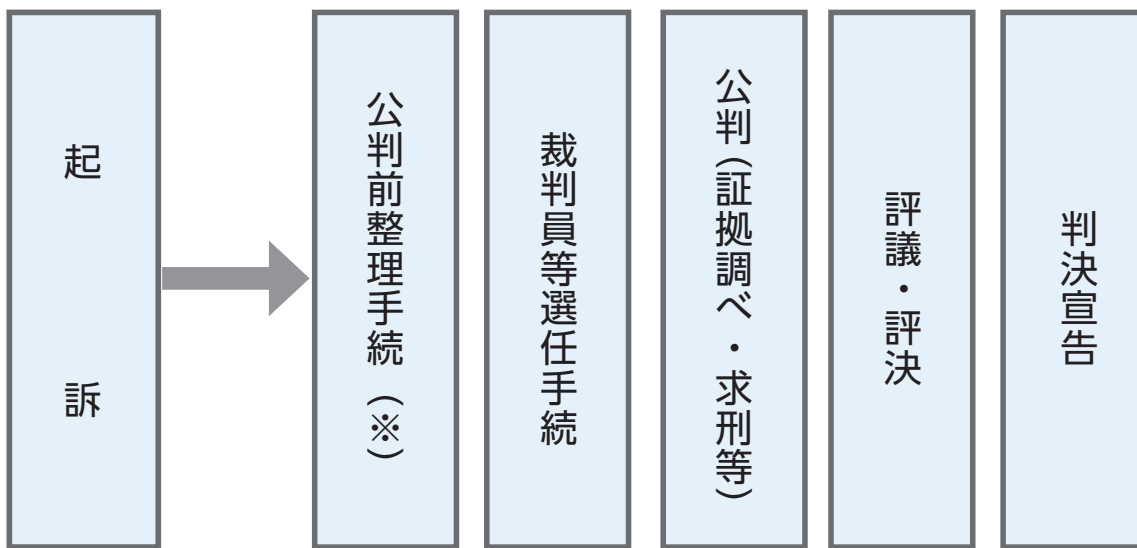
起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑(罰金・科料のみ)が決められる略式命令請求があります。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人(被害者や目撃者等)の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。





検察官は、証人尋問などを行って被告人(起訴された被疑者)が犯罪を行ったことなどを証明します(証拠調べ)。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます(論告)。

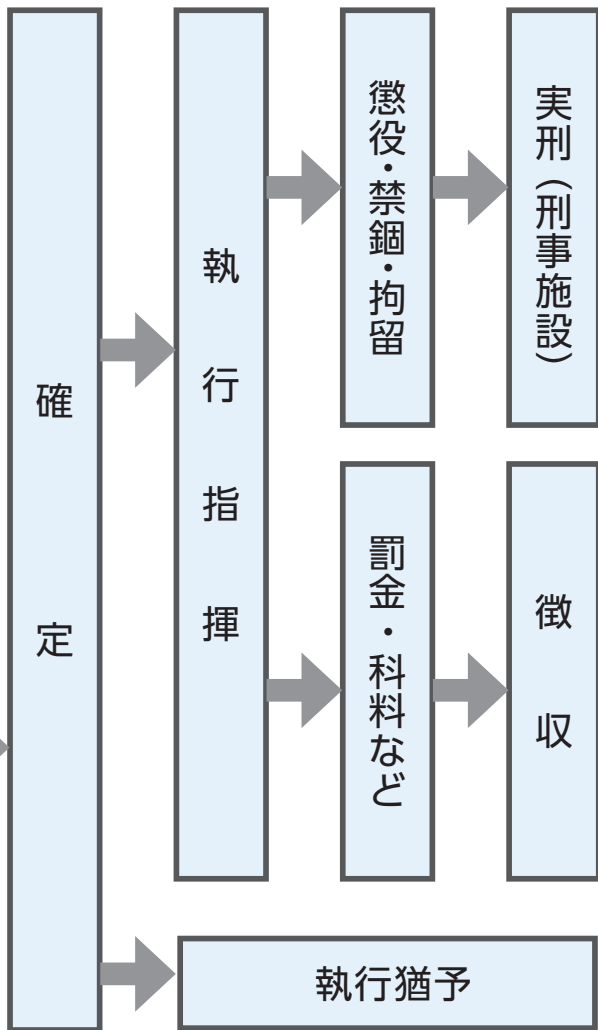
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、的確な立証に努めています。

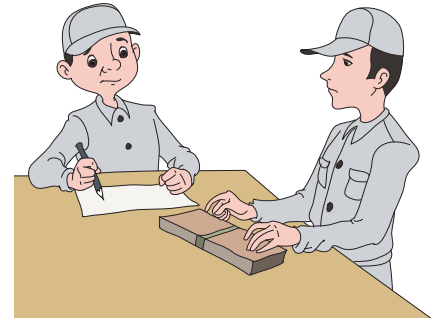
※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると検察官の指揮により、執行事務を担当する検察事務官が執行手続をとるなど、この刑事裁判の締めくくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます。）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が執行手続をとります。



その他

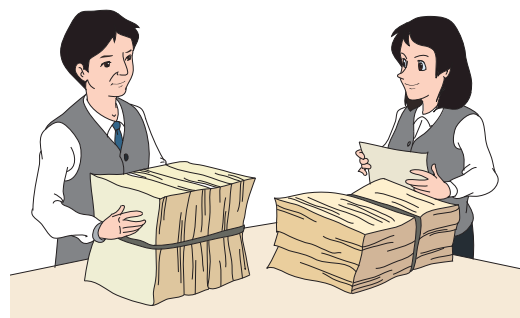
収容手続等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、徴収金を納付せずに逃亡している者などに対しては、適切に刑を執行するため、収容等を行った上、刑事施設において労役場留置の手続を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の検討を行った後、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



検察庁における再犯防止等に関する取組

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、刑務所や保護観察所などに加え、児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するため、全国の地方検察庁に、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応、再犯防止・社会復帰支援の担当者を置き、様々な取組を行っています。

最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ



最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地における取組を集積するなどし、全国の検察庁への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を行ったり、具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施したりするなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



大阪地方検察庁再犯防止対策室からのメッセージ



大阪地方検察庁の再犯防止対策室は、総務部副部長を室長として専従の検察事務官及び社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーを配置し、罪を犯した高齢者・障害者・住居不定者等で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者を対象として、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯の防止に取り組んでいます。

再犯防止対策室では、対象者から直接話を聞くこともありますが、それは犯罪事実の解明といった取調べではなく、対象者の生活歴や犯罪の要因となった困りごとなどを引き出すことを目的としています。

再犯防止対策室での取扱件数は年々増加しており、支援先となる保護観察所、福祉事務所や医療機関などに確実にバトンを渡すべく、日々てんやわんやの状態です。

そうした中、私たちは、新たな被害者を作らないために、罪を犯した人が自らの行いを反省し、社会の中で孤立せずに調和して生きることが大切だという思いを持って、対象者が福祉的支援を受けながら社会の中で立ち直り、再び罪を犯すことがないように、再犯防止に向けて積極的に取り組んでいます。



参考

検察の理念 第8項

警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処理結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努めています。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処理結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑事施設における処遇状況、刑事施設からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。
ホームページからご覧になれますので、ご活用ください。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を行っています。



名古屋地方検察庁
被害者支援員 堀田 豊和
主任捜査官 土田 美奈子

犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方々には、その突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられます。

犯罪被害者等の方々への支援に携わる「被害者支援員」は、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」等を通じて、電話や来庁される犯罪被害者等の方々への支援を行っています。

また、被害者支援担当の検察事務官は、捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と連絡を密にするとともに、警察、法テラス等被害者支援関係機関との連携強化、連絡体制の構築を図り、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

これからも、被害者支援員及び被害者支援担当検察事務官は、犯罪被害者等の方々への不安や負担をできる限り軽減できるよう努めてまいります。

検察庁におけるデジタルフォレンジック

現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DFを積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

最高検察庁デジタルフォレンジック推進班からのメッセージ



検察庁で行う捜査・公判におけるDF業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁DF推進班は、法務省刑事局や東京・大阪のDFセンターと連携し、DF関連機器の計画的整備、各種研修によるDFに関する知識・技術の向上、DFに関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁におけるDFの推進に取り組んでいます。



東京DFセンターからのメッセージ



東京DFセンターは、平成29年4月、東京地方検察庁に発足しました。全国の検察庁に対し、DFに関する質問や相談、研修、技術 (保全、解析) などの支援を行っています。

当センターでは、全国の検察庁の担当者が電話やメールで質問や相談をできるようにしており、これらに速やかに対応できる体制を整えています。また、各庁からの要望に応じ、全国各地に出張して研修を実施したり、搜索差押え、証拠物の保全、解析等に協力しています。

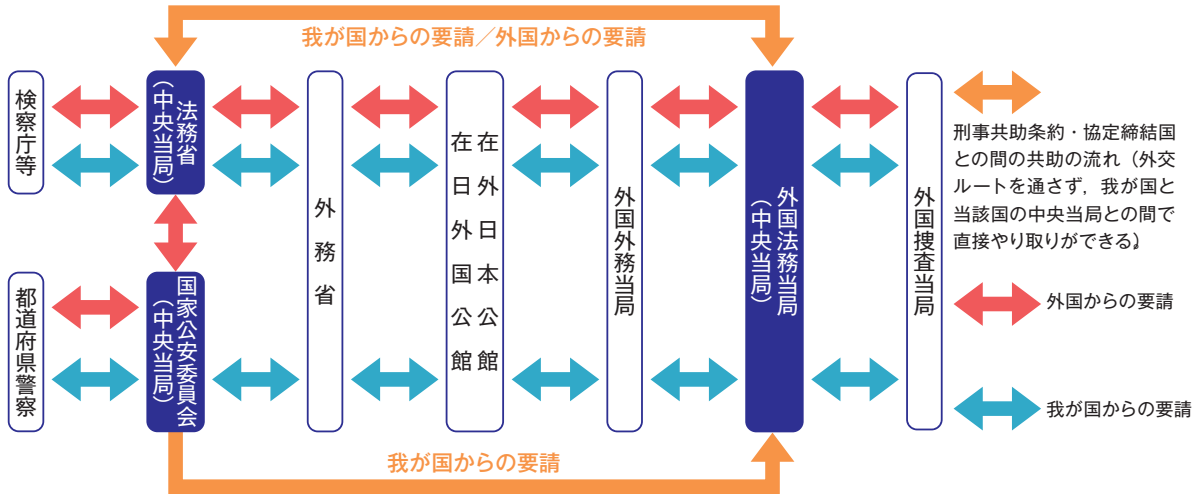
当センターには、DFに関する知識、技術を駆使して、迅速に、かつ、適切に支援することが求められています。デジタル技術が日々進歩する中、当センターも、常にDFに関する最新の知識、技術の吸収、活用方法の探求などに日夜努めています。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

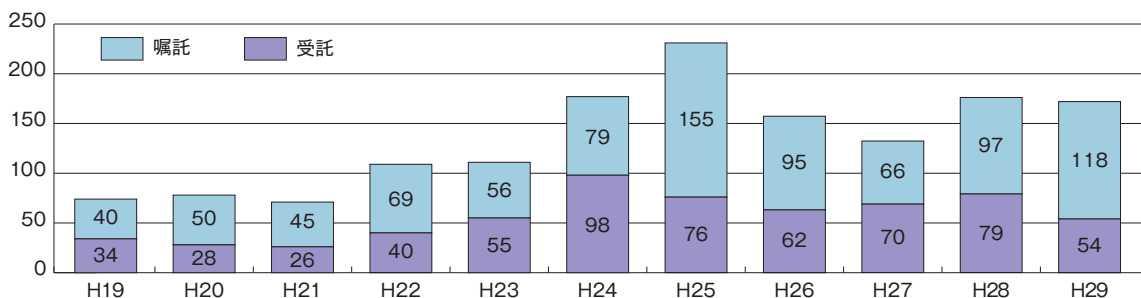
捜査共助の手続



刑事共助条約・協定



捜査共助等件数



捜査・公判部門

検察は、法と証拠に基づいて、事案の真相解明に取り組み、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現を目指しています。

刑事部

青森地方検察庁 検事 中元 由紀子



検察庁の捜査担当は、殺人、強盗、詐欺、窃盗等、日々発生する様々な事件の捜査を担当しています。

また、昨今、顕在化した虐待事案においては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して、積極的に取り組み、被害児童の保護等に努めています。検察官は、被疑者や被害者、目撃者等から詳細に話を聴いたり、補充捜査を行うことで事件の真相を解明していきます。

被害者から話を聴く際には、被害者の苦しみ、つらさ、犯罪により受けた悪影響についても耳を傾け、被害者の痛み寄り添えるよう努めています。

検察官は、捜査により、事件の真相を解明した上で、被疑者に対する適正な処分を決定しますが、被疑者の個性、生活状況等に応じて、被疑者を社会支援につなげるなどして再犯防止策を工夫することもあります。

近年、犯罪手法が巧妙化していますが、今後も、上司、先輩方、検察事務官、警察等の関係機関と協力し、知力を尽くして、皆様の信頼や期待に応えられるよう、日々の業務に尽力していきたいと思っています。



青森地方検察庁 検察事務官 清川 貴重



立会事務官は、検察官と共に、二人三脚で事件の捜査に当たっています。

事件の捜査において、検察官が被疑者や被害者、事件関係者等の取調べをする際に同席し、捜査に必要な書類の作成を行い、検察庁内各部門、警察等の捜査機関や他の関係機関との連絡・調整を行うなど、幅広い業務を行っています。

事件関係者の方々の中には、刑事手続や犯罪の捜査といった普段の生活では関わることのない出来事に自分が関与していることに不安を感じたり、犯罪の被害に遭われて非常に辛い思いをされている方々もいらっしゃるため、真摯に接するよう心がけています。

事件の処分を決する検察官を支え、共に捜査を行うという立会事務官の職務が、社会正義の実現や、被害者をはじめとする事件関係者の方々への思いに応えることに通じるのだという自覚と責任感を持ち、日々の職務に取り組んでいます。

また、事案の真相解明、刑事手続の適正の確保といった検察の理念を常に念頭に置き、検察官、検察庁職員や関係機関の方々との協力し、検察庁に対する信頼に応えられるように、職責を果たしていきたいと考えています。

特別捜査部

東京地方検察庁 検事 山下 順平



特別捜査部は、東京・大阪・名古屋の地方検察庁にだけ置かれている部で、公正取引委員会・証券取引等監視委員会・国税局などが法令に基づき告発をした事件について捜査をしたり、汚職・企業犯罪等について独自捜査を行っています。これらの事件では、関係者や関係書類などが多数である場合が多く、複数の検察官と検察事務官がチームを組んで、役割を分担しながら捜査を行っています。収集した資料を分析する際には、企業活動が行われている様々な分野に関する知識や証券市場、税務、会計などについての知識が必要であるため、その知識の習得に努めるとともに、公正取引委員会・証券取引等監視委員会・国税局などと連携することも欠かせません。また、パソコンなど様々な媒体に保存されたデータの分析を行うためのデジタルフォレンジック技術も活用しながら捜査を行っています。どの事件でも、事実を解明するのは容易ではありませんが、各検察官、検察事務官が互いに協力し合いながら、事件に取り組んでいます。



東京地方検察庁 検察事務官 倉田 晋作



特別捜査部で扱う事件は規模が大きく、複数の検察官と検察事務官が集まり、班体制で事件を捜査します。現在は、汚職などを扱う班、インサイダー取引などを扱う班、脱税などを扱う班に分かれています。特別捜査部が扱う事件は、ニュース等でも大々的に報道されるなど、一見華やかに見えますが、その裏には、長期間にもわたる地味で地道な内偵捜査が必要となります。

私は、現在立会事務官として、検察官とペアとなり、主に脱税事件の捜査を担当しています。脱税事件の捜査には、税法や会計の知識が必要です。そのため、特別捜査部は、国税庁の研修機関である税務大学校が実施する税務職員を対象とした約1年間の研修に、毎年、検察事務官を派遣しており、私もその研修に参加させていただきました。税務大学校では、毎日、税法などを勉強し、試験にも追われ、とても大変でしたが、この研修で培った知識は、脱税捜査の現場に戻ってきた現在は、大きな武器となっています。

これまで諸先輩方が築き上げてきた実績と伝統によって培った国民の期待や信頼に応えるべく、特別捜査部の一員として、日々職務を全うしていきたいと思っています。

公判部

大分地方検察庁 検事 小林 佐和子

裁判員裁判においては、争いのある複雑困難な事件においても、裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるように、検察官には分かりやすくて確かな主張立証をすることが求められます。そのため、検察官は、法廷でどのような内容をどのような言葉で表現してどのような順番で伝えるのかを考えながら、冒頭陳述を起案し、証拠調べの方法、証人尋問や被告人質問で質問する内容を推敲し、論告を起案します。時には、こちらの主張や立証の方法が分かりやすいか、事件について知らない検察庁の職員にそれらを聞いてもらうなどし、その意見を参考にします。そして、上記の文書等を起案し作成する作業を支えてくれるのが中核事務官です。中核事務官は、事件の証拠関係や公判前整理手続の経過を把握し、検察官の考えていることを文書に起こす際に見やすいレイアウト等を一緒に考えてくれ、共に作業をしてくれます。

このように、裁判員裁判に立ち会うのは検察官ですが、その検察官を支えているのは中核事務官や立会事務官、そして検察庁の職員であり、一つ一つの事件の公判に関する活動を共に行っているのです。

大分区検察庁 主任捜査官 桑原 教子

中核事務官の主な業務は、殺人事件や放火事件などの重大事件が対象となる裁判員裁判に関し、担当する検察官と共に裁判官や裁判員に分かりやすい公判立証をすることです。例えば、検察官が作成した書類等の点検や裁判所等への提出、裁判員の方々にも分かりやすいように多数の証拠書類中の真に必要な部分のみをまとめた報告書の作成、証拠となる防犯ビデオ等の映像や音声データの解析・抽出、被害者や被害者遺族の方々への検察官による説明時の同席、公判傍聴時における付添い等の対応などを行っています。

裁判員裁判では、裁判官だけでなく、日常生活で法律や刑事事件に関わることが少ない裁判員の方々にも事件の内容を十分に理解し、正しい判断をしていただく必要があります。そのため、中核事務官は、検察官と共に、証拠を適切に把握し、検察官が主張・立証したいことを裁判員の方々に視覚的にも分かりやすいよう工夫しながら報告書等を作成しています。裁判員制度が導入されてから約10年になりますが、これまで蓄積されたデータや経験によって、より分かりやすく明確な主張・立証ができるように検察官と共に日々の業務に取り組んでいます。



交通部

京都地方検察庁 副検事 木村 雅哉

交通部は、交通違反や交通事故等の交通事件を担当している部署です。

検察官は、警察から多くの事件送致を受け、これらについて、警察等の関係機関からの協力も受けながら捜査を進め、起訴、不起訴の処分を決めています。

処分を決めるためには、被疑者から話を聞くだけでなく、被害者、目撃者等から話を聞くことや、現場の遺留痕跡、防犯カメラやドライブレコーダーの記録等の客観証拠の検討も行っています。

無免許運転や酒気帯び運転などの悪質な交通違反を繰り返す者には、厳しい処分をもって臨むことはもちろんですが、法令遵守の必要性を説示するなど再犯防止を意識した取組も行っています。

交通事故のために、重大な傷害を負った被害者や突然家族を失われた御遺族の方々からは、そのつらいお気持ちを十分に伺いした上で、事件処理に反映させるよう努めています。

近時、あおり運転、病気や薬物が原因となった交通事故など、従前の知識のみでは対応困難な事案も発生しています。

こうした事案にも適切に対応できるよう日頃から知識習得に励むとともに、仲間の検察官や検察事務官と協力して、公正かつ適切な事件処理を行っています。

京都地方検察庁 主任捜査官 片岡 亜矢

交通部では、交通違反や交通事故を起こした被疑者を、起訴するか不起訴にするかの判断をしており、その捜査において、立会事務官は検察官を様々な面からサポートしています。

立会事務官は、同時に何件もの案件を抱えている検察官が一つ一つの事件に丁寧かつ迅速に向き合えるよう、検察官のスケジュール管理や、検察庁内の各部署、警察等の関係機関との調整を行うほか、検察官の取調べに立ち会って書類を作成するといった業務をしています。

交通事故には被害者や御遺族の方がおられ、検察官や立会事務官の対応が「検察庁の対応」となります。

そのことを意識しながら、悲しみや不安でいっぱいの被害者や御遺族の方のお気持ちに寄り添って捜査するように努めています。

基本的には、検察官とペアで、緊張感を持ちながら行う仕事が多いですが、困ったときには上司や同僚の助けがあり、交通部一丸となって捜査に当たっています。

起訴や不起訴の判断は、被害者、御遺族の方はもちろん、被疑者にとっても重大な決定になるということを心に留め置き、検察官をサポートし、公正かつ適切な事件処理ができるよう日々努力していきたいと思えます。



検務部門

検務部門の仕事は、刑事事件の受理、裁判の結果確定した懲役刑などの執行手続や徴収金の徴収などです。

事件・令状

宮崎地方検察庁 検務専門官 永廣 祐樹 ▶

事件事務では、事件の受理及び処理の事務を行っています。

事件受理時には、警察等の捜査機関から送致される事件について、事件記録の点検をし、適正に手続がなされているか等の確認を行っています。特に被疑者の身柄を拘束している事件については、法律に定められた時間内に送致されているか等について、慎重に点検します。

事件処理時には、検察官が作成した起訴状等の書類について、記載内容等を点検した上、裁判所に提出しています。

令状事務では、勾留状等の令状の請求及びその執行に関する事務を行っています。勾留状等の令状は、被疑者等の自由を制限する根拠となる重要な書類なので、被疑者等を不当に勾留したり、その権利を侵害することがないように複数人で点検するとともに、勾留期間の満了日を常に把握し、細心の注意を払っています。

事件・令状事務は、非常に緊張感のある仕事内容ですが、周囲に相談しやすい職場環境なので、適正な事件処理のために職員一丸となって日々の仕事に取り組んでいます。

また、検察庁の仕事は犯罪捜査に関わるものなので、自分の仕事が、犯罪の被害に遭う人を一人でも少なくすることにつながっていると信じて、誇りを持って仕事に向き合っています。



執行

高松地方検察庁 上席検務専門官 藤井 英明 ▶

執行事務は、判決内容を把握することから始まり、懲役・禁錮等の刑の執行指揮など、裁判確定に伴う事務のほか、これらに付随する事務を取り扱います。

罪を犯したことに対する責任とはいえ、人の自由を制限する懲役刑等の執行手続に間違いがあってはなりませんし、確実に執行されなければ、そもそも裁判の意味がなくなってしまいます。

ですから、執行担当は、人権侵害とならないよう、また、逃亡などによって刑の執行ができなくなることがないように、常に関係法令等を確認しながら、細心の注意を払って事務を行う必要があります。

また、被害者の方に対する配慮を怠らないようにすることも重要な業務の一つで、被害者の方の希望に基づいて、受刑中の加害者の出所時期や受刑状況等を通知する事務も行っていきます。

このように、執行事務は、人の権利に関わる重要な事務ですし、困難な事案に直面することもあります。同僚に相談したり、上司から指導を受けたりして一つ一つ着実に処理することに努めており、充実した日々を過ごしています。



証拠品

福島地方検察庁郡山支部 検務専門官 片岸 由衣 ▶

証拠品担当では、警察等の捜査機関が押収した証拠品を受け入れてこれを保管し、事件終結後に処分を行います。

証拠品は、刑事裁判において重要な証明資料となりますが、その一方で、差押えによって強制的に所有者等から占有を移している物もあるため、所有者等の私法上の権利を保護するよう心掛ける必要があります。証拠価値及び財産的価値の保全が重要となります。

証拠品を受け入れる際には、押収手続が法令等にのっとり適正になされているか、証拠品が押収に係る関係書類と合致するかなどを確認します。

受け入れた証拠品は、紛失等しないよう事件ごとに整理して保管していますが、覚せい剤等の違法薬物や現金等は、特殊証拠品として一般の証拠品と区別して厳重に保管しています。

事件が終結すれば、証拠品を還付したり廃棄するなどの処分手続を行うこととなりますが、還付する際には、関係書類等を精査して真の受還付人を特定する必要がありますし、証拠品を廃棄する際には、道具を駆使するなどして確実に廃棄しています。

また、事件の性質や証拠品の内容によっては、被害者等の立会いの下、廃棄する場合もあります。

証拠品担当として責任が重大でプレッシャーもありますし、日々様々な証拠品の受入れがあり、事件や証拠品によって処分内容が異なるため、頭を悩ませる事例も多々ありますが、上司等に相談しながら一件一件手続を進めて知識経験を積み、多様な事例に対応できる事務官を目指しています。



徴収

札幌地方検察庁 検察事務官 小野寺 彩姫 ▶

徴収事務は、罰金、科料、追徴、過料、訴訟費用などの徴収金に関する裁判の把握、納付告知、督促、収納を行い、徴収金を完納できない未納者に対しては、身柄を労役場に留置させたり、資産を差し押さえる強制執行を行います。

罰金未納者の対応は、主に電話や面談で行いますが、未納者の生活状況等を考慮しながら速やかに刑罰を執行するには判断の難しい事案がとても多いので、日々職員同士で議論し合いながら団結して職務に当たっています。

所在不明者や、長期未納者については、職員が直接未納者の立回り先や勤務先等の現地に赴いて話を聞くなど、職場外の人と接する機会が多い部署なので、常に検察庁職員としての自覚を持って行動し、緊張感を保つ必要があります。

徴収事務は、刑罰の執行から逃れようとしている未納者に対し、調査や張り込み等を重ねた結果、執行を遂げた際などには多大な達成感を得ることのできるとてもやりがいのある職務です。



検務部門

犯歴

松江地方検察庁 検務専門官 和久利 博 ▶

犯歴事務は、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴（前科）の調査・管理に関する事務です。

私は、犯歴事務担当者として、他の検察庁や警察等からの照会に対し、対象者の前科の有無を調査し回答しています。

前科というのは、個人のプライバシーの最たるものであり、誤った内容の前科を登録すれば、その登録された人の人権を著しく侵害しかねないことから、犯歴事務の遂行に当たっては、常に緊張感を持って取り組んでいます。その上で、同僚や上司とともに幾重にも点検・確認を行い、相互に協力しながら事務を行っています。重要な仕事であり、やりがいと充実感も感じています。

私は、家族の介護と育児を行っています。介護休暇制度を活用するとともに、周りの職員の方からのサポートも得られ、仕事と家庭をうまく両立することができています。



記録

岐阜地方検察庁 検務専門官 木村 理恵 ▶

裁判が確定するとその訴訟記録は裁判所から検察庁に引き継がれます。記録担当事務官は、引き継がれた記録を保管・管理する事務や記録の閲覧についての事務を行います。

私は、主に保管記録の閲覧請求に関する事務を行っています。裁判で確定した保管記録の閲覧請求があったときは、閲覧の目的や必要性のほか、閲覧に伴う弊害、例えば、被害者や目撃者などの事件関係者の名誉及びプライバシーを侵害するおそれがないかなどを十分検討することとなります。その結果、場合によっては閲覧に一定の制限を加えることもあるので、慎重な対応が求められます。

また、刑事事件が終結した後も民事事件は係争中であることが多く、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者保護の要請に配慮した適切な対応を行うよう心掛けています。

検察庁の仕事は、緊張感と責任感が必要ですが、職場の雰囲気は明るく、風通しの良い執務環境であると感じています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある毎日を送っています。



他機関での勤務

検察官や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

外務省

在英国日本国大使館

一等書記官 前田 直哉(検事)



大使館での業務の中で重要なものの1つに、イギリスの捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整を行うものがあります。これは、捜査公判に密接に関連するもので、検事として培った知識経験を海外でいかすことのできる最もやりがいを感じる仕事です。また、イギリス法の調査だけでなく、日本の法制度をイギリス人に説明することも多くありますが、刑事法に限らず、民商事・家族法など多岐にわたりますので、自分が日本の「法律家」であることを改めて意識します。その他にも、日英間の協力関係強化の一環として、日英の法律家交流のためのレセプションの企画運営を行うなど、大使館での業務は多種多様で自由度も高いです。海外の法律家と一緒に仕事をして異なる価値観に触れることにより、日本のことを改めて見つめ直す良い機会にもなり、とても充実した日々を送っています。



在ロサンゼルス日本国総領事館

副領事 古橋 拓也(検察事務官)



総領事館の事務は、(1)自国民の保護に関する事務、(2)通商文化交流発展のための事務、(3)行政機関としての事務に大別されますが、私は主に、自国民の保護に関する事務、いわゆる「邦人援護」の業務に携わっております。

ロサンゼルス総領事館の管轄する地域は、全在外公館の中で最も在留邦人数が多く、また邦人旅行者も多く訪れる場所であるため、日々、邦人の方々から様々な相談や依頼が寄せられます。中には、困難な事案や、土日・深夜に対応を求められる事案もありますが、その分、やりがいや達成感も大きく、これまで培った経験をいかしながら、更に新しい経験・勉強をさせていただいている毎日です。



他機関での勤務

証券取引等監視委員会

事務局特別調査課 特別調査指導官 松尾 円(検事) ▶

私が所属する特別調査課には、金融庁職員のほか、地方財務局や国税、税関からの出向者、公認会計士、民間出身者などと様々なバックグラウンドを持つ調査官が所属しています。そして、いわゆるインサイダー取引や相場操縦、粉飾決算等の金商法違反事件について、刑事告発を目指した犯則調査を行っています。私は、「指導官」として調査官の調査に対して助言や指導を行っていますが、出身母体が異なる調査官らと同じチームの一員として、同じ方向を見て、共に汗を流し、苦勞を分かち合いながら真相を解明していくのは、検事として事案を処理するのとは違った醍醐味があります。また、犯則調査をするに当たって、活きた経済活動を学ぶことができ、また、ビジネスを行う人の発想で社会を見る機会が多いことも醍醐味の一つです。

事務局特別調査課 証券取引特別調査官 黒木 透(検察事務官) ▶

私の所属する特別調査課は、犯則調査の過程で、質問調査や搜索差押え等により広範に証拠を収集し、綿密な分析を加えて事実を認定していきます。第一次捜査機関ならではの難しさもありますが、こうした経験は非常に有意義なものと感じています。



国税局

査察部統括 国税査察官付国税査察官 関根 恵美(検察事務官) ▶

通称「マルサ」と呼ばれる国税局査察部は、脱税者に対して納税を求めだけでなく、厳正な査察調査に基づき悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を行う部署であり、内偵調査により脱税事件の情報収集を行う情報部門や、裁判官の発した令状により臨検搜索差押え等を行う調査部門などから組織されています。

私が所属している調査部門の査察官の仕事は、搜索差押えから、収集した証拠の検討、脱税者や関係者への質問調査など、刑事告発の可否の判断に必要となる調査を尽くすことであり、責任は重大ですが、自分が告発した事案について検察官とやり取りをするなど、出向しなければできない貴重な経験もでき、日々やりがいを感じながら職務に当たっています。



検察庁におけるワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化(フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等)を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながらか活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

育児と仕事



千葉地方検察庁 検事 神谷 瑞枝



私は、育児休業を取得した後、これまでに法務省刑事局や地方検察庁での勤務を経験しました。育休中は、法改正関係を始めとして業務に関する情報等を提供してもらい、仕事復帰に向けて心強く感じていました。仕事復帰後は、時間的な制約がある中で、質を落とすことなく計画的・効率的に業務をこなすよう心掛けています。職務の性質上、計画どおりにいくことばかりではありませんが、上司・同僚の様々な配慮にも助けていただきながら、柔軟に対応するようにしています。子育て中の検事も、諸制度や各自の私生活における事情等に応じた配慮の下、幅広い職務経験を積みながら、仕事と育児の両立を図ることができると感じています。



奈良地方検察庁 主任捜査官 藤田 昌彦



長女の誕生に伴い、育児休業を2か月間取得しました。

育児休業中は、長女にミルクをあげたり、お風呂に入れたり、おむつの交換などに追われて、毎日があっという間に終わってしまいましたが、長女と過ごす中で、子育てに協力すること、子育てをすることは全く違うと感じました。育児休業は、私自身が主体的に子育てをするという意識を持つことができた貴重な経験となりました。

育児休業を取得できたことで、長女との信頼関係が深まり、育児の苦勞を妻と分かち合えたことで、家族の絆も強まりました。仕事復帰後も、私と妻で家事や育児を分担するなど柔軟に対応できるようになったことを妻は喜んでくれています。

仕事と趣味



大阪地方検察庁 検察事務官 山根 理恵子



検察庁は部活動が盛んであり、私が所属している大阪高等・地方検察庁バレーボール部では、毎年夏に開催される検察庁親善バレーボール大会に向けて、終業後や休日に練習を行っています。

検察庁親善バレーボール大会は、全国の検察庁のバレー部が一堂に会し、試合を通じて親睦を深めることができるイベントで、平成30年度の名古屋大会では大阪のチームが優勝を果たすことができました。

私は、現在、刑事部の立会事務官として、検察官とペアを組んで事件捜査に従事しています。時には帰宅時間が遅くなることもありますが、ペアの検察官と相談して仕事の進め方を調整することもでき、バレーの練習等に参加する事も可能で、仕事と趣味の両立が図りやすい環境です。

また、デスクワークが多いことから、このようにスポーツで汗を流すことで、気分転換をしながら楽しく仕事ができています。

東京地方検察庁 検察事務官 林本 潤



私は、現在総務課に所属しており、現在の業務は来庁者の危険物持ち込みに対する対応や庁舎管理に関する業務を行っています。

残業することは少なく、定時退庁をして同期達と親睦を深めたり、休日には普段のデスクワークで鈍った体を部活動で鍛え直しています。

私が現在所属している東京地方検察庁バスケットボール部では、週1回程度の練習の他に、年に1~2回検察庁対抗の大会や春と秋に官公庁の大会に出場しています。

検察庁対抗の大会は、チームの主体が検察庁職員であれば、家族や普段一緒に練習している友人などを含めることを許可しており、大会のモットーを「職員同士の親睦を深める」とし、他の検察庁職員と親睦を深めることを第一の目的としています。



検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

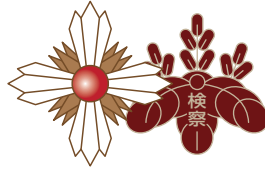
あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

Q & A コーナー

回捜査について

Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。

Q 検察庁の独自捜査とは、具体的にどういうことをするのですか。

A 検察庁の独自捜査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別捜査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

回検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

- A 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
2 裁判官（判事・判事補）
3 弁護士
4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための試験に合格した者が、検事になるための資格を持ちます。

また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官においても定年制が設けられています。学歴についての制限はありませんが、司法試験については、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、原則として国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁で取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

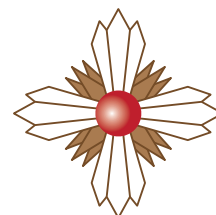
回その他

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。主として小学校高学年から高校生ままでを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？

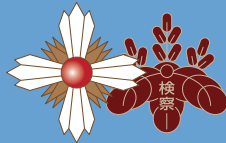
A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の花弁と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におりる霜と夏の厳しい日差しの中で、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

2018年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
地方検察庁	福岡	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9000
	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町 1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町 5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町 82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方 1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区舞鶴 2-5-30	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030
大分	〒870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100	
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川 1-15-15	098-835-9200	



Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp>



真実を見つめ
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かう

Public Prosecutors Office

検察庁



Public
Prosecutors
Office

検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、基本的人権を尊重しつつ、刑事事件の事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあります。

これによって法秩序が守られ、安全・安心な社会が実現されると考えています。

昨今は、情報通信技術の進展が著しく、また、犯罪のボーダレス化も進んでいますが、検察は、専門的な知識・技能を取得し、国際分野にも力を入れるなどして、時代の変化に的確に対応できるよう努めています。

また、犯罪の被害に遭われた方々への支援や、罪を犯した者への再犯防止・社会復帰支援に向けた取組も推進しています。

検察庁職員は、その職責を自覚し、公正誠実に、熱意を持って職務に取り組んでいます。



検事総長 林 眞琴



Contents

検察庁の役割	3
検察庁の組織	4
検察庁の機構	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
検察官・検察事務官によるトークセッション	11
検務部門	13
他機関での勤務	16
犯罪被害者支援	18
再犯防止等に関する取組	19
デジタルフォレンジック	20
国際捜査	21
ワークライフバランス	22
検察の理念	23
その他 Q&A	25
検察庁所在地一覧表	26

検察庁の役割

検察庁の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

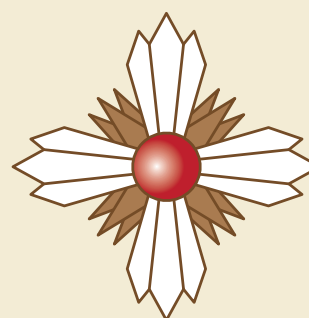
検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。その後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その刑の執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

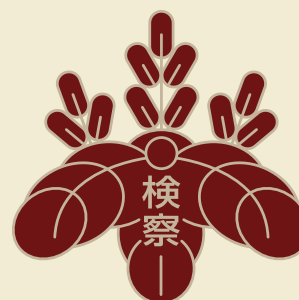
検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されています。



(検察官記章)

検察事務官とは

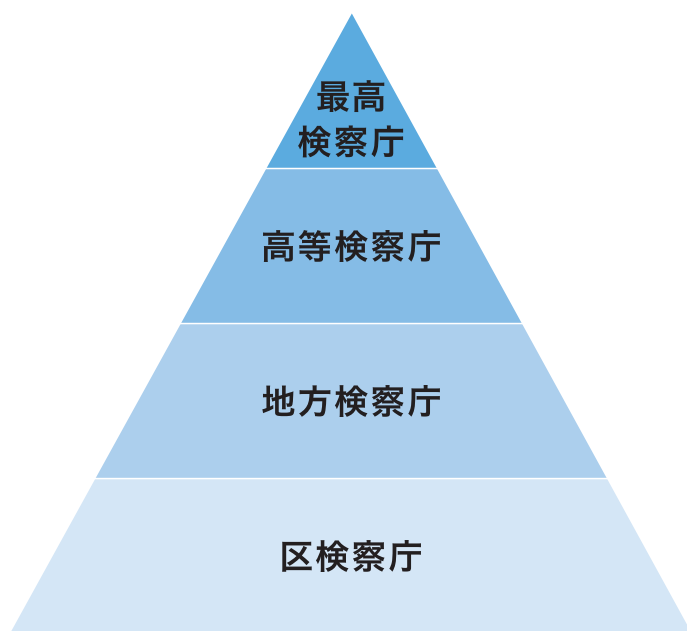
検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。



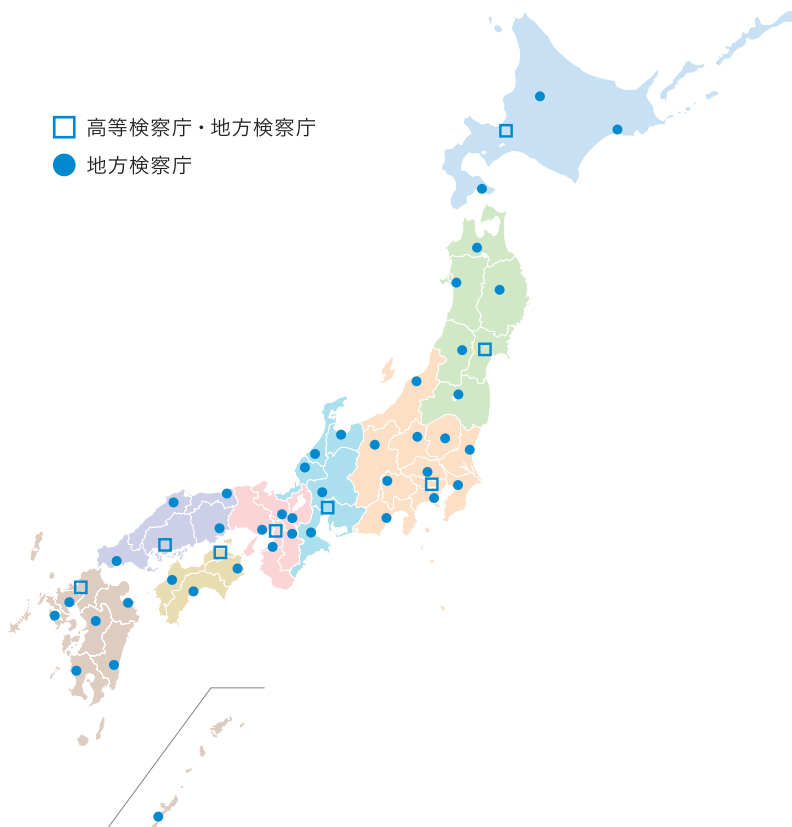
(検察事務官記章)

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。



□ 高等検察庁・地方検察庁
● 地方検察庁



最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁 50庁(支部203庁)

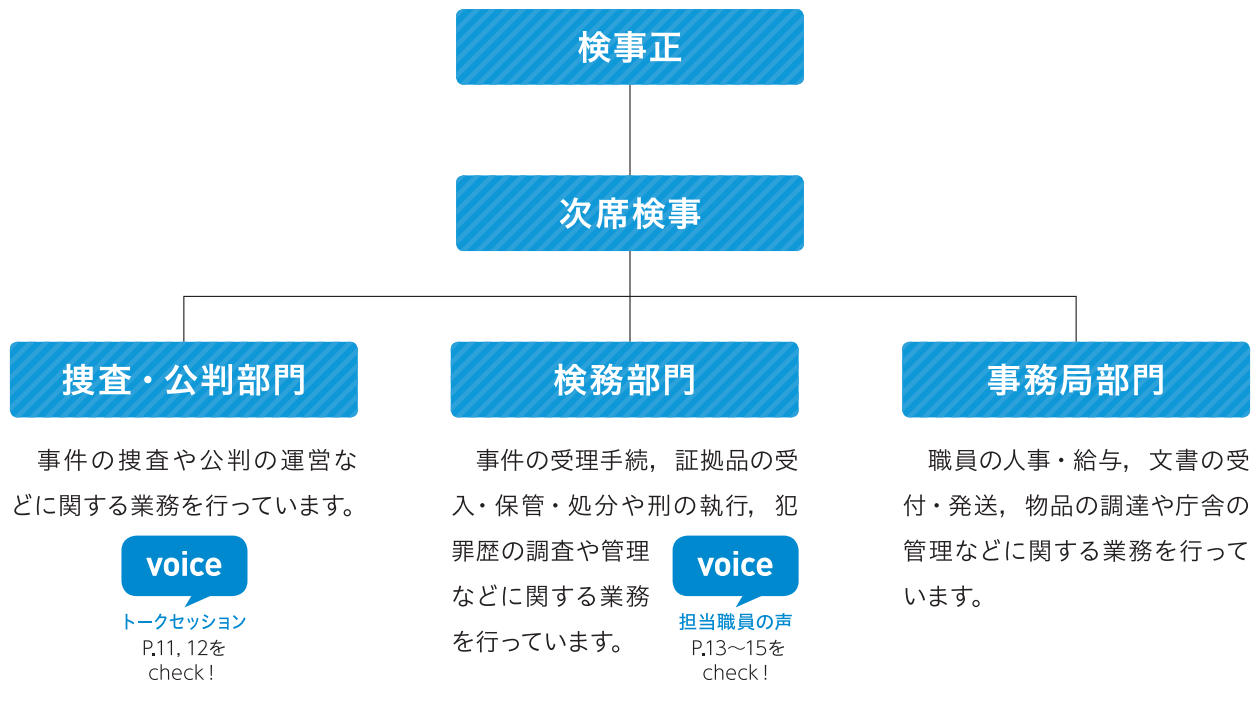
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

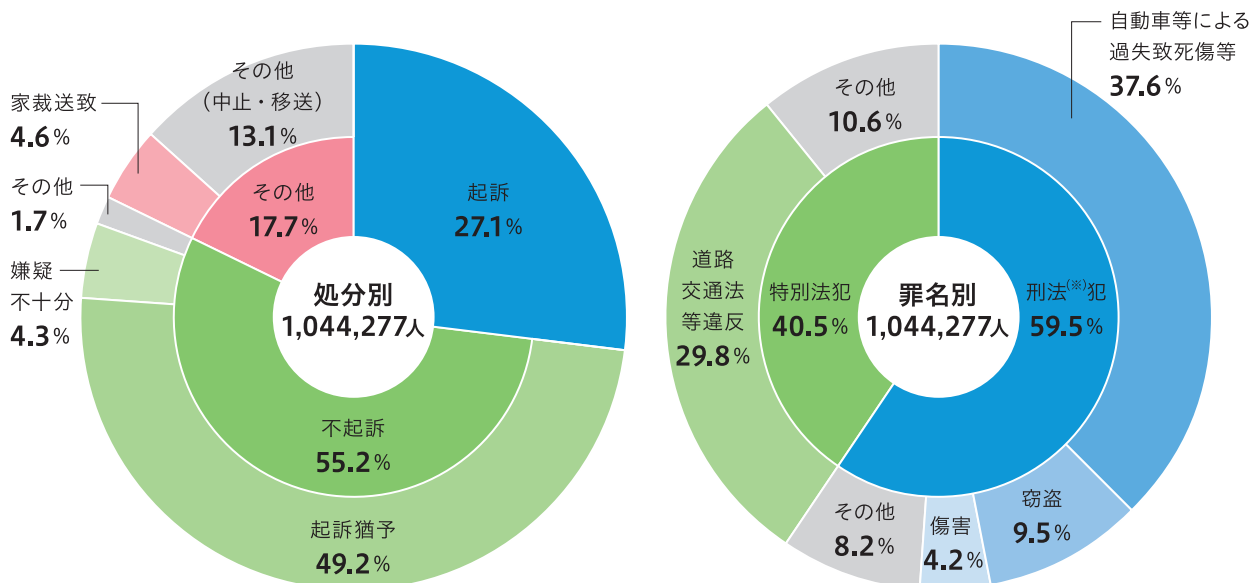
簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、簡易裁判所が管轄する刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構

各検察庁の職場は、主に、大きく、捜査・公判部門、検務部門及び事務局部門に分けられます。



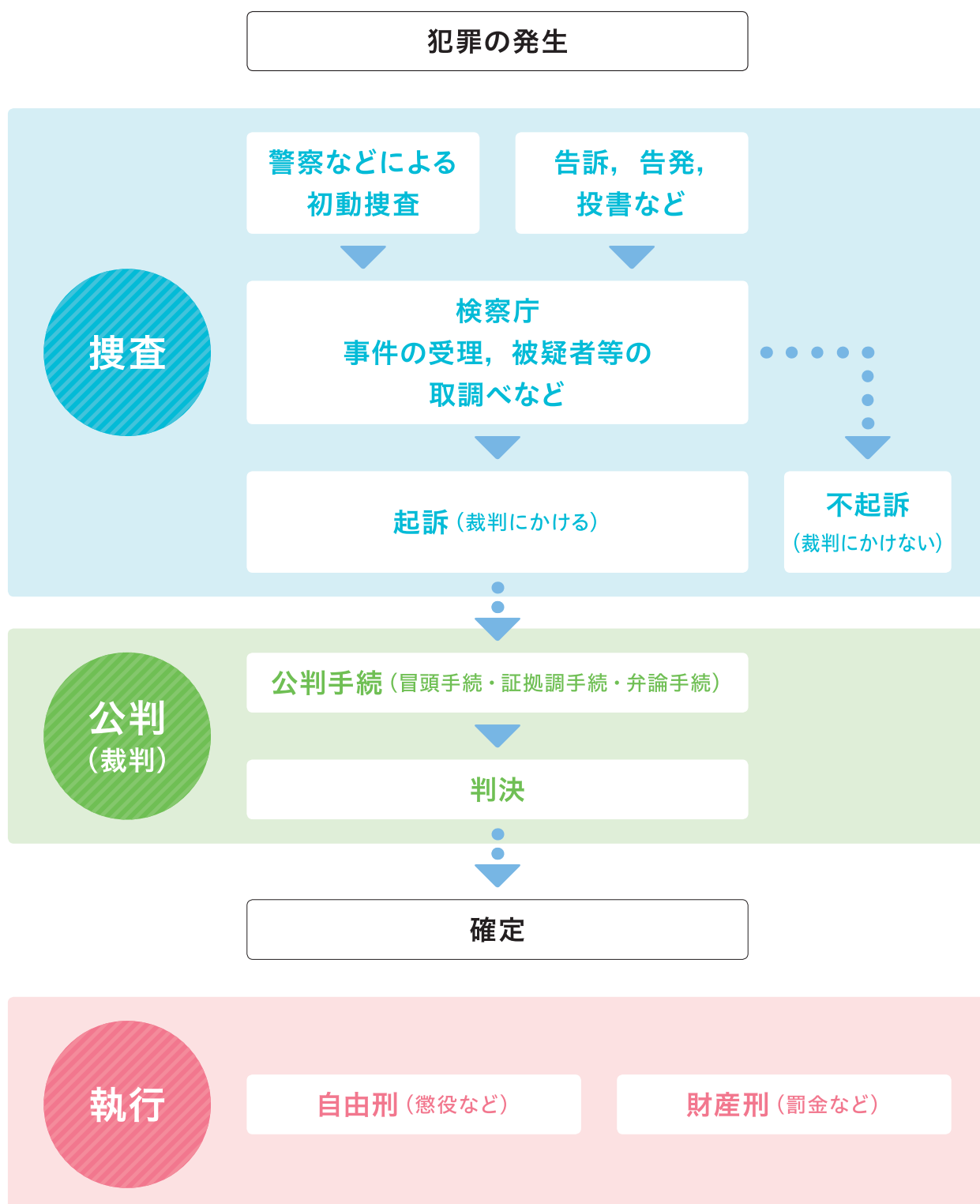
全国の検察庁で処理した事件 (令和元年)



※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む

刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは以下の図のとおりです。検察官・検察事務官は、それぞれの段階で活躍しています。



捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相解明や起訴・不起訴の判断のため、犯人を検挙したり、証拠を発見、収集、保全する手続きのことをいいます。

犯罪が発生したとき、どのように捜査が行われていくのか見てみましょう。

1. 犯罪の発生



2. 被害の届出，警察による捜査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、犯人（被疑者といいます。）を検挙します（Q1）。

犯罪の種類によっては、警察以外の捜査機関が捜査することもあります。



3. 検察庁への事件の送致

警察等が事件を捜査した場合には、書類と証拠物を検察庁に送ることになっています。検察庁では、捜査手続が法律に従っているかどうかの確認を行います。

通常、検察官は、事件が検察庁に送られた後、捜査を開始します（Q2）。

voice

担当職員の声
P.13をチェック！





4. 被疑者の取調べ、参考人の事情聴取 捜索・差押えなどの捜査

検察官は、自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行い、警察を指揮して、証拠が不十分な点について補充捜査を行います。



5. 事件処理

検察官は、捜査して得られた証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴する（裁判にかけ）か不起訴にする（裁判にかけない）かを決めます。

memo

一定要件の下、裁判所が検察官の提出した資料を調査して刑を決める略式手続があります。

捜査に関するQ&A

Q1

検察と警察の役割はどのような違いがありますか。

A

犯罪を捜査する権限があることは検察（官）と警察（官）も同じですが、「5. 事件処理」にあるように、被疑者を起訴するか不起訴にするかを定める権限を有しているのは検察官だけです。そのため、警察が捜査した事件は、「3. 検察庁への事件の送致」のとおり、検察庁に送られることになります。

Q2

検察官が捜査を行うのは、事件が送られてきたときだけですか。

A

検察官はどのような犯罪でも捜査することができます。必要があれば、自ら検挙摘発して捜査することがあります。このような捜査を独自捜査と呼び、検察庁の重要な仕事の一つです。

Q3

一度警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか。

A

検察官は、起訴・不起訴を決定するため、必要な場合には、改めて被害者の方等から事情を聞くこともあります。

Q4

どのような場合に起訴をするのですか。

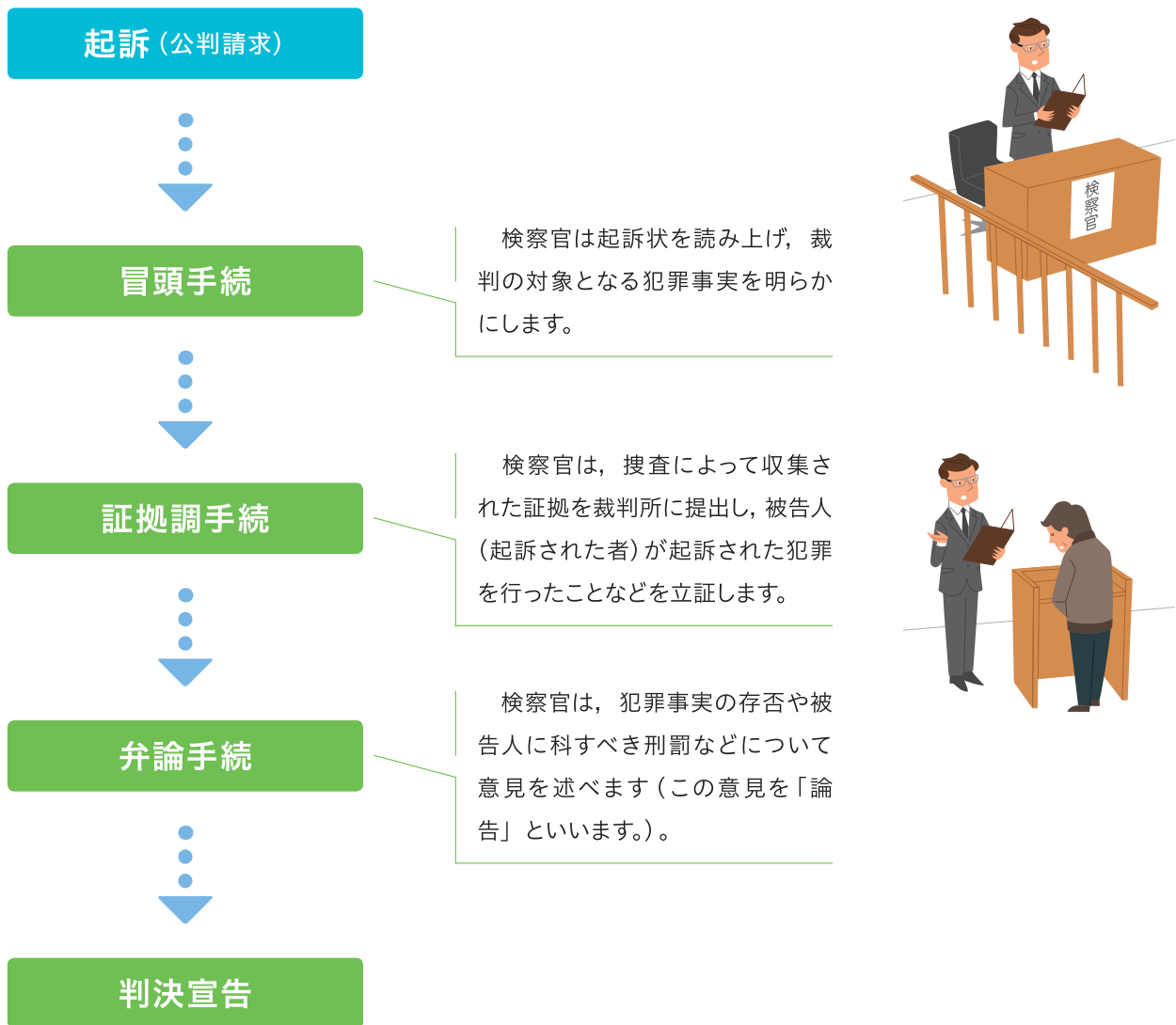
A

被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、処罰の必要性があると判断した場合に、裁判所に起訴状を提出して起訴します。

公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。刑事裁判は、冒頭手続、証拠調手続、弁論手続の順に進んでいきます。

それぞれの手続において、検察官が果たす役割を見てみましょう。



裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民の皆さんが裁判官と共に刑事裁判に参加することにより、司法に対する国民の皆さんの理解の増進や信頼の向上につながることを期待されています。

執行

裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。

判決の確定



検察官の執行指揮



懲役・禁錮・拘留



罰金・科料など



実刑（刑事施設）



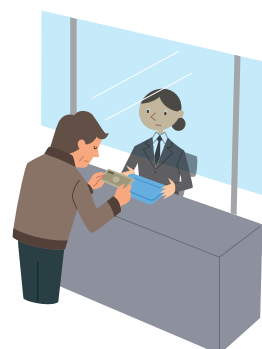
徴収

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）に係る裁判が確定すると検察官が裁判の執行を指揮し、執行事務を担当する検察事務官が手続を行います。

執行事務を担当する検察事務官は、この刑事裁判の締めくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。

財産刑である罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が手続を行います。

voice
担当職員の声
P.14をチェック!



その他

収容手続等

検察庁では、逃亡している被告人や実刑確定者等の収容を行っているほか、罰金等を納付しない者に対しても、刑務所等において労役場留置の手続を行い、適切な刑の執行を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請がされた場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



voice
担当職員の声
P.15をチェック!

検察官・検察事務官によるトークセッション

参加者 東京地方検察庁刑事部検事(A検事), 同公判部検事(B検事), 同刑事部検察事務官(C事務官), 同公判部検察事務官(D事務官)

捜査・公判部門で活躍する検察官・検察事務官から仕事のやりがいなどについて、話を聞きました。

検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

A 検事: 検察官の仕事は、何らかの利益に左右されることがなく、真相解明に全力を注ぐことができる、とてもやりがいに溢れたものです。具体的には、被疑者や被害者等の事件関係者から直接話を聴き、さらに、必要な捜査事項を自分で考え、そして、警察と協力して捜査をすることで、事案の真相に迫ることができる点、その上で、どのような処分が適切かを自分で考えて判断することができる点で、大きな責任を感じるとともに、やりがいを強く感じます。

B 検事: 公判における立証活動の中で特に重要なのは証人尋問ですが、公判準備のために被害者等と直接会って話をすることで、被害者等が真に言わんとしていることを適切に証言してもらうように努め、また、医師や科学者等の専門家証人の尋問の場合には、分かりやすい証言を引き出すために未知の分野の勉強をしながら質問を練るなどしています。尋問が無事に終わり、適正な判決を得られたときには、安堵するとともに、達成感や充実感が得られ、検察官としてやりがいを感じます。

D 事務官: 公判部の立会事務官は、検察官とペアになって、公判に向けた準備をします。事件記録の整理や書類作成、警察等の関係機関との連絡・調整といった様々な業務がありますが、その中でも、被害者や御遺族の方の対応をする

ことがあります。被害者の方や御遺族の悲しみや怒りを完全に消し去ることはできないのかもしれませんが、お気持ちに寄り添い、不安な気持ちを少しでも和らげることができたときや、被害者の方や御遺族から感謝の言葉をいただいたときには、とてもやりがいを感じます。



B 検事

仕事をする上で心がけている(気をつけている)ことは何ですか？

A 検事: 検察官には、自分自身が経験していない、過去に起きた出来事について、証拠に基づいて事実を認定し、真相を解明することが求められます。検察官の判断は、被疑者や被害者のみならず、多くの事件関係者の人生を左右しかねないものであり、その重みを自覚しながら職務に当たる必要があると思っています。そのため、様々な可能性を排除することなく、広い視野を持って事件に臨み、適正な手続に従って、十分な証拠を収集、検討することを心がけています。

B 検事: 捜査段階で集められた証拠のみによって立証を試みるのではなく、権限を与えられた検察官であることを常に自覚し、疑問点があれば積極的に動くこと、経験のない分野や事件については文献等の資料で勉強していく努力を惜しまないことを心がけています。また、事件関係者には、それぞれ複雑な心情があると思うので、できる限り配慮し、被告人に対しても決して失礼な態度は取らず、礼節をもって接するように気をつけています。

C 事務官: 仕事をする上で根拠となる法律、条文を確認することです。私たちの仕事は法律で規定されているので、日々の業務においては、その根拠となる条文を確認することを徹底しています。各種手続に不備が生じないように、必要な法令や規定などを習得することを心がけています。

検察官と検察事務官の関係(特に検察官と立会事務官の関係)について教えてください。

A 検事: 検察官と立会事務官とは、どんな事件も二人三脚で捜査に当たる、正に「パートナー」といえる関係です。



A 検事

そして、立会事務官は、検察官とは違う視点で証拠などを見ていることがあり、事件について話をしたり、一緒に事件現場に赴いた際の立会事務官の一言で、新しい観点到に気付かされ、改めて証拠を見返すことによって新しい事実が判明することもあります。また、苦境に立ったときには一番の理解者であって、検察官にとって、立会事務官はなくてはならない、強い味方だと感じています。

C 事務官: 検察官と検察事務官は二人三脚で事件捜査に当たっています。立会事務官は、スケジュール管理や捜査に必要な書類を関係機関に照会して取り寄せるなど検察官が行う捜査を周りからサポートしています。また、警察等捜査機関と連携して捜査を進めていく上で事件の概要を把握しておく必要があり、立会事務官も事件を考察し、捜査のアイデアを検察官に提案したりするなどして主体的に捜査に参加します。このように検察官と立会事務官は、刑事事件の真相解明に向けてペアで事件に取り組んでいます。

D 事務官: 公判は、検察官が立ち会うため、当初は検察官と事務官の業務は全く別のものなのでは?という印象でした。しかし、検察官は、事件に関する些細なことでも話をしてくれ、事務官としての意見を求めてくれます。また、「立会事務官がいて初めて検察官は仕事ができるんだよ」とも言ってくださり、共に公判に向けて準備をしているという実感を持つことができました。まだまだ未熟ですが、検察官の信頼を得て、検察官をしっかり支えられる立会事務官になりたいです。

犯罪被害者の方とどのように向き合っていますか?

A 検事: 被害者の方は、事件による直接的な被害に加え、心にも大きな傷を抱えていることが多く、事情聴取を実施する際には、そのことを常に意識し、被害者の方が抱く不安や疑問、要望等を丁寧に聴き取り、できる限り、その心情に配慮しながら進めるようにしています。事件当時のことを思い出すという意味で、事情聴取自体のご負担は決して小さくないと思いますが、事情聴取の必要性や今後の手続の流れなどを分かりやすく説明し、理解を得ながら進めるように努めています。

B 検事: 検察官としてできることには限界もありますが、できる限り被害者の方に寄り添うようにしています。公判部の仕事でいえば、特に証人尋問は、被害者の方にとって大きな負担となるので、被害者の方との間で信頼・安心してもらえる関係を築くことによって、心理的な負担を少しでも軽減することに努めています。

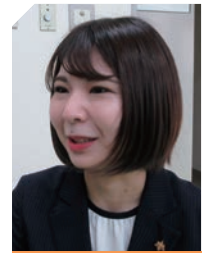


C 事務官

C 事務官: 犯罪被害者の方は身体的な傷害を負った方、精神的な苦痛を受けた方、財産的な被害に遭われた方など境遇は様々であり、検察庁に馴染みのない方がほとんどだと思います。ですので、事件の進捗状況や、事件を捜査した結果、被疑

者をどのような処分にしたか、また、起訴して裁判になった場合に裁判でどのような流れになっていくのかをイメージしてもらえるように、捜査及び公判の手続を分かりやすくお伝えするようにしています。

D 事務官: 犯罪被害者の方に連絡を取る際や、公判への出廷や傍聴に付き添う際には、相手方の気持ちを少しでも酌み取り、思いやりの心を忘れないように努めています。また、検察官に対応を頼り切るのではなく、事件の内容を正確に理解した上で被害者の方と接し、心配や不安な気持ちを少しでも和らげるためには何ができるのかを常に考え、実践し続けたいと思っています。



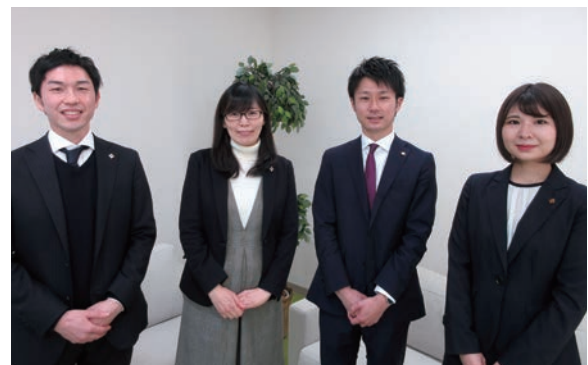
D 事務官

ワークライフバランスについて、緊張感のある仕事の中で、どのように息抜きやリフレッシュをしていますか?

B 検事: 平日の朝は、子供を保育園へ送り届けてから出勤しており、ドタバタしますが、朝から子供との時間を持つことで心にゆとりが生まれます。また、通勤時間中は本を読み、登庁したらコーヒーを飲んでから仕事に取りかかるというサイクルを保つことで気持ちを落ち着かせることができます。忙しく、帰宅しても子供の寝顔しか見れないときもありますが、その分、休みの日に子供と遊ぶ楽しさが倍増し、リフレッシュすることができます。

C 事務官: 近所に銭湯があるので、週末はそこでゆっくりしたり、友人たちとスポーツをしたり、自宅でゲームをしたりして過ごし、夏季休暇や年末年始などの連休は実家に帰省して久々に家族と会って、仕事のことを考えない時間を過ごしてリフレッシュしています。プライベートの計画を立てることは、仕事をする上で活力にもなります。

D 事務官: 休日に家族や友人と買い物に行ったり、ごはんを食べに行ったりしてリフレッシュをしています。特に最近はいろいろな国の料理を食べることにハマっていて、外国の料理のお店探しをよくしています。私は、海外旅行が好きなのですが、頻繁には行くことはできないので、外国の料理を食べに行くことで、海外旅行気分を味わっています。休日にしっかり息抜きをすることで、また来週も頑張ろう!という気持ちになります。



検務部門

検務部門では、検察事務官が刑事事件の受理、懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収手続をしています。

事件・令状

事件・令状事務 徳島地方検察庁

事件事務は、事件の受理手続及び処理手続を行う事務です。

受理手続では、警察等の捜査機関から送られてきた事件について、事件記録を点検し、法律上定められた手続が適正になされているかを確認して、事件を受理しています。

処理手続では、検察官の捜査が終了した事件について、検察官が作成した起訴状等の記載内容を確認して、裁判所に提出するなどしています。

令状事務では、裁判所に対して、勾留状等の令状を請求するほか、その執行等に関する事務を行っています。

事件・令状事務は、多くの実務経験が必要となる上、一つ手続を間違えれば、被疑者等の権利を侵害することにもつながりかねないことから、一つ一つ丁寧に着実に処理することを心掛けています。

また、困難な事案に直面しても、同僚に相談したり、上

司から指導を受けるなどし、事件・令状担当の職員が一つのチームとして協力し合いながら解決策を見いだし、適正に処理できるようにしています。



事件・令状事務は、様々な実務経験を積むことにより、幅広い知識や教養が身に付いていると実感することができ、日々やりがいを感じつつ、常に自分の仕事に誇りを持って業務に取り組んでいます。

証拠品

証拠品事務 熊本地方検察庁

私達が携わっている証拠品担当の事務は、警察等が押収した証拠品について、受入れ、保管及び処分を行うことです。証拠品は刑事裁判における重要な証明資料となる上、必要がなくなれば基本的に還付しなければならないため、証拠品担当としては、滅失や変質等がないよう証拠価値と財産的価値の保全に努めています。例えば、現金や違法薬物等は特に厳重に保管していますし、携帯電話機などの通信機



器はデータが消失しないように定期的に充電を行っています。また、殺人罪等の公訴時効が撤廃されたことから、未検挙事件についてはDNA型鑑定に必要な検体を長期間にわたって超低温証拠品庫で保管しています。

近年は、違法な薬物が証拠品として送致されることが多くなっており、事前に検査した鑑定書と見比べて成分に誤りがないかなどを慎重に確認して受け入れています。

また、証拠品を処分するに当たり、検察庁内で処分困難なものは、専門業者へ証拠品を持ち込み、私達が立ち会って処分しています。

このように証拠品担当には、日々多様な証拠品の受入れがあり、また、個々の事情によりその処分内容が異なるため多くの実務経験と知識が求められ、送致してきた警察や上司・同僚と相談して適正に業務を進める必要があり、とてもやりがいのある仕事です。

執行

執行事務 山口地方検察庁

執行事務は、裁判所で言い渡された判決内容の確認から始まって、その刑の執行指揮及び執行終了までの通知事務を取り扱います。

その事務において、特に懲役・禁錮刑等の実刑判決を受けた者については、犯罪を犯した代償とはいえ、その者の自由を長期間にわたって奪うわけですから、絶対に間違いは許されない上、法治国家として確実な刑の執行を行わなければなりません。

ですから、執行担当としては、執行される者の人権を侵害しないよう十分注意しつつも、逃亡などによって刑の執行ができず、一般市民に対して多大な影響を与えるような事態を防ぐよう細心の注意を払って事務を行っています。

また、執行担当では、犯罪被害者の方などに希望があれば、加害者の刑事施設等での処遇状況やその釈放等の情報を通知する事務も行っており、それらの事務は犯罪被害

者の方などの再被害防止等の一助となっています。

以上のように、執行事務は人権に大きく関わる事務であり、時に困難な事案も発生しますが、上級検察庁及び上司・同僚の指示、助言を得つつ、責任感を持って着実に事務を行うよう努めています。



徴収

徴収事務 盛岡地方検察庁水沢支部

徴収担当は、罰金や料料といった財産刑等に関する裁判の把握から、納付告知、督促、収納などの事務を行っており、主に電話や面談で納付義務者の対応をします。

連絡が取れない未納者の場合は、自宅や職場等に赴いて本人や家族、職場の方と話をすることもあります。

また、未納者の資産調査を行った上、資産を差し押さえ

る強制執行や、未納者を労役場に留置することにより罰金等の裁判を執行することもあります。

納付義務者が罰金などを納付できない事情は様々で、納付に窮している状況を切々と語られることもあり、話を聞けば聞くほど感情移入してしまいそうになりますが、刑罰の厳格な執行のため、また、納付義務者本人のためにも、事務手続を適正かつ迅速に遂行するよう心掛けています。

納付義務者の対応に悩むこともありますが、経験豊富な上司や先輩に報告・相談をして指導や助言を受け、助けられながら業務に当たっています。

徴収事務は、納付義務者に対する対応やささいな言葉がきっかけで納付の成否が分かれることもありますので、常に緊張感を持ちながら接する必要がありますが、納付が難しいと思われる事案が納付に至った際などには達成感を得ることができるやりがいのある業務です。



犯 歴

犯歴事務 金沢地方検察庁

犯歴とは、有罪の確定裁判を受けた事実（前科）などのことで、個人のプライバシーの最たるものです。

私は、そのような犯歴を適正に把握・管理し、他の検察



庁や警察などからの照会に対して前科の有無について調査・回答などを行う犯歴事務を担当しています。

私が扱っている犯歴は、検察官の起訴・不起訴の判断や裁判における証拠にもなる重要な資料となり、また、罪名によっては、選挙権を一定期間停止させたり、特定の資格の欠格事由の有無を証明したりする資料にもなります。

そのため、その管理や調査に間違いがあってはならず、ひとたび間違いが起きれば、個人の人権を侵害し、検察庁の信用が失墜することにもなりかねませんので、常に責任感と緊張感を持って事務に取り組まなければなりません。

大変ではありますが、この重要な仕事を任せられ、信頼する上司や先輩から指導を受けながら、犯歴事務の業務を適切に処理できていることにやりがいや達成感を感じており、充実した毎日を過ごしています。

記 録

記録事務 札幌地方検察庁

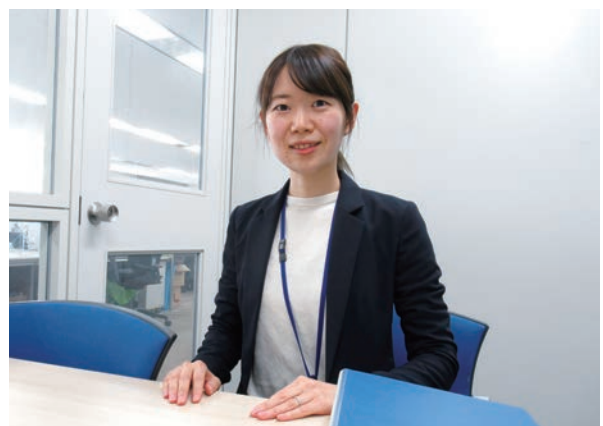
私は、現在、記録事務を担当しています。記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性や閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穏などを害するおそれがないかどうかを十分に検討することになります。その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに、関係法令を確認することはもちろん、記録を十分精査するなどして細心の注意を払う必要があります。

また、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者の心情等に配慮した適切な対応を行うよう常に心掛けています。

記録事務の中には判断の難しい事案もありますが、一人で悩むのではなく、周囲と相談し合うなどして、明るく風通しの良い雰囲気の中で執務しています。

私は現在育児のために時間的制約のある身ですが、周り

の方に助けていただきながら、十分な職務経験を積むことができています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある日々を過ごしています。



他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

外務省

在韓国日本大使館 一等書記官（検事）



当館の法務アタッシェの重要な業務の1つに、日韓関係に関わる法律問題の分析があります。これは、日本と韓国との間に生じた問題に関して、法律家の視点から、法的問題点を抽出し、その解決に向けた情報収集・法的分析を行うものです。分析すべき点は、刑事法のみならず民事法を含めた多岐にわたりますが、検事として培った法的思考力が要求される非常にやりがいのある仕事の1つです。また、韓国の捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整をすることも重要な業務です。その他にも、韓国の弁護士会や大学等からの依頼に基づき、日本の刑事司法に関する講義を行うなど、大使館での業務は多岐にわたります。慣れない海外生活での苦労もありますが、多角的な見地から様々な物事を見つめ直す機会である上、韓国の法曹関係者らとの交流を通じてかけがえのない経験を積ませてもらっており、毎日がとても充実しています。

在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事（検察事務官）

私は、在ロサンゼルス日本国総領事館において、主に「邦人援護」という業務に携わっています。邦人援護業務とは、海外に在住、滞在する日本国民が事件や事故などに巻き込まれた場合に、必要な助言や援助を提供し側面的に支援するというものです。具体的には、海外で逮捕・拘禁された邦人との面会、刑事事件の被害に遭った邦人へのアドバイス、海外で事件事故に遭われて亡くなった邦人の遺族対応や、海外渡航中に急病・困窮となった邦人への対応などが挙げられ、内容は多岐にわたります。ロサンゼルスは在留邦人や邦人旅行者が多いため、対応が必要となる事案が多く、土日や深夜に緊急対応しなければならないときもあり、大変な仕事ではありますが、これまでの検察事務官としての職務経験をいかすことができ、また、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事でもあります。海外での生活は新しい発見・出会いの連続であり、公私ともに非常に貴重な体験・勉強をしている毎日です。



公正取引委員会

事務総局審査局付 特別専門官（検事）

公正取引委員会は、不当な取引制限等を規制して公正かつ自由な市場競争を実現する役割を担っており、私は、主に事務総局審査局付としてカルテル等の行政審査に携わり、検察官として培ってきた知見に基づいて事実認定等につき



指導、助言を行っています。

職員の方々は独占禁止法に対する造詣が深く、専門的な知識・経験が豊富で、それぞれの「持ち味」をいかして共に切磋琢磨しながら、その役割を全うすべく尽力した経験は、検察官としての視野を広げ、より多角的な視点で公平適切な事件処理を行うための貴重な財産になるものと、やりがいを感じています。

事務総局審査局犯則審査部第二特別審査 内閣府事務官（検察事務官）

私の所属する犯則審査部では、検事総長への刑事告発を目指し、犯則事件に関する内偵調査や令状請求、臨検捜索差押えなどの業務を行っています。

検察庁での経験をいかしつつ、職員の方々から様々なことを吸収できる環境は、とても充実しています。

東京国税局

査察部統括 国税査察官付国税査察官（検察事務官）

査察調査は、大口・悪質な脱税に対し刑事責任を追究し、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に貢献することを目的としています。査察部は、内偵調査等により脱税の疑いがある者の情報を収集する情報部門と、裁判官が発付する許可状に基づく強制調査等により証拠を収集するほか、関係者に対し質問調査等を行う実施部門により組織され、脱税者を検察官に告発し刑事訴追を求めため日々努めています。

私は、実施部門に所属し、収集した証拠の分析・検討、関係者への質問調査等の業務を行っていますが、業務を行うに当たり税に関する専門的な知識が必要な上、調査の手法には決まったやり方があるわけではなく、事案を解明するため試行錯誤を重ねる日々ですが、周囲の方々から多く

のことを学び、また、自分がこれまでに培ってきた経験をいかながら事案を解明していくことにやりがいや達成感を感じながら職務に当たっています。



その他出向先

▶▶ 預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただいたりするなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されています。

検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護・支援に努めています。

検察庁で行っている制度や取組の例を紹介します。

被害者等通知制度

被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しているもので、被害者の方にお渡ししています。

ホームページからもご覧いただけますので、ご活用下さい。

(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

被害者支援員からのメッセージ

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方々への刑事手続に関する支援を主な目的として、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」を通じて電話等による相談を受けたり、裁判が行われるときには、裁判所の法廷まで付き添うなどの支援を行っています。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられると思います。

事件を担当する検察官や検察事務官は、加害者に対して、本人が犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すため、犯罪の被害に遭われた方やその御家族からも事情をお伺いするなどの捜査協力をお願いすることがあります。そのような、なじみがなく、不安に思われる刑事手続に



広島地方検察庁
被害者支援員（左）
検察事務官（右）

ついて、被害者支援員は、捜査段階から、検察官や検察事務官と連携して、不安や負担が少しでも軽減できるよう努めています。

また、刑事手続に関する支援のほかにも、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている警察、法テラス等の関係機関とも強く連携し、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

再犯防止等に関する取組

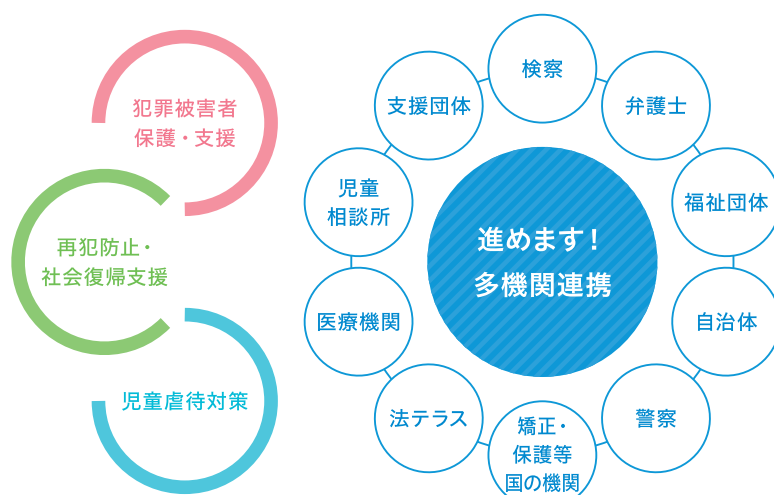
平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所などに加え、福祉機関や児童相談所などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。

最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地での取組を集積するなどし、全国各地への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を実施するなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



長崎地方検察庁刑事政策推進班からのメッセージ

長崎地方検察庁刑事政策推進班は、検事・副検事・検察事務官により構成されています。

罪を犯した者に対して、その犯した罪に見合った刑罰を科すことは、本人の反省を促す上でも大切なことですが、



一方で、捜査を行った結果、起訴されずに、あるいは執行猶予付き判決を受けて釈放された者について、円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止するというのも、新たな犯罪被害を防ぐという意味で、とても重要なことです。

私たちは、保護観察所を始め、釈放された者や受刑を終えた者の社会への定着を支援する長崎県地域生活定着支援センター、地方公共団体の社会福祉事務所、福祉施設といった多くの機関と連携し、対象者の釈放後の生活まで見据え、例えば、釈放後の一時的な生活場所の確保、生活保護費の受給、障害者手帳の交付、福祉施設への入居といった、様々な支援がスムーズに行われるために日々努力し、再犯防止業務に積極的に取り組んでいます。

デジタルフォレンジック

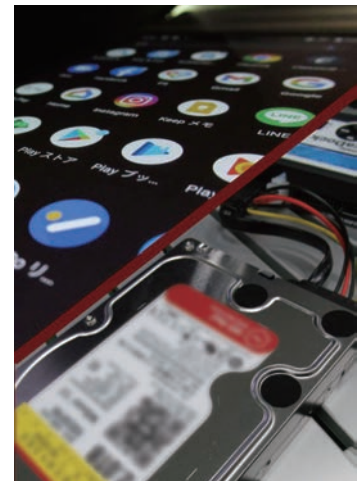
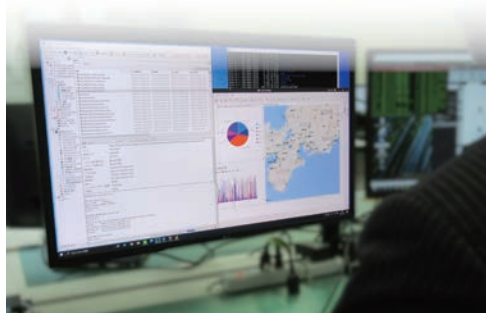
現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DF を積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

最高検察庁 DF 推進班の役割

検察庁で行う捜査・公判における DF 業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁刑事部及び東京・大阪 DF センターで構成する最高検察庁 DF 推進班は、DF 関連機器の計画的整備、各種研修による DF に関する知識・技術の向上、DF に関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁における DF の推進に取り組んでいます。



大阪 DF センターからのメッセージ

大阪 DF センターは、平成 31 年 4 月に発足しました。DF センターでは、検察官の依頼により、スマートフォンやパソコン等の電子機器からデータを抽出し、その内容を解析して、犯罪の証拠となる情報を探し出すことが主な業務です。

現代はパソコンで作成した文書や会社の経理情報など、ありとあらゆるものがデータ化されていますが、電子化されたそれらの情報を人間が読める形にすることは容易ではあ



りません。

そのため、時には捜索差押えの現場に臨場し、その場でデータを押収したり、企業のシステム担当者から直接話を聞いたりするなど、事案の真相を解明するための様々な捜査支援を行っています。

さらに、最高検察庁等と協力して、様々な DF 研修を職員に対して企画・開催しており、検察庁の中での DF の普及にも取り組んでいます。

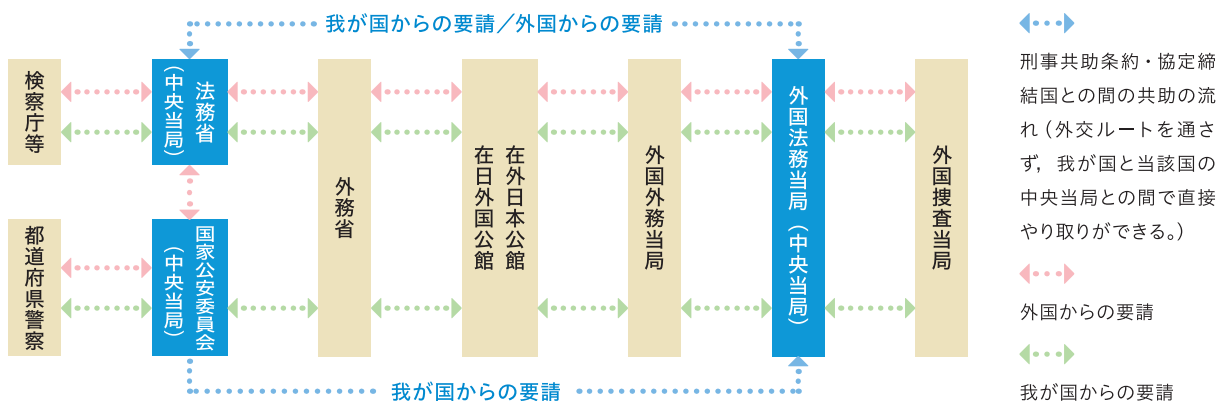
デジタル技術の進歩は早く、最新と呼ばれる技術もあっという間に古いものになってしまいます。DF センター職員それぞれが常に学ぶ姿勢を維持しつつ、関係機関とも協力して、時代の要請に即した捜査ができるよう、DF に関する情報の入手、活用方法の探求に努めています。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

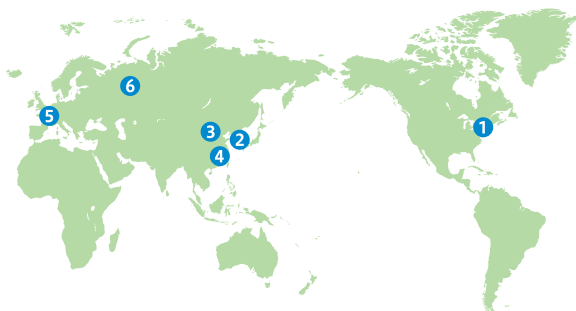
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

捜査共助の手続

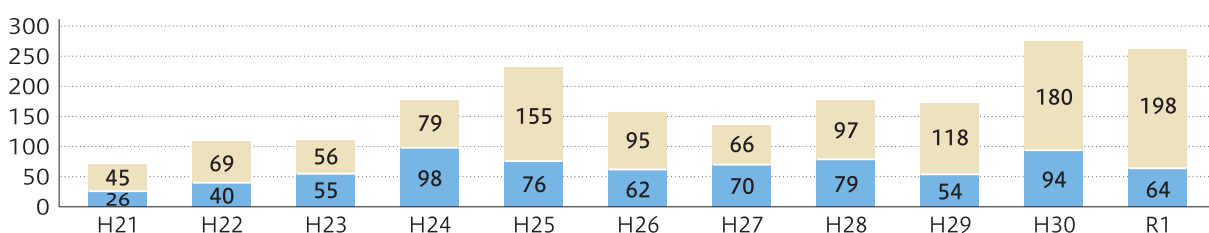


刑事共助条約・協定

- ① 日・米刑事共助条約 平成 18 年 7 月
- ② 日・韓刑事共助条約 平成 19 年 1 月
- ③ 日・中刑事共助条約 平成 20 年 11 月
- ④ 日・香港刑事共助協定 平成 21 年 9 月
- ⑤ 日・EU刑事共助協定 平成 23 年 1 月
- ⑥ 日・露刑事共助条約 平成 23 年 2 月



国際捜査共助事件件数



ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

育児と仕事

大阪地方検察庁刑事部（検事）

長男を出産し、約1年5か月間育児休業を取得した後（検察庁に勤務する夫も生後2か月から約半年間育児休業を取得。）、大阪地検刑事部に復帰し、殺人、強盗、詐欺、窃盗、児童虐待など多種多様な事件を担当しています。

長男を保育園に迎えに行くため早出勤務をしており、時間的制約がある中、育児と仕事を両立できているのは、育児と家事を分担してくれる夫の存在だけでなく、家庭の事情を理解し、いつでも事件の相談や決裁等してくださる上司、事件処理について共に考え、悩み、支えてくれる立会事務官、所属部の同僚のお陰です。

今後も子育てとの両立を図り、立会事務官と協力して事件の真相を解明し、それぞれの被疑者にとって適切な処分が何かを見極めながら、執務に励みたいと思います。



山形地方検察庁（検察事務官）

私は、検務部門に所属し、警察等から送致される事件の受理手続等の業務を行っています。

私は、長女（第一子）の誕生に伴い、育休取得したい旨を上司や同僚に相談したところ、快く取得の後押しをしていただき、1か月余りの育児休業を取得しました。

育休中は、ミルクをあげたり、夜泣きをあやしたり、ベビー用品の買出しなどに追われ、毎日があっという間に過ぎました。人生の中でこの時期にしかない妻子との貴重な時間を過ごせたことで、育児の大変さや喜びを実感し、家族の絆が強くなったと感じています。

仕事復帰後も、上司や同僚のサポートもあり、早出遅出勤務の活用や育児に関わる休暇等を取得するなどして積極的に家事や育児に関わり、慌ただしくも充実した日々を過ごしています。



仕事と趣味

名古屋地方検察庁（検察事務官）

検察庁は、部活動が盛んであり、私は、名古屋高等地方検察庁野球部のマネージャーとして、選手のサポートのほか、時には練習に参加してとても気持ちのいい汗を流しています。

野球部は、春と秋の官公庁大会や夏の検察庁親善野球大会で好成績を挙げるために活動しており、大会では、その成果を存分に発揮するとともに、プレーを通じて他の検察庁職員との親睦も深めています。

また、仕事では、刑事部の立会事務官として、事件の真相解明にやりがいを感じながら、日々、検察官と二人



三脚で様々な事件の捜査に臨んでいます。

このように、平日は、事件の捜査を通じて社会正義の実現の一翼を担い、休日は、趣味の野球を目一杯楽しみながら、仕事にも活用できるネットワークを築くなど、仕事と趣味のバランスのとれた大変充実した毎日を送ることができています。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで事実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのどき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。

- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

その他 Q & A

検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

A 検事になるための資格

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあつて、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。

副検事になるための資格

検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格する必要があります。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院を修了していない場合には、受験すべき試験が加わります。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁において取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

検察庁の広報について

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp/>

検察官のバッジについて

Q 検察官の付けているバッジには、どのような意味があるのでしょうか？

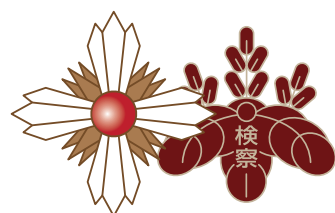
A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検察官の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に降りる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

2020年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200	



**Public
Prosecutors
Office**

○取組内容③

広報活動の実施回数

指 標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広報活動の実施回数（回）	1,029	1,121	1,104	1,231	1,105	252

令和2年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	139	5,732
講演会・説明会	46	1,189
模擬裁判	44	1,384
イベントの実施・参加	4	208
その他	19	425
合 計	252	8,938

・出前教室

検察庁職員が学校等に出向いて、司法の役割、刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室

検察庁等において、検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか、庁舎見学、広報ビデオの上映、模擬取調べなどを行うもの

・講演会、説明会

一般人や企業等を対象とし、検察庁職員が講師となり、裁判員制度や司法の役割、検察活動の意義・役割について説明を行うほか、質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判

一般人や学生等を対象に、裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等の役を割り振り、あらかじめ用意された架空の事件について、実際の刑事裁判手続に則って審議を進め、判決に至るまで演じるもの

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(9))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (政策体系上の位置付け： - 6 - (1))					
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 刑事施設^{*2}の総合警備システム^{*3}を更新整備する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,440,989	6,526,085	8,504,838	6,404,112
		補正予算(b)	8,441,476	2,087,022	4,558,512	-
		繰越し等(c)	7,099,351	6,283,134	17,121	/
		合計(a+b+c)	7,783,114	14,896,241	13,046,229	
執行額(千円)	7,644,429	14,610,082	12,538,552			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） ^{*4} 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令） ^{*5} 第13条等					

測定指標	令和2年度目標	達成			
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。	達成			
施策の進捗状況（実績）					
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，令和元年度に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者とするなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。					
参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度

1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8
2 上記訓練の参加者数(人)	346	353	353	354	235
3 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート(訓練を有意義とする回答)(%)	98.3 (340/346 人)	98.6 (348/353 人)	96.9 (342/353 人)	96.9 (343/354 人)	94.9 (223/235 人)
4 刑事施設における保安事故発生件数(逃走,自殺,火災,傷害等)(件)	23	16	13	14	16
5 災害復旧その他救援活動派遣実績(件)	6	5	3	4	13

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 総合警備システムの更新整備施設数(施設)	10施設					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	15	15	13	53	10

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の各設間に対する回答の94.9パーセントが「有意義」との内容であり(別紙1参照)、また、保安事故発生件数も、昨年度からは微増であるものの、過去5年で最多である平成28年度の23件と比較すると、16件と減少している。加えて、重警備が必要となる事態や災害の発生など、矯正施設の保安機能が低下するおそれがある事態等の発生時においては、迅速な職員派遣が実施され、適切に対処するなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値と同数の施設について更新整備ができたことから、「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた上で、各種訓練を実施することを前提としたため、訓練期間、訓練人員等について、従来の訓練から縮小した上で実施した。</p> <p>上記を踏まえ、札幌から福岡までの全国8管区(全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計235人)において、令和2年9月から同年12月までの間、それぞれ2日間程度の日程で、主に、新型コ</p>

コロナウイルス感染症の拡大している状況下で震災等の非常事態が発生したことを想定した訓練を行った。

訓練を実施するに当たっては、平成31年4月に発足した特別機動警備隊の隊員を指導者として招へいし、施設内のゾーニング等刑事施設における新型コロナウイルス感染症防止対策、避難所開設、運営等実践的かつ実務的な訓練を実施するなどしており、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨による被害等発生時には、避難住民の受け入れ及び対応を適切に行うなど、対外的な側面においても生かされており、また、令和2年度は矯正内部においても、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生施設に対して、多くの人員を応援派遣し、施設の規律及び秩序の維持、適切な施設運営に寄与することができている。

【測定指標2】

総合警備システムについては、各施設における前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案して更新整備の優先順位を定め、令和2年度においては、予算を考慮して更新整備の目標値を10施設と設定したものであり、目標値どおり10施設の更新設備を完了することができた。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1, 2 関係】

達成手段 「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に訓練するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。また、集合訓練において、統一的な訓練内容を共有することで、有事の際に様々な施設から応援職員が派遣され、即席チームを編成したとしても、円滑に対応することができる。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効的かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標1, 2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

する者の知見 の活用	令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 なし
---------------	--

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報	管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。
---	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	矯正局成人矯正課警備対策室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

〔参考〕 本訓練を有意義であったとする割合 (人, %)

		札幌矯正管区	仙台矯正管区	東京矯正管区	名古屋矯正管区	大阪矯正管区	広島矯正管区	高松矯正管区	福岡矯正管区	合計
参加者数		19	12	58	16	41	25	28	36	235
内容	非常に有意義であった	14	9	39	11	18	19	15	22	147
	有意義であった	5	3	17	5	16	6	10	14	76
	どちらともいえない	0	0	2	0	7	0	3	0	12
	あまり有意義でなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有意義でなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有意義であったとする比率		100	100	97	100	83	100	89	100	94.9

(昨年度96.9%)

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (10))

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 (政策体系上の位置付け： - 8 - (1))</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>				
<p>達成すべき目標</p>	<p>・いわゆるオウム真理教(以下「団体」という。)に対する観察処分¹を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況²を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,056,954</p>	<p>2,123,072</p>	<p>2,158,423</p>	<p>2,456,964</p>
<p></p>	<p>補正予算(b)</p>	<p>341,678</p>	<p>444,606</p>	<p>525,005</p>	<p>-</p>
<p></p>	<p>繰越し等(c)</p>	<p>346,883</p>	<p>46,309</p>	<p>97,658</p>	
<p></p>	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,745,515</p>	<p>2,521,369</p>	<p>2,585,770</p>	
<p></p>	<p>執行額(千円)</p>	<p>2,692,469</p>	<p>2,487,865</p>	<p>2,472,076</p>	
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3条³ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第27条⁴ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)第5条、第7条、第29条⁵ 国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)第6条⁶ テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)⁷ カウンターインテリジェンス⁸機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)⁹ 官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)¹⁰ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)¹¹ 邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹² 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)¹³ パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)¹⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)¹⁵ サイバーセキュリティ2020(令和2年7月21日サイバーセキュリティ戦略本部決定)¹⁶ 第204回国会における内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日)¹⁷ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ</p>				

	<p>基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会，令和元年7月30日一部改定）^{*18}</p> <p>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*19}</p> <p>G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）^{*20}</p> <p>2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）^{*21}</p>
--	---

測定指標	令和2年度目標	達成
1 団体の活動状況及び危険性の解明	団体施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，団体の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）

別紙1のとおり，観察処分の適正かつ厳格な実施により，団体の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	実施回数（回）	27	29	29	19	22
	施設数	27	30	71	28	23
	動員数（人）	523	572	1,050	424	279

測定指標		令和2年度目標値						達成	
2 地域住民との意見交換会の実施回数		45.4回以上実施						未達成	
		基準値	実績値						
		-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	-	41	51	53	36	11		
	過去5年の平均実施回数	-	45	46.8	47.2	45.4	38.4		

測定指標	令和2年度目標	達成
3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成

施策の進捗状況（実績）

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	408,252	541,809	634,675	527,868	399,070
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	2,889,929	4,789,488	5,731,614	5,709,705	5,123,745

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分）相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標2については、目標値の達成には至らなかったものの、その理由は新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされたことによるものであり、現行の取組を継続することにより、目標達成は可能であるとする。</p> <p>以上のことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
------	--------------	---

施策の分析

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標1】

令和2年度は、団体規制法に基づき、団体に対する観察処分の実施として、団体施設に対する立入検査を合計22回、23施設、公安調査官延べ279人を動員して行った。また、団体から4回にわたり報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が団体施設の内部を直接見分し、団体の実態を把握するとともに、団体から徴取した報告の真偽を検証したことで、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、団体の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【測定指標2】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から地域住民との意見交換会の実施が見合わされ、

実施回数が11回となったことから、目標とした45.4回以上を達成することができなかったものの、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から団体に関する情報提供を受けることで、団体の活動状況を明らかにし、団体に対する観察処分を適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から団体の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによって、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

【測定指標3】

令和2年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢、我が国領土や海洋権益をめぐる動向、経済安全保障に関する動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*22}、「内外情勢の回顧と展望」^{*23}のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)^{*24}、「世界のテロ等発生状況」^{*25}等を掲載することでホームページの内容を充実させているほか、国際テロ情勢に関する啓発動画を製作し、これをインターネット上に公表した。

なお、令和2年度実績におけるサブページを含めた総アクセス数については、平成31年度(令和元年度)に比べて減少しているが、数値としては平成28年度から平成31年度(令和元年度)の平均値を上回っている。また、いわゆるオウム真理教に関する啓発動画や、国際テロに関する情報発信など、国民への情報提供を目的としたコンテンツに対するアクセス数は維持されている。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1, 2 関係】

達成手段 「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している団体施設に対する立入検査等は、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。また、地域住民との意見交換会は、開催地域の個別の不安や懸念事項等について必要な範囲で説明等を行った結果、一定程度の不安等が解消された旨反応があるなど、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標3 関係】

達成手段 「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び我が国経済団体や民間企業等をはじめ国民等に提供した結果、有用であった旨反応があるなど、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段 に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標1, 2】

団体は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もお崇拝し、その影

響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、団体の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

団体施設が存在する地域の住民等は、依然として団体に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後も団体の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、過去5年の平均実施回数を上回るよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散、経済安全保障の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none">1 実施時期 令和3年7月15日2 実施方法 会議3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号5のとおり。 地域住民との意見交換会の実施について、具体的な開催方法を記載ありたい。 〔反映内容〕 地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、自治体や住民のニーズも踏まえて適切な開催方法を検討していることから、「次期目標等への反映の方向性」欄【測定指標1, 2】を「適切な開催方法を柔軟に検討」する旨に修正した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施について、光熱水料の実績反映や旅費の員数及び単価の見直し等を行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>また、オウム真理教に対する観察処分の実施について、旅費の員数及び単価並びに備品の数量の見直しを行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、公安情報電算機処理システムの整備・運用について、システム用端末の修理経費の見直しを行い、その結果を適切に予算要求に反映させることにより経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「団体の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照

*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6 - 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図

るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2 - (2) - 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2 - (2) - その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1) - サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2) - 日本版NCF TA²⁶の創設

- 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2) - 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3) - 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3) - 海上警備・沿岸警備の強化

(5) - 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5) - 在外公館における警察アタッシュ²⁷、防衛駐在官等の体制強化

(5) - テロに関する情報収集・分析機能の強化

(5) - カウンターインテリジェンス機能の強化

(5) - 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び

違法行為の取締り

(6) - 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

(6) - 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

(7) - 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

(8) - 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

(8) - 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

- 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1) - 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

(1) - 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

(1) - 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

(1) - 女性の視点を一層反映した組織運営

(1) - 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、I S I L等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりI S I L等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

- 3 大会の円滑な準備及び運営

セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、(中略)、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

海外経済の活力の取込み

安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力

良好な治安の確保のため、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策等に万全を期す。

(3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、大学・研究機関、企業等における技術流出防止の強化に向けた関連情報の収集や制度面も含めた枠組み・体制の検討及び構築を推進する。

*16 「サイバーセキュリティ2020(令和2年7月21日サイバーセキュリティ戦略本部決定)」

2.5 2020年東京大会とその後を見据えた取組

(2) 未来につながる成果の継承

- (イ) 法務省(公安調査庁)において、東京2020大会等を見据えたサイバー攻撃対策の推進に向けて、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについては、東京2020大会以降の我が国の持続的なサイバーセキュリティの強化のため、庁内での周知及び活用を引き続き推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

(1) 国家の強靱性の確保

- (シ) 法務省(公安調査庁)において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる情勢も踏まえ、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を推進する。

(3) サイバー空間の状況把握の強化

- (イ) 法務省(公安調査庁)において、サイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。
- (ク) 法務省(公安調査庁)において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を推進する。
- (サ) 法務省(公安調査庁)において、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を引き続き強化する。

*17 「第204回国会における内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日)」

(我が国防衛と経済安全保障)

厳しさを増す安全保障環境の中で、我が国の領土、領海、領空、そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは、最も重い使命です。ミサイルの脅威に対応するため、イージス・システム搭載艦を整備するとともに、抑止力の強化について、引き続き、政府内で検討を行います。

経済安全保障の確保に、政府一丸となって取り組みます。安全保障上重要な防衛施設や国境離島を含め、国土の不適切な所有、利用を防ぐための新法を制定します。

*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(平

成29年3月21日セキュリティ幹事会，令和元年7月30日一部改定)」

2 基本的な考え方

(2) 我が国における，テロ等の未然防止対策を徹底するとともに，サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析，関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに，セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民，民間事業者等の協力の促進を図り，大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において，国の関係機関の協力を得て，また，外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し，大会の安全に関する情報を一元的に集約し，大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い，関係機関等に対し必要な情報を随時提供するほか，大会期間中，情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター（仮称）」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国，テロ関連物資の国内流入を阻止するため，水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに，水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し，情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか，国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため，平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは，11省庁（内閣官房，警察庁，金融庁，法務省，公安調査庁，外務省，財務省，経済産業省，国土交通省，海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し，これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用，テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに，各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い，当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については，テロの未然防止対策の実施等に資するよう，官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては，情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに，各国治安・情報機関や関係国際機関との連携，交流及び情報交換の体制を強化する。また，我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集，国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により，国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては，商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに，関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに，国内においては，ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者，テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播，構成員の勧誘，テロの準備に関する相互連絡，爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信，資金調達等の動向把握に向け，関係省庁は，テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに，引き続き，「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は，各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして，大会の安全に関する情報を積極的に収集

し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針（平成30年10月29日G20大阪サミット準備会議決定）

近年、欧米諸国において一般市民らのソフトターゲットを狙ったテロ事件が多発するなど、イスラム過激派やその過激思想に影響を受けたとみられる者等によるテロの脅威が世界各地に拡散している。また、政府機関や民間企業、重要インフラに対するサイバー攻撃は、手法が巧妙化・多様化するなど、その脅威は深刻さを増している。

こうした中、主要国首脳が一堂に会して開催されるG20大阪サミットに際しては、テロやサイバー攻撃を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による会議の妨害や違法行為事案の発生等、様々な脅威が懸念される。こうした脅威は、首脳会議の開催地に限られるものではなく、関係閣僚会合の開催地や東京を始めとする国内主要都市においても生じ得るものであり、全国的に警戒が必要となる。

こうしたことから、G20大阪サミットに際しては、政府一丸となり、全ての関係機関が緊密に連携して総合的・一体的なセキュリティ施策を講じ、G20大阪サミットの安全・円滑な開催の確保に万全を期さなければならない。

*21 2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について（令和2年12月21日閣議決定）

刻々と変化する様々な脅威への対処と大阪・関西万博の円滑な運営との調和を図り、全ての関係者、来場者及び国民が安心して楽しむことができるよう、広く関係者の理解と協力を得ながら各種の対策を実施する。

このため、「世界一安全な日本」の実現に向けた政府を挙げての総合的な取組を進めるほか、セキュリティの確保に関係する機関が緊密に連携し、情報の共有、対策の検討・実施、訓練等を推進する。

テロ対策については、情報収集・分析、水際対策、周辺海上・上空を含む会場及び会場周辺の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

サイバーセキュリティ対策については、国全体としてのサイバーセキュリティ戦略を着実に実施するほか、大阪・関西万博開催におけるリスクを明確にした上で、関係府省庁、博覧会協会、大阪府・大阪市の緊密な連携の下、必要な対策を実施していく。

*22 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html）

*23 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照。

*24 「国際テロリズム要覧」（Web版）

公安調査庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>）を参照。

*25 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>）を参照。

*26 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*27 「アタッシュェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標 1〕団体の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、令和 2 年 5 月、8 月、11 月、同 3 年 2 月の 4 回にわたり、団体から、団体の役職員及び構成員の氏名及び住所、団体の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途並びに団体の資産等の事項について報告を徴するとともに、令和 2 年度中に団体施設に対する立入検査を合計 22 回、23 施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び団体からの報告徴取等により、団体については、
 - ・ 令和 3 年 3 月 31 日現在、国内に出家した構成員約 250 人、在家の構成員約 1,400 人、ロシア連邦内にも構成員を擁し、また、国内に 31 か所の拠点施設及び約 10 か所の出家した構成員の居住用施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が団体の存立、運営の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・ 団体の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・ 組織拡大に向けて活発な勧誘活動を展開している
 - ・ 依然として閉鎖的・欺まんの組織体質を保持していることなどが明らかとなっている。

〔測定指標3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・ 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・ 経済安全保障関係では、先端技術・データの流出等に関する情報
- ・ カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・ 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・ 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報
- ・ 新型コロナウイルス感染症をめぐる国内外の公安動向に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適切に関係機関等に提供した。

- ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・ 令和2年6月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、「国際テロリズム要覧」(Web版)及び「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (11))

施策名	登記事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け: - 10 - (1))					
施策の概要	不動産取引の安全と円滑, 会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに, 登記に関する国民の利便性を向上させるため, 登記事務を適正・円滑に処理する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域¹⁾を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。 ・長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	50,822,634	52,385,354	54,181,449	52,292,629
		補正予算(b)	1,564,794	808,601	2,072,784	-
		繰越し等(c)	1,292,772	1,422,001	1,615,987	
		合計(a+b+c)	51,094,656	54,615,956	54,638,246	
執行額(千円)	49,944,403	52,654,038	53,799,077			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)²⁾ 地理空間情報活用推進基本計画(平成29年3月24日閣議決定) 第2部-1-(3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進³⁾ 国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定) 第3章-2-(12) 土地利用(国土利用)⁴⁾ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 第3章-2-(1) 地方都市の活性化に向けた環境整備⁵⁾ 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 6-(2)-()- -工) 都市の競争力の向上⁶⁾ 都市再生基本方針(平成30年7月13日閣議決定) 第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等⁷⁾ 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定) 3 地籍調査の円滑化・迅速化⁸⁾</p>					

令和3年度から予算の一部が内閣官房及びデジタル庁において計上されているところ, 当該予算(27,206,848千円)を含んだ額

測定指標	目標値(平成29年度~令和2年度)	達成
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積(平方キロメートル)	平成29年度 26平方キロメートル 平成30年度 26平方キロメートル 令和元年度 26平方キロメートル 令和2年度 26平方キロメートル	おおむね達成

	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	24	25	26	27	26

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 証明書発行請求機が設置されている登記所 ⁹⁾ における証明書の発行件数 ^{*10)} のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合(%)	52%					おおむね達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	36.8	40	42.1	44.9	50.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数(万件)	2,683	2,508	3,073	2,302	2,306	
2 登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数(万件)	987	1,004	1,292	1,033	1,160	

測定指標	令和2年度目標値					達成
3-1 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数(筆) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	約14万筆(累計値)					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	-	197,702	120,488

測定指標	令和2年度目標値					達成
3-2 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う表題部所有者不明土地の解消作業に着手した数(筆) 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】	約1万5千筆(累計値)					達成
	基準値	実績値				
	-	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-					

	-	-	-	-	7,887	7,888

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠) 測定指標1, 2は目標をおおむね達成することができ, 測定指標3-1, 3-2は, 目標を達成することができた。</p> <p>したがって, 本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>平成30年度から令和2年度においては, 目標どおり登記所備付地図作成作業を実施することができ, 目標を達成できたものと評価することができる。また, 平成29年度においては, 平成28年熊本地震の影響により, 熊本地方法務局において実施することとしていた当該作業を実施することができなかったものの, その他の地域においては目標どおり当該作業を実施することができ(25平方キロメートル), 達成率は約96パーセントであることから, 目標をおおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>令和2年度において, 目標とする利用率(52パーセント)をわずかに下回っているものの, 利用率は増加傾向にあることから, 目標をおおむね達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標3-1】</p> <p>令和2年度までの目標値である筆数に着手しており, 達成できたものと評価することができる。</p> <p>【測定指標3-2】</p> <p>令和2年度までの目標値である筆数に着手しており, 達成できたものと評価することができる。</p> <p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については, 令和2年4月1日現在, 全国における配備状況が約57パーセント(残りは公図等)であり, そのうち都市部における整備が特に遅延している(東京: 約22パーセント, 大阪: 約15パーセント, 名古屋: 約22パーセント)。これは, 都市部においては, 土地が細分化していること, 地価が高く, 所有者の権利意識も強いこと, 地域社会における人的なつながりが希薄化し, 人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。</p> <p>登記所備付地図が整備されないことにより, 不動産取引の流動化の阻害, 道路拡幅工事, 下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害, 適正な課税の困難化, 境界紛争の惹起及び転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより, これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため, 登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。</p> <p>前述のとおり, 都市部における地図作成は困難なものであるが, 取り分け, 都市部の中でも, 地図混乱地域は, 特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ, 土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため, 筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって, 実施する必要がある。</p> <p>緊急性については, 平成15年6月, 内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携によ</p>	

る地籍整備の推進」の方針が打ち出されたことを契機として、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降、政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており、令和2年度においては「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策推進のための関係閣僚会議決定）に「地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について、地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める」ことが明記されているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略フォローアップ」（いずれも令和2年7月17日閣議決定）においても同様の方針が明記されているように、登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地域(D I D)の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災地においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進している。

これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定

東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識が高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定

東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を3か年延長。

以上の計画に基づき、登記所備付地図作成作業を実施することによって、登記所備付地図の整備を重要度及び緊急性の高い地図混乱地域を対象として推進することができたことから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標2 関係】

達成手段 「登記事項証明書の交付事務等の委託」において実施している証明書発行請求機の利用促進(証明書発行請求機の配置の見直しや案内人の配置,広報チラシの配布などの積極的な利用案内)は、証明書の発行時間の短縮や請求者による請求書の記載が不要となるなど、利用者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、証明書発行請求機の利用率の大幅な向上に寄与している。したがって、証明書発行請求機の利用促進は、目標の達成に効果的かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標3 - 1】

達成手段 「所有者不明土地問題の解消」について、所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせており、人口減少、超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。

そこで、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等の政府方針において、所有者不明土地問題に対応した新たな方策を検討する必要があるとされ、平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第40条では、長期間相続登記等が未了となっている土地について、登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る法定相続人を探索し、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記するとともに、法定相続人情報として登記所に備え付けることとされた。

また、近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に備えるため、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性が増しており、喫緊の課題となっているところ、特に緊急に実施すべき対策の1つとして、長期相続登記等未了土地の解消対応が防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に取り上げら

れ、新経済財政再生計画改革工程表2018とともに、令和2年度までに14万筆に着手するとKPIが設定された。

法務局では、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じて長期相続登記等未了土地解消作業に着手しているところ、専門的知見を有する司法書士等に委託することで効率的に法定相続人の探索を行い、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記し、探索の結果をまとめた法定相続人情報として登記所に備え付けるとともに、事業実施主体へ提供しており、この法定相続人情報が、事業実施主体における土地所有者の探索に係る負担の軽減に資するものとして活用されることから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

【測定指標3-2】

所有者不明土地の一類型として、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に記録されていない変則的な登記となっている土地の存在が指摘されているところ、このような変則型登記がされた表題部所有者不明土地についての所有者の探索は取り分け困難であり、旧土地台帳の確認のほか、自治会長などの地元精通者からの聴取などを行い、歴史的経緯や管理状況等を調査して所有者の特定に至っている状況にある。そのため、表題部所有者不明土地について公共事業を行ったり、民間事業者がその買収や利用を図る際には、多大な時間とコストがかかっており、公共事業の円滑な遂行や不動産の円滑な取引等において大きな支障を生じさせている。

そこで、「所有者不明土地対策の推進に関する基本方針」(平成30年6月1日所有者不明土地対策の推進のための関係閣僚会議決定)において、「変則型登記を正常な登記に改めるために必要な法制度の整備に向けた作業を進め、次期通常国会に提出する」こととされ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(同月15日閣議決定)においても「変則型登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされた。加えて、新経済財政再生計画改革工程表2018において、改革工程を具体化し着実に進捗させるものとして取り上げられ、令和2年度までに1万5千筆に着手するとKPIが設定された。

令和元年5月に成立した表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)では、変則的な登記がされている表題部所有者不明土地について、その登記の適正化を図る措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるとされた。

法務局では、土地の利用の現況や自然的社会的諸条件を踏まえて選定された地域について、専門的知見を有する土地家屋調査士等を所有者探索委員として任命し活用しつつ、重点的かつ緊急的に作業に着手することで表題部所有者不明土地の解消を推進することができたことから、目標の達成に向け有効かつ効率的な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「調達方法の改善等により、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、一者応札の解消に向けて仕様の見直しを行うとともに、入札への参加が可能と思われる業者に対し、入札への参加を積極的に働きかけるなどの改善に向けた取組を行うこととした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるよう、以下のとおり次期目標等への反映を行い、引き続き、登記事務を適正・円滑に処理する。

【測定指標1】

登記所備付地図を整備することは、不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑

な遂行へと直結し、ひいては国民生活の安定と向上に資するものである。したがって、令和3年度以降においても上記計画に基づいて定められている登記所備付地図の整備を推進することとする。

【測定指標2】

証明書発行請求機の利用促進については、証明書発行請求機の配置の見直しや積極的な利用案内などの取組を推進した結果、利用率が大幅に向上し、登記に関する国民の利便性を向上させることができた。一方で、令和3年度以降は、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、商業登記電子証明書の「利用機会の拡大」が明記される等、同電子証明書の普及を促進していく必要があることから、新たに、電子証明書の発行件数に係る目標を設定することにより、引き続き、登記に関する国民の利便性の向上に努めていくこととする。

【測定指標3-1】

長期相続登記等未了土地解消作業は、既に発生してしまった所有者不明土地を解消するための重要な施策であり、公共事業の円滑な実施等に資するものであるところ、その成果を測るための有効な指標として新経済・財政再生計画改革工程表においても、長期相続登記等未了土地が解消された数がKPIとして設けられている。したがって、令和3年度以降においては、当該数を測定指標とし、これまでの取組状況を踏まえながら、適切かつ効率的な方策を検討した上で、長期相続登記等未了土地の解消作業を推進することとする。

【測定指標3-2】

表題部所有者不明土地解消作業は、今後、歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退等によって、地域の事情に精通した者が少なくなるなど、所有者の特定はますます困難になるものと考えられることに加え、近時は、豪雨や地震等による事前災害なども毎年発生しており、事前復興という観点からも速やかに解消する方策を講ずる必要があるところ、その成果を測るための有効な指標として新経済・財政再生計画改革工程表においても、変則的な登記がされている土地が解消された数がKPIとして設けられている。したがって、令和3年度以降においては、当該数を測定指標とし、これまでの取組状況を踏まえながら、表題部所有者不明土地の解消作業を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	1 実施時期 令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号1~3のとおり 〔反映内容〕 なし
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 登記所備付地図整備の推進について、登記所備付地図作成作業用パソコン等の再リースによる機器の効率的利用を行い、経費の縮減を図った。
----	--

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------	----------	--------

-
- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し，登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
- *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において，全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- *3 「地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」
第2部 - 1 - (3)
地籍整備の推進等を行う。
- *4 「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」
第3章 - 2 - (12) 土地利用（国土利用）
地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により，大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備，道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。
所有者不明土地について，所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。
- *5 「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」
第3章 - 2 - (1) 地方都市の活性化に向けた環境整備
所有者不明土地等について，基本方針等に基づき対策を推進する。
- *6 「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）」
6 - (2) -) - - 工) 都市の競争力の向上
登記所備付地図の整備を一層推進する。
「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき，所有者不明土地への対策を図る。
- *7 「都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定）」
第二 - 2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- *8 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」
3 地籍調査の円滑化・迅速化
地籍を明確化するための情報基盤である登記所備付地図について，地方自治体による筆界特定申請や街区境界調査成果を活用してその整備を進める。
- *9 登記所
令和3年4月1日現在，414庁のうち119庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。
- *10 証明書の発行件数
登記事項証明書，印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし，オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては，証明書発行請求機による請求の対象外であるため，除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (12))

施策名	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け： - 10 - (2))					
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和2年7月10日から開始される遺言書保管制度³を円滑に導入するとともに、制度運用開始後は、本制度を円滑に運用することにより、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,968,253	4,889,594	8,577,561	9,610,421
		補正予算(b)	144,290	190,267	5,250	-
		繰越し等(c)	0	144,646	417,056	
		合計(a+b+c)	2,823,963	4,554,681	8,165,755	
執行額(千円)	2,639,649	4,518,422	7,839,853			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日デジタル・ガバメント閣僚会議決定) 6 行政手続のデジタル化 6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備 ⁴ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 第3章 - 2 - (2) 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり) ⁵					

測定指標	令和2年度目標	達成
1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成
施策の進捗状況(実績)		
<p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法⁶及び国籍法施行規則⁷の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、各年度の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化許可申請者数とが一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年の翌年以降に、許可・不許可の決定がされることがあるため</p>		

ある。

参考指標	実績値				
	28年	29年	30年	元年	2年
1 帰化許可申請者数（人）	11,477	11,063	9,942	10,457	8,673
2 帰化許可者数（人）	9,554	10,315	9,074	8,453	9,079
3 帰化不許可者数（人）	607	625	670	596	900
4 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人）	1,033	966	958	884	772

測定指標	令和2年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 ⁸ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,494件であり、各照会に対して適切に対応したほか、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を適切に行った。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,133	1,956	1,895	1,657	1,494
2 市区町村戸籍事務従事職員研修 ⁹ の延べ実施日数（日）	598	562	569	565	186
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	9,558	9,524	9,263	8,665	2,101
4 現地指導実施回数 ¹⁰ （回）	1,755	1,715	1,700	1,632	1,580
5 現地指導実施率 ¹¹ （％）	93	90	90	86	83

測定指標	令和2年度目標値					達成
3 供託手続のオンライン利用率の向上	対元年度増					達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)	19.5	18.1	18.0	18.3	19.5	24.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件)	87,776	84,043	107,312	105,744	102,525	

測定指標	令和2年度目標値					達成
4 法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)へのアクセス件数(回)	対前年度増					達成
	基準値	実績値				
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	401,574	-	-	106,626	401,574	1,016,297
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数(回)	-	-	-	65	92	

評価	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3, 4は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 全て目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	

結果

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

国籍事務の内容が複雑・多様化していく中であって、令和2年の帰化許可者数は9,079人と多数に上り、帰化不許可者数については、900人と多数に上っている。このように、令和2年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重な審査を行った。

さらに、適正・厳格な処理に資するため、ブロック戸籍・国籍課長会同を開催し、国籍事務に係る問題点等について協議するとともに、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い、調査担当職員的能力向上を図った。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、令和2年度は1,494件であり、前年度と比較すると163件減少した。このうち、涉外事件に係るものは729件(前年度は802件)である。

令和2年度の法務局・地方法務局における受理照会事件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における延べ実施日数が186日であり、前年度と比較すると379日減少し、延べ受講者数は2,101人と前年度より6,564人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の83%と高い数値となっており、市区町村の戸籍事務従事職員について、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図ることができた。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標 3】

令和2年度の実績値において対前年度増となり、目標を達成しているところ、これまで、法務省ホームページ、ポスター、窓口における案内等による周知・広報活動のほか、供託申請者等における利便性向上につながるシステム改修を行ってきたことが、一定程度の成果として現れたものと考えられる。

【測定指標 4】

令和2年度実績値が対前年度比で2倍以上となり、目標を達成しているところ、令和2年7月10日の運用が開始されるまでの間に行われた、法務省ホームページ(自筆証書遺言の保管制度)の更新、当該ホームページのQRコードが掲載されたチラシ・ポスターの配布及び政府広報によるラジオ・BS放送等の広報活動が、当該ホームページのアクセス件数の増加につながったと思われる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1・2 関係】

達成手段 「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務は、近年において複雑・多様化しており、その背景としては、我が国の国際化に伴い在留外国人の国籍が多様化したことで、審査対象者が属する国の法制に基づく国籍・身分関係等に関する調査が複雑・多様化したことが考えられる。このような状況の変化に伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取

得届等、慎重な調査を要する申請等が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標 3 関係】

達成手段 「供託事務の運営」において実施している 供託申請における電子署名付与の不要化、法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、供託書正本取得の選択化、供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替え並びにその後のオンライン申請様式の変更等の機能追加及び改修により、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化及び効率化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標 4 関係】

達成手段 「遺言書保管事務の運営」において令和2年7月から実施を開始した遺言書保管事務については、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的としている。また、自筆証書遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全のため重要な役割を果たす。このような目的を達成するためには、何より制度自体が利用されることが必要であり、そのためには、制度運用開始前の時点から、国民各層に対して効果的な広報活動を実施し、遺言書保管制度の認知を高め、利用を促進させることが必要不可欠である。以上から、当該達成手段は、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争の防止を図るといった目的の達成手段として有効である。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は、令和2年度行政事業レビューにおいて、「仕様の見直しにより競争性のある調達を行うなど、引き続き効率的な予算の執行に努められたい。」などの指摘を受けたところ、当該指摘を踏まえて、仕様の見直しを行うことにより、競争性を更に高めた調達とするなどして、引き続き効率的な予算の執行に努めることとした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なも

のである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴い、虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。また、無戸籍の状態となっている方について、その解消に向けた取組を進めている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化及び効率化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

【測定指標4】

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。

上記目的を達成するためには、とりわけ制度導入当初においては、本施策の意義、役割等について国民各層に浸透させ、正確に認知される取組が重要であり、効果的な広報を実施し、国民各層における認知度を高めていく必要があった。

しかし、国民の本施策に対する認知度が高まったとしても、関係相続人等によって、保管した遺言書に係る遺言書情報証明書の交付請求、当該遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求が実際に行われなければ、保管した遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところにならない。

したがって、令和3年度以降においては、本施策の認知度を高めるための効果的な広報を引き続き実施するとともに、上記証明書等の請求件数の合計値を測定指標とし、対前年度増を目標とすることで、本施策の更なる利用促進を目指す。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号4及び5のとおり 〔反映内容〕 なし
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>国籍・戸籍事務等の運営について、申請件数の実績を踏まえ、事務処理に必要な諸用紙等の数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>また、供託事務の運営について、申請件数の実績を踏まえ、事務処理に必要な諸用紙等の数量の見直しを行い、経費の縮減を図ったほか、各法務局における執行実績を踏まえ、供託金の警備搬送委託費の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p> <p>さらに、遺言書保管事務の運営について、実績を踏まえ、消耗品費（トナー）に係る数量の見直しを行い、経費の縮減を図った。</p>
----	--

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，商事課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	----------	--------

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき，法務局において自筆証書によってした遺言に係る遺言書の保管等をする制度をいう。

*4 デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

6 行政手続のデジタル化

6.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は，新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく，既にオンライン化を実現している行政手続においても，利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で，オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ，（略）費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し，利用者の利便性向上に取り組む。

*5 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第3章 - 2 - (2) 社会資本整備（新しい時代に対応したまちづくり）

遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進める

*6 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の

国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*7 「国籍法施行規則」

国籍法施行規則の一部を改正する省令(平成20年12月18日法務省令第73号)の主な内容

国籍法第3条第1項の規定に基づく国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (13))

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 (政策体系上の位置付け： - 11 - (1))					
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。^{*1} ・人権相談窓口の周知広報活動、人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて、人権侵害による被害の救済及び予防を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	3,333,581	3,413,309	3,463,456	3,495,263
		補正予算(b)	0	0	75,312	-
		繰越し等(c)	0	0	19,285	/
		合計(a+b+c)	3,333,581	3,413,309	3,368,859	
執行額(千円)	3,296,293	3,375,187	3,051,286			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更) ^{*2}					

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合(%)	60%					未達成
	基準値	実績値				
	平成26年度～28年度の平均	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	55	53.1	46.6	43.5	44.6	46.3
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 モニター調査で法務省が作成するポスタ	20.6	17.7	15.2	16.5	12.8	

ー、新聞広告及び資料等を見聞きしたことがあると回答した割合(%)					
2 全国中学生人権作文コンテスト ³ 及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に係る広告新聞掲載回数(回)	56	56	56	56	52
3 「人権週間」ポスター配布枚数(数)	40,139	40,258	47,426	50,911	45,278
4 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」周知ポスター配布枚数(数)	73,472	68,514	70,578	67,241	41,549
5 公式Twitterにおける平均インプレッション数(数)	-	-	6,436 1	8,409	16,474

(1) 平成31年1月以降の平均インプレッション数。

測定指標	令和2年度目標値					達成	
	2 人権シンポジウム ⁴ において人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合(%)	90%					達成
	基準値	実績値					
	平成26年度～28年度の平均値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
	85	84.3	89.2	93.4	88.5	98.6 1	
参考指標	実績値						
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
人権シンポジウム1回当たり参加者数(人)	215	134	238	261	1,768 1,2		

(1) 令和2年度においては、人権シンポジウムを4回開催しているが、そのうちの1回については、通常と異なった開催形態(内閣府大臣官房政府広報室との共催)であったため、他の人権シンポジウムと同様のアンケートを実施していないことから、測定の対象とはしなかった。

(2) 測定の対象とした人権シンポジウムについてはいずれもオンライン開催であるため、1回当たりの動画を視聴した実人数であるユニーク視聴者数を参加者数として計上した。

測定指標	令和2年度目標値	達成
3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解	80%	未達成

や関心が深まった者の割合（％）	基準値	実績値				
	平成27年度～28年度の平均	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	75	73.0	85.0	68.8	71.0	69.7
参考指標	実績値					
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
モニター調査で法務省が地方公共団体と連携して実施している人権啓発活動について見聞き・参加したことがあると回答した割合（％）	9.6	9.6	9.1	8.5	6.7	

測定指標	令和2年度目標値						達成
4 モニター調査による人権相談窓口の認知度（％）	対前年度増（ただし、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とする。）						未達成
	基準値	実績値					
	平成29年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
	36.1	27.6	36.1	40.4	38.9	30.6	
参考指標	実績値						
	28年	29年	30年	元年	2年		
1 「子どもの人権110番 ¹⁵ 」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	38,770	38,390	38,050	37,710	39,550		
2 「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚）	21,900	22,390	21,970	21,910	22,480		
3 調査救済制度広報用ポスター配布枚数（枚）	28,710	29,720	26,700	20,990	18,870		

測定指標	令和2年度目標						達成
------	---------	--	--	--	--	--	----

5 人権相談・調査救済体制の整備	<p>法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p>	達成
------------------	--	----

施策の進捗状況（実績）

法務局における面談や電話での相談のほか、デパート、公民館等における面談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）などを開設し、全国の児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、SNSによる人権相談を大都市圏である東京法務局及び名古屋法務局において開設するなど様々な手段により、人権相談体制の整備を図りつつ、特に子ども、女性に対しては、別途人権相談強化週間を設け、手厚い対応を行った。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、事案に応じた適切な措置を講じた。例えば、児童虐待など緊急対応を要する事案は、事案を認知してから24時間以内に関係機関に連絡し対応を開始するなど、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、児童を保護するなどの措置を講じた。

参考指標	実績値				
	28年	29年	30年	元年	2年
1 人権相談件数（全体）（件）	225,073	225,040	216,239	203,570	173,634
2 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	23,317	22,122	21,351	21,130	15,603
3 「女性の人権ホットライン ⁶ 」における相談件数（件）	19,306	19,656	19,151	17,328	14,324
4 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター ⁷ 」の通数（通）	14,560	13,084	12,736	13,726	9,422
5 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	563	545	507	448	116
6 インターネットによる相談件数（件）	9,232	8,351	8,957	10,687	12,653
7 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数（件）	19,443	19,533	19,063	15,420	9,589

8 人権侵犯事件の未済件数（件）	1,152	953	1,076	1,077	666
9 人権侵犯事件の対応件数（件）	19,553	19,722	18,936	15,404	10,002

評価結果	目標達成度合い の測定結果	<p>（各行政機関共通区分）進展が大きくない</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1 から 5 までは、いずれも各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 2 及び 5 において目標を達成することができたものの、測定指標 1、3 及び 4 においては、それぞれ進展が認められた点があるとはいえ、目標を達成することができなかったことから、「進展が大きくない」とした。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成30年度以降は一貫して増加傾向にあること、参考指標として掲げた公式Twitterのインプレッション数は直近 2 年で急増していること、ポスターの配布枚数自体が減少する中でおおむね基準値に近い数値を出していること、コロナ禍にあってもなお令和 2 年度は前年度を上回ったことは認められるとしても、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした（測定指標 1 に関して実施したアンケートの項目については、別紙 1 参照）。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合について、目標値を大きく上回る98.6パーセントであり、「達成」とした（測定指標 2 に関して実施したアンケートの項目については、別紙 2 参照）。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>直近 5 年間に一貫して70パーセント前後に迫る水準は維持し、コロナ禍にあってもなお令和 2 年度は前年度と同様の水準でもあったといった点は認められるとしても、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした（測定指標 3 に関して実施したアンケートの項目については、別紙 1 参照）。</p> <p>【測定指標 4】</p> <p>「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数や「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数は参考指標 1 及び 2 のとおり前年度より増加していることは認められるとしても、人流が抑制され、掲出されたポスターを見る機会が大きく減少したコロナ禍にあつて、目標とする数値そのものに達してはならず、「未達成」とした。</p> <p>【測定指標 5】</p> <p>令和 2 年においては、参考指標 1 及び 7 のとおり、173,634件の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵害の疑いのある事案9,589件については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。人権相談件数のうち、「子どもの人権110番」における相談件数は参考指標 2 のとおり15,603件、「女性の人権ホットライン」における相談件数は参考指標 3 のとおり14,324件、インターネットによる相談件数は参考指標 6 のとおり12,653件である。人権侵犯事件の対応件数は参考指標 9 のとおり10,002件であり、救済措置を講じた具体的な事例は、別紙 3 のとおりである。</p> <p>参考指標 6 のインターネットによるものを除き、相談件数は減ってはいるものの、情報化の進展等に伴い、個々の事案は複雑困難化していることや、それにもかかわらず、参考指標 9 の対応件数（処理件数）の減少（対前年比 35パーセント）以上に、参考指標 8 の未済件数が減少（対前年比 38パ</p>	

ーセント)していることから、速やかな事務処理を行うことができていることなどを踏まえ、「達成」とした。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1～3】

国民一人一人の人権についての理解・関心の度合いは様々であり、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るためには、対象に応じて、それぞれに効果的な啓発活動を実施していく必要がある。このため、達成手段「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」や、達成手段「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」によって、人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、インターネット広告等の接触・認知型の啓発活動を行うことで人権問題に対する気づきを促すとともに、興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや講演会等の心理変容型の啓発活動を行うことで人権問題への理解を更に深めるなどの取組を地方公共団体とも連携しながら実施している。これらの取組は、国民の人権問題に関する理解・関心の向上に一定程度の効果をおよぼしており、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標の達成手段として有効なものである。このように、国民の理解・関心の度合いは様々であるところ、それぞれの度合いに応じた手段を必要量投入して啓発を行うことが、達成手段としての効率性をも確保しているものと考えている。

【測定指標 4・5 関係】

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、デパート等身近な施設における特設相談の開設が困難であったことが少なからず人権相談窓口の認知度の減少につながったと考えられる。近時は、インターネットバナー広告からインターネット人権相談受付窓口への誘引にも力を入れているところであり、全体の相談件数が減少している中、インターネットによる相談件数が増加するといった一定の効果も出ていることから、同活動は目標の達成に寄与したものと考えられる。

達成手段「人権侵害による被害者調査活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵害事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件については、別紙4のとおり、令和2年中に新規に救済手続を開始した事件が前年から減少したものの高水準で推移している中、対応件数(処理件数)は過去2番目に多い件数となっている。

これらのことから、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行い適切な救済措置を講じるという目標達成に寄与したものと見える。

なお、人権相談窓口の周知広報活動が効果的なものとなる必要もあるところ、令和2年における「子どもの人権110番」強化週間中の相談件数は737件であり、同年の1週間平均の件数の約2.5倍、また、「女性の人権ホットライン」強化週間中の相談件数は874件であり、1週間平均の件数の約3.2倍となっており、強化週間広報用ポスターによる低コストの周知広報活動が効果的に作用し、コロナ禍にあったにもかかわらず、強化期間中の相談件数の増大につながったものといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻ないじめなど、人権が侵害される事案は後を絶たず、虐待によって子どもが命を落とすという痛ましい事案も発生している。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害の増加や、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別・偏見・いじめ等の人権問題が大きな社会問

題となっている。

グローバル化の進展に伴い、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現がより一層求められている。

こうした社会を実現するには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実にを行うことで、人権尊重思想の普及高揚を図っていくことが必要である。

また、こうした社会の実現のためには、人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに、人権相談体制の整備を通じて、虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることが必要である。

前記のとおり、令和2年度においては、目標達成に向けて進展があったと考えられるものの、各測定指標の数値は高くないところ、この点に関しては、次期測定指標や目標値の在り方について、下記のとおり変更等が必要である。

【測定指標1】

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、人権啓発活動において、使用している各種の広告及び各種啓発資料等については、モニター調査を行い、人権に関する理解や関心が深まった者の割合を測定指標として、その啓発の効果を測定することが有効である。

もっとも、人権啓発活動によって国民の理解や関心が深まったかどうかについて測定するという観点からすると、ポスターや新聞、インターネット広告などについては、法務省ホームページ等の啓発資料への誘引等を目的とするのであって、それ自体によって理解や関心を深めるという効果までは必ずしも期待されているわけではないところ、現状においては、これを区別せずモニター調査の結果に含めているが、これについては区別する方が、測定指標としてより適切なものになると考えられる。また、国民の情報収集手段としてはインターネットが中心となっている上、コロナ禍においては、更にインターネット上のコンテンツへの需要が高まっていることに鑑みると、今後は、国民の人権問題への理解を深め、人権意識を高める手段としては、ホームページを利用した啓発活動に注力することが有効かつ効率的である。

そこで、次期における測定指標1については、これらを踏まえた指標に変更する。

なお、目標値の在り方についても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等、その時々々の社会情勢を踏まえ、随時見直しを行うこととする。

【測定指標2】

日常生活の身近なところで発生する様々な人権問題や社会的関心の高い人権課題について、より深く国民の理解を得るためには、それぞれの人権課題をテーマとしたシンポジウムを開催することが有効である。このことは、「人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合」について極めて高い水準を維持し続けることができているということからも明らかであることに加え、オンラインを利用すれば、より広く多数の国民に参加を促すことが可能な手段でもあることから、「人権シンポジウム参加者数」を測定指標とするが、目標値については、オンラインにより開催した実績値をも踏まえたものになるよう設定し直すこととしたい。

【測定指標3】

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、地方公共団体と連携することにより、地域の実情を踏まえた人権啓発活動を行うことも有効である。加えて、人権意識が深まったか否かという対象者しか知り得ない内面的な変化を定量的に把握する手段としてはモニター調査を踏まえた現在の測定指標を維持することが適切と考えられる。

もっとも、測定指標3では、目標値である80パーセントに対し、実績値は69.7パーセントにとどまった。今後とも努力を続けなければいけない一方、直近3年間の実績値が70パーセント前後で推移していることからすると、現在、この目標値は、実態とかけ離れた数値となっていたことも否定することができない。そこで、次期においては、これらを踏まえて目標値を設定し直すこととしたい。

【測定指標 4】	<p>人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず，人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ確な救済措置を講じ，被害の救済及び予防を図ることが困難となるため，人権相談体制の整備と併せて，人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。本指標は，目標の達成度合いを測定する直接的な指標ではないが，周知広報活動の効果を検証するための指標としては適当であるため，引き続き「モニター調査による人権相談窓口の認知度」を測定指標とすることとする。</p> <p>なお，次期については，基準年度の平均値を踏まえた具体的数値を目標値とするか，令和2年度の目標値（対前年度増）を維持するかは更に検討したい。</p>
【測定指標 5】	<p>人権相談・調査救済体制の整備については，引き続き，気軽に人権相談ができる環境を整え，人権侵害事案の発生を広く把握し，迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに，社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理を推進していく必要がある。そのため，引き続き同様の測定指標を用いることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施時期 令和3年7月15日 2 実施方法 会議 3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号6・7・9～11のとおり。 定量的な測定指標の目標達成度については，数値目標の達成の有無によって判断するべきではないか。 測定指標1について，情報収集手段がスマートフォン等インターネット全盛の時代においては，ポスターや新聞広告の効果を考慮し続けることは，実情にそぐわないのではないかと。 「次期目標等への反映の方向性」について，コロナ禍であることを踏まえ，測定指標の見直しを行うこととしてはどうか。 〔反映内容〕 , について 各測定指標の目標達成度について再検討を行い，「達成」状況欄の記載を修正した。 , について 「次期目標等への反映の方向性」において，次期の測定指標や目標値の在り方について，考え方を見直し，適宜修正を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>評価の過程で使用したデータや文献等 各人権相談件数のデータは，法務省人権擁護局において保管している。</p>
---------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 人権侵害による被害者救済活動の実施及び人権擁護委員活動の実施について，GEAライセンスの単価の見直し等を行い，経費の縮減を図った。</p>
----	---

また、全国的視点に立った人権啓発活動の実施について、人権啓発活動ネットワークホームページの運用の見直し等を行い、経費の縮減を図った。

さらに、人権関係情報提供活動等の委託等について、インターネット人権問題に関する啓発事業の見直し等を行い、経費の縮減を図った。

担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------	----------	--------

*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

*2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*3 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*4 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*5 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*6 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*7 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

SC1

あなたの性別をお知らせください。

- 1 男性
 2 女性
 3 自由記入

SC2

あなたの年齢をお知らせください。

歳

SC3

あなたのお住まいをお知らせください。

▼

次へ

SC4_1

あなたが、前問でお答えの「○○○(SC3回答テキスト再掲)」でお住まいの市区町村をお知らせください。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 1 <input type="radio"/> 札幌市中央区 | 21 <input type="radio"/> 留萌市 |
| 2 <input type="radio"/> 札幌市北区 | 22 <input type="radio"/> 苫小牧市 |
| 3 <input type="radio"/> 札幌市東区 | 23 <input type="radio"/> 稚内市 |
| 4 <input type="radio"/> 札幌市白石区 | 24 <input type="radio"/> 美唄市 |
| 5 <input type="radio"/> 札幌市豊平区 | 25 <input type="radio"/> 芦別市 |
| 6 <input type="radio"/> 札幌市南区 | 26 <input type="radio"/> 江別市 |
| 7 <input type="radio"/> 札幌市西区 | 27 <input type="radio"/> 赤平市 |
| 8 <input type="radio"/> 札幌市厚別区 | 28 <input type="radio"/> 紋別市 |
| 9 <input type="radio"/> 札幌市手稲区 | 29 <input type="radio"/> 士別市 |
| 10 <input type="radio"/> 札幌市清田区 | 30 <input type="radio"/> 名寄市 |
| 11 <input type="radio"/> 函館市 | 31 <input type="radio"/> 三笠市 |
| 12 <input type="radio"/> 小樽市 | 32 <input type="radio"/> 根室市 |
| 13 <input type="radio"/> 旭川市 | 33 <input type="radio"/> 千歳市 |
| 14 <input type="radio"/> 室蘭市 | 34 <input type="radio"/> 滝川市 |
| 15 <input type="radio"/> 釧路市 | 35 <input type="radio"/> 砂川市 |
| 16 <input type="radio"/> 帯広市 | 36 <input type="radio"/> 歌志内市 |
| 17 <input type="radio"/> 北見市 | 37 <input type="radio"/> 深川市 |
| 18 <input type="radio"/> 夕張市 | 38 <input type="radio"/> 富良野市 |
| 19 <input type="radio"/> 岩見沢市 | 39 <input type="radio"/> 登別市 |
| 20 <input type="radio"/> 網走市 | 40 <input type="radio"/> 恵庭市 |

※北海道の一部のみ例示

SC5

あなたのご職業をお知らせください。

- 1 会社員
- 2 公務員・団体職員
- 3 派遣社員・契約社員
- 4 自営業
- 5 パート・アルバイト
- 6 主婦・主夫
- 7 学生
- 8 その他

次へ

質問数が多くなっています。一度ブラウザを閉じて回答を中断し、再度、アンケートにアクセスすると、閉じたページからアンケートを再開することができます。

Q1

あなたは人権問題にどのくらい関心がありますか。

- 1 大いにある
- 2 少しはある
- 3 あまりない
- 4 全くない

次へ

Q2

あなたは日本国内の人権について、どのように感じますか。

- 1 良くなっている
- 2 変わらない
- 3 悪くなっている
- 4 わからない

次へ

Q3

以下の人権課題の中で、特に対策を講ずるべきと考えることはどれでしょうか？
(いくつでも)

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害のある人
- 5 部落差別(同和問題)
- 6 アイヌの人々
- 7 外国人(ヘイトスピーチを含む)
- 8 HIV感染者等
- 9 ハンセン病患者・元患者とその家族
- 10 新型コロナウイルス感染症
- 11 刑を終えて出所した人
- 12 犯罪被害者等
- 13 インターネットによる人権侵害
- 14 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 15 ホームレス
- 16 性的指向・性自認
- 17 人身取引(性的サービスや労働の強要等)
- 18 震災に起因する人権問題
- 19 その他

次へ

Q4

あなたは、法務局・地方法務局が、人権擁護に関する業務を行っていることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q5

法務局・地方法務局が行っている人権擁護に関する業務について、あなたが知っていることはどれですか。(いくつでも)

- 1 「人権を侵害された」という被害者からの申出等を受けて行う調査救済活動
- 2 人権について困ったことがあった際にする人権相談
- 3 人権への理解を深めてもらうための人権週間などの人権啓発活動
- 4 法務局・地方法務局が人権擁護に関する業務を行っていることは知っているが、どのような活動を行っているのかは知らない
- 5 その他

次へ


Q6

あなたは人権擁護委員がいることや、以下の人権擁護委員の活動などについて知っていますか。(それぞれひとつずつ)

※「1、人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている」で「知らない」をお答えの場合、以下の2～8の質問には全て「知らない」をお選びください。

※「1、人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている」で「聞いたことがある気がする」をお答えの場合、以下の2～8の質問には全て「聞いたことがある気がする」「知らない」をお選びください。

		回答方向		
		知っている	聞いたことがある気がする	知らない
1	人権擁護委員がいる(存在している)ことを知っている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	地域で人権思想を広め、住民の人権を守ろうとする人たちである	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	法務大臣が委嘱した民間の人たちである	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
4	全国の市町村、特別区に配置されている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
5	地域の住民から人権相談を受けている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
6	法務局職員と協力して、人権侵犯事件の解決を図っている	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

7	地域に人権の考えを広めるための人権啓発活動を行っている	1〇	2〇	3〇
8	その他 <input type="text"/>	1〇	2〇	3〇
		知っている	聞いたことがある気がする	知らない

Q7

あなたは何をきっかけとして、人権擁護委員について知るようになりましたか。
(いくつでも)

- 1 講演会や人権フェスティバルなどのイベントに参加したから
- 2 人権擁護委員が実施する人権教室や人権の花運動等に参加したから
- 3 人権相談に行った際に、人権擁護委員が対応したから
- 4 知人等が人権擁護委員だから
- 5 テレビで見たから
- 6 ラジオで聞いたから
- 7 新聞広告で見たから
- 8 法務省、法務局、全国人権擁護委員連合会のホームページで見たから
- 9 SNS(Twitter、LINE、Facebookなど)で見たから
- 10 その他インターネットで見たから
- 11 ポスターで見たから
- 12 広報誌・チラシ・パンフレットで見たから
- 13 「子どもの人権SOSミニレター」で見たから
- 14 家族・知人等に教えてもらったから
- 15 行政機関(国・都道府県・市町村・法テラス等)に教えてもらったから
- 16 その他

次へ

Q8

あなたは、法務局・地方法務局に人権に関する相談窓口があることや、以下の相談方法について知っていますか。(それぞれひとつずつ)

 回答方向		知っている	聞いたことがある気がする	知らない	
1	法務局・地方法務局に人権に関する相談窓口があること	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	子どもの人権SOSミニレター	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken03_00013.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	みんなの人権110番(0570-003-110)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken20.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	子どもの人権110番(0120-007-110)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken112.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	女性の人権ホットライン(0570-070-810)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken108.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	外国語人権相談ダイヤル(0570-090-911)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken21.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7	インターネット人権相談受付窓口(https://www.jinken.go.jp)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken113.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	SNS(LINE)による人権相談 (東京法務局及び名古屋法務局において、東京都及び愛知県在住の方を対象として実施)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken03_00034.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
 回答方向		知っている	聞いたことがある気がする	知らない	

次へ

Q9

あなたは何をきっかけとして、法務局・地方法務局の人権相談窓口について知るようになりましたか。(いくつでも)

- 1 テレビで見たから
- 2 ラジオで聞いたから
- 3 新聞広告で見たから
- 4 法務省、法務局のホームページで見たから
- 5 SNS(Twitter、LINE、Facebook等)で見たから
- 6 その他インターネットで見たから
- 7 ポスターで見たから
- 8 広報誌・チラシ・パンフレットで見たから
- 9 「子どもの人権SOSミニレター」で見たから
- 10 電車内で放映されていたCMや車内広告等を見たから
- 11 家族・知人等に教えてもらったから
- 12 行政機関(国・都道府県・市町村・法テラス等)に教えてもらったから
- 13 講演会や人権フェスティバルなどのイベントに参加したから
- 14 人権相談の電話番号が印刷された物品を持っている(もらった)から
- 15 その他

次へ

Q10

あなたが法務局・地方法務局に人権に関する相談をしたいと思った場合に、以下のどの方法により相談したいですか。

- 1 面談
- 2 電話
- 3 インターネット(Eメール)
- 4 子どもの人権SOSミニレター又は手紙
- 5 SNS
(現在は、LINEによる相談を東京法務局及び名古屋法務局において、東京都及び愛知県在住の方を対象として実施)
- 6 その他

次へ

Q11

あなたやあなたの身の回りで、人権が侵害されていると感じることはありますか。

- 1 大いにある
- 2 少しはある
- 3 あまりない
- 4 全くない

次へ

Q12

あなたは、インターネット上で悪口を書かれたり、無断で写真や動画を掲載されたりする被害に遭われたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

次へ

Q13

あなたは、インターネット上での人権侵害被害に遭われたとき、国や地方公共団体の相談窓口にご相談しましたか。または、相談しようと思いませんか。

- 1 相談した
- 2 相談していない
- 3 相談したいと思う
- 4 どちらかといえば相談したいと思う
- 5 あまり相談したいと思わない
- 6 相談したいと思わない

次へ

Q14

どうしてそのように思うのですか。

(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)

次へ

Q15

法務局で、インターネット上の人権問題について、人権相談をお受けしていることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q16

法務局が、インターネット上で個人を誹謗・中傷する書き込みや個人のプライバシーを侵害する書き込みについて、その削除方法等を助言したり、違法性が認められる場合には、プロバイダ等に削除要請を行ったりしていることを知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q17

インターネット上であなたを誹謗・中傷する書き込みやプライバシーを侵害する書き込みがあった場合、プロバイダ等に対する削除要請を法務局に依頼したいと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない

次へ

Q18

人権啓発活動についてお伺いします。
あなたは以下の法務省の人権啓発活動を知っていますか。(それぞれひとつずつ)

			知っている	聞いたことがある気がする	知らない
 回答方向					
1	全国中学生人権作文コンテスト	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html	1○	2○	3○
2	人権週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html	1○	2○	3○
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html	1○	2○	3○
4	人権擁護委員の日	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00006.html	1○	2○	3○
5	人権教室	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html	1○	2○	3○
6	新型コロナウイルス感染症に関連した人権啓発活動	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html	1○	2○	3○
7	法務省人権擁護局のアカウントによるSNS情報発信 (Facebook, Twitter, LINE)	-	1○	2○	3○
 回答方向			知っている	聞いたことがある気がする	知らない

次へ

Q19

あなたは何をきっかけとして、法務省の人権啓発活動を知りましたか。(いくつでも)

- 1 テレビで見たから
- 2 ラジオで聞いたから
- 3 新聞広告で見たから
- 4 法務省、法務局のホームページで見たから
- 5 SNS(Twitter、LINE、Facebook等)で見たから
- 6 その他インターネットで見たから
- 7 ポスターで見たから
- 8 広報誌・チラシ・パンフレットで見たから
- 9 「子どもの人権SOSミニレーター」で見たから
- 10 電車内で放映されていたCMや車内広告等を見たから
- 11 家族・知人等に教えてもらったから
- 12 行政機関(国・都道府県・市町村・法テラス等)に教えてもらったから
- 13 学校や企業内で教えてもらったから
- 14 人権相談の電話番号が印刷された物品をもらった(持っている)から
- 15 その他

次へ

Q20

あなたは、この人権啓発活動によって、人権問題への理解・関心が深まると感じます(した)か。
また、自分の行動を見直したり、詳しく調べるなど、行動に変化があると感じます(した)か。
(それぞれひとつずつ)

			理解・関心が深まらなかった (変化はないと思う)	理解・関心が深まったが、 変化はないと思う	理解・関心が深まらなかった (変化はないと思う)
 回答方向					
1	全国中学生人権作文コンテスト	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken111.html	1 ○	2 ○	3 ○
2	人権週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken03.html	1 ○	2 ○	3 ○
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken103.html	1 ○	2 ○	3 ○
4	人権擁護委員の日	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken02_00006.html	1 ○	2 ○	3 ○
5	人権教室	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken04_00100.html	1 ○	2 ○	3 ○
6	新型コロナウイルス感染症に関連した人権啓発活動	http://www.moj.go.jp/JINKEN/iinken02_00022.html	1 ○	2 ○	3 ○
7	法務省人権擁護局のアカウントによるSNS情報発信 (Facebook, Twitter, LINE)	-	1 ○	2 ○	3 ○

次へ

Q21

法務局・地方務局等が配布し、また、インターネット上でも閲覧・ダウンロードが可能な以下の教材についてお尋ねします。
あなたはこの教材を見たことはありますか。(それぞれひとつずつ)

			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
 回答方向					
1	人権の擁護	http://www.moj.go.jp/content/001268816.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
2	みんなともだち	http://www.moj.go.jp/content/001268817.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
3	「いじめ」させない 見逃さない	http://www.moj.go.jp/content/001245601.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
4	全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集	http://www.moj.go.jp/content/001312530.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
5	あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権	http://www.moj.go.jp/content/001280029.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
6	いっしょに学ぼう!障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～	http://www.moj.go.jp/content/001318737.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
7	障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために	http://www.moj.go.jp/content/001296512.pdf	1 ○	2 ○	3 ○
8	改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか	http://www.moj.go.jp/content/001318743.pdf	1 ○	2 ○	3 ○

9	私たちの身近にあるヘイトスピーチ	http://www.moj.go.jp/content/001221772.pdf	1○	2○	3○
10	企業と人権 職場からつくる人権尊重社会	http://www.moj.go.jp/content/001296336.pdf	1○	2○	3○
11	性的少数者に関する人権啓発リーフレット (一般向け及び子供向け)	一般向け: http://www.moj.go.jp/content/001249993.pdf 子ども向け: http://www.moj.go.jp/content/001249991.pdf	1○	2○	3○
 回答方向			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない

次へ

Q22
 この教材を見たことで、人権問題の理解や関心は深まりましたか。
 また、自分の行動を見直したり、詳しく調べるなど、行動に変化がありました(あると思います)か。(それぞれひとつずつ)

 回答方向			理解・関心が深まったし、(変化があると思う)	理解・関心が深まったが、(変化はないと思う)	理解・関心が深まらなかった
1	人権の擁護	http://www.moj.go.jp/content/001268816.pdf	1○	2○	3○
2	みんなともだち	http://www.moj.go.jp/content/001268817.pdf	1○	2○	3○
3	「いじめ」させない見逃さない	http://www.moj.go.jp/content/001245601.pdf	1○	2○	3○
4	全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集	http://www.moj.go.jp/content/001312530.pdf	1○	2○	3○
5	あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権	http://www.moj.go.jp/content/001280029.pdf	1○	2○	3○
6	いっしょに学ぼう!障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～	http://www.moj.go.jp/content/001318737.pdf	1○	2○	3○
7	障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために	http://www.moj.go.jp/content/001296512.pdf	1○	2○	3○
8	改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか	http://www.moj.go.jp/content/001318743.pdf	1○	2○	3○
9	私たちの身近にあるヘイトスピーチ	http://www.moj.go.jp/content/001221772.pdf	1○	2○	3○
10	企業と人権 職場からつくる人権尊重社会	http://www.moj.go.jp/content/001296336.pdf	1○	2○	3○
11	性的少数者に関する人権啓発リーフレット(一般向け及び子供向け)	一般向け: http://www.moj.go.jp/content/001249993.pdf 子ども向け: http://www.moj.go.jp/content/001249991.pdf	1○	2○	3○
 回答方向			理解・関心が深まったし、(変化があると思う)	理解・関心が深まったが、(変化はないと思う)	理解・関心が深まらなかった

次へ

Q23

以下の冊子(又はリーフレット)についてお尋ねします。
 あなたはこの冊子(又はリーフレット)を見たことはありますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		 回答方向	見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
1	調査救済制度広報用リーフレット(簡易版)		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	調査救済制度広報用リーフレット(詳細版)		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	外国人権相談周知用リーフレット (日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、 フィリピン語版、ポルトガル語版、 ベトナム語版、ネパール語版、スペイン語版、 インドネシア語版、タイ語版)		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
4	委員制度周知用リーフレット		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

次へ

Q24

冊子(又はリーフレット)をご覧になって、思ったことや理解したことはどのようなことでしたか。
 以下の項目について、当てはまるものをひとつずつお選びください。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

Q24.1

調査救済制度広報用リーフレット(簡易版)



 回答方向		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	10	20	30	40
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	10	20	30	40
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	10	20	30	40
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	10	20	30	40
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	10	20	30	40
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	10	20	30	40
7	人権問題を意識するきっかけになった	10	20	30	40
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	10	20	30	40

Q24.2
調査救済制度広報用リーフレット(詳細版)



		回答方向			
		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1○	2○	3○	4○
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1○	2○	3○	4○
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1○	2○	3○	4○
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1○	2○	3○	4○
7	人権問題を意識するきっかけになった	1○	2○	3○	4○
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1○	2○	3○	4○

Q24.3

外国語人権相談周知用リーフレット(日本語版、英語版、中国語版、韓国語版、フィリピン語版、ポルトガル語版、ベトナム語版、ネパール語版、スペイン語版、インドネシア語版、タイ語版)



		 回答方向			
		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1〇	2〇	3〇	4〇
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1〇	2〇	3〇	4〇
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1〇	2〇	3〇	4〇
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1〇	2〇	3〇	4〇
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1〇	2〇	3〇	4〇
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1〇	2〇	3〇	4〇
7	人権問題を意識するきっかけになった	1〇	2〇	3〇	4〇
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1〇	2〇	3〇	4〇

Q24.4
委員制度周知用リーフレット



		 回答方向			
		当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
1	人権問題で困ったとき、悩んだときに、相談する場所があることが分かった	1○	2○	3○	4○
2	法務局による相談・救済制度を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
3	人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	1○	2○	3○	4○
4	人権問題で困ったとき、悩んだときに、人権擁護委員に相談できることが分かった	1○	2○	3○	4○
5	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談を利用しようと思った	1○	2○	3○	4○
6	人権問題で困ったとき、悩んだときには、法務局による相談が利用できることを、家族や友人に伝えたいと思った(ブログ・SNS等による発信を含む)	1○	2○	3○	4○
7	人権問題を意識するきっかけになった	1○	2○	3○	4○
8	自分も、他人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	1○	2○	3○	4○

次へ

Q25

以下のポスターなどについてお伺いします。
 あなたはこのポスターなどを見たことはありますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。




 回答方向			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない	
1	啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	人権週間ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
4	「ヘイトスピーチ許さない」ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
5	東京スカイツリー・東京タワー人権週間特別ライトアップ	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
6	人権週間特別デジタルサイネージ「STOPコロナ差別編」	https://youtu.be/VeBZNbWza8U		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
7	人権週間特別デジタルサイネージ「STOP心ない投稿編」	https://youtu.be/0cuV-44rUAA		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
 回答方向			見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない	

次へ

Q26

あなたはこのポスターなどを見て印象に残ります(した)か。
 また、印象に残る方は人権問題に興味や関心を持ちます(した)か。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

<div style="text-align: center;">  回答方向 </div>			印象に残らない (印象に残らなかった)	印象に残るが、興味や関心は持たない (印象に残ったが、興味や関心は持たなかった)	印象に残るし、興味や関心を持つ (印象にも残ったし興味や関心も持った。)
1	啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター	-	 1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	人権週間ポスター	-	 1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター	-	 1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

4	「ヘイトスピーチ許さない」ポスター	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
5	東京スカイツリー・東京タワー人権週間特別ライトアップ	-		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
6	人権週間特別デジタルサイネージ「STOPコロナ差別編」	https://youtu.be/VeBZNbWza8U		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
7	人権週間特別デジタルサイネージ「STOP心ない投稿編」	https://youtu.be/0cuV-44rUAA		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
				印象に残らない（印象に残らなかった）	印象に残るが、興味や関心は持たない（印象に残ったが、興味や関心は持たなかった）	印象に残らない（印象に残らなかった）

次へ

Q27

以下のポスターについてお伺いします。あなたはこのポスターを見たことはありますか。また、見たことがある方は人権問題で困ったとき、悩んだときに相談する場所があることが分かりましたか。(それぞれひとつずつ)

※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

<div style="text-align: center;">  <p>回答方向</p> </div>		見たこと はない	見たこと はあるが 気がする	見たこと はあるが 場所が 分からな かった	見たこと があるし 、 相談する 場所が 分かった
1	子どもの人権相談窓口	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	子どもの人権110番強化週間	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	みんなの人権110番	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

4	女性の人権ホットライン		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
5	女性の人権ホットライン強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
6	外国語人権相談ダイヤル		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
7	人権擁護委員制度周知ポスター		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
 回答方向			見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことがあるが、相談する場所が分からなかった	見たことはない

次へ

Q28

あなたはこのポスターを見て印象に残ります(した)か。
 また、印象に残る(残った)方は人権問題で困ったとき、悩んだときに相談する場所がある
 ことが分かりましたか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		印象にも残るし、相談する場所があることも分かる (印象に残ったし、相談する場所があることも分かる)	あることは分からなかった (印象に残ったが、相談する場所があることは分からない)	印象に残らない (印象に残らなかった)	
1	子どもの人権相談窓口		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	子どもの人権110番強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
3	みんなの人権110番		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

	4 女性の人権ホットライン		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
	5 女性の人権ホットライン強化週間		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
	6 外国語人権相談ダイヤル		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
	7 人権擁護委員制度周知ポスター		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
			印象にも残るし、相談する場所があることも分かる (印象に残ったし、相談する場所があることも分かる)	印象に残るが、相談する場所があることは分からない (印象に残ったが、相談する場所があることは分からない)	印象に残らない (印象に残らなかった)

次へ

Q29

以下の新聞広告についてお尋ねします。あなたはこの新聞広告を見たことはありますか。また、見たことがある方は人権問題についての理解や関心は深まりましたか。
(それぞれひとつずつ)
※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		見たことはない	見たことがある気がする	見たことはあるが、理解や関心は深まらなかった	見たことがあるし、理解や関心も深まった	
1	人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間新聞広告		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
2	ハンセン病問題啓発新聞広告		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○

次へ

Q30

あなたはこの新聞広告を見て印象に残ります(した)か。
 また、印象に残る方は人権問題についての理解や関心は深まります(した)か。
 (それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		印象にも残るし、理解や関心も深まる (印象に残ったし、理解や関心も深まった)	印象に残るが、理解や関心は深まらない (印象に残ったが、理解や関心は深まらない)	印象に残らない(印象に残らなかった)	
1	人権週間・北朝鮮人権侵害問題啓発週間新聞広告		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2	ハンセン病問題啓発新聞広告		1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>

次へ

Q31

以下のような、インターネットバナー広告を見たことがありますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		 回答方向				見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
1	子どもの人権を守りましょう					1○	2○	3○
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう					1○	2○	3○
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう					1○	2○	3○
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)					1○	2○	3○
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう					1○	2○	3○
6	外国人の人権について考えよう					1○	2○	3○

次へ

Q32

以下のような、インターネットバナー広告を見たとき、リンク先のサイトを見ましたか。
 (それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

		 回答方向				見た	見た気がする	見ていない
1	子どもの人権を守りましょう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html						
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう					1○	2○	3○
		人権週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html						
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html						
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html						
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html						
6	外国人の人権について考えよう					1○	2○	3○
		http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html						

次へ

Q33

以下のような、インターネットバナー広告を見て、リンク先のサイトを見たいと思いますか。
(それぞれひとつずつ)
※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

 回答方向		見たいと思う	見たいと思わない	
1	子どもの人権を守りましょう	   	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう	    	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう	  	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)	  	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう	    	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	外国人の人権について考えよう	   	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

Q34

インターネットバナー広告のリンク先である、以下の法務省サイトについてお聞きします。
このサイトを見たことで、人権問題についての理解や関心は深まりましたか。
(それぞれひとつずつ)

 回答方向		非常に深まった	まあ深まった	あまり深まらない	全く深まらない	
1	子どもの人権を守りましょう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう	人権週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03.html 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	アイヌの人々に対する理解を深めましょう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	いじめ等の子どもの人権問題についての相談窓口(子どもの人権110番)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	インターネットを悪用した人権侵害をなくそう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	外国人の人権について考えよう	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

Q35

法務省人権擁護局が情報発信している以下のSNSについてお尋ねします。
 あなたはこれらのアカウントがあることを知っていますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

				知っている	知らない
1	法務省人権擁護局のTwitterアカウント	https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	法務省人権擁護局のFacebookアカウント	https://www.Facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	法務省人権擁護局のLINEアカウント	-		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

Q36

法務省人権擁護局では各種SNSによって以下のような情報を発信していますが、その内容についてどのような印象を持ちますか。(それぞれひとつずつ)
 ※画像をクリックしていただくと拡大してご覧いただけます。

				印象が残る、好感が持てる	端的な内容で、分かりやすい	堅い印象が少なく、身近に感じられる	あまり印象には残らない	内容が分かりにくい	堅い印象があり、身近には感じられない
1	法務省人権擁護局のTwitterアカウントによる情報発信内容	https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	法務省人権擁護局のFaceBookアカウントによる情報発信内容	https://www.Facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ	-	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	法務省人権擁護局のLINEアカウントによる情報発信内容	-		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

次へ

Q37

「人権啓発活動ネットワーク協議会」のホームページがあることを知っていますか。

人権啓発活動ネットワーク協議会HP
<http://www.mpi.go.jp/inkennet/>

- 1 知っている
- 2 見たことがある気がする
- 3 知らない

次へ

Q38

ホームページをご覧になっての印象についてお聞きます。
 以下の項目について、当てはまるものをひとつずつお選びください。(それぞれひとつずつ)

人権啓発活動ネットワーク協議会HP
<http://www.mpi.go.jp/inkennet/>

 回答方向		そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
		1○	2○	3○	4○
1	興味がわく	1○	2○	3○	4○
2	分かりやすい	1○	2○	3○	4○
3	必要な情報が記載されている	1○	2○	3○	4○

次へ

Q39

以下の取組は、法務省が地方公共団体と連携して、地域の人権尊重思想の普及高揚を図るために実施している活動です。
あなたが見聞きしたことや参加したことがあるものをお選びください。(いくつでも)

- 1 講演会・研修会
- 2 啓発資料(冊子・リーフレット等)
- 3 テレビCM・ラジオCM
- 4 インターネット広告
- 5 電車・バス等における車内広告
- 6 新聞広告
- 7 地域情報紙(ミニコミ誌・フリーペーパー等)における広告
- 8 Jリーグ等のスポーツ団体と連携協力した人権啓発活動
- 9 人権フェスティバル(ヒューマンフェスティバル等を含む)
- 10 人権の花運動
- 11 その他
- 12 特になし

次へ

Q40

あなたは、地域で実施しているこれらの人権啓発活動により、人権に関する理解や関心は深まりましたか。

- 1 非常に深まった
- 2 まあ深まった
- 3 あまり深まらなかった
- 4 全く深まらなかった

次へ

Q41

法務局・地方法務局では、人権啓発活動を実施する際、人権イメージキャラクターや相談窓口の案内の入った、以下のような啓発物品を配布しています。
配布された場合、受け取って使用したいと思いますか。(それぞれひとつずつ)

 回答方向		受け取って、 使用すると思う	受け取っては しませんが、 捨てるはしない と思う	受け取っても、 捨てると思う	受け取らない と思うように
		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
1	ノート、メモ帳	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
2	ミニカレンダー、卓上カレンダー	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
3	うちわ	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
4	携帯ストラップ、携帯電話クリーナー	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
5	クリアファイル	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
6	鉛筆、シャーペン、ボールペン	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
7	ハンカチ、タオル	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○
8	エコバック、紙袋	1 ○	2 ○	3 ○	4 ○

次へ

Q42

ハンセン病問題について、どのくらい関心がありますか。

- 1 ○ 大いにある
- 2 ○ 少しはある
- 3 ○ あまりない
- 4 ○ 全くない

次へ

Q43

ハンセン病に関して、あなたが知っていることはどれですか。(いくつでも)

- 1 ハンセン病が非常に感染力の弱い感染症であること
- 2 現在の日本では、日常生活で感染する可能性はほとんどないこと
- 3 ハンセン病は遺伝病ではないこと
- 4 ハンセン病が後遺症もなく治癒する病気であること
- 5 ハンセン病の患者が国の政策として施設に強制的に入所させられていたこと
- 6 平成8年に「らい予防法」が廃止されたこと
- 7 ハンセン病療養施設の入所者らが国を訴えた訴訟で、平成13年に原告が勝訴し、国が控訴しなかったこと(当時、小泉内閣)
- 8 ハンセン病患者・元患者だけでなく、その家族も偏見や差別を受けていること
- 9 ハンセン病患者・元患者の家族が国を訴えた訴訟で、令和元年に原告が勝訴し、国が控訴しなかったこと(当時、安倍内閣)
- 10 その他
- 11 特になし

次へ

Q44

あなたが普段、情報を入手する際に利用する情報源を教えてください。(いくつでも)

- 1 インターネットサイト(PC)
- 2 スマートフォンサイト
- 3 ブログ・SNS(Twitter、Facebook、Instagramなど)
- 4 メールマガジン
- 5 ダイレクトメール
- 6 テレビ
- 7 ラジオ
- 8 新聞
- 9 新聞折り込みチラシ
- 10 雑誌
- 11 自治体広報誌
- 12 地域情報誌(ミニコミ誌、フリーペーパー等)
- 13 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
- 14 屋外広告(屋外の看板、屋外大型ビジョン等)
- 15 店舗内広告(スーパーやコンビニのレジ広告、店内放送等)
- 16 シネアド(映画館CM)
- 17 家族・友人・知人のクチコミ
- 18 その他
- 19 特に情報は入手しない

次へ

Q45

今後啓発活動をするに当たり、あなたが有効であると考える広告媒体を教えてください。
(いくつでも)

- 1 ポスター
- 2 リーフレット
- 3 インターネット上のバナー広告
- 4 インターネット上で動画再生時に再生される動画広告
(YouTubeのインストリーム広告やバンパー広告など)
- 5 SNS上の広告
- 6 テレビ
- 7 ラジオ
- 8 新聞
- 9 新聞折り込みチラシ
- 10 雑誌
- 11 自治体広報誌
- 12 地域情報誌(ミニコミ誌、フリーペーパー等)
- 13 交通広告(電車やバス等の車内広告や車体広告、駅での広告等)
- 14 屋外広告(屋外の看板、屋外大型ビジョン等)
- 15 店舗内広告(スーパーやコンビニのレジ広告、店内放送等)
- 16 シネアド(映画館CM)
- 17 空港内広告
- 18 その他
- 19 特になし

次へ

Q46

ネットなどの情報について、以下の項目であなたがあてはまると思うものを全てお選びください。(いくつでも)

- 1 必要だと思う情報は上手に集める
- 2 新しいニュースや話題、出来事などに敏感である
- 3 ブログやSNSを利用した情報発信を行っている
- 4 様々な分野に広く関心を持つ
- 5 ネットを使って情報を探すことに関して知識が深いと思う
- 6 ネットを使うことに精通していると思う
- 7 ネットで新しい知り合いを作ることができる
- 8 あてはまるものはない

次へ

Q47

人権問題などの社会問題について、以下の項目であなたがあてはまると思うものを全てお選びください。(いくつでも)

- 1 家族や友人知人と人権問題などの社会問題に関する話をすることがある
- 2 家族や友人や知人に人権問題などの社会問題に関する話をする時、自分から多くの情報を提供する
- 3 自分が話をしたことが家族や友人知人に影響を与えることが多い
- 4 人権問題などの社会問題に関する話題や考え方を自分なりに工夫して表現する
- 5 様々なタイプの人と幅広く付き合うほうだ
- 6 話題を広めたり、物事を人に勧めたりすることが多い
- 7 グループの中でリーダー役を務めることが多い
- 8 あてはまるものはない

次へ

Q48

法務省や地方公共団体が行っている人権に関する取組や広告について、ご意見やご感想を自由にご記入ください。
(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)

次へ

Q49

あなたは、どのような人権啓発活動に参加したいと思いますか。
(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)
例 障害者スポーツの体験会

次へ

Q50

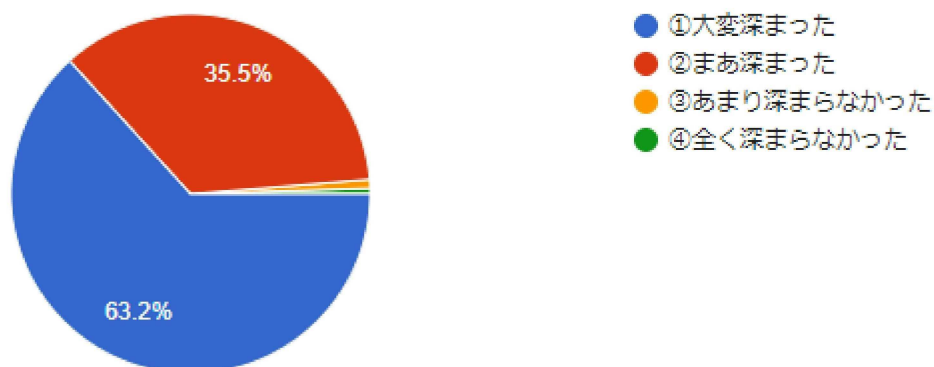
あなたは印象に残る周知広報を行うためにはどのような工夫が必要だと思いますか。
(こちらの質問は任意回答です。記入する内容がある方のみご記入ください)
(ご自由にお書きください)
例 広告には目立つ色を用いる。

送信

震災と人権に関するシンポジウム 視聴者アンケート集計結果（抜粋）

6-2 シンポジウムを終えて、震災と人権についての関心や理解は深まりましたか。

1.	①大変深まった	246 件
2.	②まあ深まった	138 件
3.	③あまり深まらなかった	3 件
4.	④全く深まらなかった	2 件
	無回答	0 件
	計	389 件

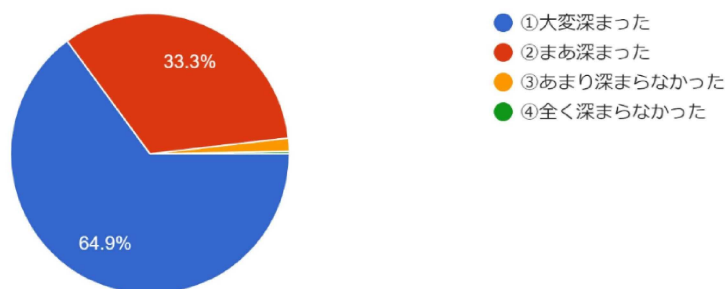


ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」 視聴者アンケート集計結果（抜粋）

6-2 シンポジウムを終えて、ハンセン病に関する人権問題についての関心や理解は深まりましたか。

1.	①大変深まった	216 件
2.	②まあ深まった	111 件
3.	③あまり深まらなかった	5 件
4.	④全く深まらなかった	1 件
	無回答	0 件
	計	333 件

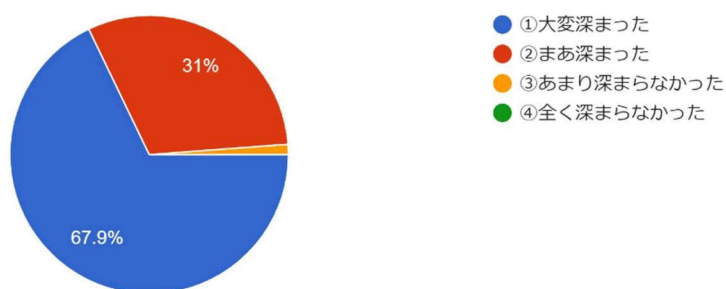
6-2 シンポジウムを終えて、ハンセン病に関する人権問題についての関心や理解は深まりましたか。
333 件の回答



インターネットと人権に関するオンラインフォーラム 視聴者アンケート集計結果（抜粋）

6-2 シンポジウムを終えて、インターネット上における人権侵害についての関心や理解は深まりましたか。

1	①大変深まった	57 件
2	②まあ深まった	26 件
3	③あまり深まらなかった	1 件
4	④全く深まらなかった	0 件
	無回答	0 件
	計	84 件



令和 2 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例 1 兄による妹に対する性的虐待

家庭における悩みがある中学生と「子どもの人権 SOS ミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に、心を開いてくれた中学生から、兄から性的行為を強要されているとのより深刻な相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、中学生の了承を得て児童相談所が面談を実施し、その結果、中学生は児童相談所に一時保護された。(措置：「援助」)

事例 2 養父による養女に対する性的暴行

小学校高学年の頃から継続して、養父から性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、高校生から「子どもの人権 110 番」に相談があった事案である。

高校生は、当初、養父からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重であったが、法務局は、高校生と何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、高校生は児童相談所に一時保護され、養父は逮捕されるに至った。(措置：「援助」)

(労働権関係事案)

事例 3 職場の上司による部下に対する行き過ぎた指導

勤務先の上司から、一方的に叱責されたり暴言を吐かれるなどのパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、上司による行き過ぎた指導があったことが判明したことから、法務局は、会社側及び被害者に対し、法務局立ち会いの下で職場環境改善のための話し合いの場を設けることを提案した。

その話し合いの場において、会社側が、被害者に対し、今後はパワーハラスメント防止に向けた研修や教育の充実等を図ること、職員配置の検討を行うこと等について説明したところ、被害者は理解を示し、パワーハラスメント防止に向けた取組について合意に至り、職場環境が改善された。(措置：「調整」)

(学校におけるいじめ事案)

事例4 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から暴言を吐かれたり蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局の調査の過程で、母親から、道徳の授業の内容について不満が述べられたことから、法務局主催で学校において子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発する人権教室を実施することを提案し、学校側の了承も得て、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施した。母親からは、学校側が様々な配慮をしてくれるようになった点も含めて、法務局の関与に対する謝意が述べられた。学校側においては、被害児童が安心して登校できるような環境整備が図られ、学校全体で見守り体制が構築されるなどし、両者の関係が修復されるに至った。(措置：「調整」)

事例5 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、たたかれたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局は、学校側に不信をつのらせていた母親から丁寧に事情を聴取し、それを踏まえて、学校側に対し、児童の状況を踏まえた配慮の必要性について指摘したところ、学校側からは、児童らに寄り添った対応を行っていくとの考えが示され、児童に対する見守り体制が構築されるに至った。(措置：「援助」)

(強制・強要関係事案)

事例6 勤務先の代表者による従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

勤務先の代表者から職場外で会うことや身体的接触を求められるなどしたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、代表者の言動により、被害者が精神的苦痛を被り、出勤もままならなくなるなど、その就労環境が著しく悪化していることが認められた。

そこで、法務局は、代表者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止すべき立場にあるにも関わらず、自らの言動により被害者の尊厳を踏みにじり傷付けたことは重大な人権侵害であり、二度と同様の言動を行うことのないよう説示した。(措置：「説示」)

(差別待遇事案)

事例7 精神障害のある者に対する不適切な対応

精神障害のある者がクレジットカードの発行申請をしたところ、クレジットカード会社から、発行を認められないとする差別的取扱いを受けたとして、法

務局に相談があった事案である。

法務局の調査の結果、クレジットカード会社が当該発行を認めなかった理由について、相談者に対する説明が不十分であったこと、相談者もその点を誤解しクレジットカード会社に不信感をつのらせていたことが判明した。

そこで、法務局は、相談者に対し、クレジットカード会社に代わってその誤解のあった点について説明するなどしたところ、相談者は、発行手続を進めることができ、両者から法務局に対して謝意が示された。(措置：「調整」)

事例8 外国人に対するサービスの利用拒否

ネイルサロン店をインターネットで予約したところ、外国人であることを理由に電話で予約を取り消されたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局がネイルサロン店から事情を聴取したところ、同店は、インターネット予約サイトに、外国人はリピーターからの紹介がなければ利用ができないとの不適切な記載を掲載していたが、既に当該記載を削除し、今後は外国人であることを理由に利用を拒まない方針であることが判明した。

そこで、法務局は、被害者に対し、それらを伝えたところ、被害者は、これに理解を示した上、今後は他の客と同様の対応を取って欲しいと要望し、ネイルサロン店もこれを了承した。(措置：「調整」)

事例9 性自認（性同一性）を理由とする採用面接における差別的取扱い

性自認（性同一性）を理由に、会社の採用面接を受けさせてもらえなかったとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が面接担当者から事情を聴取したところ、会社側は、被害者への対応が不適切であったことを認め、法務局立ち会いの下、被害者との話合いの場が設けられることとなった。

その話合いの場において、会社側は被害者に謝罪し、今後の採用事務に当たっては、採用希望者の個別の事情にも可能な限り配慮していきたい旨説明し、被害者もこれに理解を示した。(措置：「調整」)

事例10 部落差別（同和地区出身者であることを理由とする差別）

近隣住民から同和地区出身者であるとして差別する内容の発言を繰り返されたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、被害者を同和地区出身者であるとして不当に差別する発言が繰り返された事実が認められたことから、相手方に対し、本件行為は同和問題に対する理解と認識を欠いた差別的な言動であるとして、反省を促すとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め今後同様の発言をすることのないよう説示した。(措置：「説示」)

(教育職員関係事案)

事例11 中学校教諭による体罰

中学校教諭が、生徒の頭を両手でつかんで頭突きをし、軽傷を負わせたとして、法務局において調査を開始した事案である。

法務局による調査の結果、教諭が生徒を体罰により負傷させた事実が認められたほか、同教諭は、過去にも体罰を行い、当時の校長から注意を受けていたことが判明した。

そこで、法務局は、教諭に対し、体罰の不当性を改めて認識させ、今後二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対し、教員に対する指導を一層徹底するよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

事例12 小学校における児童に対する不適切な対応

小学生である被害者が、教員から特別支援学級に通うよう強要されたり、たたかれたり、トイレを我慢させられたりするなど、小学校で不適切な指導を受けているとして、母親から法務局に相談があった事案である。

法務局の調査において、学校側から、今後は、児童が安心して通える環境を整えるとともに、母親と信頼関係を構築していきたいとの意向が示され、法務局立ち会いの下、母親との話合いの場が設けられることとなった。

その話し合いの結果、両者は、児童の指導方針について合意に至り、信頼関係を構築することができた。(措置：「調整」)

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

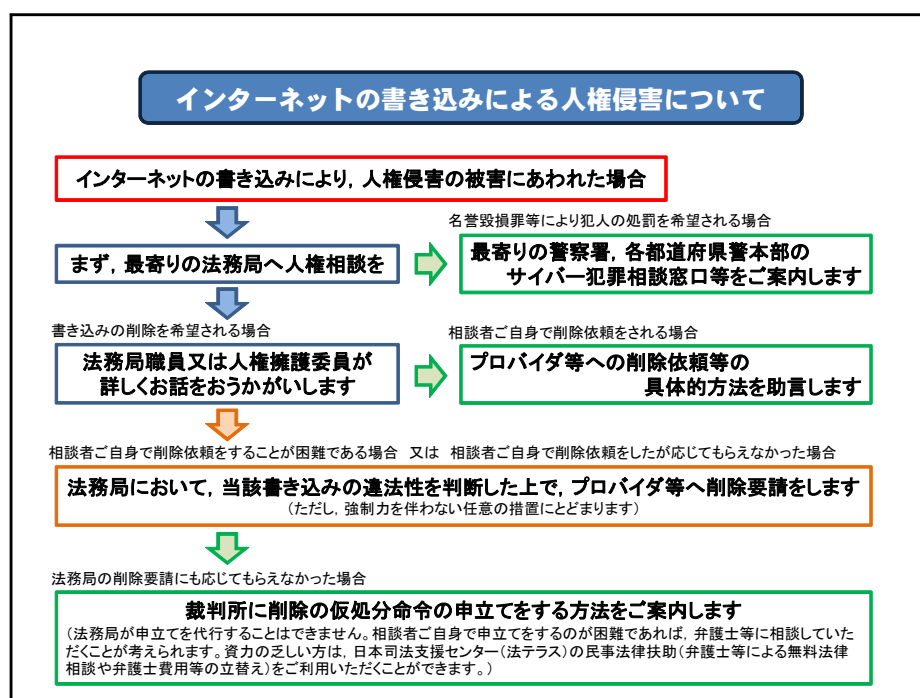
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

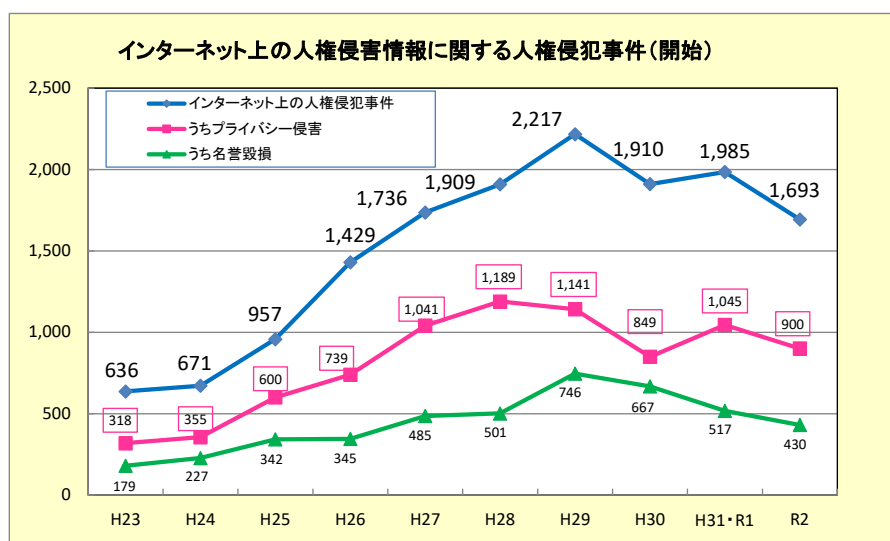


2 令和2年における人権侵犯事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,693件となっており、前年から292件減少したが、高水準で推移している。

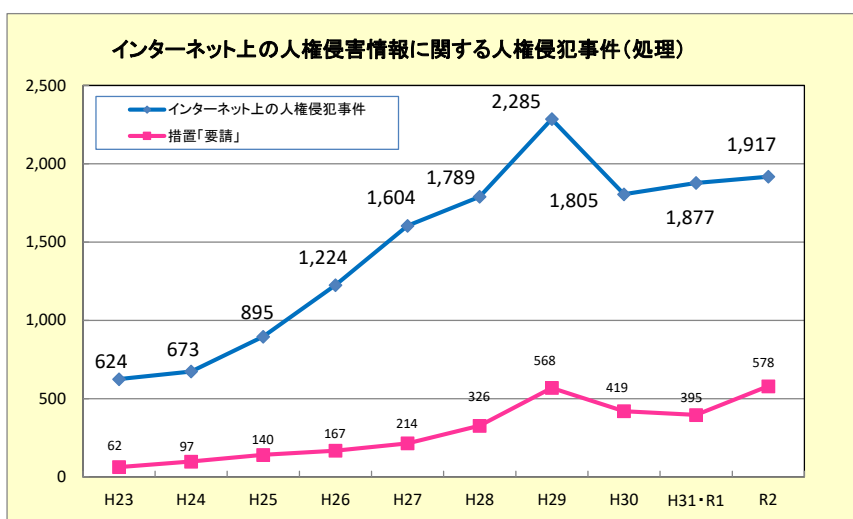
なお、このうち、プライバシー侵害事案が900件、名誉毀損事案が430件となっており、この両事案で全体の78.6%を占めている。



(2) 処理件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,877件を上回る1,917件(2.1%増加)となっており、平成29年に次いで、過去2番目に多い件数である。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、578件となっており、過去最高の件数となった。



(3) 具体的事例について

当機関が令和2年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の掲示板に、自身や小学生の息子に対する誹謗中傷が多数掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、当該掲示板には、被害者やその息子を特定し得る情報とともに、被害者等を犯罪者であるなどとして被害者等を誹謗中傷する内容が多数掲載されており、当該書き込みは、被害者のプライバシーを侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該書き込みの全てが削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例2] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の動画投稿サイトに、被害者である娘（未成年）の元交際相手が投稿したと思われる被害者の動画が掲載されているとして、その親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該動画投稿サイトには、被害者に無断で、氏名等とともに複数の動画や被害者の交際関係に関する書き込みが掲載されており、被害者のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該動画及び書き込みの全てが削除されるに至った。(措置：「要請」)

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<https://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

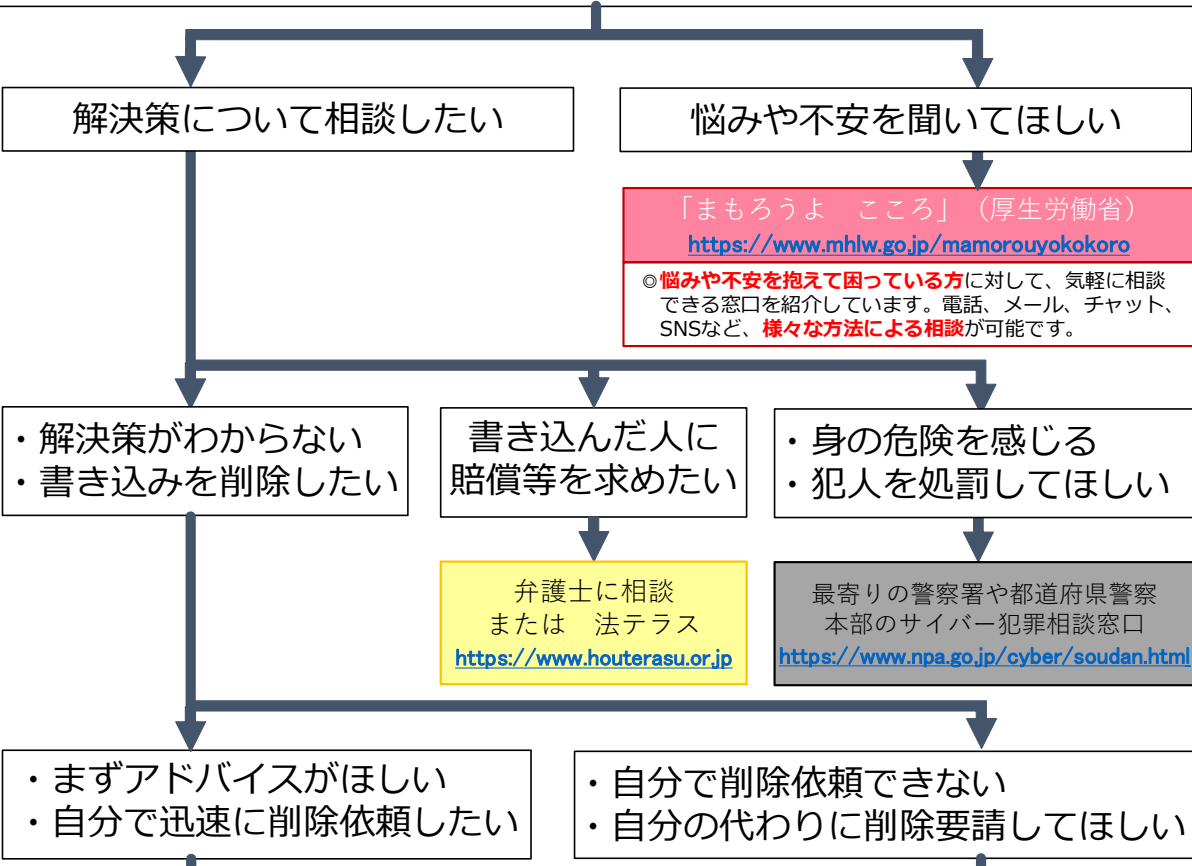
また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」や、啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料を法務省ホームページ等（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合



ネットトラブルの専門家に相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)

<https://www.ihaho.jp>

迅速な助言

- ◎ 相談者自身で行う **削除依頼の方法**などを **迅速にアドバイス**します。
- ◎ **インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎ 人権侵害に限らず、様々な事案に対して **幅広いアドバイスが可能**
- ◎ インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

人権問題の専門機関に相談したい

「人権相談」
(法務省)

<https://www.jinken.go.jp>
「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎ 相談者自身で行う **削除依頼の方法**などの **助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎ 削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎ 全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います (外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

国の機関に相談したい

「誹謗中傷ホットライン」
(セーファーインターネット協会)

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎ インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもののについては、国内外のプロバイダに **各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎ **インターネット企業有志によって運営**されるセーファーインターネット協会 (SIA) が運営しています。
- ◎ インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (14))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け： - 13 - (1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹⁾ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²⁾の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23,004,877	23,597,498	24,282,360	23,807,397
		補正予算(b)	2,499,623	4,038,198	3,925,839	-
		繰越し等(c)	278,916	1,802,300	1,833,759	/
		合計(a+b+c)	25,225,584	25,833,396	30,041,958	
執行額(千円)	24,844,088	23,791,635	27,024,680			
執行額(千円)	24,844,088	23,791,635	27,024,680			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ³⁾ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾					

令和3年度から予算の一部が内閣官房及びデジタル庁において計上されているところ、当該予算(10,663,460千円)を含んだ額

測定指標	令和2年度目標値					達成	
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対元年度増					未達成	
	基準値	実績値					
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
	76	72	1	76	78	76	2
参考指標	実績値						
	28年	29年	30年	元年	2年		
1 外国人入国者数(人)	2,322万	2,743万	3,010万	3,119万	431万		

2	外国人出国者数（人）	2,302万	2,718万	2,985万	3,096万	468万
3	日本人帰国者数（人）	1,709万	1,788万	1,891万	2,003万	368万
4	日本人出国者数（人）	1,712万	1,789万	1,895万	2,008万	317万
5	自動化ゲートの利用者数（人）	275万	331万	1,260万	3,500万	774万
6	バイオカートの導入状況	関西空港等 3空港に導 入	成田空港 等12空港 に導入	北九州空 港等2空 港に導入	羽田空港に 導入	博多港及び 比田勝港に 導入

1 平成29年1月～3月までの実績値である。

2 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。

3 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標		令和2年度目標値				達成	
2	在留資格取消件数（件） 各年末現在	対元年増				達成	
		基準値	実績値				
		元年	28年	29年	30年	元年	2年
		993	294	385	832	993	1,210

測定指標		令和2年度目標値				達成	
3	違反事件数（件）	対元年増				未達成	
		基準値	実績値				
		元年	28年	29年	30年	元年	2年
		19,386	13,361	13,686	16,269	19,386	15,875

評	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
		(判断根拠) 測定指標1, 2及び3は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降は計測を見合わせている。

<p>価 結 果</p>	<p>せているため、未達成とした。</p> <p>測定指標2について、目標件数を上回っているため目標達成とした。</p> <p>測定指標3について、新型コロナウイルス感染症の影響により摘発実施件数が、例年と比べ1,000件以上減少している中、違反事件数は過去の件数と比べ高い水準を維持しているものの、対元年増という目標は達成できなかったため未達成とした。</p> <p>以上のとおり、測定指標1については目標は未達成であり、測定指標2は目標を達成、測定指標3は目標未達成であったため、本施策は進展が大きいと判断した。</p>
<p>施策の分析</p>	
<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせており、目標は未達成となっている。</p> <p>なお、計測及び公表の再開については、外国人入国者数の回復状況を踏まえつつ検討することとしている。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>平成29年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じているほか、在留資格取消しのための事実の調査⁵を入国審査官に加えて入国警備官が行うことも可能となっている。また、在留管理において関係機関等とも連携し、情報共有に努めている。そのため在留資格取消件数は前年を217件上回り、目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3関係】</p> <p>令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べ摘発実施件数が1,000件以上減少(令和元年は1,536件、令和2年は361件)したものの、摘発担当職員を他の違反事件処理に充てるなどして違反事件全体の処理促進に努めた結果、違反事件数は15,875件と、過去のそれと比べても高い水準が維持できた。しかし対元年増という目標は達成できなかったため、「未達成」と評価した。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段 「出入国管理業務の実施」、 「バイオメトリクスシステム⁶の維持・管理」、 「出入国審査システム⁷の維持・管理」及び 「外国人の出入国情報の管理」に関して、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁸及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化を令和元年度に行った。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が令和元年度前半は顕著であったため、指標は前年度である平成30年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗った令和元年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られた。</p> <p>また、上記出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化の結果、入国審査業務が大幅に軽減され、入国審査官等の配置や審査ブースの開放数について、混雑状況やフライトの乗客数、国籍・地域によって柔軟に対応することが可能となった。</p> <p>令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症による影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したため、入国審査待ち時間の計測を見合わせたことから、目標が未達成となっているものの、達成手段、及びは、上記のとおり、空港における入国審査待ち時間を20分以内にするという目標の達成手段として有効かつ効率的であると認められる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和2年7月から10月にかけて全国の地方出入国在留管理局及び支局の事実の調査担当者による書面での意見交換会、また、同年12月に出入国在</p>	

留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在対策に資する事実の調査に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。さらに、達成手段「中長期在留者居住地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在対策としての在留資格取消業務に活用した結果、在留資格取消件数は、前年を217件上回ったことから、偽装滞在者の疑いがある者に対する在留資格取消制度の厳格な運用という目標の達成手段として、上記達成手段及びは有効であると認められる。

【測定指標3 関係】

達成手段「出入国管理業務の実施」、「被收容者等の処遇」及び「出入国審査システムの維持・管理」において、令和元年度から、本邦に不法に滞在する外国人の退去強制手続を執った件数を「違反事件数」として測定指標として加えた。

政府を挙げて観光立国の推進をするなか、不法残留者数は平成27年以降6年連続で増加しており、出入国在留管理庁では、不法滞在者の取締りのための摘発等を継続して推進している。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により摘発実施件数が減少したものの、摘発担当職員を他の違反事件処理に充てるなどして違反事件全体の処理促進に努めた結果、違反事件数は過去と比べても高い水準が維持できており、摘発以外の違反事件処理を推進することで不法滞在対策として安全・安心な社会の実現に有効に寄与したと評価でき、目標は未達成であったとはいえ、不法滞在対策の推進という目標達成の手段として、有効かつ効率的であると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現、安全・安心な社会の実現に加え、外国人との共生社会実現のため、今後の事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり新たに測定指標4を設定し、各取組を推進していく。

【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組[※]は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染拡大状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標2】 在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から新たな在留資格取消事由が加わったほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができるようになり、在留資格取消のための体制が強化されたことから、収集した情報及びそれらの分析結果を活用し、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

【測定指標3】 違反事件数

不法残留者については、平成27年1月1日現在で約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、その後

	<p>は6年連続で増加したが、令和3年1月1日現在では約8万2,800人となった。新型コロナウイルス感染症の影響により外国人入国者数は減少しているものの、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、関係機関と連携し、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。</p> <p>なお、今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。</p> <p>【測定指標4】地方公共団体等と連携を行った回数</p> <p>外国人との共生社会実現のための環境整備にあたって、外国人との共生施策に関する企画・立案に際し、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。</p> <p>また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として出入国在留管理庁の職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。</p> <p>よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数を測定指標として新たに設定した。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号8, 基本政策 関係番号1~5のとおり。 政策の中の整合性を取るほか、政策間の評価の整合性を取った方が良いのではないか。 定量的な測定指標の目標達成度については、数値目標の達成の有無によって判断するべきではないか。 「次期目標等への反映の方向性」において、コロナ渦であることを踏まえ、測定指標の見直しを行うこととしてはどうか。 〔反映内容〕 の観点から、 について、測定指標3の目標達成度について再検討を行い、「達成」状況欄の記載を修正し、 について、「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標3】に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していく旨追記した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課, 対象期間: 平成26年1月1日~令和2年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画¹⁰⁾」(法務省, 平成31年4月26日)
----------------------------------	--

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	--

担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後，許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて，いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは，必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが，現在在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し，政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善，通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ，革新的な出入国審査を実現するため，関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し，平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ，今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く，頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し，ビジネス旅行者のみならず，観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め，平成30年度以降本格的に導入し，日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため，個人識別情報を活用し，出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく，具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう，地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して，審査ブースの増設，施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り，訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため，入国管理当局の情報収集，分析及び活用のための体制強化を図ることにより，全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等，情報収集を一層進め，更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について，主要

7 空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- ・ - 3 - (6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

水際対策

不法滞在等対策

情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

- ・ - 6 - (3) - 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

- ・ - 6 - (3) - 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*5 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている 住居地（同法第19条の7～9）、氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、所属機関等に関する事項（同法第19条の16）、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている（特定技能）外国人の氏名等（同法第19条の18）のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等（同法第19条の30第2項）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*6 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオカート」

従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで行うための機器の通称。上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*9 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00117.html）。

入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間 = 上陸許可時刻 - (到着便の到着スポット・イン時刻(航空機がスポットに到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*10 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカート及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html）を参照。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

別添

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	朝日委員	P9[4.評価結果等] 「目的・目標の具体的内容」	総合評価の評価手法は「民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析」とされているが、「立法作業の状況」が評価結果となっている。法制がもたらす効果の前段階のアウトプット(法制化そのもの)が評価内容となっているように見受けられるが、今後、法制化後には効果の検証を継続して実施するという理解でよいでしょうか。
2	法曹養成制度の充実	井上委員	P13[測定指標1] 「法曹有資格者の海外展開を支援」	法運用の実態調査と海外展開の関係が良く分かりません。
3	法曹養成制度の充実	大沼委員	P13[測定指標1] 活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備	活動領域の「拡大」は重要な問題であり、その情報が自治体・企業場合により市民で共有される環境を整備することは重要である。しかし、弁護士活動をしていて思うのは、弁護士本来の活動領域が他業種(税理士、司法書士、行政書士、社労士など)により「浸食」されており、その傾向が増大していることにある。本来は、非弁活動に当たり、許されないはずであるが、昔からある暴力団などによる倒産整理、交通事故の示談屋の他、現在は、税理士、行政書士、司法書士、社労士がかなり積極的に参入してきている。例えば、遺産分割に他業種が深く関与しても、業者の名前は出さない、しかし報酬は本来の報酬に上乘せしてもらうことがある。その実態は、依頼者でないとわからないことが多く、法の抑制機能があまり効いてないように思われる。WEB広告でも、対価の支払いが伴って入りうる事件の紹介など、斡旋に該当することがある。そういう業者は人材派遣業者も持っていて事務員、経理なども送り込んでくるケースがある。いったんそうなると、事件処理、金銭管理に弁護士が関与できなくなり、弁護士の活動領域がどんどん浸食されていく。何が非弁活動に当たるのかわからないまま引き入れてしまう例も多いので、非弁活動が違法であり、弊害が大きいことの情報、それに引き込まれないことの情報、それを自治体・企業・市民と共有することも検討して良いのではなかろうか。
4	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	朝日委員	P35[参考指標3] 人材育成研修の受講者(仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等)に対するアンケート調査結果(積極的な評価をした者の割合)	参加者数が述べ約300名のうち、回答数13あるいは26と少ない理由はなぜでしょうか。

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(薬物事犯者に関する研究)	伊藤委員	P44【5.事後評価の内容】 (1)本研究の成果について イ 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査及び実地調査	本研究自体は緻密な計画のもと実施されており、事後評価は妥当な評価だと考えられる。左記の点について、諸外国の調査を行ったとあるが、我が国の処遇実態と比べた場合、どのような知見が得られたのか、たとえば米国のドラッグコートや治療共同体のような処遇を取り入れる可能性はあるかなど、ご教示いただきたい。
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(第5回犯罪被害者実態(暗数)調査)	伊藤委員	P61【5.事後評価の内容】 (1)本研究の成果について	本研究は定期的に行われる大規模調査で、事後評価の評価がほぼ妥当と思われるが、第5回目の調査として近年の犯罪状況、例えば特殊詐欺やSNSを通じた若年層を狙った性被害の増加などを踏まえた調査内容があってもよかったのではないかと、ご教示いただきたい。
7	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(第5回犯罪被害者実態(暗数)調査)	伊藤委員	P61【5.事後評価の内容】 (1)本研究の成果について	有効性の評価項目に関して、成果が行政の実務家や大学等の研究者などに広く利用されるのは当然と考えるが、一般市民にも分かりやすく役立つ情報として提供されることが望ましい。諸外国では被害実態調査の目的の1つに「犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること」が掲げられているとあるので、ご意見を伺いたい。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P74～75【測定指標1～3】 R2の目標値 予算額, 執行額	目標値設定の根拠を教えてくださいませんか? とりまとめられた地域再犯防止推進モデル事業の実施状況は、実施している地方公共団体に共有が図られたり、全体会議が実施されたりしているのでしょうか。 予算額, 執行額の割合(平均)等も出ていますと、達成度の評価をする指標となるような気がしました。
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	井上委員	P127【測定指標3】 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	おおむね達成とありますが、広報活動が前年の23%で激減しています。どういう理由でおおむね達成か分かりづらいと思います。
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P125【測定指標1】 デジタルフォレンジック研修	アンケートによる測定目標が研修を理解した割合になっていますが、目的から照らして、知識技能の修得ができたか、受講したためになったかを指標にすべきではないかと思いました。また、このことによって、PDCAのPDCまでできたことになりませんが、Cについて今後どのようなアクションを起こすのでしょうか(カリキュラムの見直しの言及があってもよいように思いました)。
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P126【測定指標2】 被害者支援研修	被害者支援研修に関しては、研修カリキュラムが中級、上級となっているデジタルフォレンジック研修と違い、段階的な研修になっていません。対象者を毎年変え、幅広く知識の流布に努める研修なのか、対象者は同じで段階的な知識や技能の修得に努める研修なのかによっても異なってくるかと思えます。そうした目標に応じた研修を行うべきではないのでしょうか。少なくともこうした観点から評価測定をすべきではないかと思いました。(個人的にはGWやロールプレイ等も重要と思われれます。すなわち受講型ではなく当事者として参加型の研修もあってよいのではないのでしょうか)。
5	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	朝日委員	P208【測定指標2】 地域住民との意見交換会の実施回数	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で目標未達となっているが、令和元年度の未達も含め、回数が減ったことによる影響あるいは、これまでも含め回数の適切さについて検討に資する情報はあったでしょうか。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
基本政策 関係

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P222[測定指標3-1] 「市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数」	目標値が14万筆ということは元年度に達成済みということでしょうか。
2	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P224[測定指標1] 登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急に実施	<p>国土調査には国土調査法19条5項の指定制度があり、その活用がなされているものと思われるがその実態、近時の件数についてお聞きしたい。また、活用が進んでいない場合には、その理由と対策についてご説明願いたい。</p> <p>地籍調査が進展しない理由としてその必要性や効果が住民に理解されないとされているが、要は、住民及び自治体に、経済的なインセンティブがないか、あっても周知されていないのではないかと。具体的にどのようなインセンティブがあるのか、それを周知させるのにどのような対策がとられているのかを説明していただきたい。仮に、インセンティブが不十分であるとすれば、一定期間の固定資産税軽減措置、補助金の増額などと組み合わせて(財務省との調整が必要)、十分なものにする必要があるのではないかと。ご意見をお聞かせいただきたい。</p> <p>さらに、境界特定登記官による境界特定の件数の推移と伸び悩んでいるとすれば、その理由、対応策を説明願いたい。そして、立法論ではあるが、建築主事の建築確認業務を民間を含む指定確認検査機関ができるようにしたのと同様に、測量士の資格を持つ土地家屋調査士の一部を指定し、指定境界特定機関とすることにより、境界特定の件数を増加することを検討しても良いのではないかと、ご意見をお聞かせいただきたい。</p>
3	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P224～225[測定指標3-1, 3-2] 所有者不明土地問題の解消	長期相続登記未了土地についての相続人探索を司法書士等に委託し、表題部所有者不明土地についての所有者の探索を土地家屋調査士等を所有者探索委員として任命し活用しているとあるが、それぞれの実情と件数の推移、問題点と対応策をお聞かせいただきたい。また、相続人を探索しようにも戸籍が戦災で消失しているとか、所有者探索に必要な資料、探索方法を具体的にどうしているのかを教えてください。
4	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P228～229[測定指標1・参考指標] 国籍事務を適正かつ厳格に処理する	令和2年の申請件数より、許可件数が多いという現象が生じている。これは令和元年に申請されたものの積み残しを処理したためと思われるが、帰化を申請してから許可の判断がなされるまでの平均的期間、積み残しが生じた理由について教えてください。
5	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P230[測定指標3, 4] オンラインによる供託手続き 自筆証書遺言保管制度	供託手続きのオンライン利用率が令和2年度に高くなった。これは制度のPRとともに、資料の簡略化(印鑑の省略等)その他がなされているからではないかと推測されるが、その実情について教えてください。また、自筆証書遺言保管制度のHPアクセス件数が令和2年度に飛躍的に増加しているが、実際の同制度の利用件数と審査、保管の現状を教えてください。

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
6	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	井上委員	P238〔測定指標4〕 モニター調査による人権相談窓口の認知度	おおむね達成とありますが、対前年度増が目標値であれば、達成していないのではないのでしょうか。
7	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	宮園委員	P236〔測定指標1〕 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合	見聞きしたことのある者をどのようにして選んだのでしょうか？60%が目標値なのに46.3%で概ね達成したとなっていますが... モニター調査では見聞きした者の割合は2割満たしていません。 どうして人権ホットライン等の相談に至ったのか、相談窓口の存在を知った理由を調査しているのでしょうか？相談経路の調査結果も測定指標にするとよいのではないかと思います。
8	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性 施策の予算額及び執行額等	在留カード等読取アプリ 同7枚目「次期目標等への反映の方向性」で「グローバル化の進展に伴い、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や、SDGsが掲げる『誰一人取り残さない』社会の実現がより一層求められている。」とあるが、2020年12月から入管庁が配布している「在留カード等読取アプリ」は差別や偏見を助長するとの指摘が国会議員や研究者、支援者から批判を受けている。 東京新聞の2021年6月15日報道では、「君塚宏在留管理支援部長は本紙の取材に『アプリが悪用され、人権侵害が起きることは全く望んでいない。指摘を受け、対応を検討する』と話した。」とのことであるが、いかなる対応を検討しているのか。即時、公開を停止すべきではないか。 また、記事によればアプリの開発費が8400万円とのことであるが、在留カードに入っているICチップを読み取るだけの機能のアプリにこれは高すぎるのではないか。発注先及び金額はどのようにして決めたのか。
9	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242～243, 245～279別紙1 達成すべき目標及び次期目標等への反映の方向性	「人権」概念の普及について 報告書に添付されているパンフレットの資料(258頁)では、人権侵害の具体例として「いじめ・いやがらせ」「虐待」「インターネットでのプライバシー侵害」「差別」として、いずれも私人間による人権侵害が図示されているが、本来「人権」という概念は、国家からの自由を意味するものである。 人権尊重思想の普及高揚をするのであれば、少なくとも本来的な意味での人権概念や、国家による人権侵害について何ら言及しないのは著しい不備であると考えられるが、なぜ言及しないのか。

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
10	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242～243 達成すべき目標及び次期目標等への反映の方向性	<p>人権擁護委員会の活動～対国家活動 「9」とも関連するが、本来の人権概念は、国家からの侵害に対する自由を意味するが、人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例は12件中少なくとも10件が私人間のものである(事例11と12は学校の事例であるが、私立か公立かは明らかでない)。 人権擁護委員法1条、2条によれば、同委員会の対象として、国家による人権侵害行為は除外されていない。例えば刑務所や入国管理局、警察などによる人権侵害行為の相談事例はどの程度あり、どのように対処しているのか。 (参考) 人権擁護委員法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。 (委員の使命) 第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。</p>
11	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P239,240【測定指標5】 「人権相談・調査救済体制」について	<p>測定指標5「人権相談・調査救済体制」について 「SNSによる人権相談を大都市圏である東京法務局及び名古屋法務局において開設するなどして、人権相談体制の整備をしたほか、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を把握した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じたことから、『達成』と判断した。」とあるが、別紙4「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」では、人権擁護機関からプロバイダ等への情報削除要請だけでなく、警察署への被害相談や、削除依頼の具体的方法の助言、仮処分申立方法の教示も含めた対応が参考視標「9」の「人権侵犯事件の対応件数」とされていると思われる。 しかし、この種事件で警察署が事件化して対応することは希であるし、裁判所を通じた救済手続は時間も費用もかかり、非常にハードルが高いことは、実務法曹には顕著な事実である。別の窓口を紹介しただけでは、人権擁護委員法2条の「救済のため、すみやかに適切な処置」をしたとはいえない。 そこで、「9」の対応件数については、その対応内訳及びそれに要した時間を明示した上で、「すみやかに適切な処置」という使命が達成されたか否かの評価をすべきであるので、対応の内訳及び処理に要した平均期間を明らかにされたい。</p>

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見
 基本政策 関係

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	大沼委員	P294 達成手段の有効性, 効率性等	今後のデジタル化社会を見据え, 外国人登録原票や顔認証・指紋認証等, 外国人に関する個人データ等をデジタル化し一元管理することができれば行政の効率化に資すると思うが, 電子化の現状はどのようになっているのか。その電子データないし(電子化していない場合は)紙データはどこが管理しているのか。それを入管が在留審査や出入国時の審査をはじめとする各種審査や調査に利用する上で問題が生じていないか教えていただきたい。
2	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	大沼委員	P292【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率	顔認証ゲート等の環境整備が役に立っているとのことであるが, 顔認証についてのデータは, どのような方法でどの程度収集され, 入国審査以外ではどのように活用されているのか教えていただきたい。
3	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P292,295 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性	<p>2021年3月6日名古屋入管でなくなったスリランカ人女性のビデオ開示について 標記の事件は, 2021年5月18日の時事通信の記事などの各種メディアでも繰り返し大きく取り上げられ, 2021年の通常国会でも様々な議員から真相究明のための質問がされ, 女性が亡くなる前に撮影された防犯カメラの動画を議員やご遺族へ開示するよう重ねて要求された。 しかし, 国はこれを頑なに拒否している。 日本も批准している市民的, 政治的権利に関する国際規約6条1項は生命に対する固有の権利の保障を謳っているが, 同条について規約人権委員会が作成した公権の解釈である一般的意見36では「締約国は, とりわけ, 生命の剥奪につながる事件に関連する真実が何かを確かにするための適切な措置を講じる必要がある。」「締約国はまた, 関連するものを開示すべきである。国は被害者の近親者へ調査に関する詳細を開示すべきであり, 近親者が新しい証拠を提出することを認め, 調査における近親者の法的地位を認めるべきである。」とされている。 つまり, 少なくともご遺族に対しては, 自由権規約6条1項の解釈により, ビデオを開示すべきである。 この点, 国会審議などでは 保安上の理由 亡くなられた方の名誉・尊厳・プライバシー保護 最終報告に向けて調査に加わった外部の第三者にビデオを開示しており, 最終報告完成前に開示をすると適正な調査の支障となるという理由でビデオの開示はできないとしている。 しかし については, ご遺族は名古屋入管内の施設内を案内され, 女性が亡くなるまで収容された部屋も見ているのであるから, 重ねてビデオを開示することには何ら保安上の支障が生じないことは明らかである。どうしても必要なら保安上の支障が生じないようモザイクをかければよい。 の名誉・尊厳・プライバシーもご遺族であれば何ら問題にならない。 もご遺族がビデオを見て意見を表明したとして, それによって調査に加わった第三者の適正な調査に支障が出るということはおよそ想定できない。メディア報道による影響を懸念しているのかもしれないが, それで調査に支障が出るのであれば, そもそもその第三者は公正な調査をする資質に欠けている。 以上から, 少なくともご遺族にビデオを開示すべきである。 また, ご遺族の了解が取れるのであれば, 上記 の点もクリアできるので, 政策評価の前提として, 当懇談会にもビデオを開示すべきである(ご遺族の代理人を通じて了解は取れる見通しである。)</p>

	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
4	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員		<p>当局の要求する新型コロナウイルス陰性証明書を提示できなかったために入国を拒否され、出発国に「送還」された日本国籍の者について</p> <p>2021年4月21日日テレNEWS24の報道によれば、新型コロナウイルスの水際対策で日本政府が入国者に求めている検査証明書に不備があったとして日本国籍の男女2人が入国を認められず、出発国に送還されていたとのことである。</p> <p>しかし、出入国管理及び難民認定法には日本人の帰国を拒否できる規定はない(同法61条参照)。検査法でも、外国から来航した航空機について、その長が検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、上陸できない旨の規定はあるが(同法5条)、出発国への強制送還については規定がない。日本への上陸を拒否された人は、出発国に戻されてもその国に受け入れられる保障はなく、受け入れられなければ、映画空港「ターミナル」の主人公のように空港内に留め置かれたままの状態を余儀なくされかねない。</p> <p>そこで、この報道にある人たちの上陸を拒否した根拠、出発国へ送還した根拠は何か。もし本人が同意したというのであれば、外に方法のない彼らに対する同意の求め方は任意であったといえるのか、明らかにされたい。</p> <p>(参考) 出入国管理及び難民認定法 (日本人の帰国) 第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人(乗員を除く。)は、有効な旅券(有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書)を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。</p> <p>検査法 (交通等の制限) 第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機(以下「船舶等」という。)については、その長が検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検査飛行場ごとに検査所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 検査感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検査所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検査飛行場ごとに検査所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。</p> <p>二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。</p> <p>三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検査所長の許可を受けたとき。</p>
5	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P292,295 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性	<p>「不法滞在」という呼び方</p> <p>「13人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」の施策の概要(1頁)では、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。」とされているが、「14 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」は標題から「不法滞在」という用語を用いている。</p> <p>2021年2月16日、米国のバイデン政権は、外国籍の人々について言及する際に、「より包括的な言語」を使用するよう指示し、これを受けて米国移民局は、在留資格を有しない外国人を「違法エイリアン(illegal alien)」と呼ぶのではなく、「未登録の非市民(undocumented noncitizen)」に置き換えるよう指示をした。</p> <p>日本でも、2021年5月24日、参議院決算委員会で山添拓議員から「不法滞在という呼び名のイメージとその実態には乖離がある」として、同様の提言がされている。</p> <p>人権尊重思想の普及高揚のためには、本報告書においても、「不法滞在」という用語を用いず、「非正規滞在」とするべきではないか。</p>